

専門的知識を有する福祉用具専門相談員の
養成に向けた研修内容に関する調査研究事業

報 告 書

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

はじめに

本調査は平成 26 年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)の補助を得て、一般社団法人日本福祉用具供給協会が実施したものです。

現在、介護保険制度の改正について社会保障審議会介護保険部会で検討されていますが、福祉用具貸与サービスについては介護給付費分科会において「専門的知識及び経験を有する者の配置を促進していくことについて検討」との方針が示されています。しかし「専門的知識及び経験」の具体的な内容は示されておらず、配置すべき人材の具体的な内容は今後の検討課題となっています。

一方、現在の福祉用具専門相談員の研修カリキュラムは平成 26 年 6 月に変更されており、福祉用具専門相談員の役割への期待も変化すると考えられます。介護保険制度の円滑な運用の観点からは、居宅介護にかかわる他職種が参加してサービス内容について協議するサービス担当者会議での検討の質を高めることが重要であり、福祉用具専門相談員もそうした場において専門性を確することが期待されています。

他職種と連携しつつ介護サービス全体の質を高めることに資する「専門的知識及び経験を有する者」の具体的な人材像を検討するためには、現在の福祉用具専門相談員の業務の実態、他の職種との連携において果たしている役割、それに対応できる人材育成の実態を併せて把握しておくことが重要です。

こうした問題意識に基づき、本調査では、全国の福祉用具専門相談員の人材育成の実態を業務の実態との関連から把握するための実態調査を行いました。その結果、介護支援専門員から信頼を得ている経験豊富な福祉用具専門相談員が数多くいることが把握され、評価されている知識、能力がどのようなものであるかを整理しました。また、今後のケアマネジメントでさらに重視される多職種との連携の場において、福祉用具に関する専門職としての知見に基づく情報提供、福祉用具選定の主体的な提案が期待されていることも把握されました。これらの結果をまとめた本報告書が、今後さらに福祉用具専門相談員に求められる専門性について検討を進める際の資料として活用されることを期待するものです。

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

目 次

1. 調査の目的と全体構成.....	1
1-1. 事業実施の目的.....	1
1-2. 調査の進め方.....	1
1-3. 調査の実施体制.....	5
2. アンケート調査.....	6
2-1. アンケート調査の概要.....	6
2-2. 調査結果.....	7
2-3. アンケート調査結果のまとめ.....	86
3. ヒアリング調査.....	90
3-1. ヒアリング調査概要.....	90
3-2. ヒアリング調査結果.....	91
4. 福祉用具分野の既存研修・資格の現状について.....	97
5. 他の介護サービスの資格基準と人材育成方針について.....	104
6. 調査結果のまとめと考察.....	115
6-1. 福祉用具専門相談員に対する評価と「専門的知識および経験を要する福祉用具専門相談員」の像.....	116
6-2. 「専門的知識および経験を要する福祉用具専門相談員」に求められる知識と役割（能力）.....	119
6-3. まとめ.....	122
7. 今後の課題.....	124
<参考資料>.....	125

調査票

調査結果の概要

1. 調査の目的と全体構成

1-1. 事業実施の目的

現在、介護保険制度の改正について社会保障審議会介護保険部会で検討されているが、福祉用具貸与サービスについては介護給付費分科会において「専門的知識及び経験を有する者の配置を促進していくことについて検討」との方針が示されている。しかし「専門的知識及び経験」の具体的な内容は示されておらず、配置すべき人材の具体的な内容は今後の検討課題である。

一方、現在の福祉用具専門相談員の研修カリキュラムは平成26年6月に変更されており、福祉用具専門相談員の役割への期待も変化すると考えられる。介護保険制度の円滑な運用の観点からは、居宅介護にかかわる他職種が参加してサービス内容について協議するサービス担当者会議での検討の質を高めることが重要であり、福祉用具専門相談員としてもそうした場において発揮できる専門性を確保しておく必要がある。

他職種と連携しつつ介護サービス全体の質を高めることに資する「専門的知識および経験を有する者」の具体的な人材像を検討するためには、現在の福祉用具専門相談員の業務の実態、他の職種との連携において果たしている役割、それに対応できる人材育成の実態を併せて把握しておく必要がある。

こうした問題意識に基づき、本調査では、全国の福祉用具専門相談員の人材育成の実態を業務の実態との関連から把握するための実態調査を行った。その結果を整理するとともに人材育成の課題を整理し、今後の福祉用具専門相談員に求められる専門性の検討に資する資料を作成することを目的とした。

1-2. 調査の進め方

上記の目的を達成するため、本調査は以下の手順で実施した。

1) 検討委員会の設置

調査の方法、調査結果の解釈、特に今後福祉用具専門相談員に求められる専門性とそうした専門性を有する人材育成のあり方などについて検討するために、介護支援専門員、リハ専門職、その他の介護サービス事業者、福祉用具・介護ロボット開発者（製造事業者）、などから構成される委員会を設置した。

【検討委員会の主な検討事項】

- ・福祉用具専門相談員に求められる専門性、業務スキルの検討
- ・それに基づいて実態把握すべき調査項目の検討
- ・調査の全体的枠組み、調査の方法の検討
- ・調査結果の解釈、評価についての検討
- ・調査結果に基づく福祉用具専門相談員の専門性養成のあり方の検討
- ・調査報告書内容の検討

2) 福祉用具専門相談員に求められる専門性についての実態調査

介護サービスの現場において多職種と円滑に連携してサービスの質を高める観点から、福祉用具専門相談員に求められる能力と専門性について検討した。その検討材料とするため以下の項目について調査した。

① 他の介護サービスの資格基準と人材育成方針の把握

介護保険サービスの提供において福祉用具専門相談員と関わりを持つ他の職種における資格基準、特に上級資格に留意してそれらの基準と人材育成の考え方についての情報を収集し、整理した。

各職種の養成カリキュラム、介護保険サービスにおいて果たすべき役割について既存資料、職能団体が有する人材養成システムなどの情報を収集するとともに、各職種の現場業務に詳しい有識者にもヒアリングし情報収集した。

【対象とする職種等】

- ・ 介護支援専門員、主任介護支援専門員
- ・ ホームヘルパー、介護福祉士
- ・ リハビリテーション専門職

② 福祉用具貸与事業者における福祉用具専門相談員の実態把握

全国の福祉用具貸与事業者および介護支援専門員、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション事業所に勤務するリハ専門職を対象としたアンケート調査を行い、以下の事項について実態を把握した。

【主な調査項目】

- a) 事業所及び回答者属性
- b) 福祉用具貸与事業所における人材育成の状況
福祉用具専門相談員の受講済み研修の実態
- c) 福祉用具専門相談員の知識、能力に対する評価
- d) 専門的知識を有する福祉用具専門相談員に求められる知識、役割など

③ 福祉用具分野の既存研修、資格の現状把握

現時点で福祉用具専門相談員の人材育成に資すると考えられる研修等について、関連各団体が実施している研修、人材育成カリキュラムの受講実態と研修カリキュラムの内容に関する情報を収集し、介護保険業務の観点から整理した。

【対象とする研修等】

- ・日本福祉用具供給協会 福祉用具選定士
- ・テクノエイド協会 福祉用具プランナー
- ・シルバーサービス振興会 福祉用具貸与事業者現任研修

3) 課題の整理と今後の福祉用具専門相談員育成方針についての検討

福祉用具専門相談員に対する実態調査の結果および、福祉用具分野の既存研修が想定している専門性、他の介護サービス職種が想定している専門性の考え方を整理し、福祉用具専門相談員が果たしている役割、専門性の相対的な位置づけを分析した。

その結果から、福祉用具専門員業務の役割、特性、専門性を確認するとともに、今後の人材養成の課題、今後養成すべき専門性の方向性について検討した。

4) 報告書、啓発資料の作成、配布

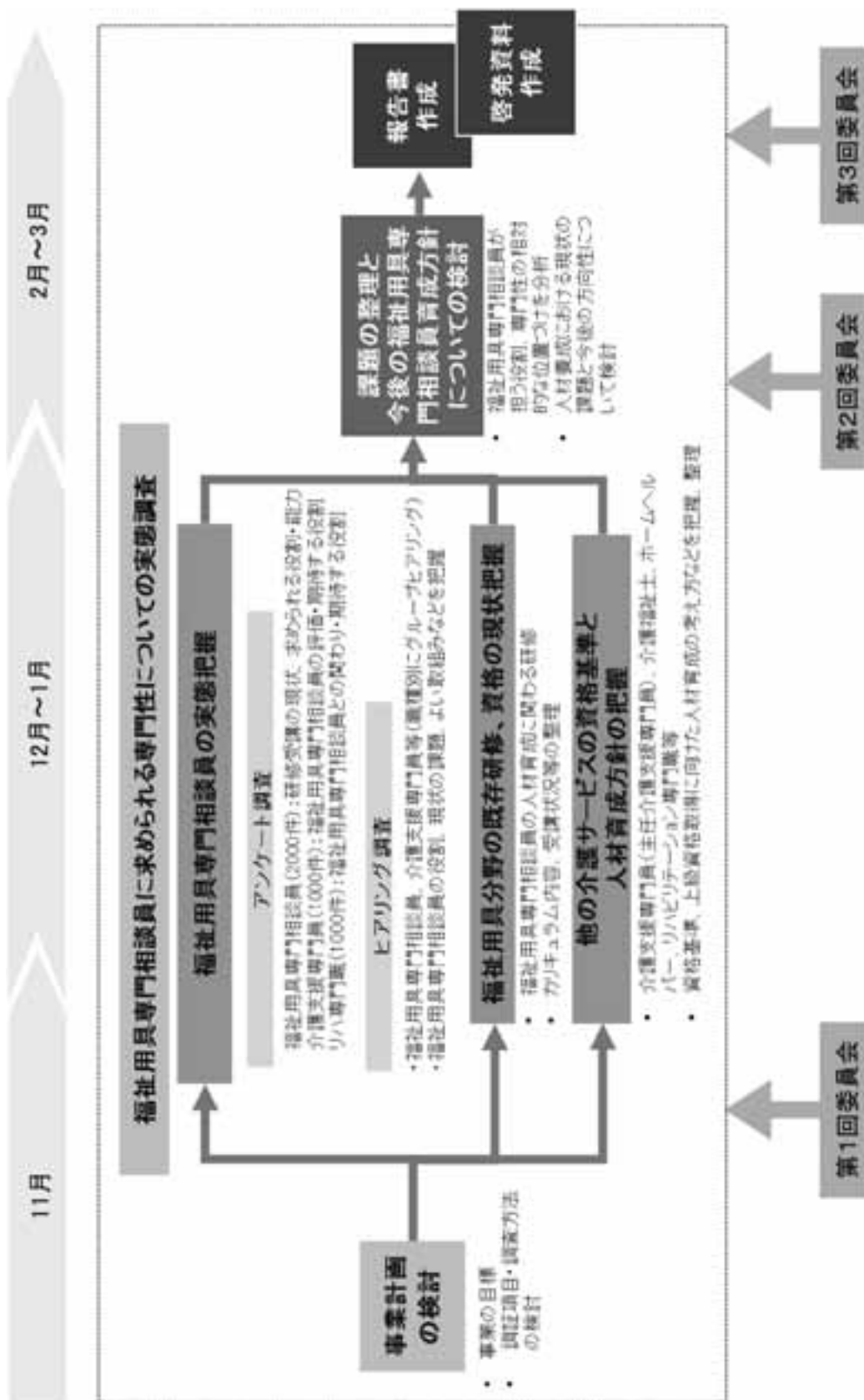
実態調査の結果と、今後の専門性の方向性についての検討結果を整理し、啓発資料および報告書を作成した。作成した報告書、啓発資料は全国の関係者、関係機関に配布した。

【成果物】

- ・人材育成啓発資料作成
- ・報告書作成

調査の全体フローチャートは以下のとおりである。

図表 1 調査の全体フローチャート



1-3. 調査の実施体制

本調査の実施に際して、下記の検討委員会を設置した。

(順不同・敬称略)

	お 名 前	所 属
委員長	渡 邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター 医療部 担当部長
委 員	加 島 守	高齢者生活福祉研究所 所長
委 員	助 川 未 枝 保	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事 (株)千葉福祉総合研究所 代表取締役・所長
委 員	東 畠 弘 子	国際医療福祉大学大学院 准教授
委 員	岩 元 文 雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長
委 員	荒 木 弘 史	フランスベッド（株）東日本事業部 千葉支社 副支社長

(オブザーバー)

厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官 介護支援専門官	東 祐二
厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修係 係長	和田 淳平
厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修係	竹見 雅裕

(事務局)

一般社団法人日本福祉用具供給協会 運営委員	石橋 進一 ((一社)シルバーサービス振興会)
一般社団法人日本福祉用具供給協会 運営委員	岩 淵 輝 夫 (株)日本サービスセンター
一般社団法人日本福祉用具供給協会 運営委員	前橋 伸 治 (株)ヤマシタコーポレーション
一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局長	東 山 文 夫
一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局次長	四 谷 徳 彦
一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局主任	淡 路 陽 子
株式会社三菱総合研究所 人間・生活研究本部 主任研究員	橋 本 政 彦
株式会社三菱総合研究所 人間・生活研究本部 主任研究員	江 崎 郁 子

2. アンケート調査

2-1. アンケート調査の概要

1) 調査概要

① 調査対象

福祉用具貸与事業所	管理者 福祉用具専門相談員 ※福祉用具供給協会会員事業所 ※介護サービス情報公表システムのデータより無作為抽出
居宅介護支援事業所	介護支援専門員 ※介護サービス情報公表システムのデータより無作為抽出
通所リハビリテーション事業所	リハビリテーション専門職 ※介護サービス情報公表システムのデータより無作為抽出
訪問リハビリテーション事業所	リハビリテーション専門職 ※介護サービス情報公表システムのデータより無作為抽出

② 調査方法

自記式調査票の郵送配布・回収

③ 調査時期

2014 年 12 月～2015 年 1 月

④ 回収状況

		発送数	回収数	有効回答数	有効回答率
福祉用具専門相談員		2000	664	663	33.2%
福祉用具専門相談員（管理者）		2000	718	718	35.9%
介護支援専門員		1000	379	378	37.8%
リハビリテーション専門職	通所リハ	500	164	164	32.8%
	訪問リハ	500	191	191	38.5%
	計	1000	355	355	35.5%

2-2. 調査結果

(1) 回答者属性等

1) 事業所の基本情報について

【A. 福祉用具専門相談員（事業所管理者票）】

① 一般社団法人日本福祉用具供給協会への所属

一般社団法人日本福祉用具供給協会への所属は、「会員である」が 36.9%、「会員ではない」が 60.3%となっている。

図表 2 一般社団法人日本福祉用具供給協会への所属

全体	会員である	会員ではない	無回答
718 100.0%	265 36.9%	433 60.3%	20 2.8%

② 事業所の開設年

事業所の開設年は 2000～2004 年が 41.3%と多かった。

図表 3 事業所の開設年

全体	1994年以前	1995～1999年	2000～2004年	2005～2009年	2010～2014年	無回答
718 100.0%	95 13.2%	70 9.7%	296 41.3%	125 17.4%	109 15.2%	23 3.2%

③ 事業所の福祉用具レンタルの利用者数

事業所の福祉用具レンタルの利用者数は、「100～299 人」が 23.7%と最も多く、次いで「49 人以下」が 18.0%、「500～999 人」が 15.2%となっている。

図表 4 事業所の福祉用具レンタルの利用者数

全体	49人以下	50～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人以上	無回答	平均
718 100.0%	129 18.0%	73 10.2%	171 23.7%	73 10.2%	109 15.2%	106 14.8%	57 7.9%	496.9 -

④ 同一法人の持つ福祉用具貸与事業所数

同一法人の持つ福祉用具貸与事業所数は、「1 事業所（貴事業所のみ）」が 61.0%%と最も多く、次いで「2～10 事業所」が 23.5%、「11 事業所以上」が 12.7%%となっている。

図表 5 同一法人の持つ福祉用具貸与事業所数

全体	1事業所(貴事業所のみ)	2～10事業所	11事業所以上	無回答
718 100.0%	438 61.0%	169 23.5%	91 12.7%	20 2.8%

⑤ 事業所に併設しているサービス

事業所に併設しているサービスは、「居宅介護支援事業所」が 32.7%と最も多く、次いで「訪問介護事業所」が 22.3%、「通所介護事業所」が 12.4%となっている。

図表 6 事業所に併設しているサービス（複数回答）

全体	病院・診療所・歯科診療所	訪問看護事業所	訪問介護事業所	訪問リハビリテーション事業所	通所リハビリテーション事業所	訪問入浴介護事業所	通所介護事業所	介護老人保健施設	居宅介護支援事業所	その他	無回答
718 100.0%	13 1.8%	36 5.0%	160 22.3%	11 1.5%	15 2.1%	27 3.8%	89 12.4%	9 1.3%	235 32.7%	86 12.0%	389 54.2%

⑥ 事業所における福祉用具の調達方法

事業所における福祉用具の調達方法は、「主にレンタル卸を利用している」が 50.0%と最も多く、次いで「併用している」が 32.0%、「主に自社で調達・保有している」が 14.5%となっている。

図表 7 事業所における福祉用具の調達方法

全体	主に自社で調達・保有している	主にレンタル卸を利用している	「1」と「2」を併用している	無回答
718 100.0%	104 14.5%	359 50.0%	230 32.0%	25 3.5%

⑦ 事業所の職員体制

事業所の職員体制は、「現場担当職（営業職）」の常勤実人数の平均が 5.1 人であり、「うち福祉用具専門相談員資格保有者数」は 4.9 人であった。

図表 8 事業所の職員体制

		全体	0人	1人	2人	3～4人	5～9人	10人以上	無回答	平均
現場担当職 (営業職)	常勤実人数	718	13	56	184	194	165	94	12	5.1
		100.0%	1.8%	7.8%	25.6%	27.0%	23.0%	13.1%	1.7%	—
	非常勤実人数	718	546	96	33	22	5	4	12	0.5
		100.0%	75.9%	13.4%	4.6%	3.1%	0.7%	0.6%	1.7%	—
	うち福祉用具専門相談 員資格保有者数	718	59	42	143	212	158	92	12	4.9
		100.0%	8.2%	5.8%	19.9%	29.6%	22.0%	12.8%	1.7%	—
事務専門職	常勤実人数	718	691	10	2	2	1	0	12	0.0
		100.0%	96.2%	1.4%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	1.7%	—
	非常勤実人数	718	272	200	88	90	48	8	12	1.6
		100.0%	37.8%	27.9%	12.3%	12.5%	6.7%	1.1%	1.7%	—
	うち福祉用具専門相談 員資格保有者数	718	571	96	22	11	5	1	12	0.3
		100.0%	79.5%	13.4%	3.1%	1.5%	0.7%	0.1%	1.7%	—
その他	常勤実人数	718	427	134	69	47	23	6	12	0.9
		100.0%	59.5%	18.7%	9.6%	6.5%	3.2%	0.8%	1.7%	—
	非常勤実人数	718	704	2	0	0	0	0	12	0.0
		100.0%	98.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	—
	うち福祉用具専門相談 員資格保有者数	718	513	91	36	35	23	8	12	0.8
		100.0%	71.4%	12.7%	5.0%	4.9%	3.2%	1.1%	1.7%	—
その他	常勤実人数	718	653	36	8	6	3	0	12	0.1
		100.0%	91.0%	5.0%	1.1%	0.8%	0.4%	0.0%	1.7%	—
	うち福祉用具専門相談 員資格保有者数	718	563	69	31	25	15	3	12	0.5
		100.0%	78.4%	9.6%	4.3%	3.5%	2.1%	0.4%	1.7%	—
	うちリハ専門職(PT・O T・ST)資格者数	718	701	4	1	0	0	0	12	0.0
		100.0%	97.6%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	—

2) あなた自身のことや業務の状況について

① 福祉用具専門相談員としての業務経験年数

福祉用具専門相談員としての業務経験年数は、「10～14 年」が 42.3%と最も多く、次いで「5～9 年」が 24.5%、「15 年以上」が 13.9%となっている。

図表 9 福祉用具専門相談員としての業務経験年数

全体	～1年	2年	3～4年	5～9年	10～14年	15年以上	無回答	平均
718 100.0%	51 7.1%	22 3.1%	48 6.7%	176 24.5%	304 42.3%	100 13.9%	17 2.4%	9.8 -

② 管理者としての経験年数

管理者としての経験年数は、「5～9 年」が 29.0%と最も多く、次いで「10～14 年」が 19.8%、「～1 年」が 16.7%となっている。

図表 10 管理者としての経験年数

全体	～1年	2年	3～4年	5～9年	10～14年	15年以上	無回答	平均
718 100.0%	120 16.7%	75 10.4%	115 16.0%	208 29.0%	142 19.8%	41 5.7%	17 2.4%	6.3 -

③ 「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格

「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格は、「ヘルパー1 級・2 級」が 29.2%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が 13.0%、「その他」が 10.7%となっている。

図表 11 「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格（複数回答）

全体	社会福祉士	介護福祉士	義肢装具士	作業療法士	理学療法士	ヘルパー1 級・2級	介護支援専 門員	その他	無回答
718 100.0%	17 2.4%	61 8.5%	5 0.7%	2 0.3%	1 0.1%	210 29.2%	93 13.0%	77 10.7%	366 51.0%

④ 現在履修済みの研修や取得している民間資格

現在履修済みの研修や取得している民間資格は、「福祉住環境コーディネーター」が 47.2%と最も多く、次いで「福祉用具プランナー」が 24.4%、「福祉用具選定士」が 12.5%となっている。

図表 12 現在履修済みの研修や取得している民間資格（複数回答）

全体	福祉用具プランナー	福祉用具選定士	福祉住環境コーディネーター	福祉用具供給事業従事者現任研修	その他	無回答
718 100.0%	175 24.4%	90 12.5%	339 47.2%	46 6.4%	31 4.3%	281 39.1%

⑤ 管理者としての業務以外に、福祉用具専門相談員としての業務を行っているか

管理者としての業務以外に、福祉用具専門相談員としての業務を行っているかを聞いたところ、「福祉用具専門相談員として利用者を担当している」が 58.3%と最も多く、次いで「管理者としての業務のみを行っている」が 24.1%、「個別の利用者を担当していないが福祉用具専門相談員としての業務を行っている」が 14.3%となっている。

図表 13 管理者としての業務以外に、福祉用具専門相談員としての業務を行っているか

全体	福祉用具専門相談員として利用者を担当している	個別の利用者を担当していないが福祉用具専門相談員としての業務を行っている	管理者としての業務のみを行っている	無回答
718 100.0%	418 58.3%	103 14.3%	173 24.1%	24 3.3%

a) 担当数

「福祉用具専門相談員として利用者を担当している」担当数は、「100～199 人」が 30.0%と最も多く、次いで「50～99 人」が 23.7%、「10～29 人」が 12.6%となっている。

図表 14 「福祉用具専門相談員として利用者を担当している」担当数

全体	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～199人	200人以上	無回答	平均
427 100.0%	27 6.3%	54 12.6%	51 11.9%	101 23.7%	128 30.0%	37 8.7%	29 6.8%	90.9

【B. 福祉用具専門相談員】

① 福祉用具専門相談員としての業務経験年数

福祉用具専門相談員としての業務経験年数は、「5～9 年」が 33.7%と最も多く、次いで「10～14 年」が 30.9%、「3～4 年」が 19.5%となっている。

図表 15 福祉用具専門相談員としての業務経験年数

全体	～1年	2年	3～4年	5～9年	10～14年	15年以上	無回答	平均
663 100.0%	37 5.6%	37 5.6%	129 19.5%	224 33.7%	205 30.9%	27 4.1%	4 0.6%	7.4

② 現在の担当利用者数

現在の担当利用者数は、「100～199 人」が 31.9%と最も多く、次いで「50～99 人」が 19.9%、「200 人以上」が 14.6%となっている。

図表 16 現在の担当利用者数

全体	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～199人	200人以上	無回答	平均
663 100.0%	48 7.2%	69 10.4%	74 11.2%	132 19.9%	211 31.9%	97 14.6%	32 4.8%	112.7

③ 「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格

「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格は「ヘルパー1 級・2 級」が 30.3%と最も多く、次いで「介護福祉士 9.0%」、「その他」が 8.6%となっている。

図表 17 「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格（複数回答）

全体	社会福祉士	介護福祉士	義肢装具士	作業療法士	理学療法士	ヘルパー1 級・2 級	介護支援専門員	その他	無回答
663 100.0%	15 2.3%	60 9.0%	2 0.3%	3 0.5%	1 0.2%	201 30.3%	51 7.7%	57 8.6%	352 53.1%

④ 現在履修済みの研修や取得している民間資格

現在履修済みの研修や取得している民間資格は、「福祉住環境コーディネーター」が46.8%と最も多く、次いで「福祉用具プランナー」が18.4%、「福祉用具選定士」が15.8%となっている。

図表 18 現在履修済みの研修や取得している民間資格（複数回答）

全体	福祉用具プランナー	福祉用具選定士	福祉住環境コーディネーター	福祉用具供給事業従事者現任研修	その他	無回答
663 100.0%	122 18.4%	105 15.8%	310 46.8%	31 4.7%	23 3.5%	267 40.3%

⑤ 通常の業務で福祉用具貸与サービスのうちどの段階のサービスを担当しているか

通常の業務で福祉用具貸与サービスのうちどの段階のサービスを担当しているか聞いたところ、すべてのサービスについて約9割が担当していると回答している。

図表 19 福祉用具貸与サービスのうちどの段階のサービスを担当しているか（複数回答）

全体	福祉用具に関する情報提供・相談対応	福祉用具貸与事業者として行うアセスメント・用具選定・計画作成	契約	搬入・設置・搬出	利用指導・適合調整・フォロー・モニタリング	その他	無回答
663 100.0%	633 95.5%	631 95.2%	626 94.4%	586 88.4%	611 92.2%	35 5.3%	3 0.5%

⑥ 他の職種との連携

他の職種との連携についてみると、サービス担当者会議では、「用具選定理由および計画の説明」が73.9%と最も多く、次いで「他職種との意見交換」が69.4%、「アセスメント結果報告」が67.1%となっている。

a) サービス担当者会議

図表 20 他の職種との連携（サービス担当者会議）

全体	アセスメント結果報告	用具選定理由および計画の説明	他職種との意見交換	その他	無回答
663 100.0%	445 67.1%	490 73.9%	460 69.4%	7 1.1%	24 3.6%

b) ケアマネジャーとの連携

ケアマネジャーとの連携は、「利用者に合った福祉用具の提案」が 87.3%と最も多く、次いで「モニタリング結果の報告」が 81.6%、「福祉用具に関する情報提供」が 75.9%となっている。

図表 21 他の職種との連携（ケアマネジャーとの連携）

全体	アセスメント 結果報告	利用者に 合った福祉 用具の提案	モニタリング 結果の報告	福祉用具に 関する情報 提供	その他	無回答
663 100.0%	433 65.3%	579 87.3%	541 81.6%	503 75.9%	9 1.4%	8 1.2%

c) リハ専門職との連携

リハ専門職との連携は、「福祉用具の適切な利用に関する意見交換」が 72.2%と最も多く、次いで「福祉用具に関する情報提供」が 55.2%、「アセスメント結果報告」が 24.7%となっている。

図表 22 他の職種との連携（リハ専門職との連携）

全体	アセスメント 結果報告	福祉用具の 適切な利用 に関する意 見交換	モニタリング 結果の報告	福祉用具に 関する情報 提供	その他	無回答
663 100.0%	164 24.7%	479 72.2%	130 19.6%	366 55.2%	18 2.7%	90 13.6%

【C. 介護支援専門員専門員票】

① 事業所の開設年

事業所の開設年は2000～2004年が39.7%と多かった。

図表 23 事業所の開設年

全体	1994年以前	1995～1999年	2000～2004年	2005～2009年	2010～2014年	無回答
378 100.0%	9 2.4%	24 6.3%	150 39.7%	87 23.0%	65 17.2%	43 11.4%

② 給付管理を行っている実利用者数

給付管理を行っている実利用者数は、居宅介護支援では、「50～99人」が30.6%と最も多く、次いで「10～29人」「100～199人」がともに19.0%となっている。

介護予防支援では、「10～19人」が21.4%と最も多く、次いで「5～9人」が17.2%、「20～29人」が13.0%となっている。

図表 24 給付管理を行っている実利用者数

<居宅介護支援>

全体	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～199人	200人以上	無回答	平均
378 100.0%	30 7.9%	72 19.0%	65 17.2%	115 30.6%	72 19.0%	13 3.4%	11 2.9%	67.4

<介護予防支援>

全体	～2人	3～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30人以上	無回答	平均
378 100.0%	31 8.2%	40 10.6%	65 17.2%	81 21.4%	49 13.0%	47 12.4%	65 17.2%	14.9

③ 事業所に併設しているサービス

事業所に併設しているサービスは、「訪問介護（介護予防含む）」が46.0%と最も多く、次いで「通所介護（介護予防含む）」が45.5%、「病院・診療所・歯科診療所」が17.5%となっている。

図表 25 事業所に併設しているサービス（複数回答）

全体	病院・診療所・歯科診療所	訪問介護（介護予防含む）	訪問看護（介護予防含む）	訪問リハビリテーション（介護予防含む）	通所介護（介護予防含む）	通所リハビリテーション（介護予防含む）	福祉用具貸与・販売（介護予防含む）	認知症対応型通所介護（介護予防含む）	地域包括支援センター	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護予防含む）	その他	無回答
378 100.0%	66 17.5%	174 46.0%	63 16.7%	28 7.4%	172 45.5%	51 13.5%	35 9.3%	24 6.3%	25 6.6%	47 12.4%	29 7.7%	38 10.1%	64 16.9%	30 7.9%

④ 事業所の職員体制

事業所の職員体制は、「ケアマネジャー」の常勤実人数の平均が 2.6 人であり、「事務職員・その他」は 0.3 人であった。

図表 26 事業所の職員体制

		全体	0人	1人	2人	3～4人	5～9人	10人以上	無回答	平均
ケアマネジャー	常勤実人数	378	1	118	92	119	45	1	2	2.6
		100.0%	0.3%	31.2%	24.3%	31.5%	11.9%	0.3%	0.5%	—
	非常勤実人数	378	269	65	25	13	4	0	2	0.5
		100.0%	71.2%	17.2%	6.6%	3.4%	1.1%	0.0%	0.5%	—
事務職員・その他	常勤換算数	378	131	73	66	70	34	2	2	2.2
		100.0%	34.7%	19.3%	17.5%	18.5%	9.0%	0.5%	0.5%	—
	常勤実人数	378	307	55	5	6	2	1	2	0.3
		100.0%	81.2%	14.6%	1.3%	1.6%	0.5%	0.3%	0.5%	—
	非常勤実人数	378	352	18	2	2	1	1	2	0.1
		100.0%	93.1%	4.8%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.5%	—
	常勤換算数	378	358	13	2	1	1	1	2	0.1
		100.0%	94.7%	3.4%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.5%	—

⑤ 介護支援専門員としての業務経験年数

介護支援専門員としての業務経験年数は、「5～9年」が 46.5%と最も多く、次いで「10～14年」が 35.7%、「3～4年」が 12.2%となっている。

図表 27 介護支援専門員としての業務経験年数

全体	～1年	2年	3～4年	5～9年	10～14年	15年以上	無回答	平均
378 100.0%	0 0.0%	9 2.4%	46 12.2%	176 46.5%	135 35.7%	9 2.4%	3 0.8%	8.5 —

⑥ 現在の担当利用者数

現在の担当利用者数は、「30～39 人」が 50.4%と最も多く、次いで「20～29 人」が 22.0%、「40～49 人」が 10.1%となっている。

図表 28 現在の担当利用者数

全体	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答	平均
378 100.0%	13 3.4%	34 9.0%	83 22.0%	191 50.4%	38 10.1%	4 1.1%	15 4.0%	30.2

⑦ 「介護支援専門員」のほかに保有している資格

現在、「介護支援専門員」のほかに保有している資格は、「介護福祉士」が 61.9%と最も多く、次いで「ホームヘルパー2級」が 26.7%、「看護師」が 13.5%となっている。

図表 29 「介護支援専門員」のほかに保有している資格（複数回答）

全体	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	理学療法士	作業療法士	社会福祉士	介護福祉士	視能訓練士	義肢装具士	歯科衛生士
378 100.0%	1 0.3%	0 0.0%	1 0.3%	3 0.8%	0 0.0%	51 13.5%	15 4.0%	0 0.0%	1 0.3%	52 13.8%	234 61.9%	0 0.0%	0 0.0%	12 3.2%

言語聴覚士	栄養士	精神保健福祉士	ホームヘルパー1級	ホームヘルパー2級	福祉用具専門相談員	その他	無回答
0 0.0%	12 3.2%	11 2.9%	30 7.9%	101 26.7%	18 4.8%	52 13.8%	6 1.6%

⑧ 主任介護支援専門員資格の有無

主任介護支援専門員資格の有無は、「あり」が 45.5%、「なし」が 52.6%となっている。

図表 30 主任介護支援専門員資格の有無

全体	あり	なし	無回答
378 100.0%	172 45.5%	199 52.6%	7 1.9%

3) 福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員との関わりについて

① 日常的に関わりのある福祉用具貸与事業所数

日常的に関わりのある福祉用具貸与事業所数は、「6～9 事業所」が 36.7%と最も多く、次いで「5 事業所」が 17.2%、「4 事業所」が 14.3%となっている。

図表 31 日常的に関わりのある福祉用具貸与事業所数

全体	～2事業所	3事業所	4事業所	5事業所	6～9 事業所	10事業所 以上	無回答	平均
378 100.0%	26 6.9%	38 10.1%	54 14.3%	65 17.2%	139 36.7%	50 13.2%	6 1.6%	6.2 -

② 福祉用具専門相談員の数

福祉用具専門相談員数は、「6～9 人」が 31.5%と最も多く、次いで「10 人以上」が 16.7%、「5 人」が 14.0%となっている。

図表 32 福祉用具専門相談員の数

全体	～2人	3人	4人	5人	6～9人	10人以上	無回答	平均
378 100.0%	20 5.3%	33 8.7%	51 13.5%	53 14.0%	119 31.5%	63 16.7%	39 10.3%	6.7 -

③ 新しい福祉用具に関する情報や利用者に適した福祉用具の選定について相談できる事業所数

日常的に関わりのある福祉用具貸与事業所数のうち、新しい福祉用具に関する情報や利用者に適した福祉用具の選定について相談できる事業所数は、「～2 事業所」が 23.3%と最も多く、次いで「6～9 事業所」が 20.1%、「3 事業所」が 17.7%となっている。

図表 33 新しい福祉用具に関する情報や利用者に適した福祉用具の選定について相談できる事業所数

全体	～2事業所	3事業所	4事業所	5事業所	6～9 事業所	10事業所 以上	無回答	平均
378 100.0%	88 23.3%	67 17.7%	60 15.9%	51 13.5%	76 20.1%	19 5.0%	17 4.5%	4.4 -

④ 相談できる福祉用具専門相談員の数

相談できる福祉用具専門相談員数は、「～2人」「6～9人」がともに18.5%、「3人」が18.0%となっている。

図表 34 相談できる福祉用具専門相談員の数

全体	～2人	3人	4人	5人	6～9人	10人以上	無回答	平均
378 100.0%	70 18.5%	68 18.0%	54 14.3%	57 15.1%	70 18.5%	28 7.4%	31 8.2%	4.7 -

⑤ 福祉用具専門相談員との連携

福祉用具専門相談員との連携は、「福祉用具を導入したい利用者について、適切な用具について意見を求める」(91.0%)、「福祉用具の導入を検討する際、一緒に利用者宅を訪問する」(90.2%)、「新製品等の情報提供を受けている」(80.4%)の順に多くなっている。

図表 35 福祉用具専門相談員との連携

全体	新製品等の 情報提供を 受けている	福祉用具貸 与事業所等 が主催する 勉強会に参 加している	福祉用具の 導入の必要 性について 相談する	福祉用具を 導入したい 利用者につ いて、適切 な用具につ いて意見を 求める	導入したい 福祉用具を あらかじめ 選定した上 で、調達を 依頼する	福祉用具の 導入を検討 する際、一 緒に利用者 宅を訪問す る	その他	無回答
378 100.0%	304 80.4%	105 27.8%	251 66.4%	344 91.0%	223 59.0%	341 90.2%	12 3.2%	4 1.1%

【D. リハビリテーション専門職票】

① 事業所の開設年

事業所の開設年は、訪問リハビリテーションでは、「2005～2009 年」が 33.0%と最も多く、次いで「2000～2004 年」が 24.1%であった。

通所リハビリテーションでは、「1995～1999 年」が 23.2%と多く、次いで「2000～2004 年」が 20.1%であった。

図表 36 事業所の開設年

	合計	1994年 以前	1995～ 1999年	2000～ 2004年	2005～ 2009年	2010～ 2014年	無回答
全体	355 100.0%	50 14.1%	52 14.6%	79 22.3%	88 24.7%	57 16.1%	29 8.2%
訪問リハビリテーション	191 100.0%	17 8.9%	14 7.3%	46 24.1%	63 33.0%	30 15.7%	21 11.0%
通所リハビリテーション	164 100.0%	33 20.1%	38 23.2%	33 20.1%	25 15.2%	27 16.5%	8 4.9%

② 利用者数

利用者数は、訪問リハビリテーションでは、「10～29 人」が 27.2%と最も多く、次いで「50～99 人」が 25.1%、「30～49 人」が 17.3%となっている。

通所リハビリテーションでは、「50～99 人」が 31.1%と最も多く、次いで「30～49 人」が 28.7%、「10～29 人」「100 人以上」がともに 19.5%となっている。

図表 37 利用者数

	合計	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100人以上	無回答	平均
全体	355 100.0%	19 5.4%	84 23.7%	80 22.5%	99 27.8%	60 16.9%	13 3.7%	60.2
訪問リハビリテーション	191 100.0%	19 9.9%	52 27.2%	33 17.3%	48 25.1%	28 14.7%	11 5.8%	55.4
通所リハビリテーション	164 100.0%	0 0.0%	32 19.5%	47 28.7%	51 31.1%	32 19.5%	2 1.2%	65.5

③ 事業所に併設しているサービス

事業所に併設しているサービスは、訪問リハビリテーションでは、「病院・診療所・歯科診療所」が 82.2%と最も多く、通所リハビリテーションでは、「病院・診療所・歯科診療所」(58.5%)「居宅介護支援事業所」「介護老人保健施設」(56.1%) などが多かった。

図表 38 事業所に併設しているサービス（複数回答）

	合計	病院・診療所・歯科診療所	居宅介護支援事業所	訪問介護(介護予防含む)	訪問看護(介護予防含む)	訪問リハビリテーション(介護予防含む)	通所介護(介護予防含む)	通所リハビリテーション(介護予防含む)	福祉用具貸与・販売(介護予防含む)	認知症対応型通所介護(介護予防含む)	地域包括支援センター	介護老人福祉施設(地域密着型を含む)	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防含む)	その他	無回答
全体	355	253	201	69	123	184	49	229	9	20	33	8	142	36	18	8
	100.0%	71.3%	56.6%	19.4%	34.6%	51.8%	13.8%	64.5%	2.5%	5.6%	9.3%	2.3%	40.0%	10.1%	5.1%	2.3%
訪問リハビリテーション	191	157	109	39	77	132	31	119	3	10	23	6	50	20	10	4
	100.0%	82.2%	57.1%	20.4%	40.3%	69.1%	16.2%	62.3%	1.6%	5.2%	12.0%	3.1%	26.2%	10.5%	5.2%	2.1%
通所リハビリテーション	164	96	92	30	46	52	18	110	6	10	10	2	92	16	8	4
	100.0%	58.5%	56.1%	18.3%	28.0%	31.7%	11.0%	67.1%	3.7%	6.1%	6.1%	1.2%	56.1%	9.8%	4.9%	2.4%

④ 事業所の職員体制

事業所の職員体制は、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションともに「理学療法士」(4.4 人、2.8 人) の常勤実人数が多くなっている。

図表 39 事業所の職員体制

<訪問リハビリテーション>

		全体	0人	1人	2人	3～4人	5～9人	10人以上	無回答	平均
作業療法士	常勤実人数	191	75	47	28	23	9	8	1	2.0
		100.0%	39.3%	24.6%	14.7%	12.0%	4.7%	4.2%	0.5%	—
	非常勤実人数	191	153	26	7	4	0	0	1	0.3
		100.0%	80.1%	13.6%	3.7%	2.1%	0.0%	0.0%	0.5%	—
	常勤換算数	191	118	32	20	11	6	3	1	1.2
		100.0%	61.7%	16.8%	10.5%	5.8%	3.1%	1.6%	0.5%	—
理学療法士	常勤実人数	191	24	37	35	42	37	15	1	4.4
		100.0%	12.6%	19.4%	18.3%	21.9%	19.4%	7.9%	0.5%	—
	非常勤実人数	191	129	29	16	11	3	2	1	0.8
		100.0%	67.5%	15.2%	8.4%	5.8%	1.6%	1.0%	0.5%	—
	常勤換算数	191	83	30	19	28	23	7	1	2.8
		100.0%	43.5%	15.7%	9.9%	14.7%	12.0%	3.7%	0.5%	—
言語聴覚士	常勤実人数	191	145	23	13	4	5	0	1	0.5
		100.0%	76.0%	12.0%	6.8%	2.1%	2.6%	0.0%	0.5%	—
	非常勤実人数	191	168	20	2	0	0	0	1	0.1
		100.0%	88.0%	10.5%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	—
	常勤換算数	191	169	9	8	2	2	0	1	0.3
		100.0%	88.6%	4.7%	4.2%	1.0%	1.0%	0.0%	0.5%	—

<通所リハビリテーション>

		全体	0人	1人	2人	3～4人	5～9人	10人以上	無回答	平均
作業療法士	常勤実人数	164	59	42	33	21	7	1	1	1.5
		100.0%	36.0%	25.6%	20.1%	12.8%	4.3%	0.6%	0.6%	－
	非常勤実人数	164	130	26	7	0	0	0	1	0.3
		100.0%	79.2%	15.9%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	－
	常勤換算数	164	97	31	16	14	4	1	1	1.1
		100.0%	59.2%	18.9%	9.8%	8.5%	2.4%	0.6%	0.6%	－
理学療法士	常勤実人数	164	25	34	39	41	20	4	1	2.8
		100.0%	15.2%	20.7%	23.8%	25.1%	12.2%	2.4%	0.6%	－
	非常勤実人数	164	100	33	21	5	4	0	1	0.7
		100.0%	61.1%	20.1%	12.8%	3.0%	2.4%	0.0%	0.6%	－
	常勤換算数	164	70	28	23	29	9	4	1	2.0
		100.0%	42.7%	17.1%	14.0%	17.7%	5.5%	2.4%	0.6%	－
言語聴覚士	常勤実人数	164	130	26	4	2	1	0	1	0.3
		100.0%	79.3%	15.9%	2.4%	1.2%	0.6%	0.0%	0.6%	－
	非常勤実人数	164	145	17	1	0	0	0	1	0.1
		100.0%	88.4%	10.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	－
	常勤換算数	164	144	12	4	2	1	0	1	0.2
		100.0%	87.9%	7.3%	2.4%	1.2%	0.6%	0.0%	0.6%	－

⑤ リハ専門職としての業務経験年数

リハ専門職としての業務経験年数は、訪問リハビリテーションでは、「10～14年」が30.9%、通所リハビリテーションでは、「5～9年」が30.5%と最も多くなっている。

図表 40 ハ専門職としての業務経験年数

	合計	～2年	3～4年	5～9年	10～14年	15～19年	20年以上	無回答	平均
全体	355	10	15	102	98	71	57	2	13.0
	100.0%	2.8%	4.2%	28.7%	27.6%	20.0%	16.1%	0.6%	－
訪問リハビリテーション	191	3	5	52	59	38	33	1	13.3
	100.0%	1.6%	2.6%	27.2%	30.9%	19.9%	17.3%	0.5%	－
通所リハビリテーション	164	7	10	50	39	33	24	1	12.6
	100.0%	4.3%	6.1%	30.5%	23.8%	20.1%	14.6%	0.6%	－

⑥ 現在の担当利用者数

現在の担当利用者数は、訪問リハビリテーションでは、「10～19 人」が 39.4%、通所リハビリテーションでは、「50 人以上」が 22.6%と最も多くとなっている。

図表 41 担当利用者数

	合計	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	無回答	平均
全体	355 100.0%	59 16.6%	107 30.1%	68 19.2%	33 9.3%	24 6.8%	41 11.5%	23 6.5%	25.7 -
訪問リハビリテーション	191 100.0%	47 24.6%	75 39.4%	39 20.4%	10 5.2%	6 3.1%	4 2.1%	10 5.2%	17.0 -
通所リハビリテーション	164 100.0%	12 7.3%	32 19.5%	29 17.7%	23 14.0%	18 11.0%	37 22.6%	13 7.9%	36.2 -

⑦ 保有している資格

保有している資格は、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションともに、「理学療法士」が 6～7 割を占めている。

図表 42 保有している資格（複数回答）

	合計	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	理学療法士	作業療法士	社会福祉士	介護福祉士	視能訓練士
全体	355 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.3%	1 0.3%	241 67.9%	97 27.3%	2 0.6%	4 1.1%	0 0.0%
訪問リハビリテーション	191 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	140 73.3%	43 22.5%	1 0.5%	1 0.5%	0 0.0%
通所リハビリテーション	164 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.6%	0 0.0%	101 61.6%	54 32.9%	1 0.6%	3 1.8%	0 0.0%

	義肢装具士	歯科衛生士	言語聴覚士	栄養士	精神保健福祉士	ホームヘルパー1級	ホームヘルパー2級	介護支援専門員	福祉用具専門相談員	その他	無回答
全体	0 0.0%	1 0.3%	3 0.8%	1 0.3%	0 0.0%	1 0.3%	13 3.7%	90 25.4%	5 1.4%	32 9.0%	7 2.0%
訪問リハビリテーション	0 0.0%	0 0.0%	2 1.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.5%	5 2.6%	52 27.2%	3 1.6%	17 8.9%	4 2.1%
通所リハビリテーション	0 0.0%	1 0.6%	1 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 4.9%	38 23.2%	2 1.2%	15 9.1%	3 1.8%

4) 福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員との関わりについて

① サービス担当者会議

サービス担当者会議での関わりの有無は、「あり」が、訪問リハビリテーション（96.9%）、通所リハビリテーション（82.9%）となっている。

図表 43 関わりの有無（サービス担当者会議）

	合計	あり	なし	無回答
全体	355 100.0%	321 90.4%	32 9.0%	2 0.6%
訪問リハビリテーション	191 100.0%	185 96.9%	5 2.6%	1 0.5%
通所リハビリテーション	164 100.0%	136 82.9%	27 16.5%	1 0.6%

② 利用者宅への訪問時や通所時の利用者の心身の状況に関する情報共有

利用者宅への訪問時や通所時の利用者の心身の状況に関する情報共有での関わりの有無は、「あり」が、訪問リハビリテーション（65.4%）、通所リハビリテーション（64.7%）となっている。

図表 44 関わりの有無

（利用者宅への訪問時や通所時の利用者の心身の状況に関する情報共有）

	合計	あり	なし	無回答
全体	355 100.0%	231 65.1%	113 31.8%	11 3.1%
訪問リハビリテーション	191 100.0%	125 65.4%	58 30.4%	8 4.2%
通所リハビリテーション	164 100.0%	106 64.7%	55 33.5%	3 1.8%

③ 利用者宅への訪問時や通所時の福祉用具の利用状況に関する情報共有

利用者宅への訪問時や通所時の福祉用具の利用状況に関する情報共有での関わりの有無は、「あり」が、訪問リハビリテーション（74.9%）、通所リハビリテーション（68.9%）となっている。

図表 45 関わりの有無

(利用者宅への訪問時や通所時の福祉用具の利用状況に関する情報共有)

	合計	あり	なし	無回答
全体	355 100.0%	256 72.1%	87 24.5%	12 3.4%
訪問リハビリテーション	191 100.0%	143 74.9%	42 22.0%	6 3.1%
通所リハビリテーション	164 100.0%	113 68.9%	45 27.4%	6 3.7%

④ 地域ケア会議

地域ケア会議での関わりの有無は、「なし」が、訪問リハビリテーション（86.9%）、通所リハビリテーション（88.4%）となっている。

図表 46 関わりの有無（地域ケア会議）

	合計	あり	なし	無回答
全体	355 100.0%	16 4.5%	311 87.6%	28 7.9%
訪問リハビリテーション	191 100.0%	7 3.7%	166 86.9%	18 9.4%
通所リハビリテーション	164 100.0%	9 5.5%	145 88.4%	10 6.1%

(2) 研修について

【A. 福祉用具専門相談員（事業所管理者票）】

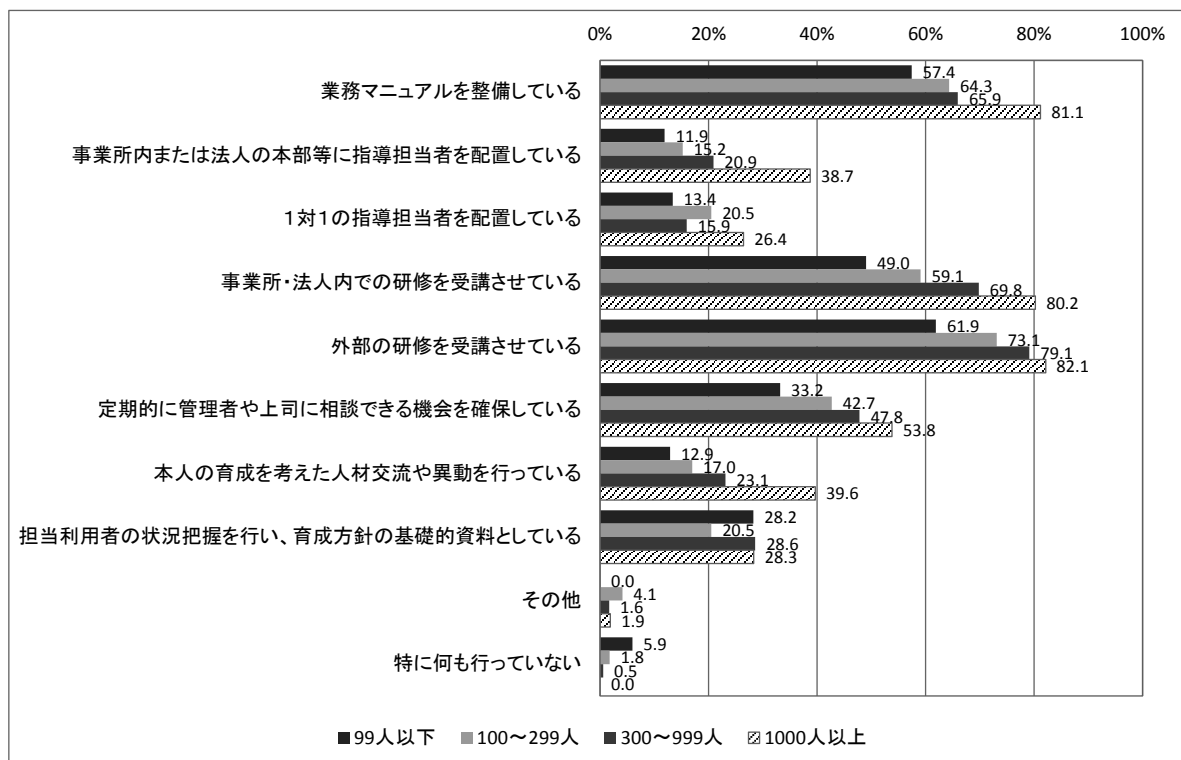
1) 職員の能力開発や育成について

職員の能力開発や育成については、「外部の研修を受講させている」が73.7%と最も多く、次いで「業務マニュアルを整備している」が65.6%、「事業所・法人内での研修を受講させている」が62.4%となっている。

利用者数別に見ると、利用者数が多い事業所のほうが能力開発・育成内容が充実している。

図表 47 職員の能力開発や育成

全体	業務マニュアルを整備している	事業所内または法人の本部等に指導担当者を配置している	1対1の指導担当者を配置している	事業所・法人内での研修を受講させている	外部の研修を受講させている	定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している	本人の育成を考えた人材交流や異動を行っている	担当利用者の状況把握を行い、育成方針の基礎的資料としている	その他	特に何も行っていない	無回答
718	471	141	127	448	529	311	154	188	12	16	8
100.0%	65.6%	19.6%	17.7%	62.4%	73.7%	43.3%	21.4%	26.2%	1.7%	2.2%	1.1%



① 定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している回数（回/月）

定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している回数は、「1回」が40.5%と最も多く、次いで「4回」が11.3%、「2回」が9.3%となっている。

図表 48 定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している回数

2(1)「6.定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している」回数(回/月)						
全体	1回	2回	3回	4回	5回以上	無回答
311 100.0%	126 40.5%	29 9.3%	4 1.3%	35 11.3%	18 5.8%	99 31.8%

2) 研修の計画・実施について

【A. 管理者】

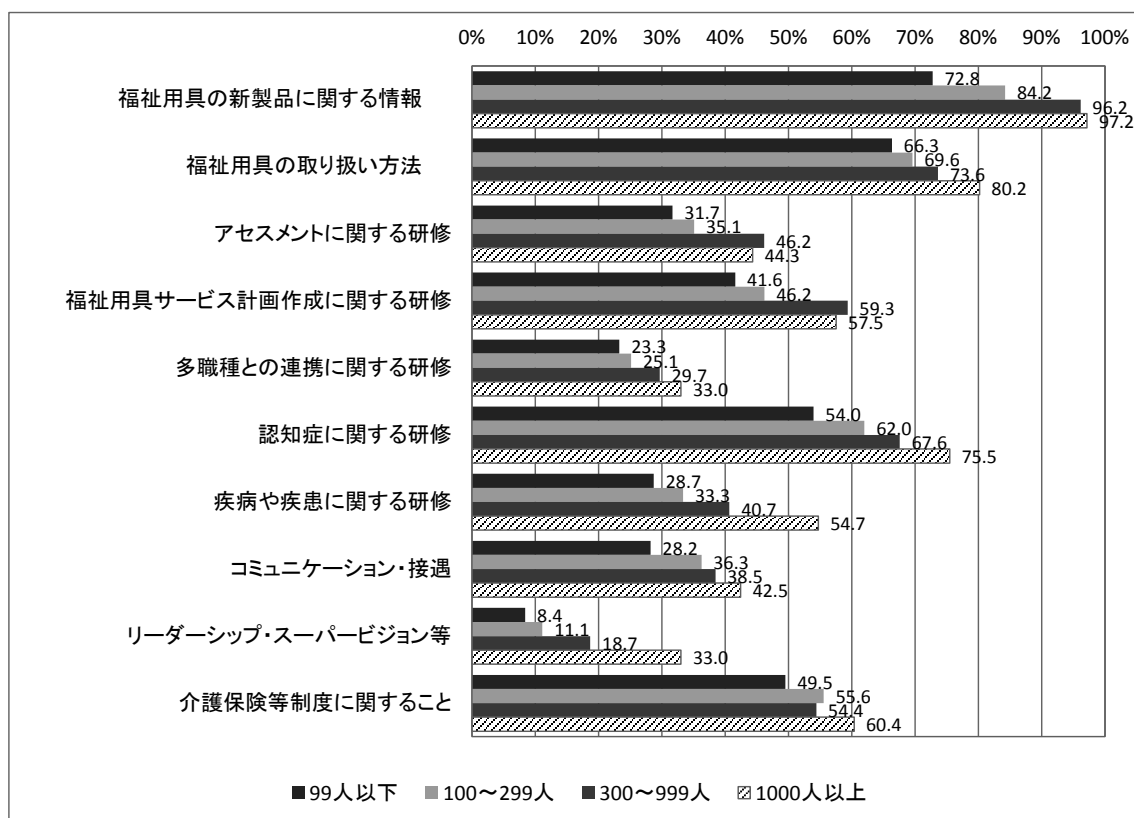
① 実施している研修テーマ

実施している研修テーマは、「福祉用具の新製品に関する情報」が86.8%と最も多く、次いで「福祉用具の取り扱い方法」が71.7%、「認知症に関する研修」が63.2%となっている。

利用者数別に見ると、利用者数が多い事業所のほうがいずれのテーマについても実施している割合が高い。

図表 49 実施している研修テーマ

全体	福祉用具の新製品に関する情報	福祉用具の取り扱い方法	アセスメントに関する研修	福祉用具サービス計画作成に関する研修	多職種との連携に関する研修	認知症に関する研修	疾病や疾患に関する研修	コミュニケーション・接遇	リーダーシップ・スーパービジョン等	介護保険等制度に関すること	その他1	その他2	無回答
718 100.0%	623 86.8%	515 71.7%	278 38.7%	368 51.3%	196 27.3%	454 63.2%	266 37.0%	259 36.1%	119 16.6%	387 53.9%	41 5.7%	18 2.5%	27 3.8%



② 過去 1 年以内に受講した研修について

a) 1 年間の実施回数

1 年間の実施回数は、「福祉用具の新製品に関する情報」が平均 5.8 回と最も多く、次いで「福祉用具の取り扱い方法」が 4.0 回となっている。

図表 50 1 年間の実施回数

	全体	0回	1回	2回	3～4回	5～9回	10回以上	無回答	平均
福祉用具の新製品に関する情報	718	71	100	81	104	131	178	53	5.8
	100.0%	9.9%	13.9%	11.3%	14.5%	18.2%	24.8%	7.4%	－
福祉用具の取り扱い方法	718	175	113	83	83	93	116	55	4.0
	100.0%	24.2%	15.7%	11.6%	11.6%	13.0%	16.2%	7.7%	－
アセスメントに関する研修	718	406	127	65	42	18	17	43	1.0
	100.0%	56.5%	17.7%	9.1%	5.8%	2.5%	2.4%	6.0%	－
福祉用具サービス計画作成に関する研修	718	318	200	84	38	20	13	45	1.1
	100.0%	44.2%	27.9%	11.7%	5.3%	2.8%	1.8%	6.3%	－
多職種との連携に関する研修	718	485	93	35	22	26	11	46	0.8
	100.0%	67.5%	13.0%	4.9%	3.1%	3.6%	1.5%	6.4%	－
認知症に関する研修	718	232	359	56	18	7	1	45	0.9
	100.0%	32.3%	50.0%	7.8%	2.5%	1.0%	0.1%	6.3%	－
疾病や疾患に関する研修	718	415	180	45	23	7	5	43	0.7
	100.0%	57.7%	25.1%	6.3%	3.2%	1.0%	0.7%	6.0%	－
コミュニケーション・接遇	718	423	173	36	18	8	16	44	0.8
	100.0%	59.0%	24.1%	5.0%	2.5%	1.1%	2.2%	6.1%	－
リーダーシップ・スーパービジョン等	718	560	65	26	11	7	6	43	0.4
	100.0%	78.0%	9.1%	3.6%	1.5%	1.0%	0.8%	6.0%	－
介護保険等制度に関すること	718	302	209	85	33	19	22	48	1.3
	100.0%	42.1%	29.1%	11.8%	4.6%	2.6%	3.1%	6.7%	－
その他1	718	636	22	9	2	3	5	41	0.3
	100.0%	88.5%	3.1%	1.3%	0.3%	0.4%	0.7%	5.7%	－
その他2	718	659	14	2	1	1	0	41	0.0
	100.0%	91.9%	1.9%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	5.7%	－

b)1 回あたりの時間

1 回あたりの時間は、約 2 時間程度となっているが、「リーダーシップ・スーパービジョン等」の研修では、4.3 時間と長くなっている。

図表 51 1 回あたりの時間

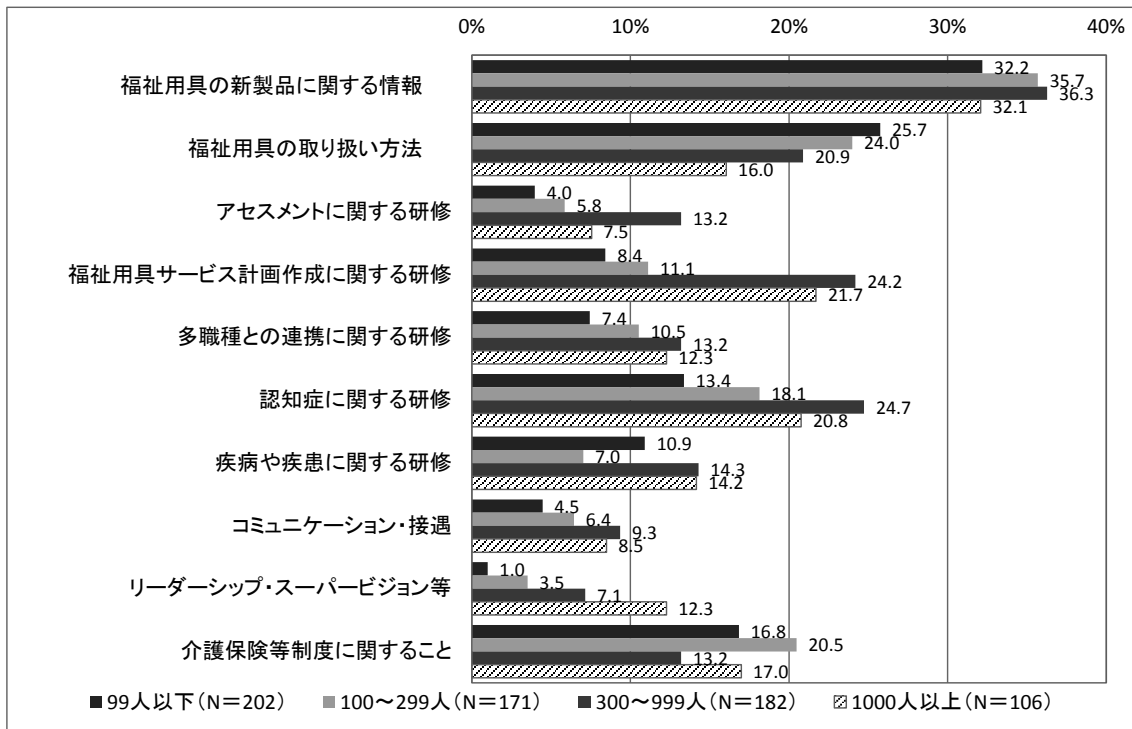
	全体 ※実施 回数0回 を除く	～30分	～1時間	～2時間	～3時間	～4時間	4時間超	無回答	平均
福祉用具の新製品に関する情報	647	71	300	127	27	19	52	51	2.2
	100.0%	11.0%	46.4%	19.6%	4.2%	2.9%	8.0%	7.9%	－
福祉用具の取り扱い方法	543	67	275	91	13	15	32	50	1.9
	100.0%	12.3%	50.6%	16.8%	2.4%	2.8%	5.9%	9.2%	－
アセスメントに関する研修	312	29	149	48	10	13	16	47	1.9
	100.0%	9.3%	47.7%	15.4%	3.2%	4.2%	5.1%	15.1%	－
福祉用具サービス計画作成に関する研修	400	34	174	81	20	22	20	49	1.9
	100.0%	8.5%	43.4%	20.3%	5.0%	5.5%	5.0%	12.3%	－
多職種との連携に関する研修	233	10	84	66	10	6	10	47	1.9
	100.0%	4.3%	36.0%	28.3%	4.3%	2.6%	4.3%	20.2%	－
認知症に関する研修	486	39	217	127	25	13	14	51	1.7
	100.0%	8.0%	44.7%	26.1%	5.1%	2.7%	2.9%	10.5%	－
疾病や疾患に関する研修	303	28	135	66	12	6	8	48	1.5
	100.0%	9.2%	44.6%	21.8%	4.0%	2.0%	2.6%	15.8%	－
コミュニケーション・接遇	295	28	130	51	17	10	14	45	1.9
	100.0%	9.5%	44.0%	17.3%	5.8%	3.4%	4.7%	15.3%	－
リーダーシップ・スーパービジョン等	158	1	41	21	6	13	30	46	4.3
	100.0%	0.6%	25.9%	13.3%	3.8%	8.2%	19.0%	29.2%	－
介護保険等制度に関すること	416	31	192	81	21	15	22	54	1.9
	100.0%	7.5%	46.1%	19.5%	5.0%	3.6%	5.3%	13.0%	－
その他1	82	3	20	11	2	2	3	41	1.8
	100.0%	3.7%	24.4%	13.4%	2.4%	2.4%	3.7%	50.0%	－
その他2	59	3	9	4	1	0	1	41	1.8
	100.0%	5.1%	15.3%	6.8%	1.7%	0.0%	1.7%	69.4%	－

c)外部研修している研修テーマ

外部研修している研修テーマは、「福祉用具の新製品に関する情報」が33.8%と最も多く、次いで「福祉用具の取り扱い方法」が21.7%、「認知症に関する研修」が19.2%となっている。

図表 52 外部研修している研修テーマ

全体	福祉用具の新製品に関する情報	福祉用具の取り扱い方法	アセスメントに関する研修	福祉用具サービス計画作成に関する研修	多職種との連携に関する研修	認知症に関する研修	疾病や疾患に関する研修	コミュニケーション・接遇	リーダーシップ・スーパービジョン等	介護保険等制度に関すること	その他1	その他2	無回答
718	243	156	57	113	77	138	80	50	36	121	7	1	377
100.0%	33.8%	21.7%	7.9%	15.7%	10.7%	19.2%	11.1%	7.0%	5.0%	16.9%	1.0%	0.1%	52.5%



【B. 福祉用具専門相談員票】

① 過去 1 年以内に受講した研修について

a) 内部研修 1 年間の実施回数

内部研修の 1 年間の実施回数は、「福祉用具の新製品に関する情報」が平均 4.1 回と最も多く、次いで「福祉用具の取り扱い方法」が 2.7 回となっている。

図表 53 1 年間の実施回数（内部研修）

	全体	0回	1回	2回	3～4回	5～9回	10回以上	無回答	平均
福祉用具の新製品に関する情報	663	183	75	55	83	133	115	19	4.1
	100.0%	27.6%	11.3%	8.3%	12.5%	20.1%	17.3%	2.9%	－
福祉用具の取り扱い方法	663	291	78	66	64	75	69	20	2.7
	100.0%	43.8%	11.8%	10.0%	9.7%	11.3%	10.4%	3.0%	－
アセスメントに関する研修	663	462	99	35	28	12	8	19	0.7
	100.0%	69.7%	14.9%	5.3%	4.2%	1.8%	1.2%	2.9%	－
福祉用具サービス計画作成に関する研修	663	408	146	50	24	11	6	18	0.7
	100.0%	61.6%	22.0%	7.5%	3.6%	1.7%	0.9%	2.7%	－
多職種との連携に関する研修	663	535	65	20	10	10	4	19	0.4
	100.0%	80.7%	9.8%	3.0%	1.5%	1.5%	0.6%	2.9%	－
認知症に関する研修	663	372	223	32	12	5	1	18	0.6
	100.0%	56.1%	33.6%	4.8%	1.8%	0.8%	0.2%	2.7%	－
疾病や疾患に関する研修	663	473	113	23	24	9	3	18	0.5
	100.0%	71.3%	17.0%	3.5%	3.6%	1.4%	0.5%	2.7%	－
コミュニケーション・接遇	663	478	117	26	12	5	7	18	0.5
	100.0%	72.1%	17.6%	3.9%	1.8%	0.8%	1.1%	2.7%	－
リーダーシップ・スーパービジョン等	663	589	31	10	6	4	4	19	0.2
	100.0%	88.8%	4.7%	1.5%	0.9%	0.6%	0.6%	2.9%	－
介護保険等制度に関すること	663	407	139	43	28	14	12	20	0.9
	100.0%	61.4%	21.0%	6.5%	4.2%	2.1%	1.8%	3.0%	－
その他1	663	618	19	3	2	1	2	18	0.1
	100.0%	93.1%	2.9%	0.5%	0.3%	0.2%	0.3%	2.7%	－
その他2	663	632	9	1	2	1	0	18	0.0
	100.0%	95.2%	1.4%	0.2%	0.3%	0.2%	0.0%	2.7%	－

b)内部研修 1 回あたりの時間

内部研修の 1 回あたりの時間は、平均で約 2 時間程度となっている。

図表 54 1 回あたりの時間（内部研修）

	全体 ※実施 回数0回 を除く	～30分	～1時間	～2時間	～3時間	～4時間	4時間超	無回答	平均
福祉用具の新製品に関する情報	480	64	264	73	11	14	33	21	1.8
	100.0%	13.3%	55.0%	15.2%	2.3%	2.9%	6.9%	4.4%	－
福祉用具の取り扱い方法	372	47	213	47	14	7	21	23	1.9
	100.0%	12.6%	57.3%	12.6%	3.8%	1.9%	5.6%	6.2%	－
アセスメントに関する研修	201	22	109	28	10	7	7	18	1.6
	100.0%	10.9%	54.2%	13.9%	5.0%	3.5%	3.5%	9.0%	－
福祉用具サービス計画作成に関する研修	255	27	140	40	9	7	11	21	1.6
	100.0%	10.6%	55.0%	15.7%	3.5%	2.7%	4.3%	8.2%	－
多職種との連携に関する研修	128	11	60	25	6	2	4	20	1.6
	100.0%	8.6%	46.9%	19.5%	4.7%	1.6%	3.1%	15.6%	－
認知症に関する研修	291	31	154	60	15	4	5	22	1.4
	100.0%	10.7%	52.8%	20.6%	5.2%	1.4%	1.7%	7.6%	－
疾病や疾患に関する研修	190	17	99	38	9	2	7	18	1.5
	100.0%	8.9%	52.1%	20.0%	4.7%	1.1%	3.7%	9.5%	－
コミュニケーション・接遇	185	12	93	35	11	6	8	20	2.1
	100.0%	6.5%	50.4%	18.9%	5.9%	3.2%	4.3%	10.8%	－
リーダーシップ・スーパービジョン等	74	3	22	10	7	3	9	20	2.8
	100.0%	4.1%	29.6%	13.5%	9.5%	4.1%	12.2%	27.0%	－
介護保険等制度に関する こと	256	23	144	45	14	4	6	20	1.6
	100.0%	9.0%	56.2%	17.6%	5.5%	1.6%	2.3%	7.8%	－
その他1	45	2	15	5	1	0	3	19	2.4
	100.0%	4.4%	33.3%	11.1%	2.2%	0.0%	6.7%	42.3%	－
その他2	31	0	10	1	1	1	0	18	1.5
	100.0%	0.0%	32.3%	3.2%	3.2%	3.2%	0.0%	58.1%	－

c)外部研修 1年間の実施回数

外部研修の1年間の実施回数は、「福祉用具の新製品に関する情報」が平均1.8回、次いで「福祉用具の取り扱い方法」が1.1回となっている。

図表 55 1年間の実施回数（外部研修）

	全体	0回	1回	2回	3～4回	5～9回	10回以上	無回答	平均
福祉用具の新製品に関する情報	663	253	140	100	83	45	22	20	1.8
	100.0%	38.2%	21.1%	15.1%	12.5%	6.8%	3.3%	3.0%	－
福祉用具の取り扱い方法	663	396	89	66	51	27	14	20	1.1
	100.0%	59.7%	13.4%	10.0%	7.7%	4.1%	2.1%	3.0%	－
アセスメントに関する研修	663	573	49	15	5	3	0	18	0.2
	100.0%	86.3%	7.4%	2.3%	0.8%	0.5%	0.0%	2.7%	－
福祉用具サービス計画作成に関する研修	663	500	113	24	6	2	0	18	0.3
	100.0%	75.5%	17.0%	3.6%	0.9%	0.3%	0.0%	2.7%	－
多職種との連携に関する研修	663	518	69	25	19	9	5	18	0.5
	100.0%	78.0%	10.4%	3.8%	2.9%	1.4%	0.8%	2.7%	－
認知症に関する研修	663	461	147	23	11	2	1	18	0.4
	100.0%	69.4%	22.2%	3.5%	1.7%	0.3%	0.2%	2.7%	－
疾病や疾患に関する研修	663	545	75	14	5	4	2	18	0.3
	100.0%	82.2%	11.3%	2.1%	0.8%	0.6%	0.3%	2.7%	－
コミュニケーション・接遇	663	580	51	9	1	2	2	18	0.2
	100.0%	87.4%	7.7%	1.4%	0.2%	0.3%	0.3%	2.7%	－
リーダーシップ・スーパービジョン等	663	598	29	11	2	1	3	19	0.1
	100.0%	90.0%	4.4%	1.7%	0.3%	0.2%	0.5%	2.9%	－
介護保険等制度に関すること	663	441	145	45	11	2	1	18	0.5
	100.0%	66.4%	21.9%	6.8%	1.7%	0.3%	0.2%	2.7%	－
その他1	663	625	19	1	0	0	0	18	0.0
	100.0%	94.2%	2.9%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	－
その他2	663	638	6	0	1	0	0	18	0.0
	100.0%	96.2%	0.9%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	2.7%	－

d)外部研修 1 回あたりの時間

外部研修の 1 回あたりの時間は、平均で約 2～3 時間程度が多かった。

図表 56 1 回あたりの時間（外部研修）

	全体 ※実施 回数0回 を除く	～30分	～1時間	～2時間	～3時間	～4時間	4時間超	無回答	平均
福祉用具の新製品に関する情報	410	17	125	116	45	24	59	24	2.7
	100.0%	4.1%	30.4%	28.3%	11.0%	5.9%	14.4%	5.9%	－
福祉用具の取り扱い方法	267	18	79	75	22	12	40	21	2.8
	100.0%	6.7%	29.6%	28.1%	8.2%	4.5%	15.0%	7.9%	－
アセスメントに関する研修	90	2	22	27	5	10	7	17	2.5
	100.0%	2.2%	24.4%	30.0%	5.6%	11.1%	7.8%	18.9%	－
福祉用具サービス計画作成に関する研修	163	2	34	46	19	18	24	20	3.1
	100.0%	1.2%	20.9%	28.2%	11.7%	11.0%	14.7%	12.3%	－
多職種との連携に関する研修	145	3	36	53	16	6	11	20	2.4
	100.0%	2.1%	24.8%	36.6%	11.0%	4.1%	7.6%	13.8%	－
認知症に関する研修	202	2	47	97	17	10	9	20	2.1
	100.0%	1.0%	23.3%	47.9%	8.4%	5.0%	4.5%	9.9%	－
疾病や疾患に関する研修	118	1	28	43	13	6	9	18	2.3
	100.0%	0.8%	23.7%	36.5%	11.0%	5.1%	7.6%	15.3%	－
コミュニケーション・接遇	83	0	19	26	5	5	10	18	2.6
	100.0%	0.0%	22.9%	31.4%	6.0%	6.0%	12.0%	21.7%	－
リーダーシップ・スーパービジョン等	65	0	8	14	4	6	14	19	3.8
	100.0%	0.0%	12.3%	21.5%	6.2%	9.2%	21.5%	29.3%	－
介護保険等制度に関する こと	222	2	44	91	34	17	14	20	2.4
	100.0%	0.9%	19.8%	41.0%	15.3%	7.7%	6.3%	9.0%	－
その他1	38	0	1	10	0	4	3	20	5.2
	100.0%	0.0%	2.6%	26.3%	0.0%	10.5%	7.9%	52.7%	－
その他2	25	1	0	5	0	0	1	18	2.4
	100.0%	4.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	4.0%	72.0%	－

(3) 福祉用具専門相談員に対する評価等

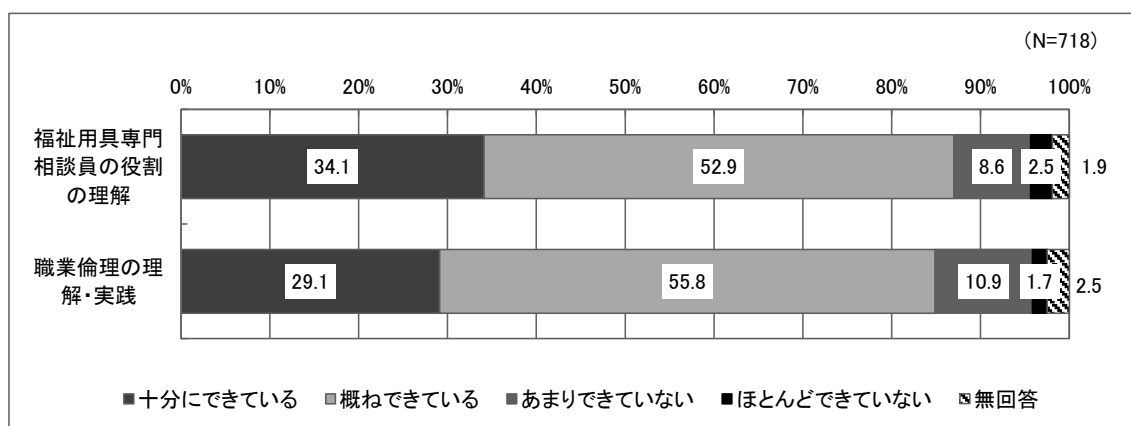
【A. 福祉用具専門相談員（事業所管理者票）】

1) 事業所内の福祉用具専門相談員としての能力の評価について

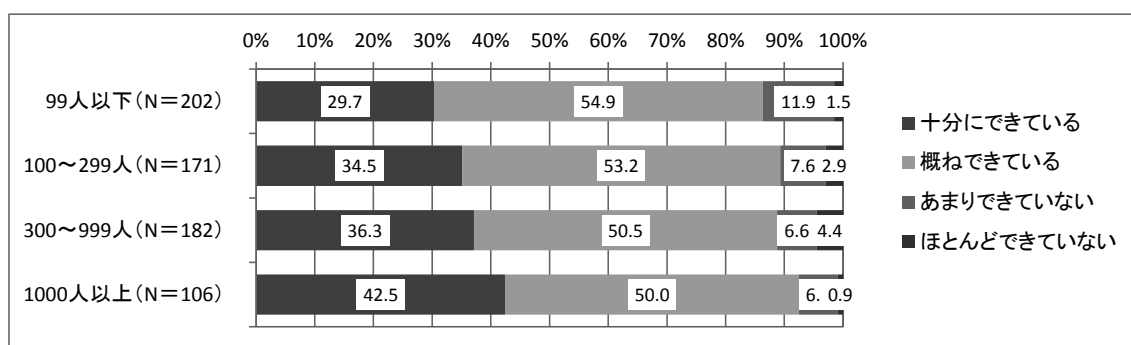
a) 職業倫理・役割

事業所内の福祉用具専門相談員としての能力の評価についてみると、「福祉用具専門相談員の役割の理解」「職業倫理の理解・実践」とともに、「十分出来ている」「概ね出来ている」の合計が8割を超えている。

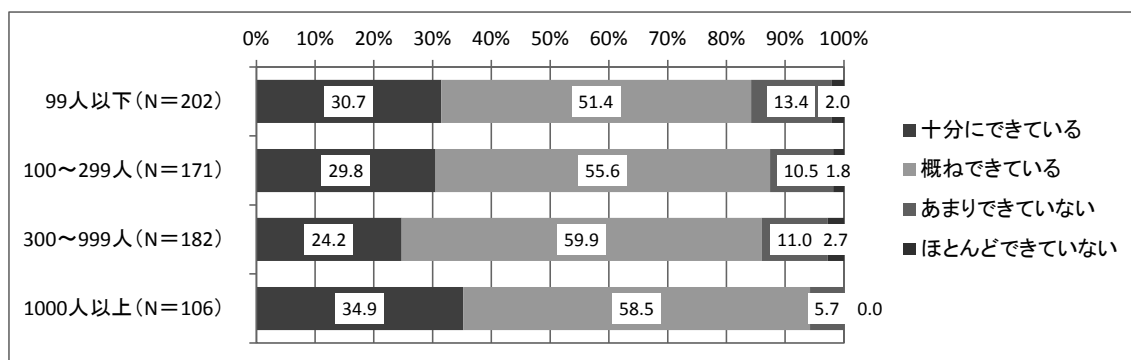
図表 57 職業倫理・役割



図表 58 福祉用具専門相談員の役割の理解



図表 59 職業倫理の理解・実践

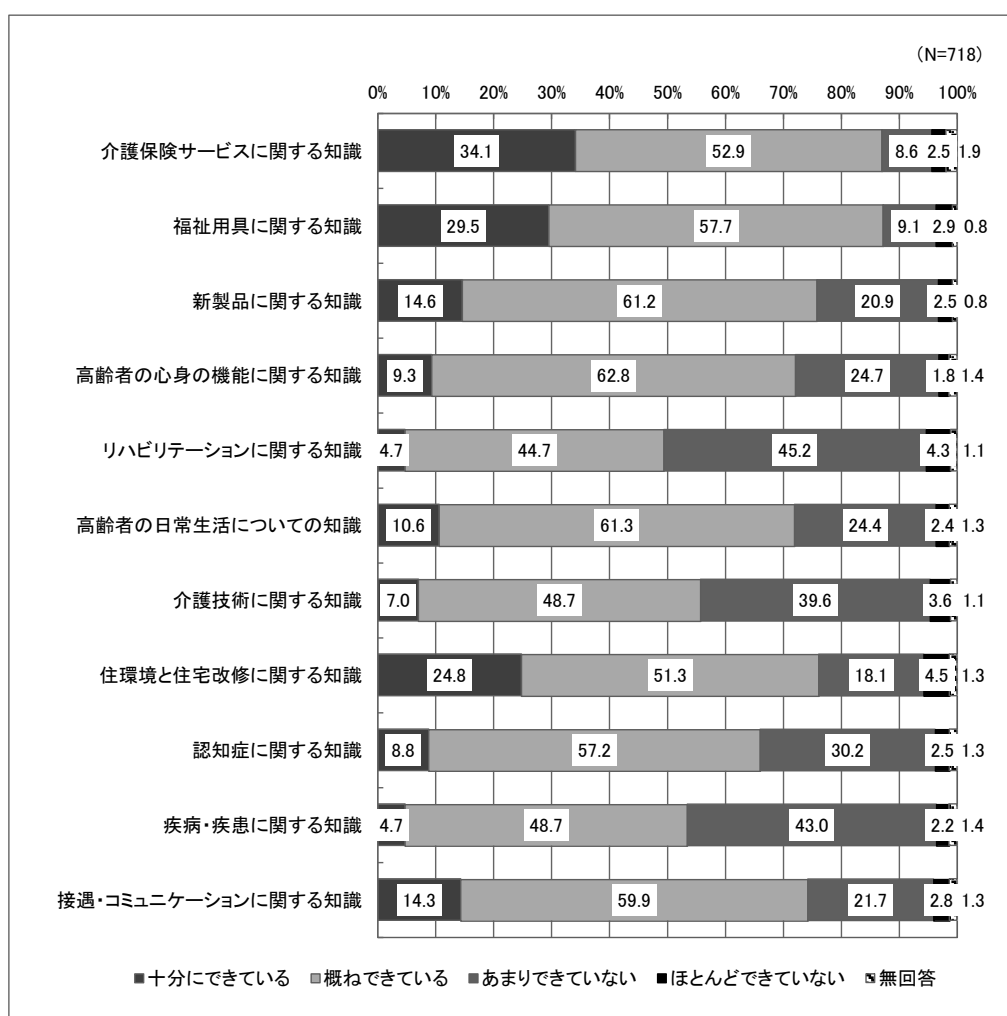


b)専門知識

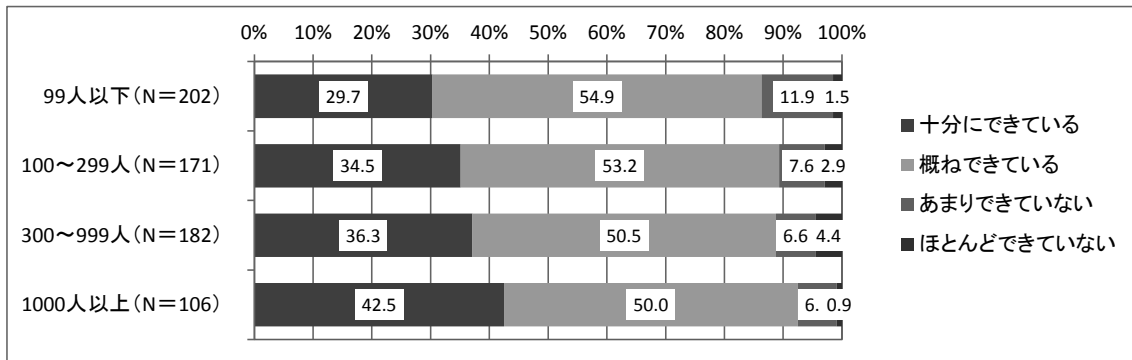
専門知識では、「十分できている」「概ね出来ている」の合計の割合が比較的高いのは「介護保険サービス」「福祉用具」に関する知識、比較的低いのは「リハビリテーション」「介護技術」「疾病・疾患」に関する知識であった。

利用者の人数別では、概ね規模が大きいほど高いが、リハビリテーションに関する知識、介護技術に関する知識、疾病・疾患に関する知識などは全体的に低く事業所規模による差がない。また福祉用具に関する知識、接遇・コミュニケーションに関する知識などは、全体的に高く、規模による差がみられない。

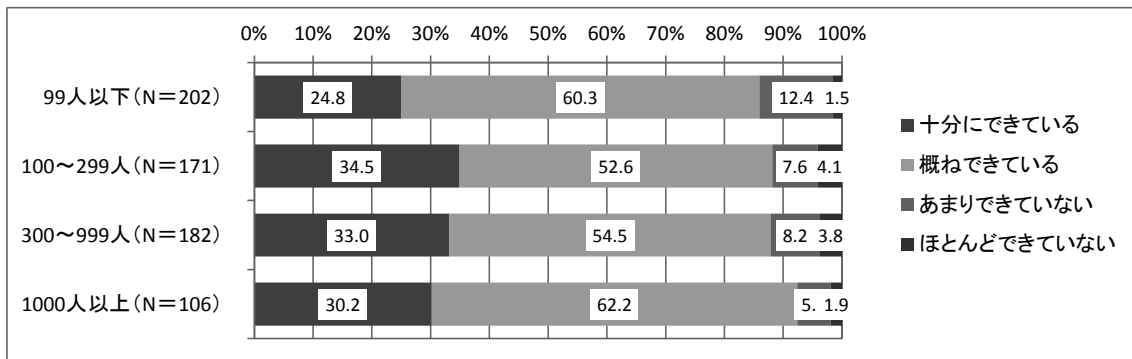
図表 60 専門知識



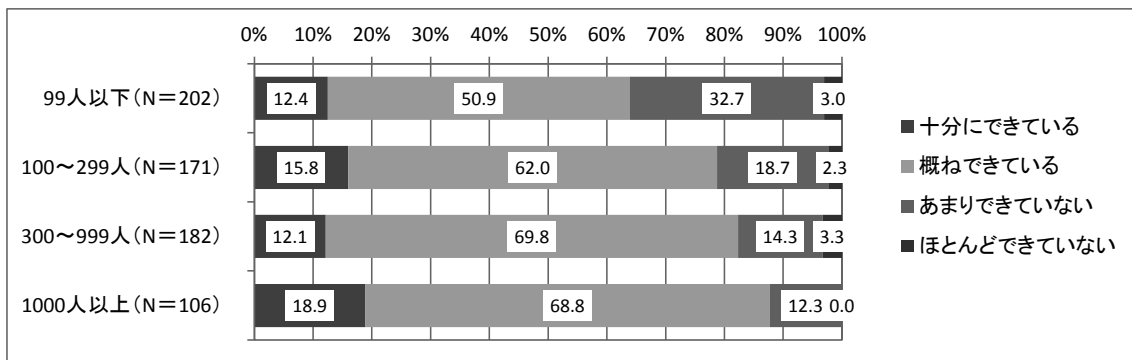
図表 61 介護保険サービスに関する知識



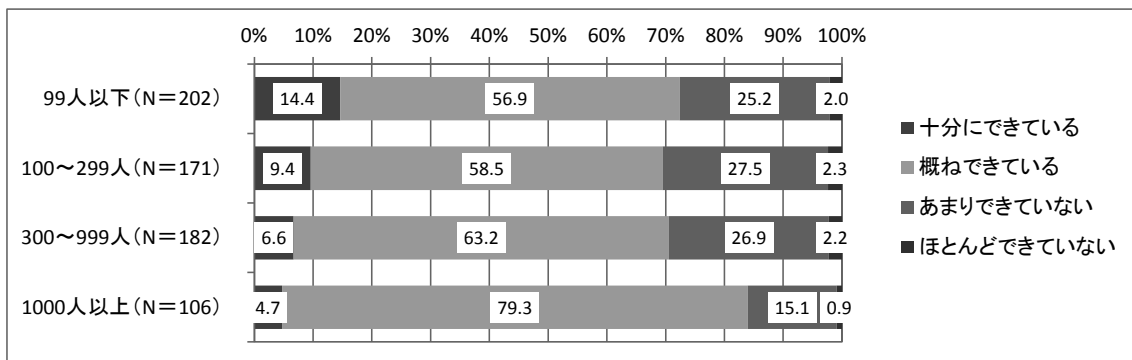
図表 62 福祉用具に関する知識



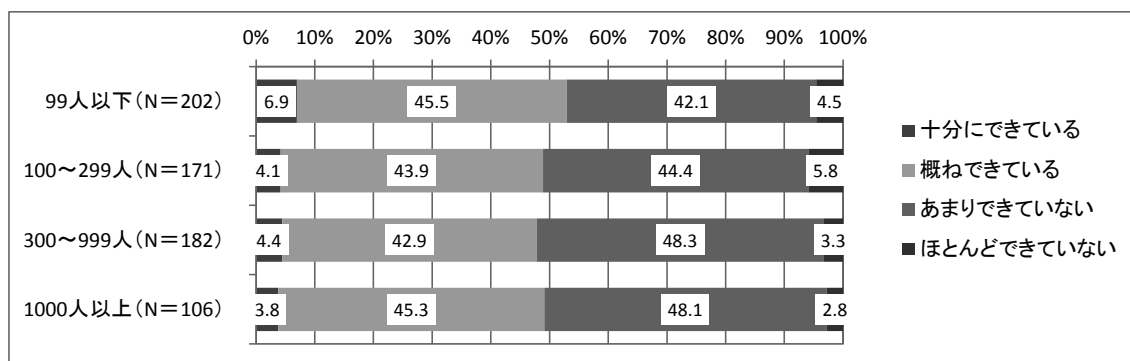
図表 63 新製品に関する知識



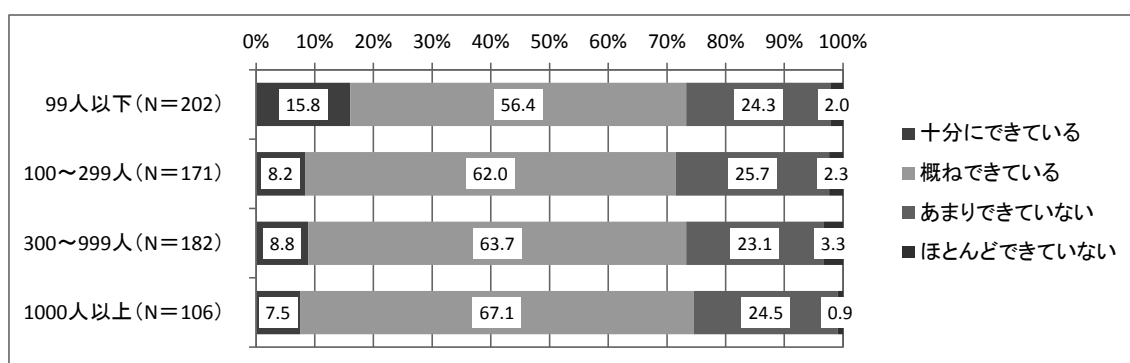
図表 64 高齢者の心身の機能に関する知識



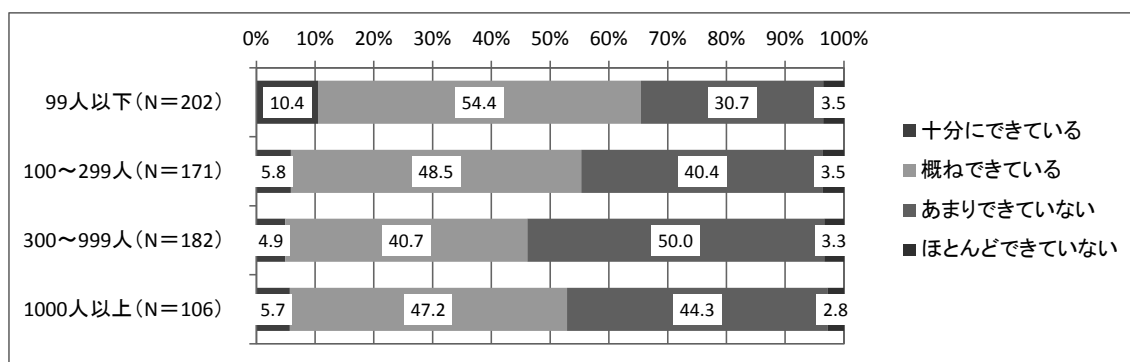
図表 65 リハビリテーションに関する知識



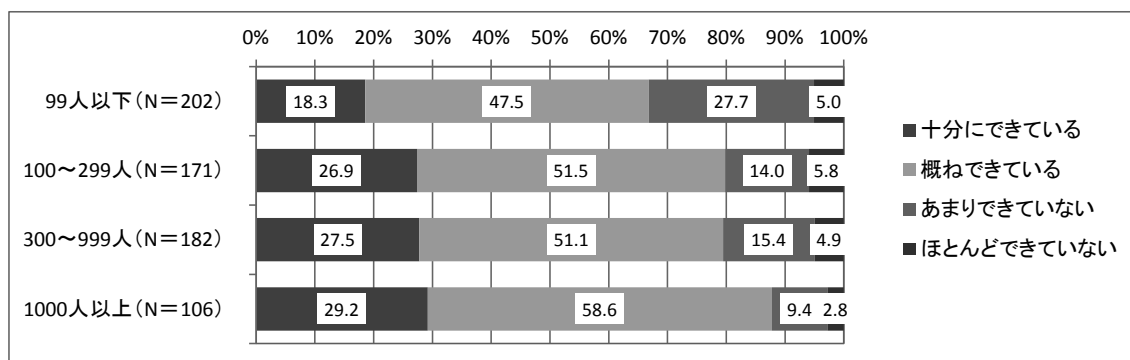
図表 66 高齢者の日常生活についての知識



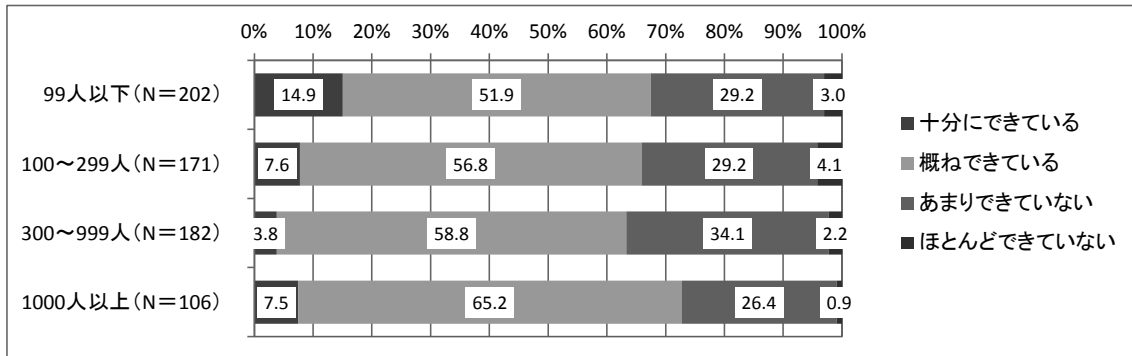
図表 67 介護技術に関する知識



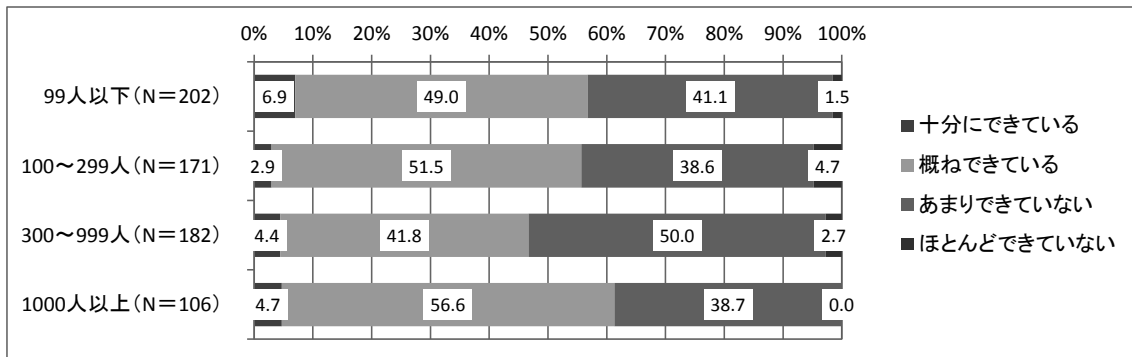
図表 68 住環境と住宅改修に関する知識



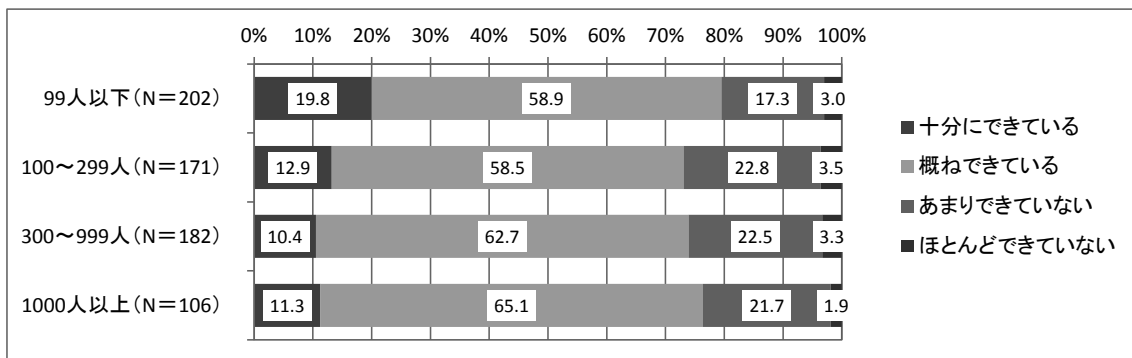
図表 69 認知症に関する知識



図表 70 疾病・疾患に関する知識



図表 71 接遇・コミュニケーションに関する知識

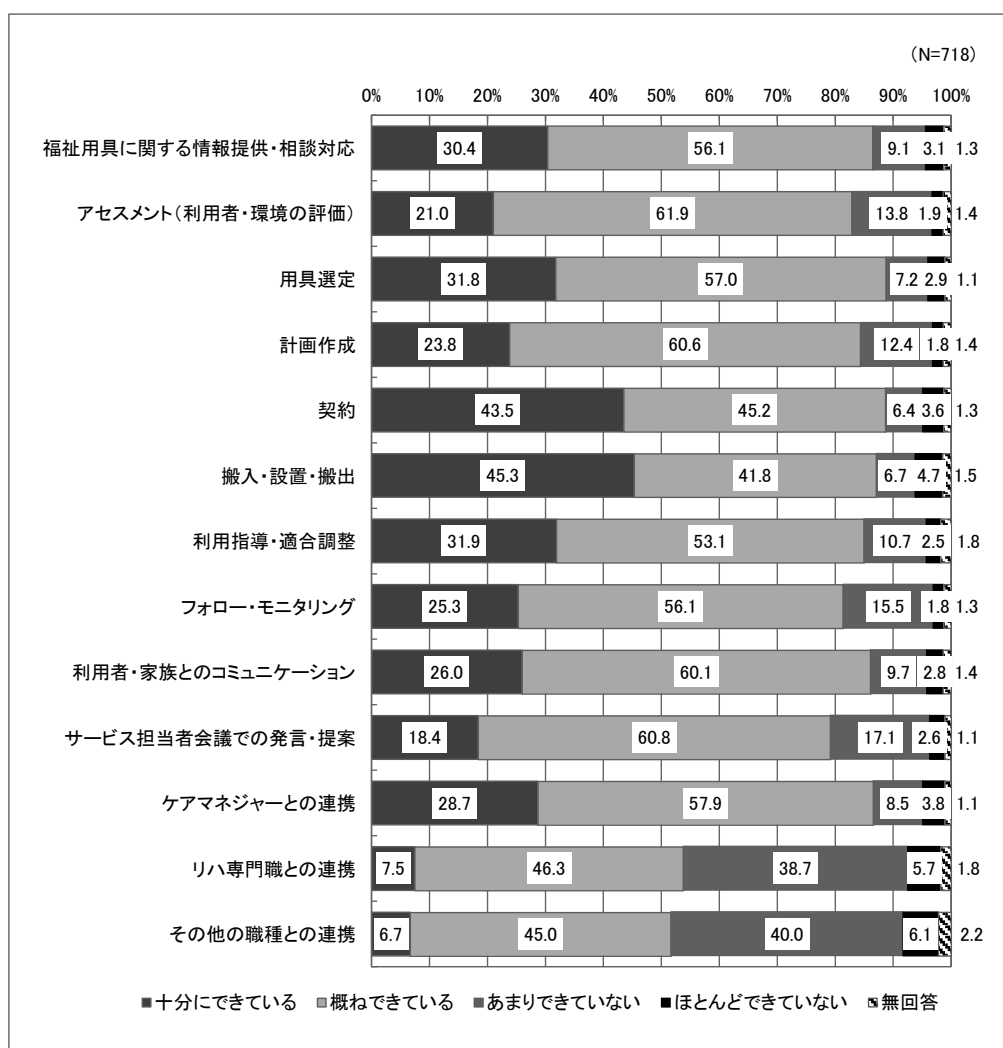


c)業務遂行能力

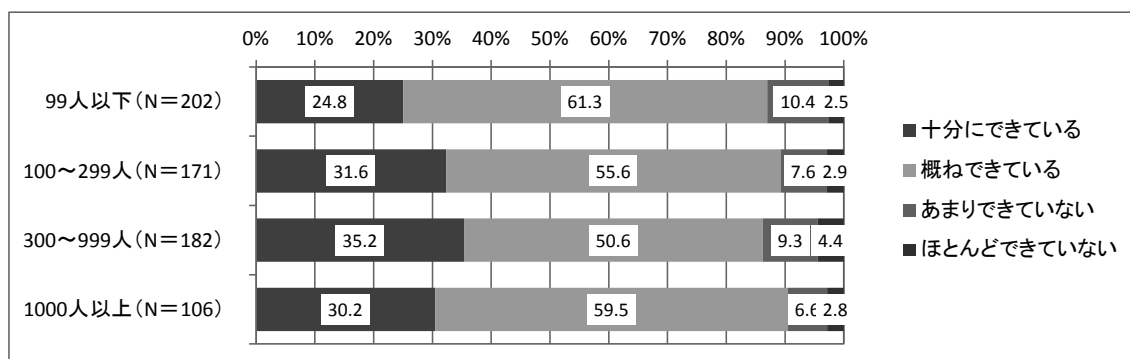
業務遂行能力では、「十分できている」「概ね出来ている」の合計の割合はほぼ8割～9割であるが、「リハ専門職との連携」「その他の職種との連携」は5割程度と低い。

利用者の人数別では、概ね規模が大きいほど高いが、リハ専門職との連携、その他の職種との連携は全体的に低く事業所規模による差がない。また福祉用具に関する情報提供・相談対応、アセスメント（利用者・環境の評価）、用具選定、計画作成、利用者・家族とのコミュニケーション、サービス担当者会議での発言・提案などは、全体的に高く、規模による差がみられない。

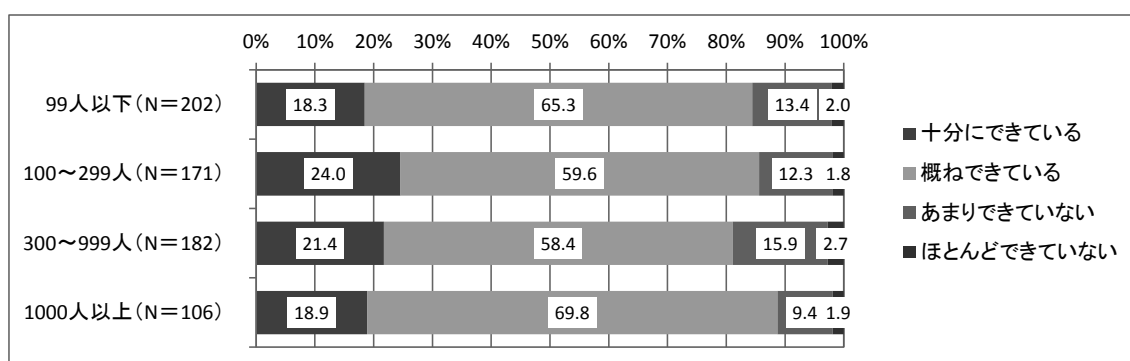
図表 72 業務遂行能力



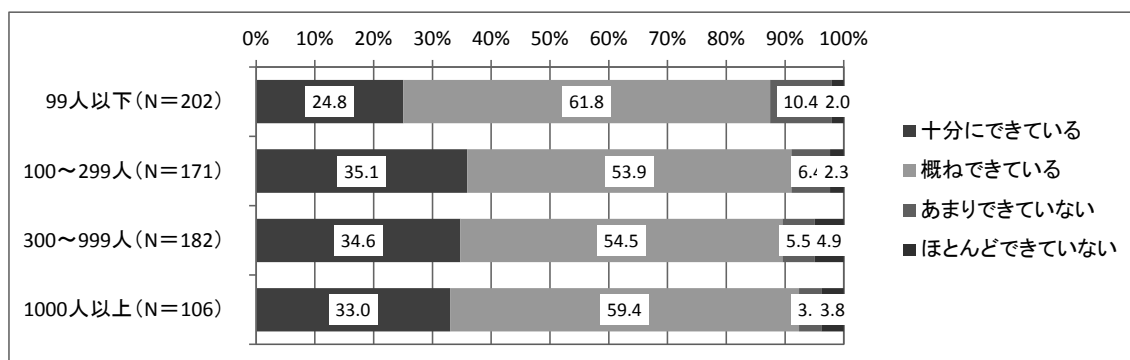
図表 73 福祉用具に関する情報提供・相談対応



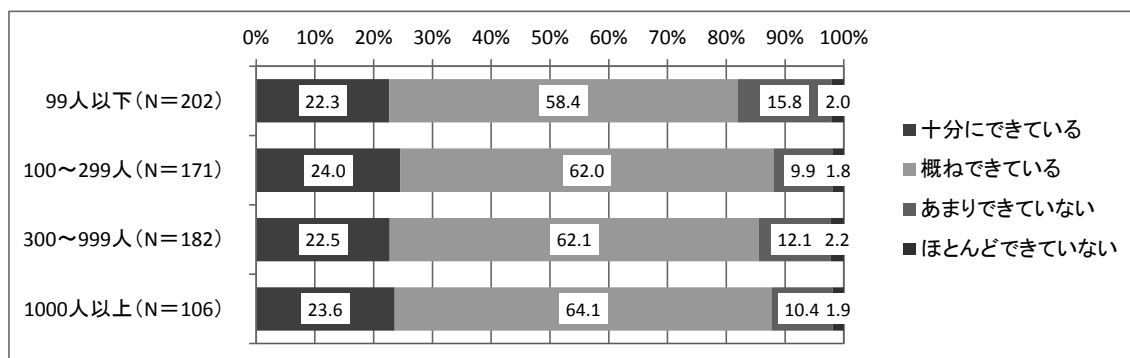
図表 74 アセスメント（利用者・環境の評価）



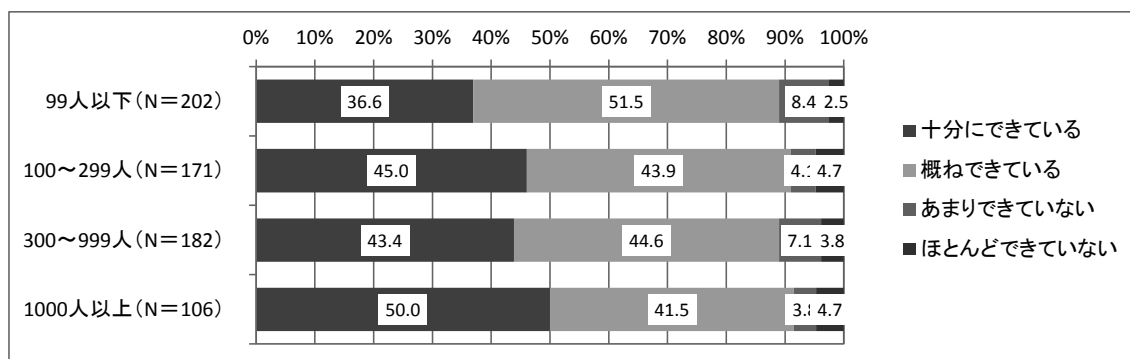
図表 75 用具選定



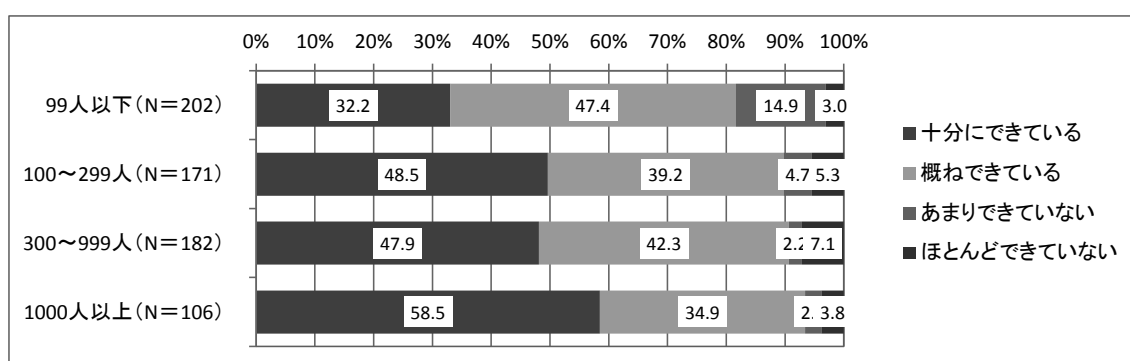
図表 76 計画作成



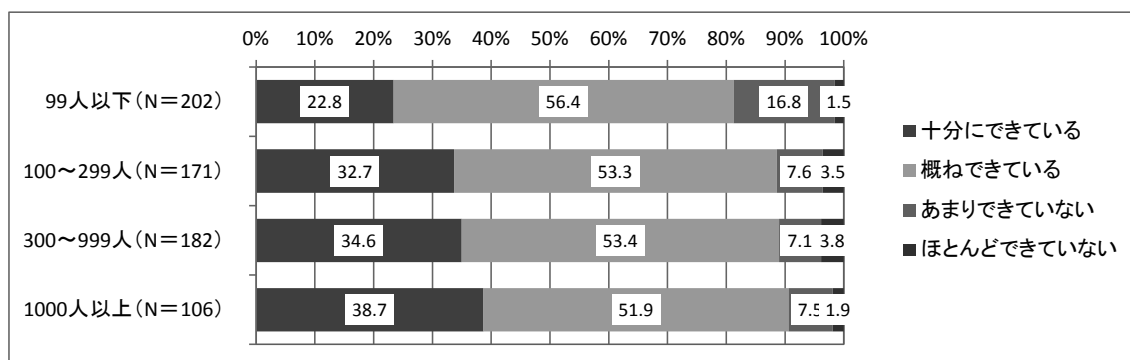
図表 77 契約



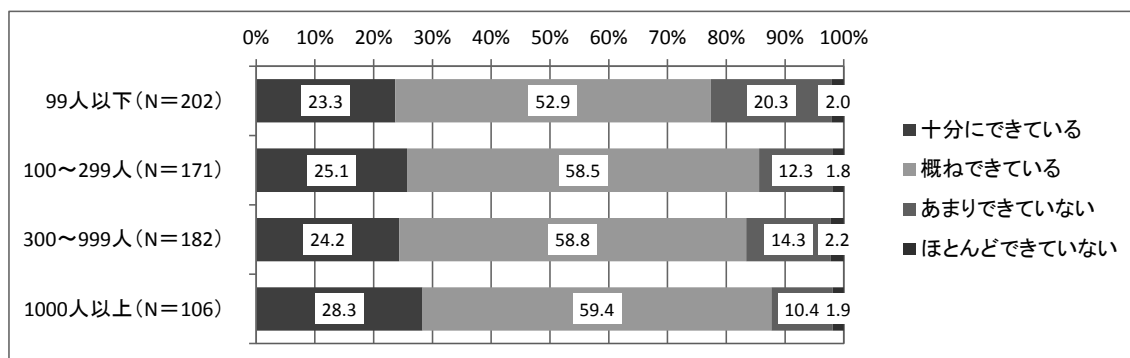
図表 78 搬入・設置・搬出



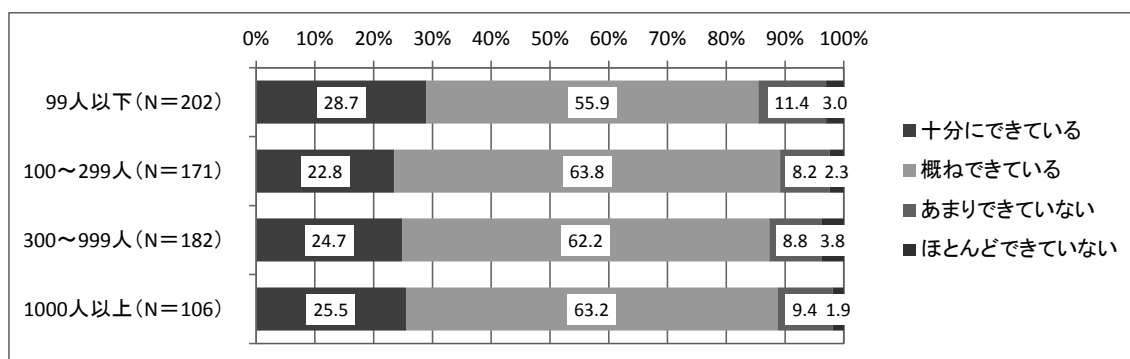
図表 79 利用指導・適合調整



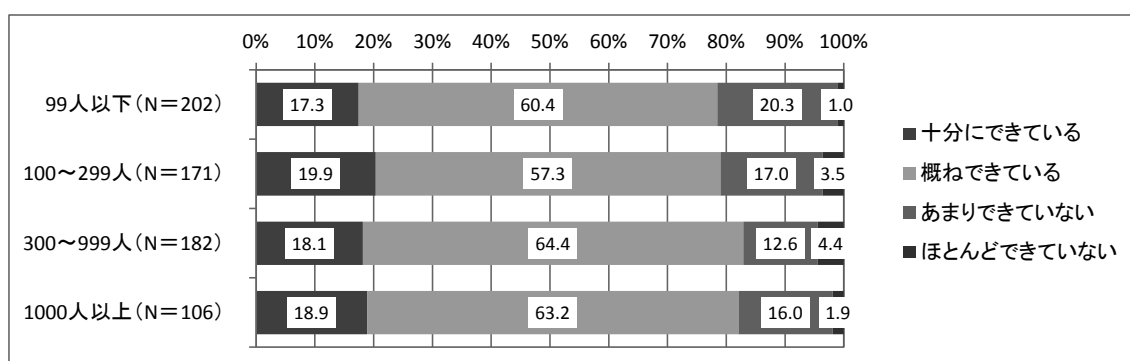
図表 80 フォロー・モニタリング



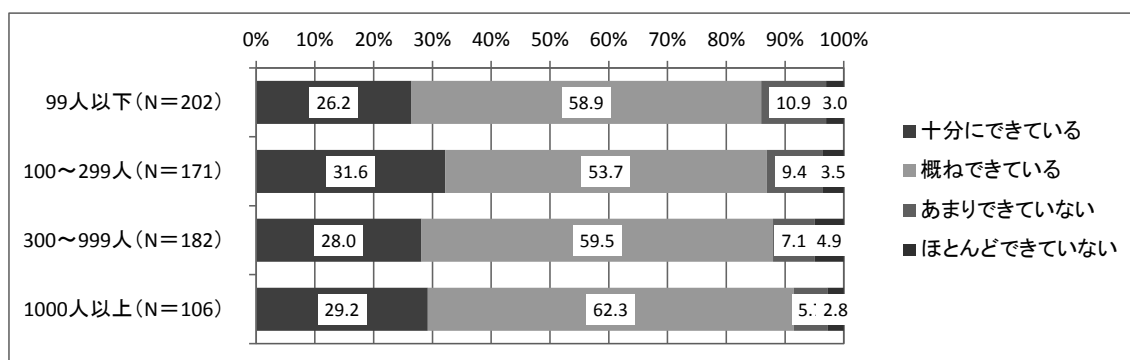
図表 81 利用者・家族とのコミュニケーション



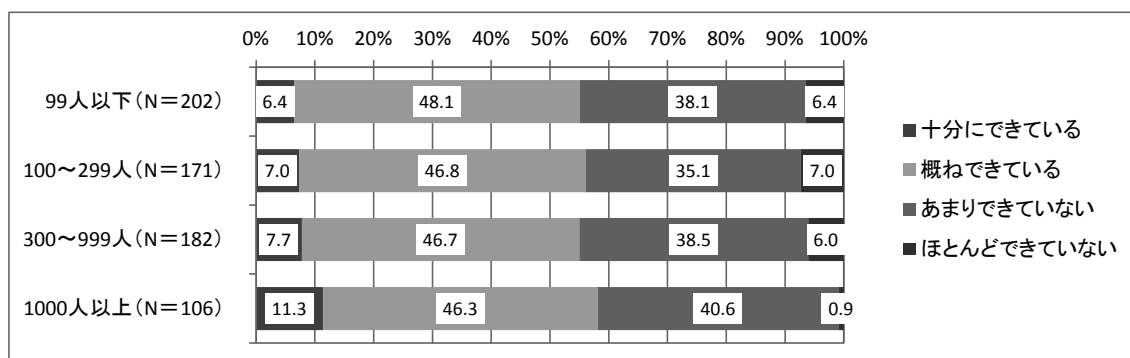
図表 82 サービス担当者会議での発言・提案



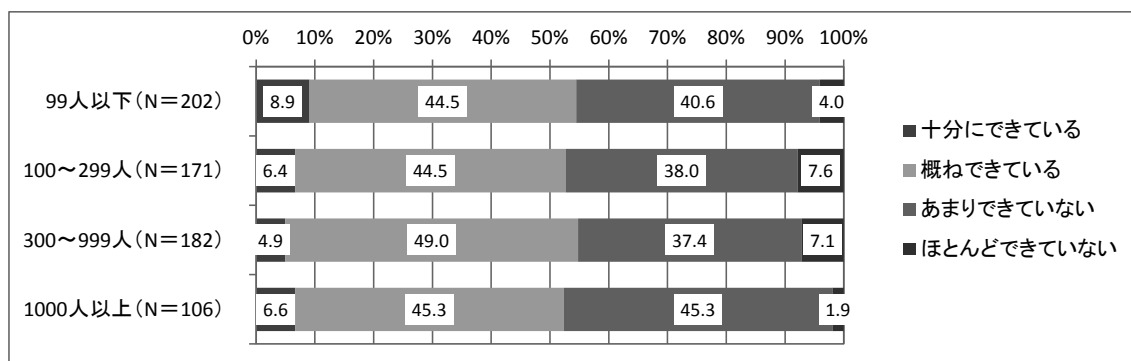
図表 83 ケアマネジャーとの連携



図表 84 リハ専門職との連携



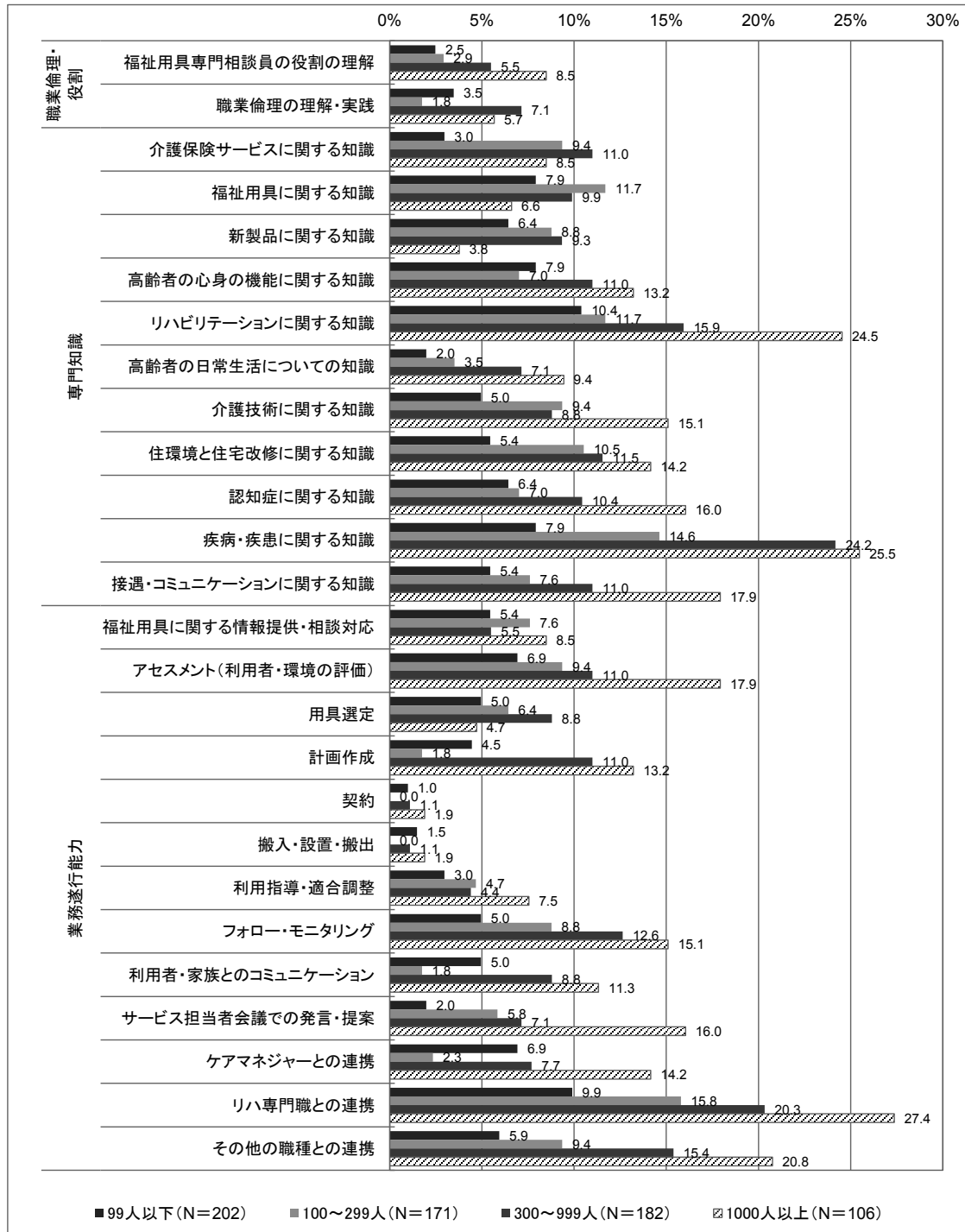
図表 85 他の職種との連携



2) 今後、強化したい（特に力を入れて育成したい）項目

今後、強化したい（特に力を入れて育成したい）項目は、「疾病・疾患に関する知識」「リハ専門職との連携」が比較的多くなっている。利用者数の多い事業所のほうが、全般的に強化したいとする回答割合が高い。

図表 86 今後、強化したい（特に力を入れて育成したい）項目



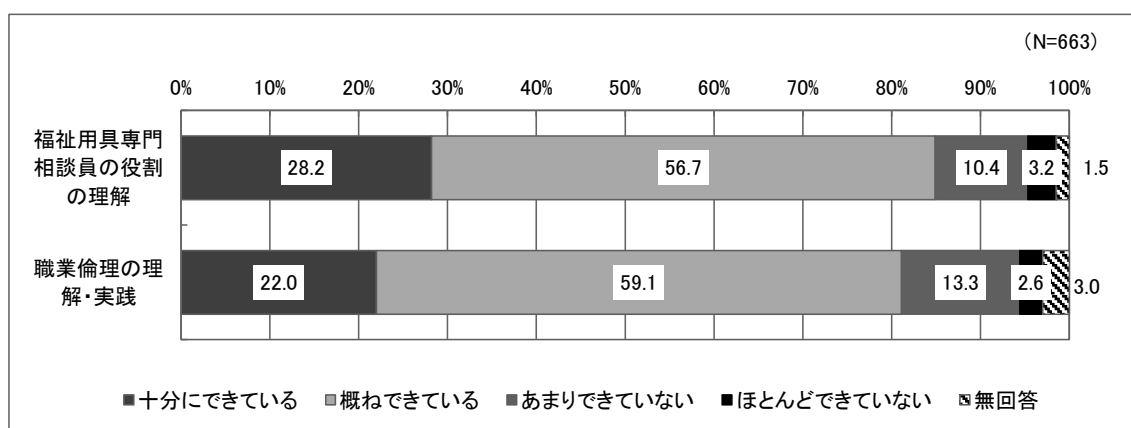
【B. 福祉用具専門相談員票】

a)職業倫理・役割

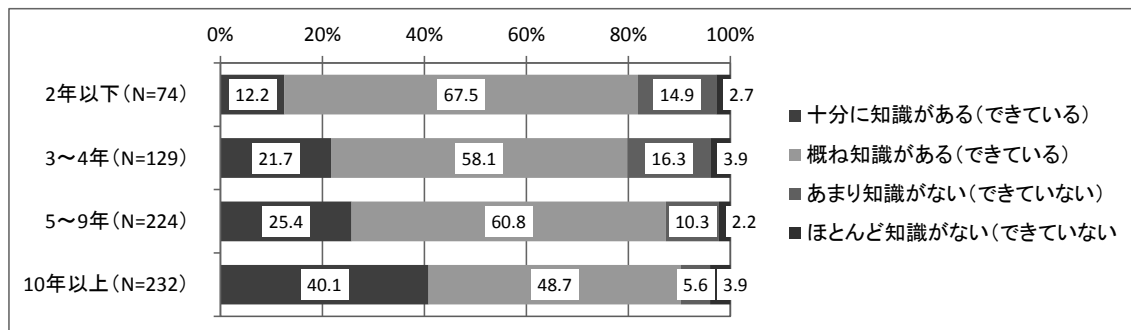
職業倫理・役割では、「福祉用具専門相談員の役割の理解」「職業倫理の理解・実践」とともに、「十分出来ている」「概ね出来ている」の合計が8割を超えている。

経験年数別に見ると、いずれも経験年数が高いほど「十分に知識がある（出来ている）」の割合が高くなっている。

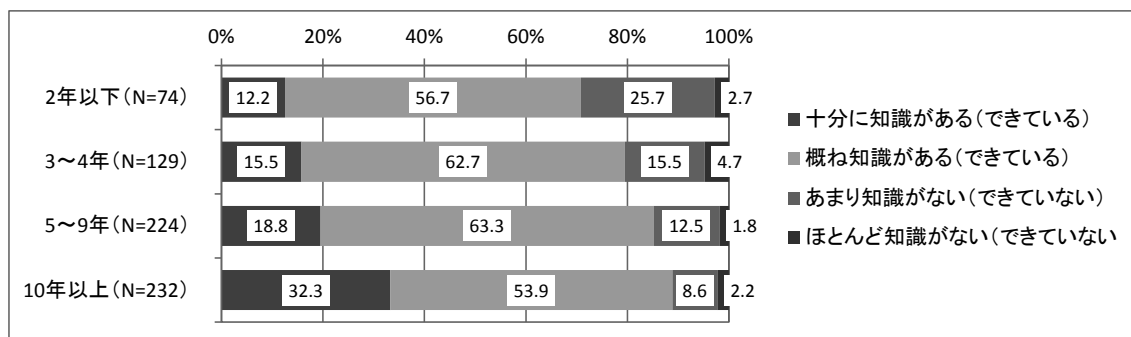
図表 87 職業倫理・役割



図表 88 福祉用具専門相談員の役割の理解



図表 89 職業倫理の理解・実践

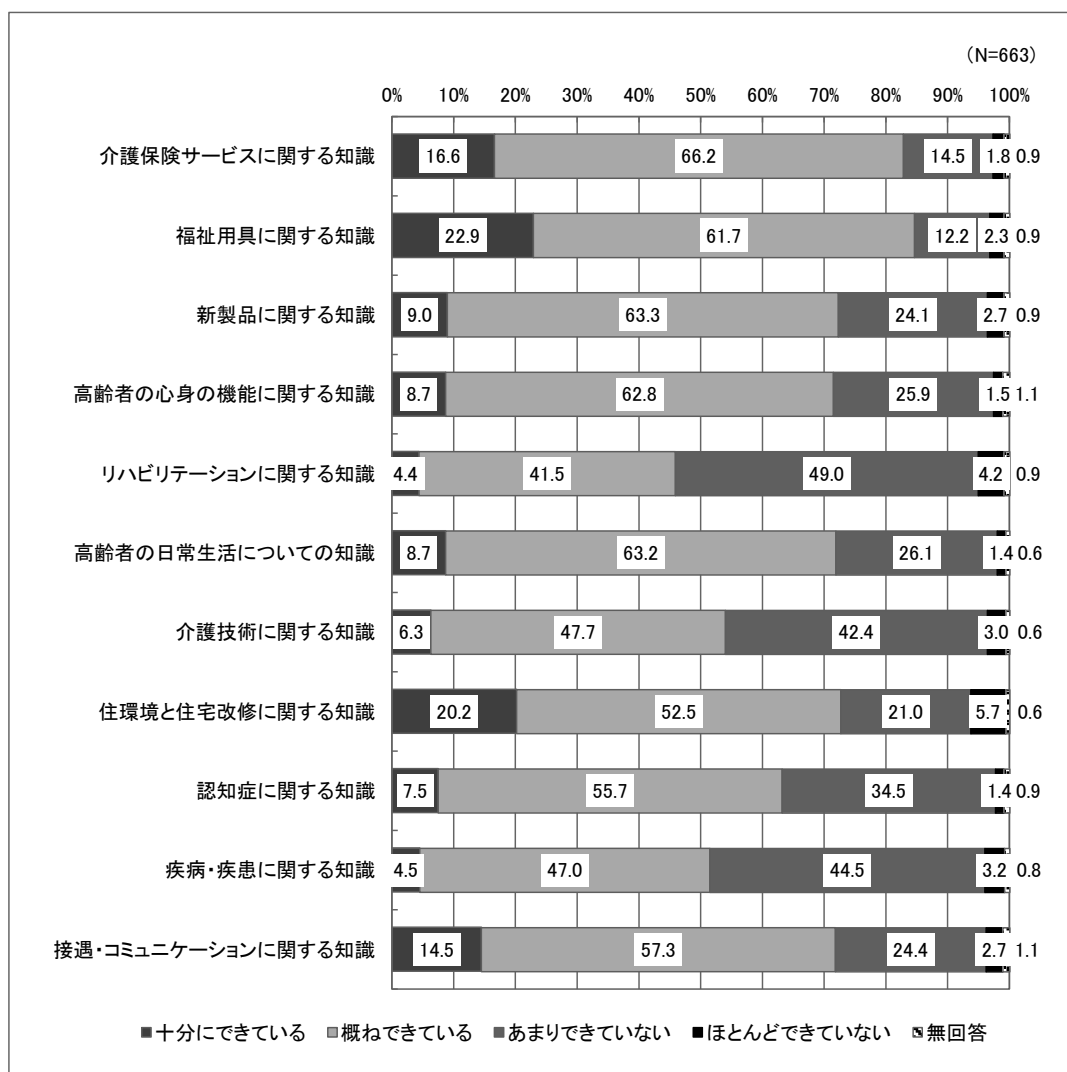


b)専門知識

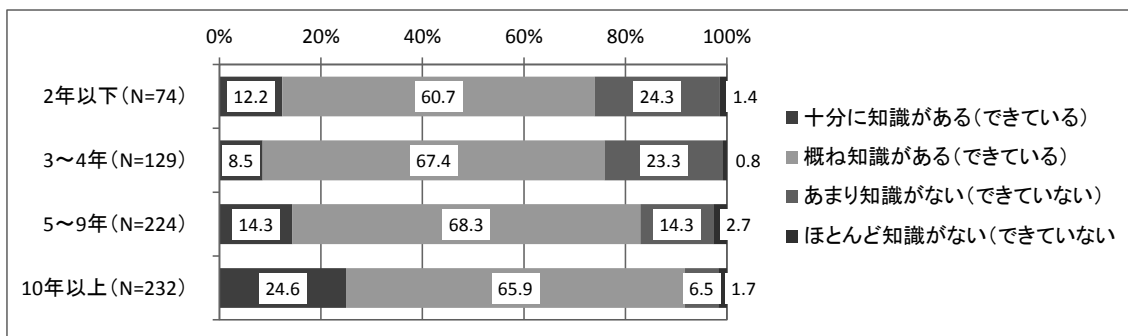
専門知識では、「十分できている」「概ね出来ている」の合計の割合が比較的高いのは「介護保険サービス」「福祉用具」に関する知識、比較的低いのは「リハビリテーション」「介護技術」「疾病・疾患」に関する知識であった。

経験年数別では、概ね経験年数が長いほど自己評価も高いが、疾病・疾患に関する知識は全体に低く、接遇・コミュニケーションに関する知識は全体に高く、経験年数による差が見られない。

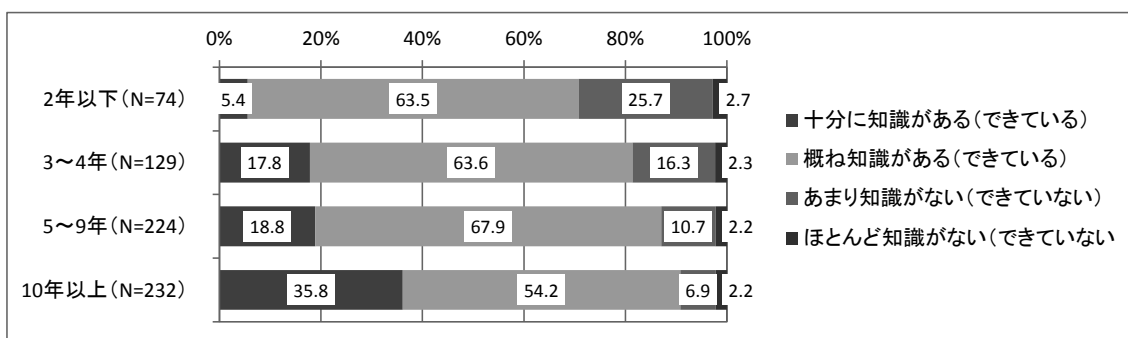
図表 90 専門知識



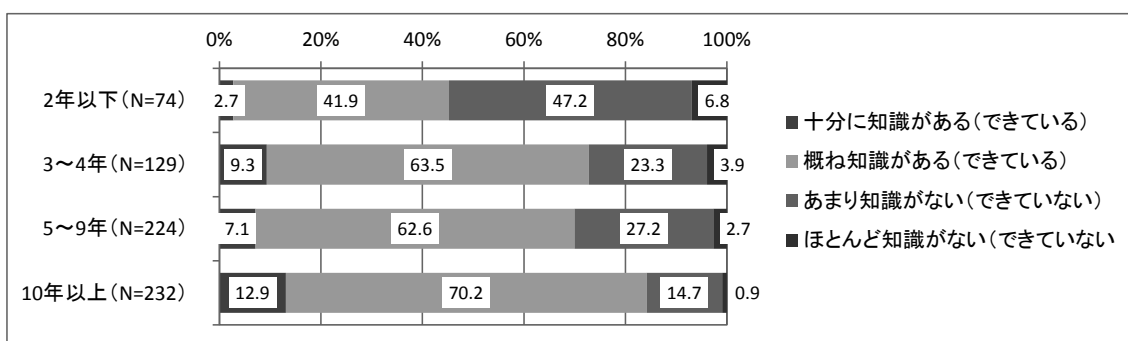
図表 91 介護保険サービスに関する知識



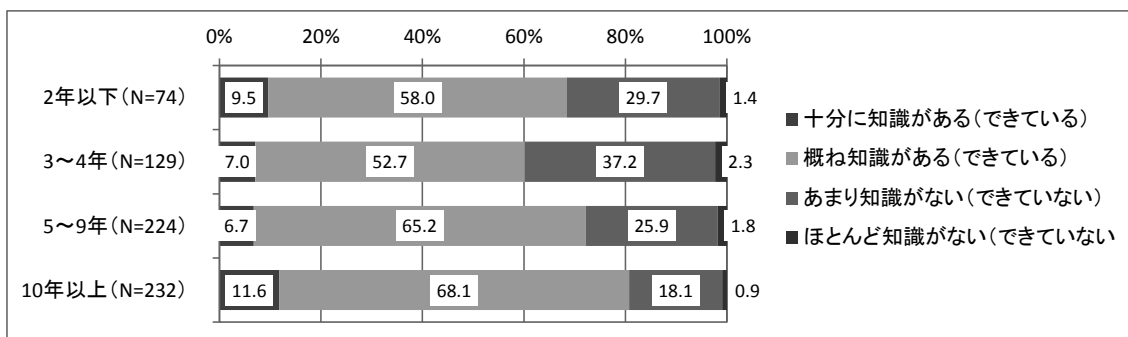
図表 92 福祉用具に関する知識



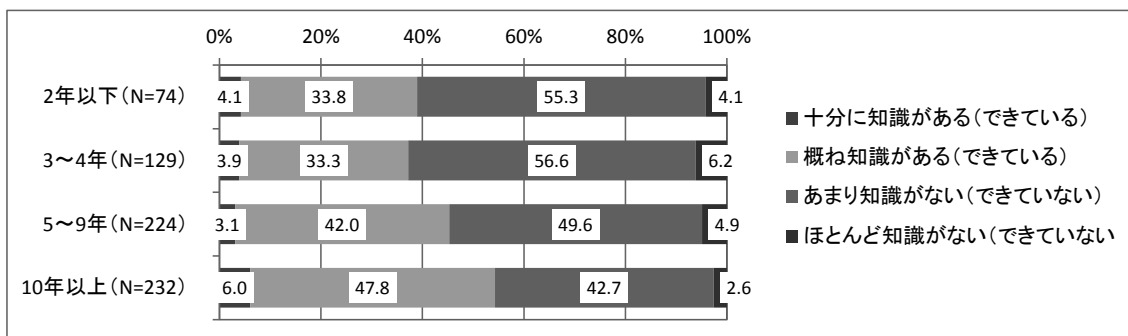
図表 93 新製品に関する知識



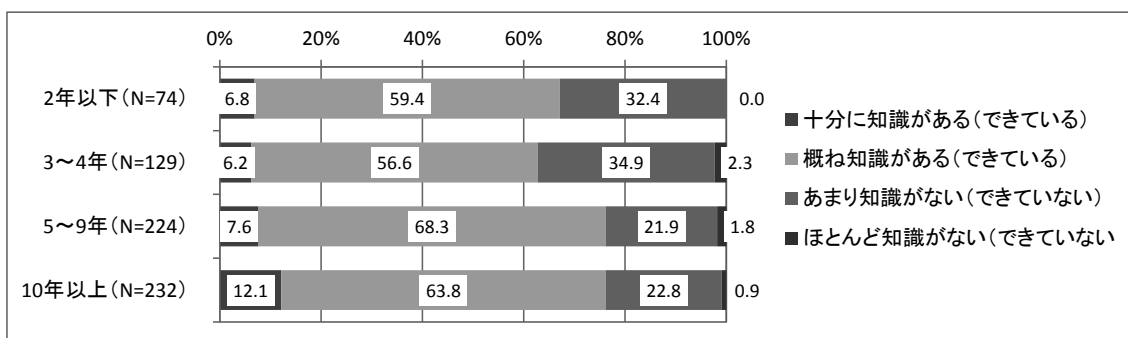
図表 94 高齢者の心身の機能に関する知識



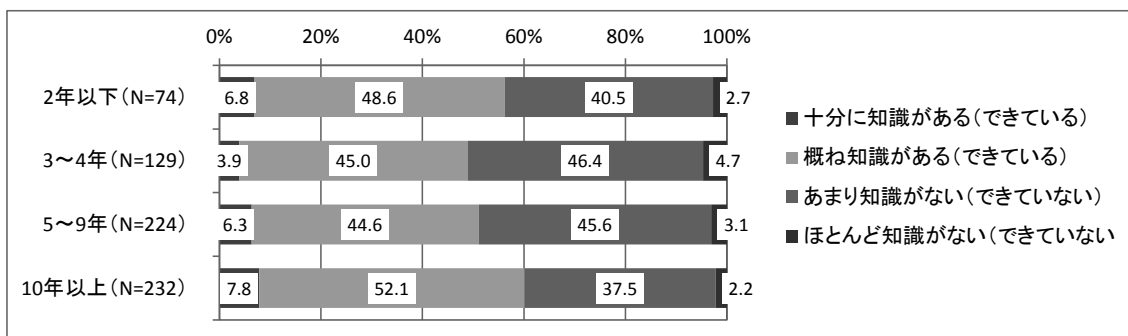
図表 95 リハビリテーションに関する知識



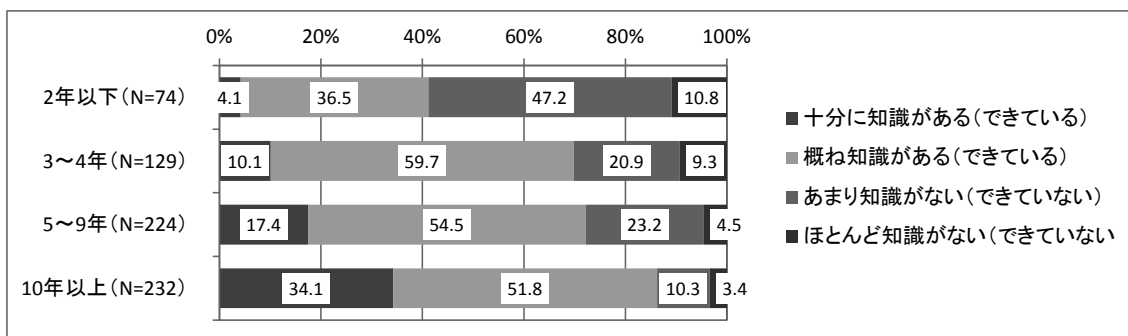
図表 96 高齢者の日常生活についての知識



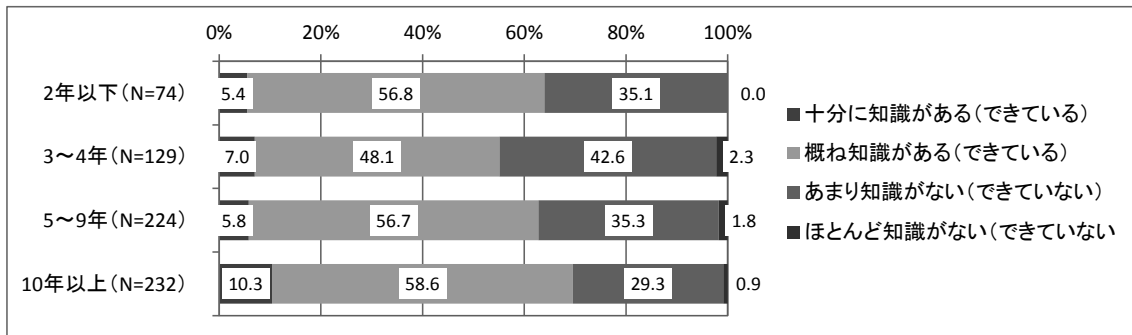
図表 97 介護技術に関する知識



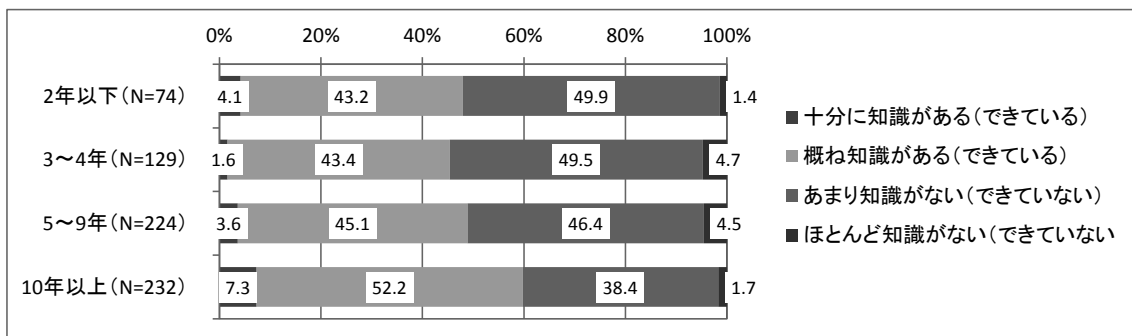
図表 98 住環境と住宅改修に関する知識



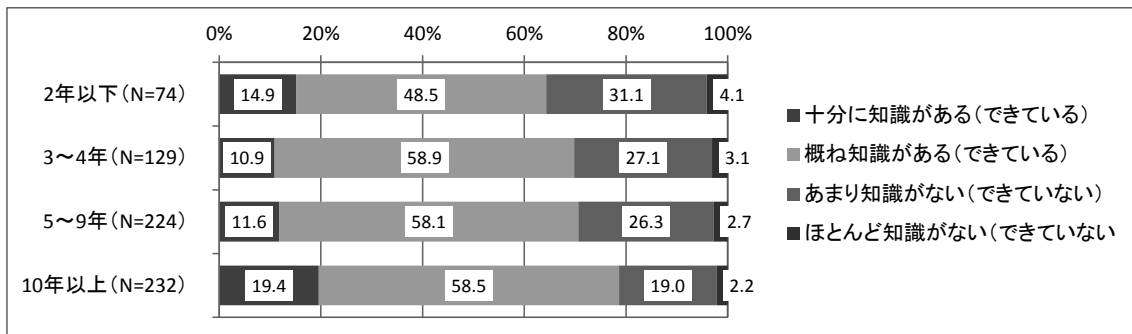
図表 99 認知症に関する知識



図表 100 疾病・疾患に関する知識



図表 101 接遇・コミュニケーションに関する知識

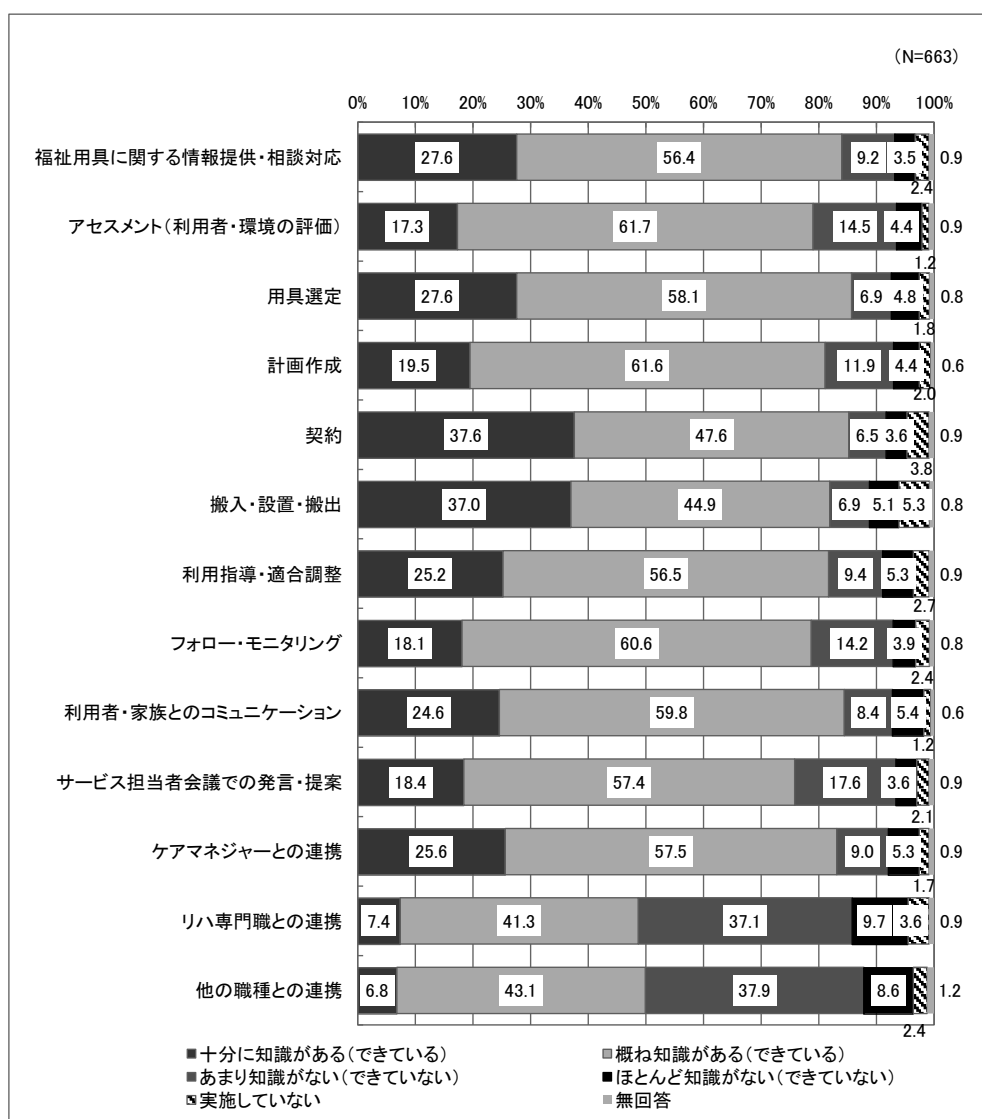


c)業務遂行能力

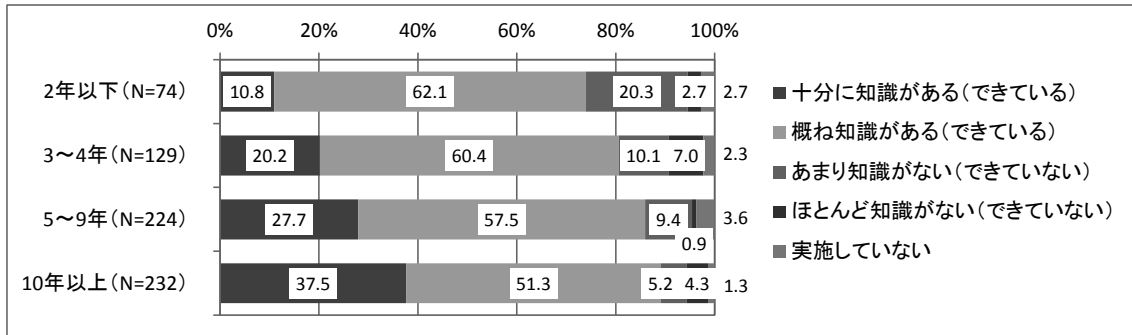
業務遂行能力では、「十分できている」「概ね出来ている」の合計の割合はほぼ8割～9割であるが、「リハ専門職との連携」「その他の職種との連携」は5割程度と低い。

経験年数別では、概ね経験年数が長いほど自己評価も高いが、リハ専門職との連携、その他の職種との連携は全体に低く、利用者・家族とのコミュニケーションは全体に高く、経験年数による差が見られない。

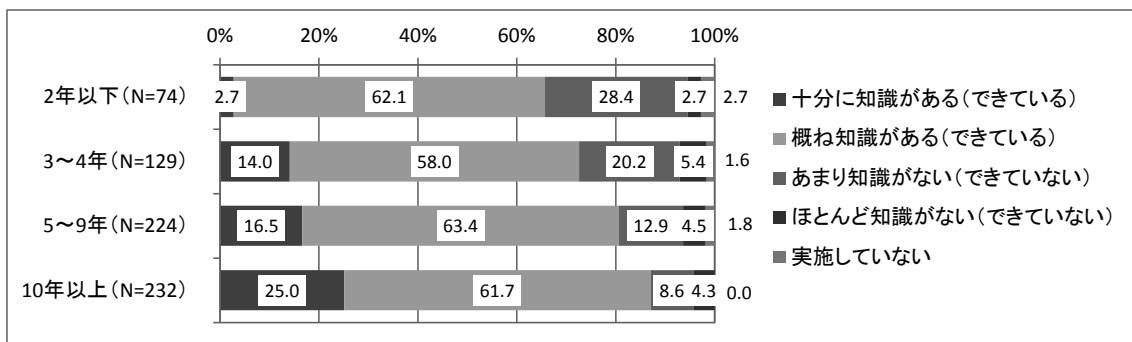
図表 102 業務遂行能力



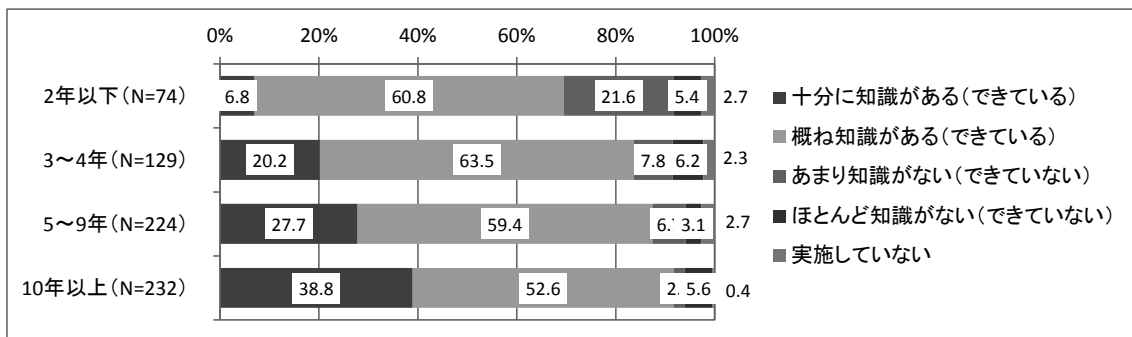
図表 103 福祉用具に関する情報提供・相談対応



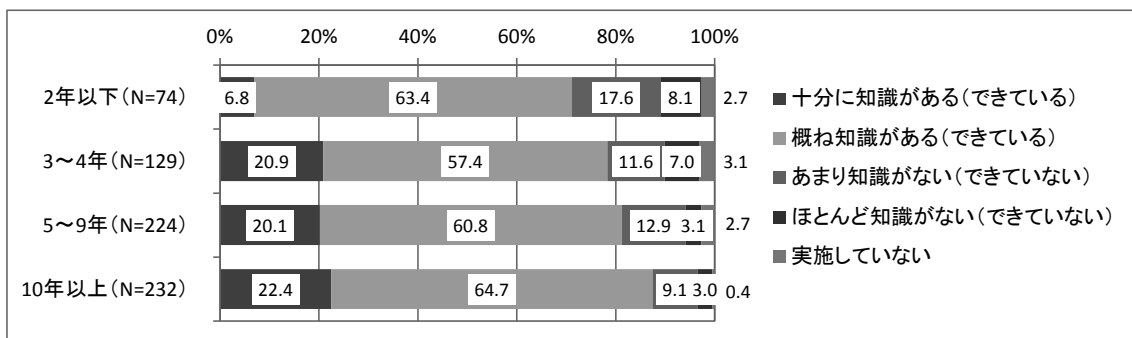
図表 104 アセスメント（利用者・環境の評価）



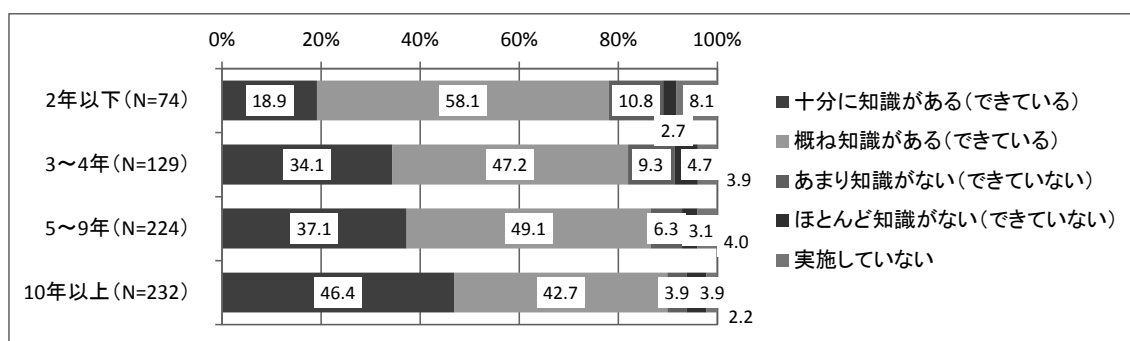
図表 105 用具選定



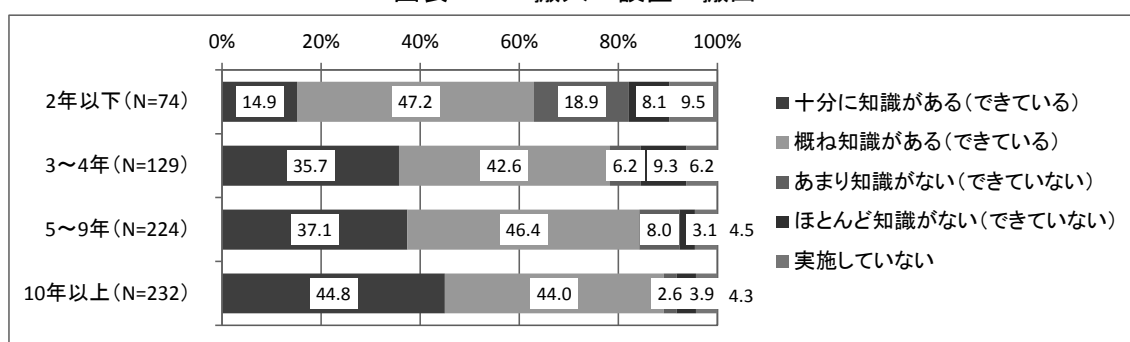
図表 106 計画作成



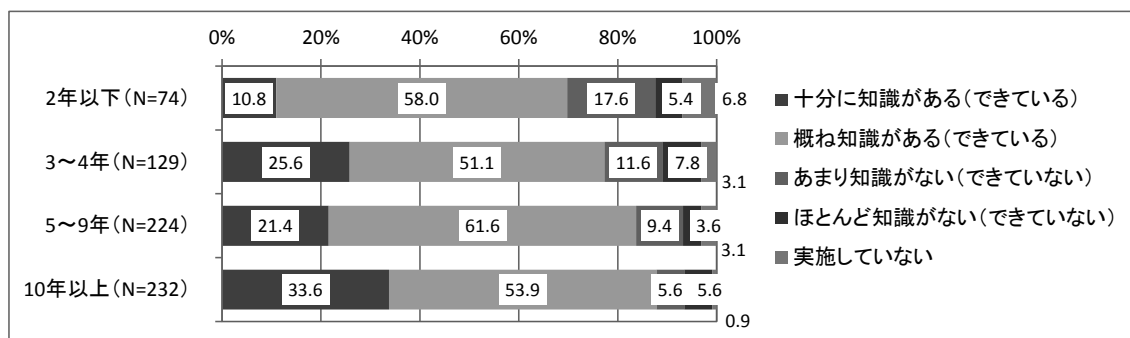
図表 107 契約



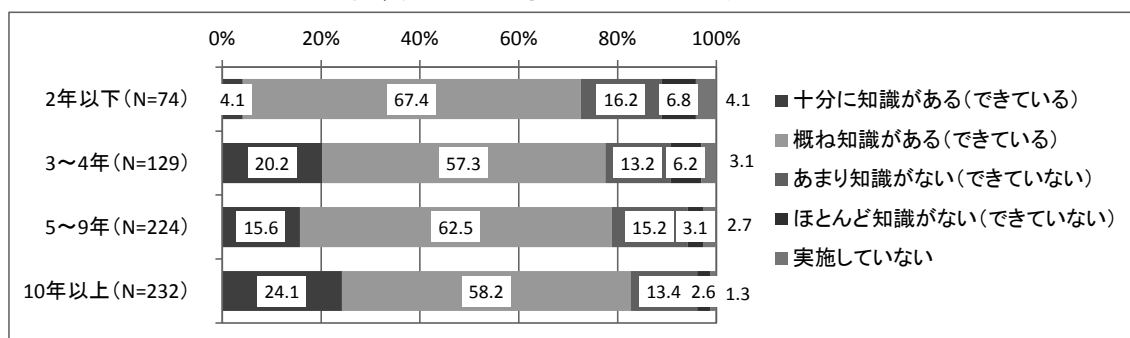
図表 108 搬入・設置・搬出



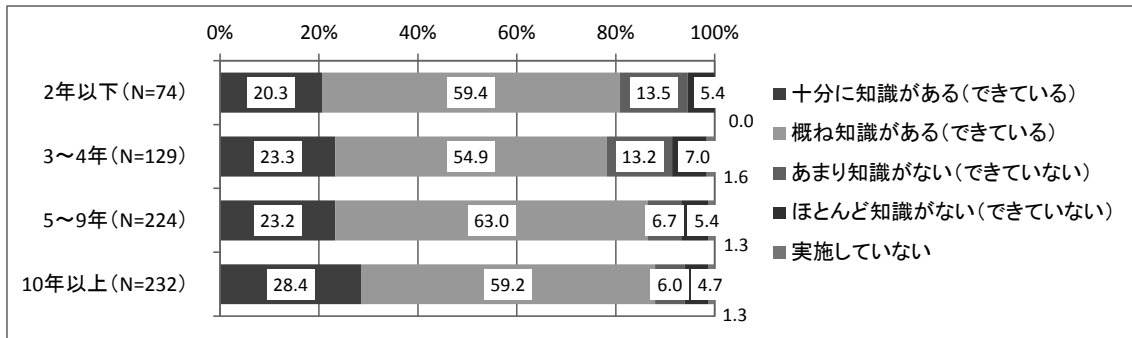
図表 109 利用指導・適合調整



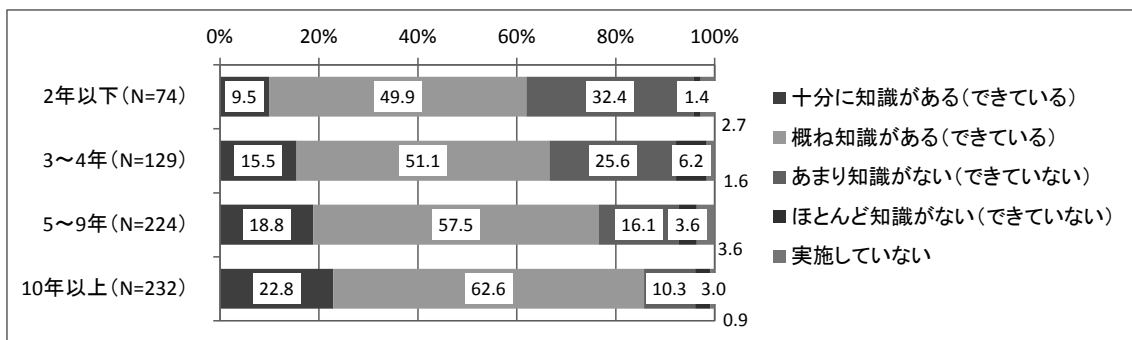
図表 110 フォロー・モニタリング



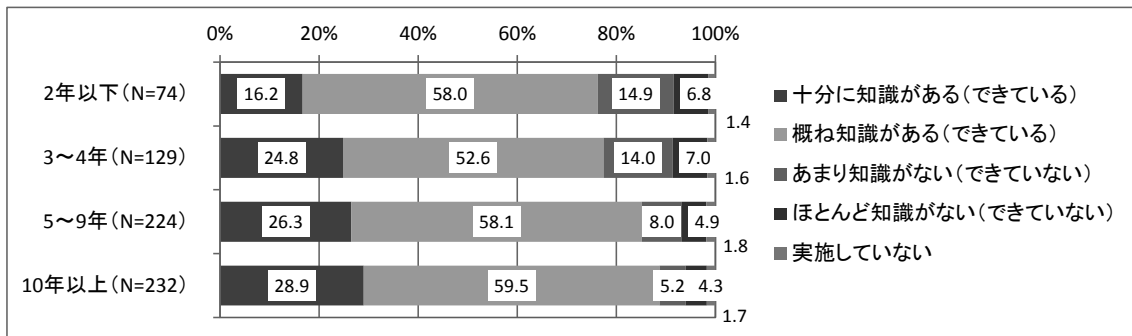
図表 111 利用者・家族とのコミュニケーション



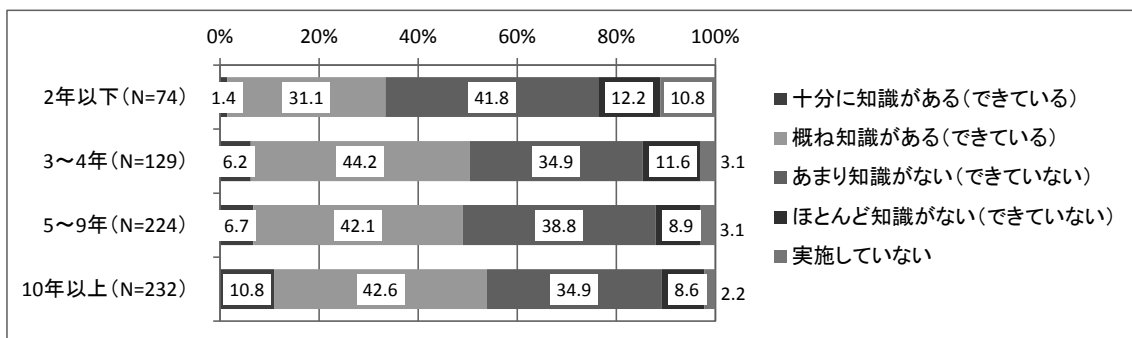
図表 112 サービス担当者会議での発言・提案



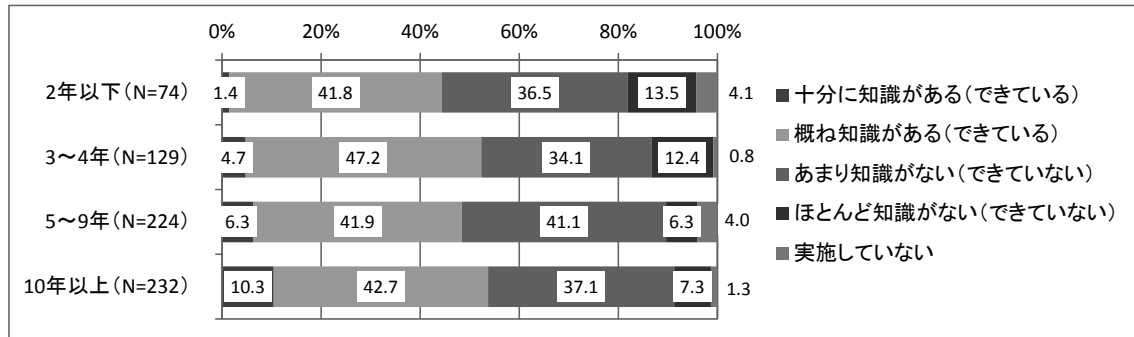
図表 113 ケアマネジャーとの連携



図表 114 リハ専門職との連携



図表 115 他の職種との連携

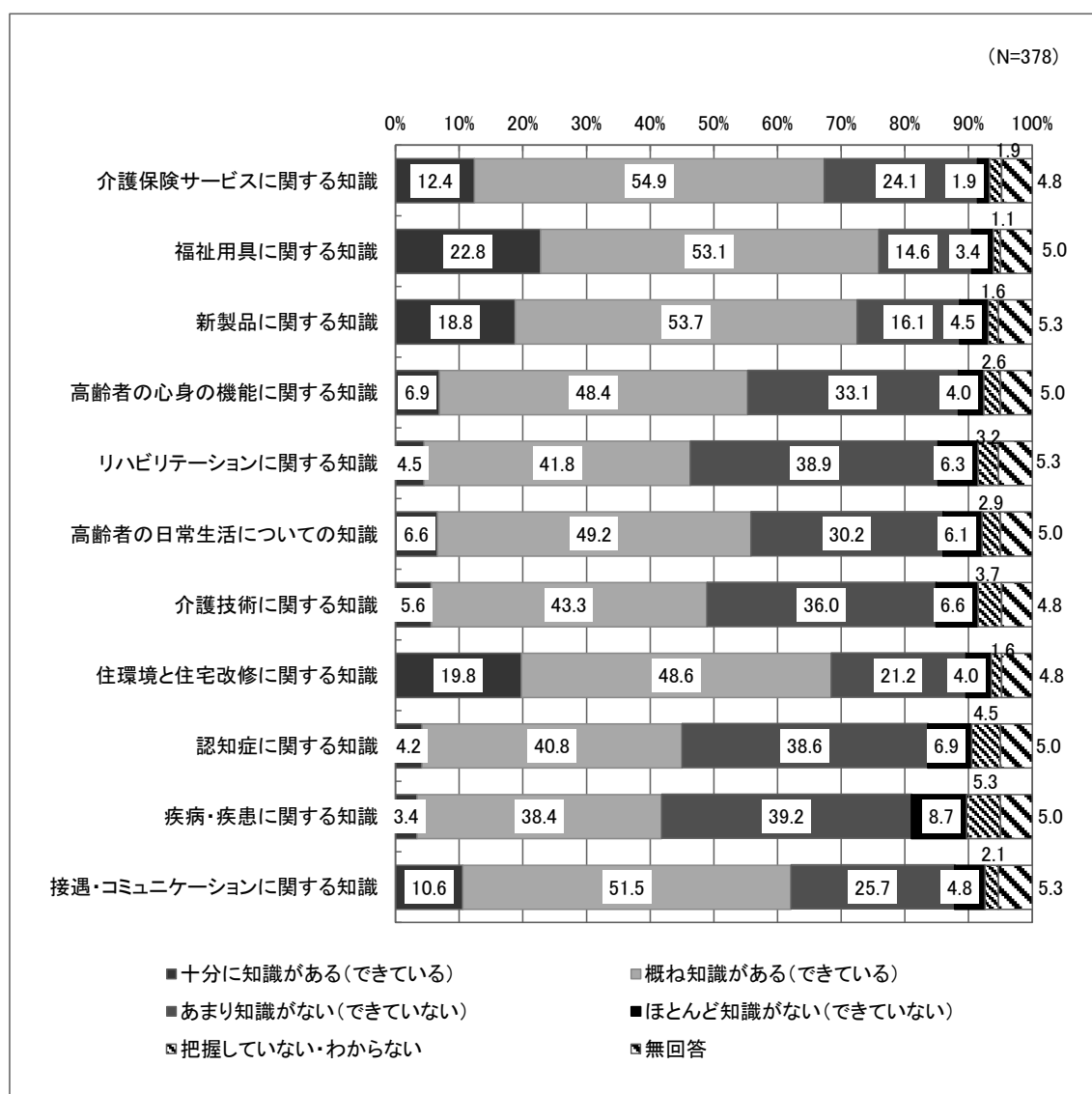


【C. 介護支援専門員専門員票】

a) 専門知識（平均的な福祉用具専門相談員）

福祉用具専門相談員の評価の「平均的な福祉用具専門相談員」についての専門知識は、「介護保険サービスに関する知識」「福祉用具に関する知識」「新製品に関する知識」「住環境と住宅改修に関する知識」「接遇・コミュニケーションに関する知識」では、「十分に知識がある（できている）」「概ね知識がある（できている）」の合計が6割を超えている。

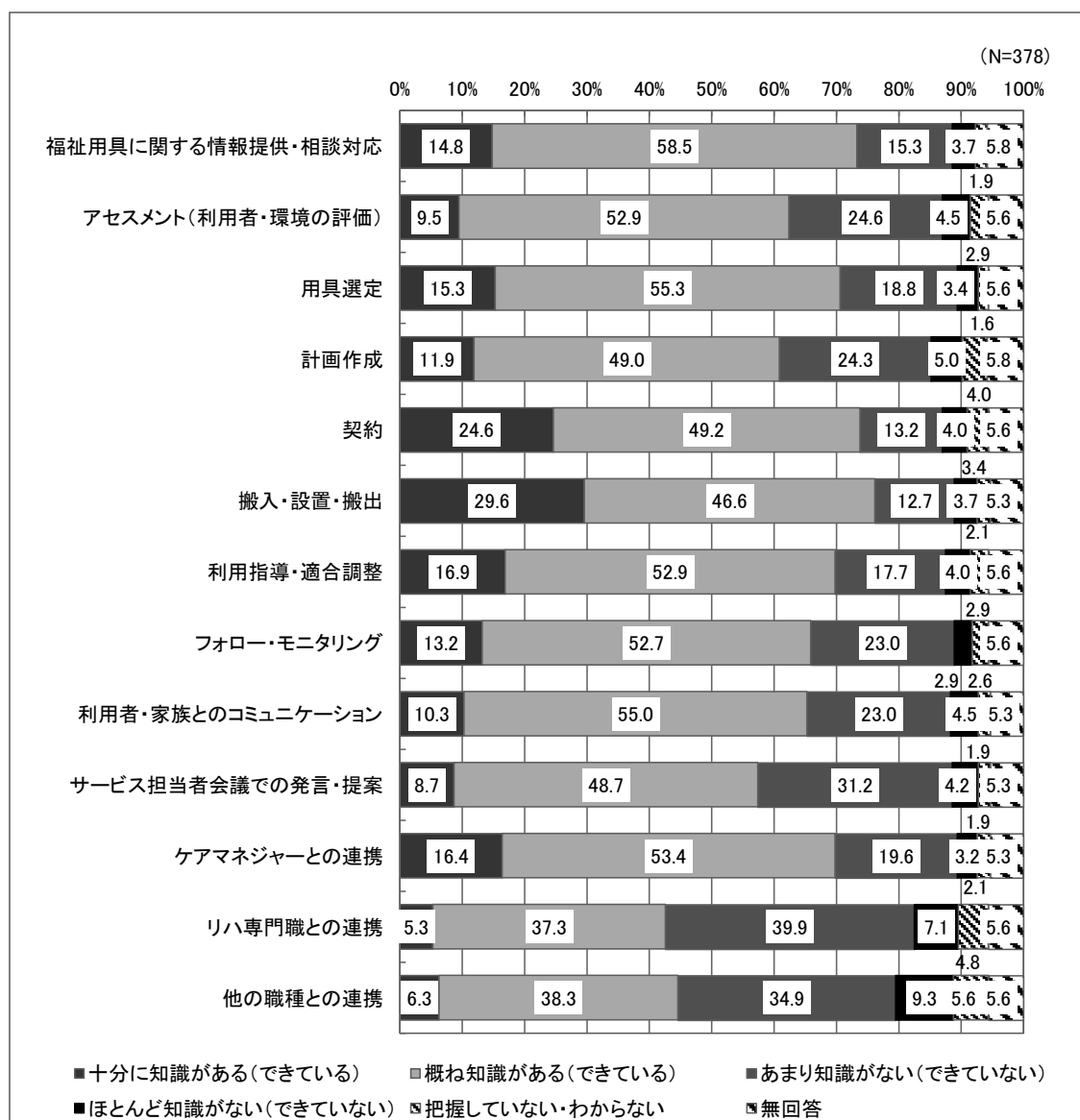
図表 116 専門知識（平均的な福祉用具専門相談員）



b)業務遂行能力（平均的な福祉用具専門相談員）

業務遂行能力は、「福祉用具に関する情報提供・相談対応」「用具選定」「契約」「搬入・設置・搬出」「利用指導・適合調整」「ケアマネジャーとの連携」では、「十分に知識がある（できている）」「概ね知識がある（できている）」の合計が約 7 割を超えている。

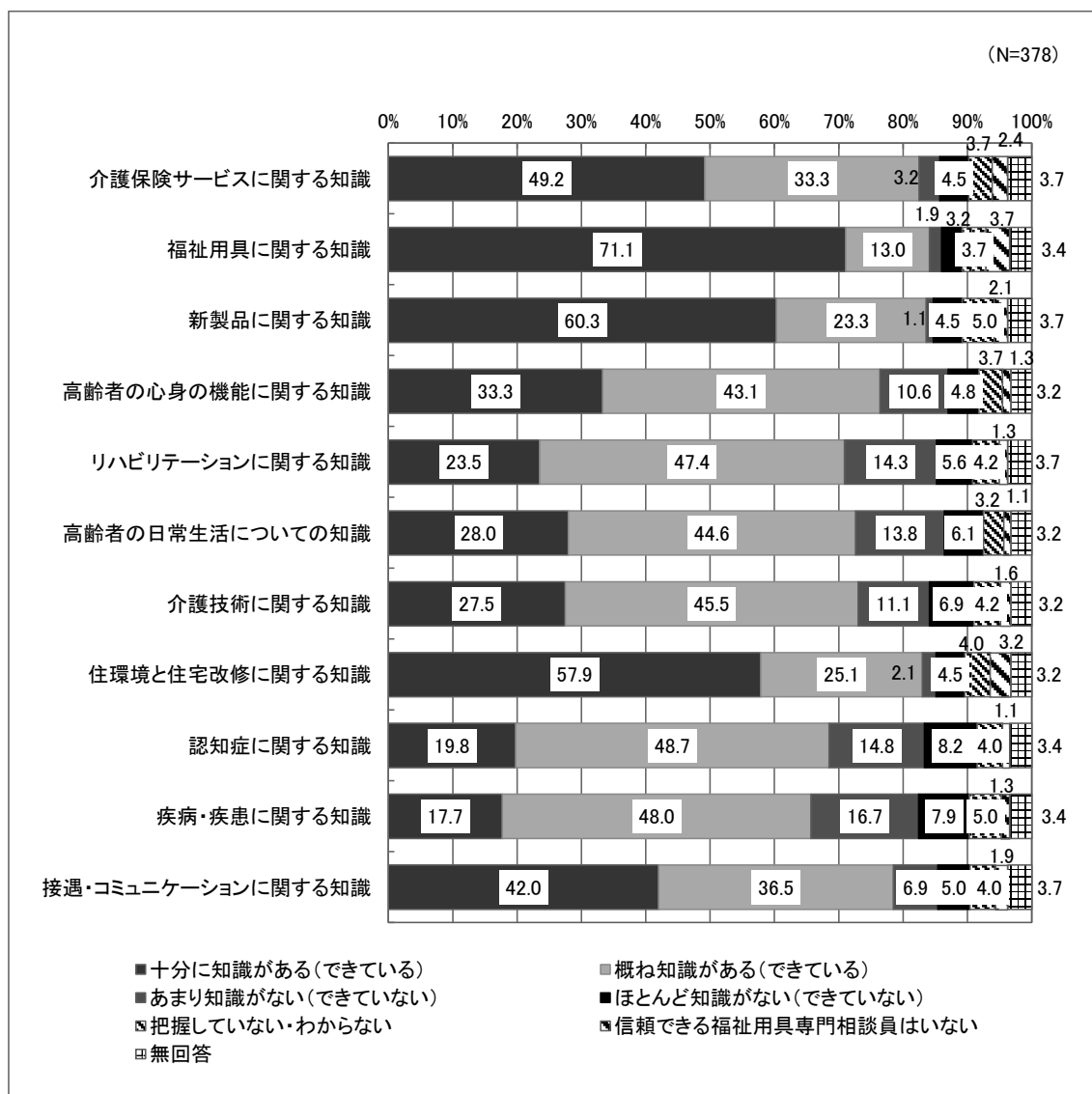
図表 117 業務遂行能力（平均的な福祉用具専門相談員）



c)専門知識（信頼できる福祉用具専門相談員）

福祉用具専門相談員の評価の「信頼できる福祉用具専門相談員」についての専門知識は、「介護保険サービスに関する知識」「福祉用具に関する知識」「新製品に関する知識」「住環境と住宅改修に関する知識」では、「十分に知識がある（できている）」「概ね知識がある（できている）」の合計が8割を超えている。

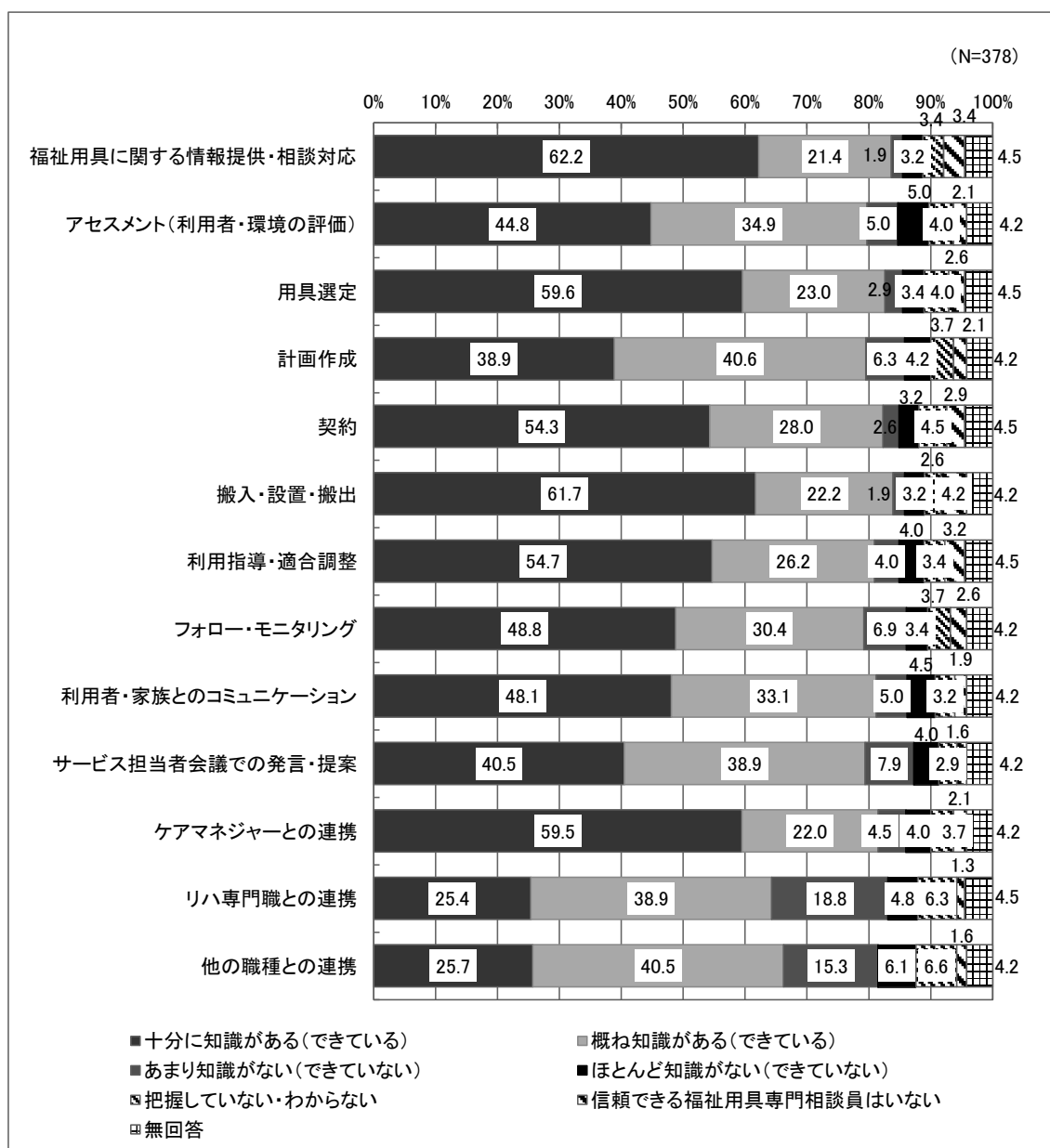
図表 118 専門知識（信頼できる福祉用具専門相談員）



d)業務遂行能力（信頼できる福祉用具専門相談員）

業務遂行能力は、ほとんどの業務において、「十分に知識がある（できている）」「概ね知識がある（できている）」の合計が約 8 割を超えているが、「リハ専門職との連携」「他の職種との連携」では 7 割未満となっている。

図表 119 業務遂行能力（信頼できる福祉用具専門相談員）



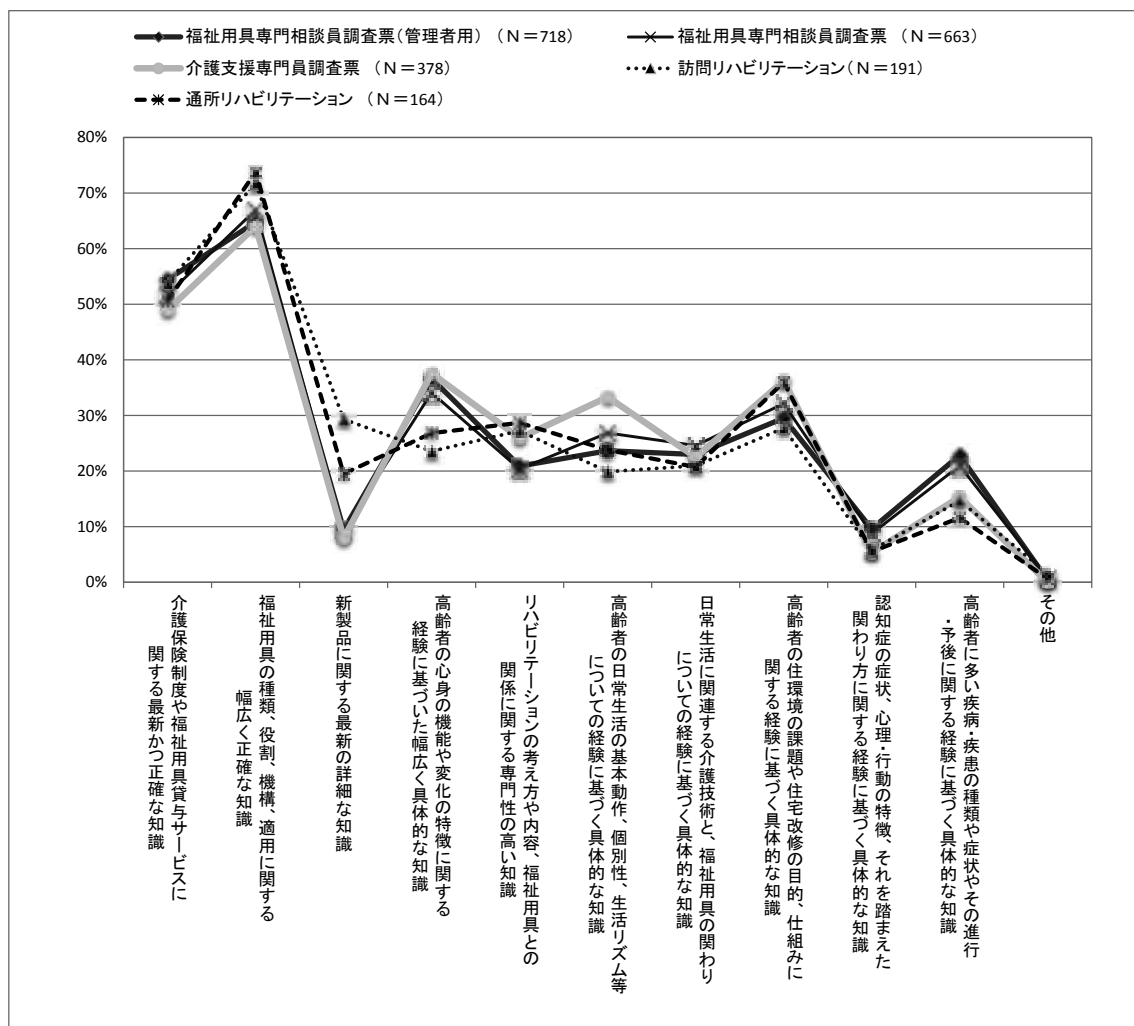
(4) 専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる知識及び経験について

1) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる知識

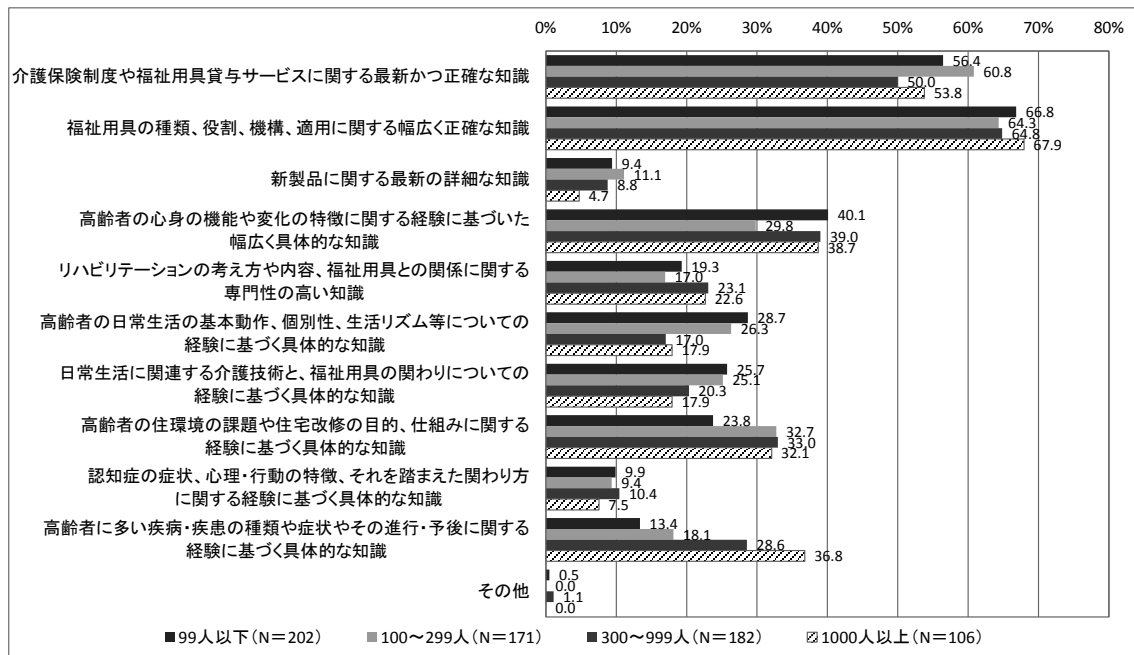
管理者と福祉用具専門相談員はほぼ同様の結果となっている。

介護支援専門員もほぼ同様であるが、「高齢者の日常生活の基本動作、個別性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識」の割合がやや高かった。

図表 120 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる知識

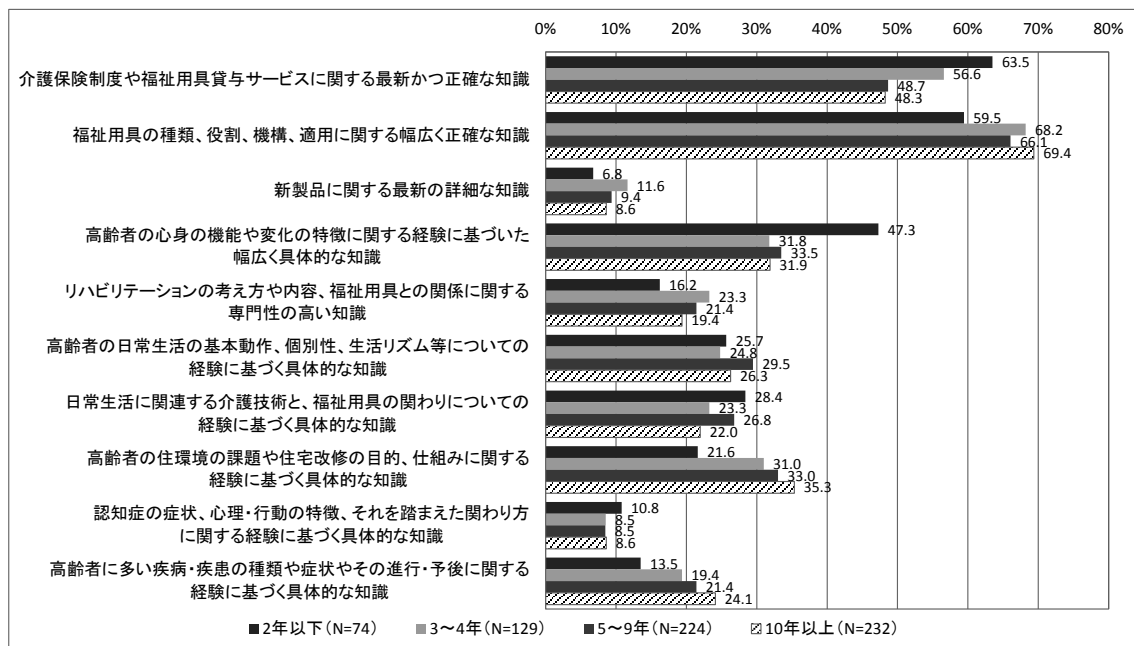


【A. 福祉用具専門相談員（事業所管理者票）】

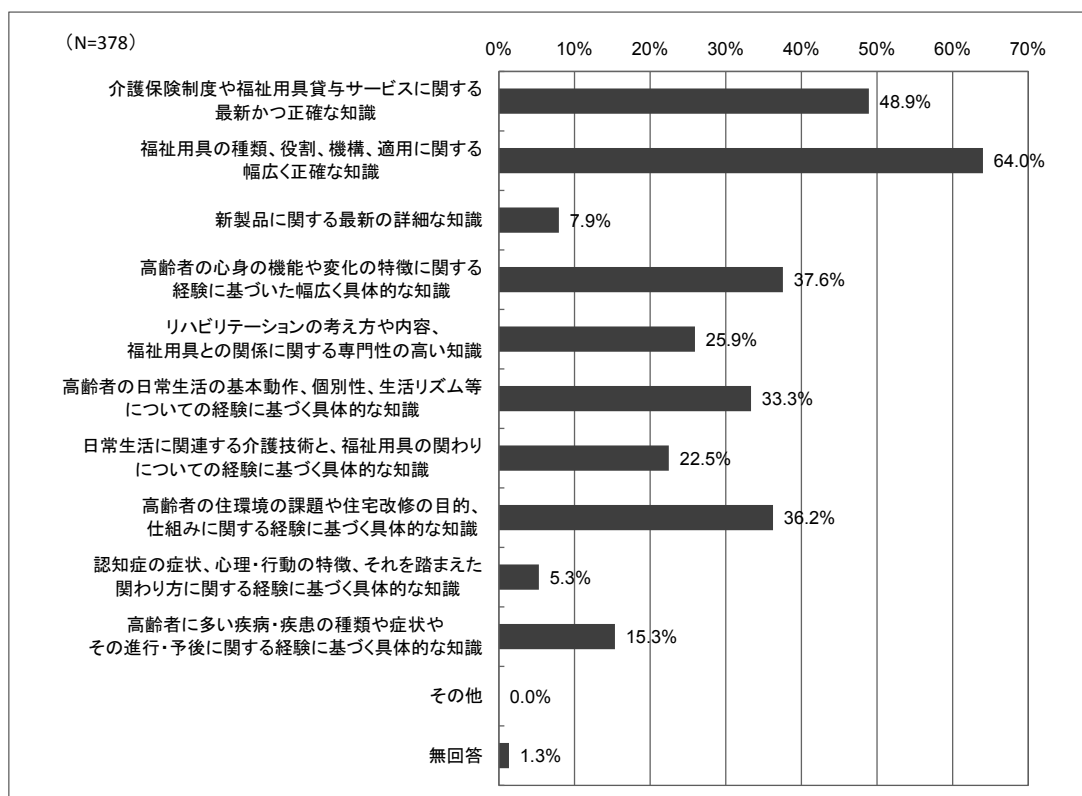


利用者数別では大きな差がないが、疾病疾患やその進行・予後については、利用者数が多い事業所ほど高い。

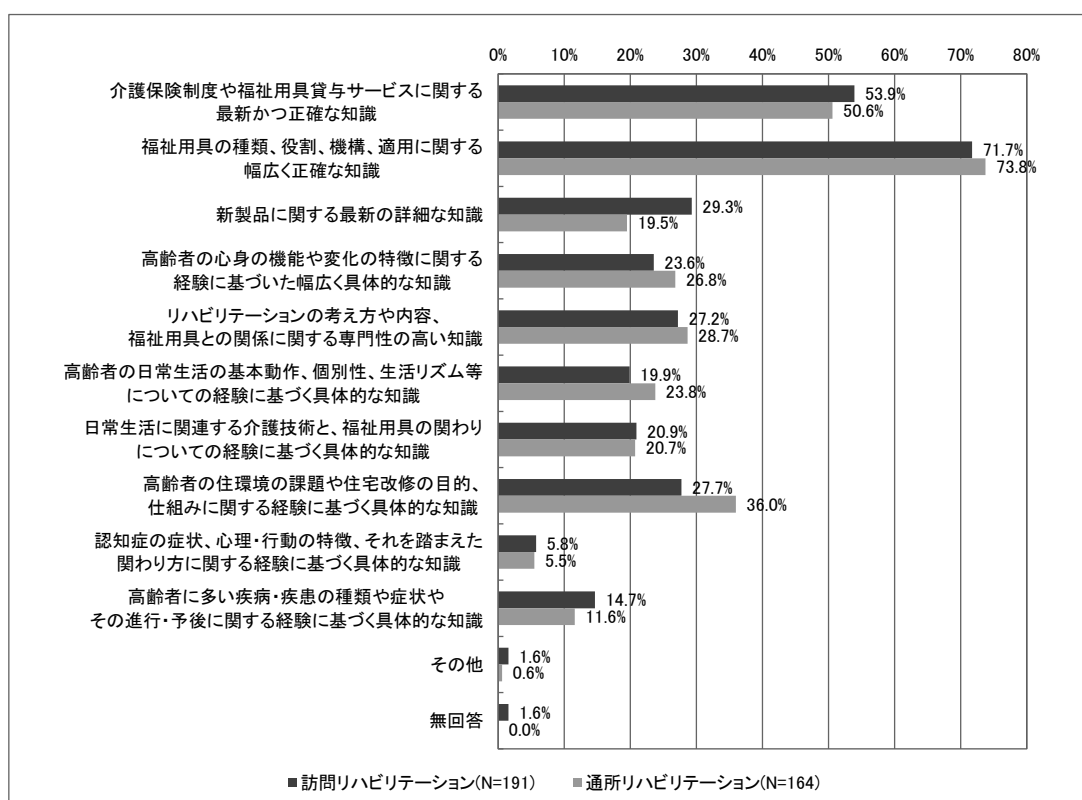
【B. 福祉用具専門相談員票】



【C. 介護支援専門員専門員】



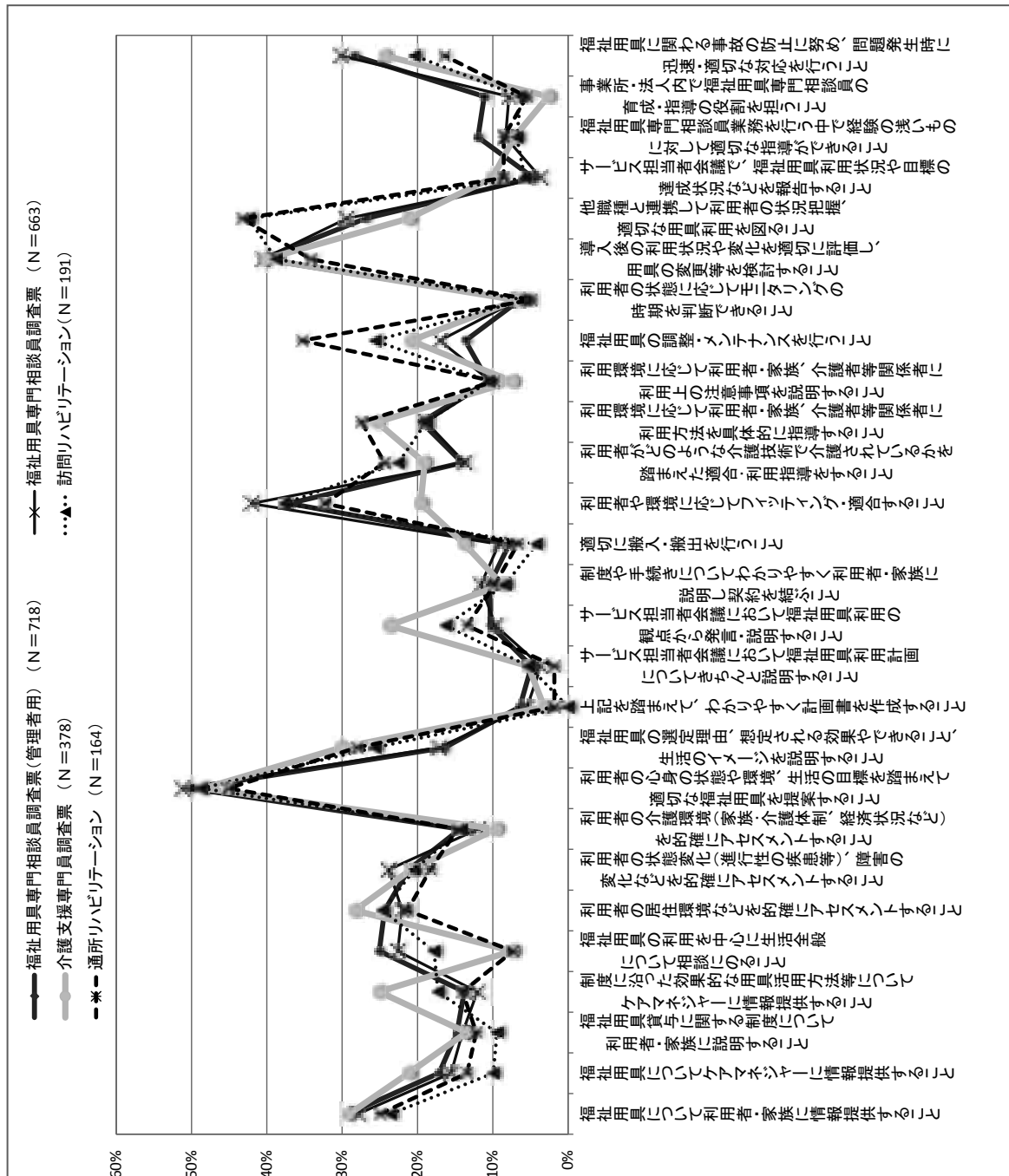
【D. リハビリテーション専門職票】



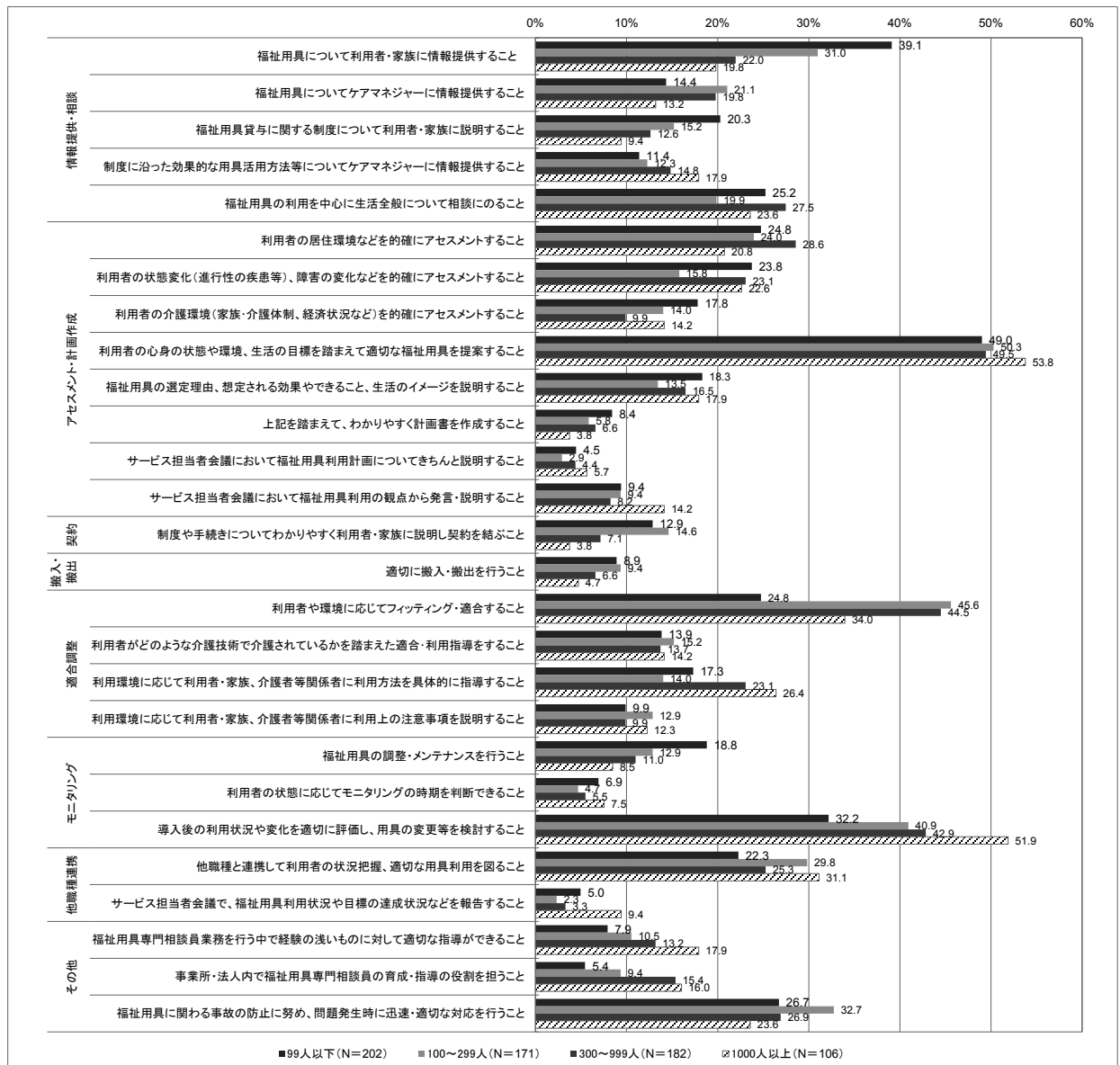
2) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる役割（能力）

「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる役割（能力）は、いずれも「利用者の心身の状態や環境、生活の目標を踏まえて適切な福祉用具を提案すること」が、5割程度で多かった。

図表 121 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる役割（能力）

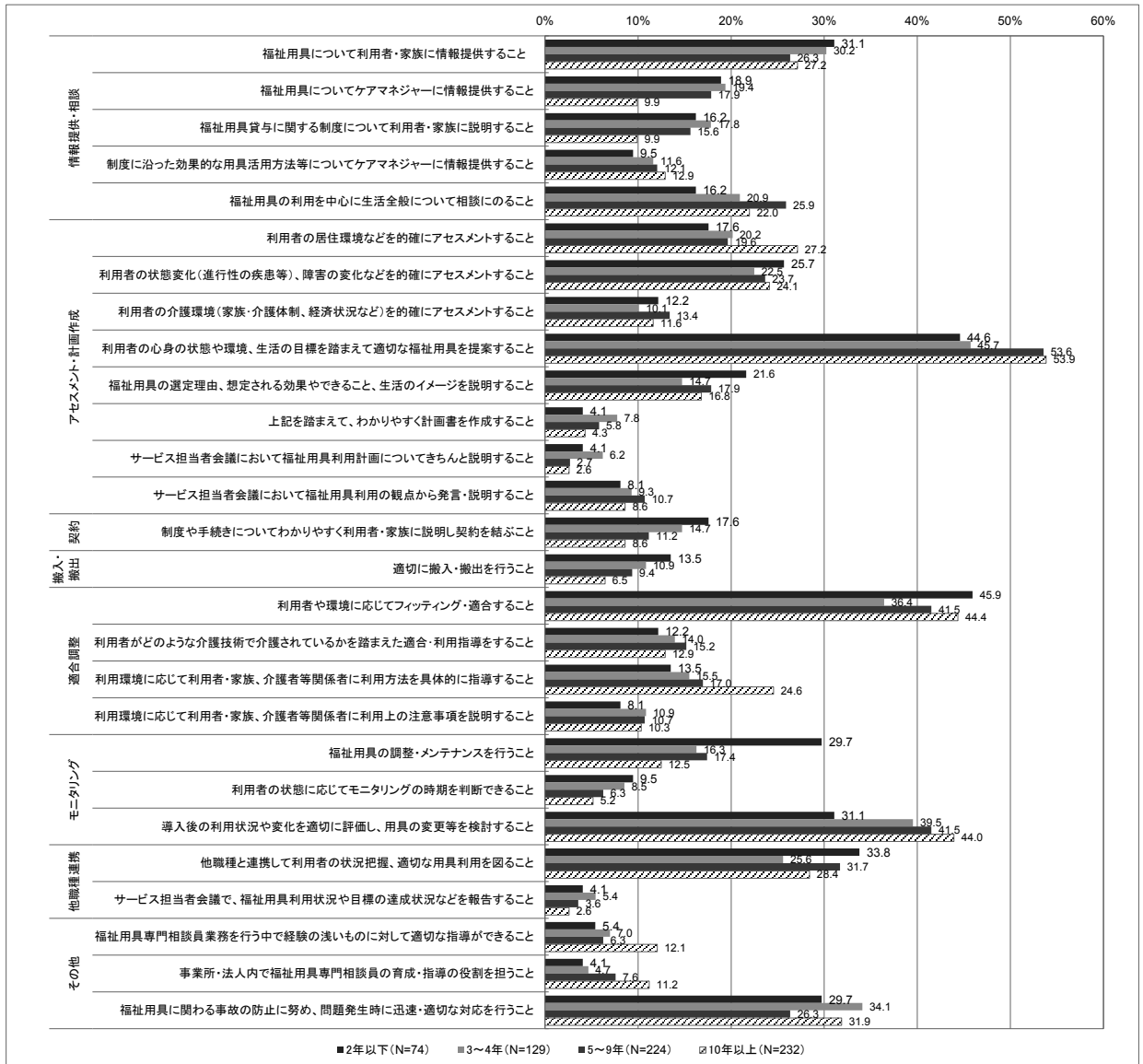


【A. 福祉用具専門相談員（事業所管理者票）】

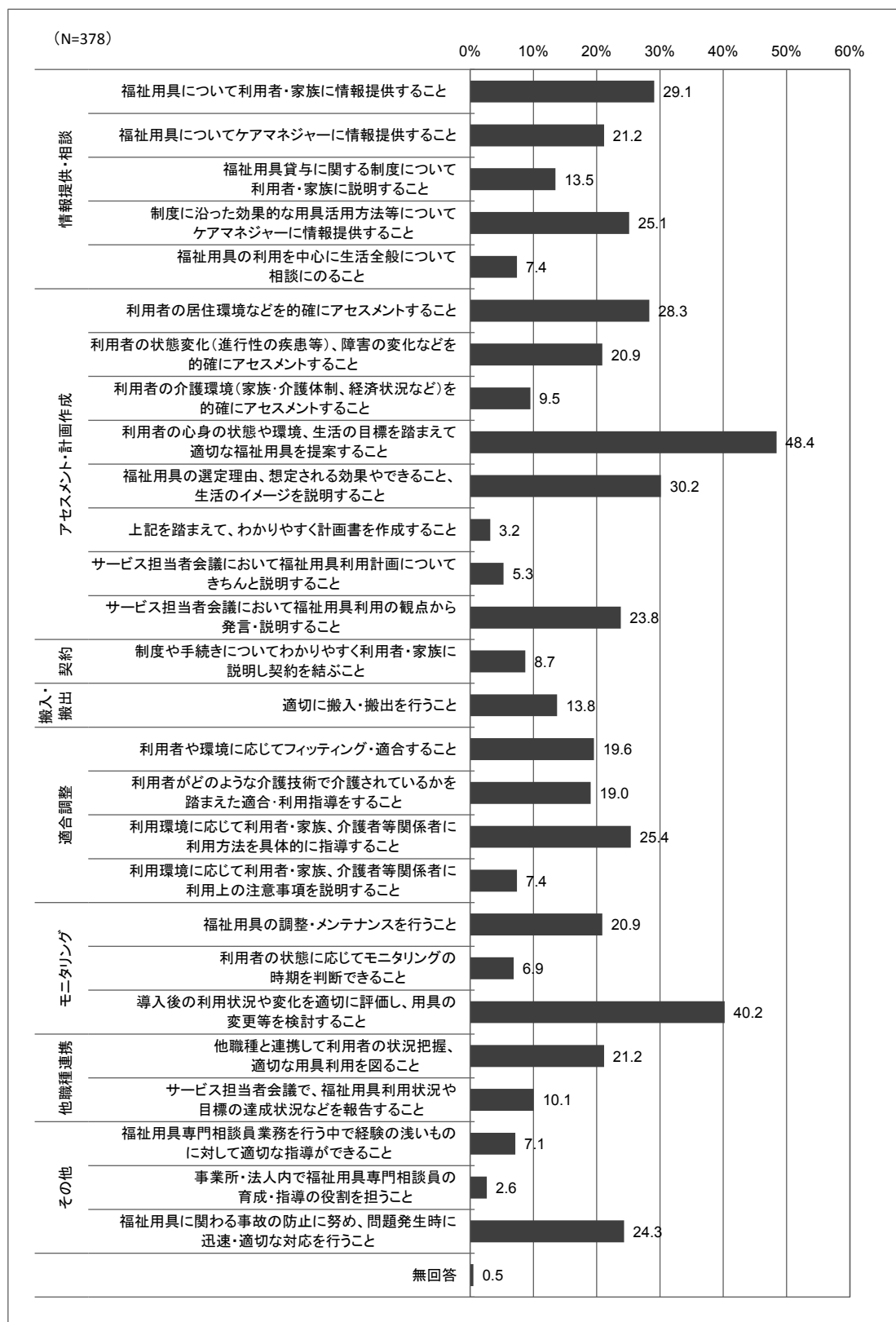


用具の提案は利用者数によらず高いが、情報提供は小規模、フィッティングは中規模、評価・変更検討は大規模、事故防止・対応は中規模の事業所の回答割合が高い。

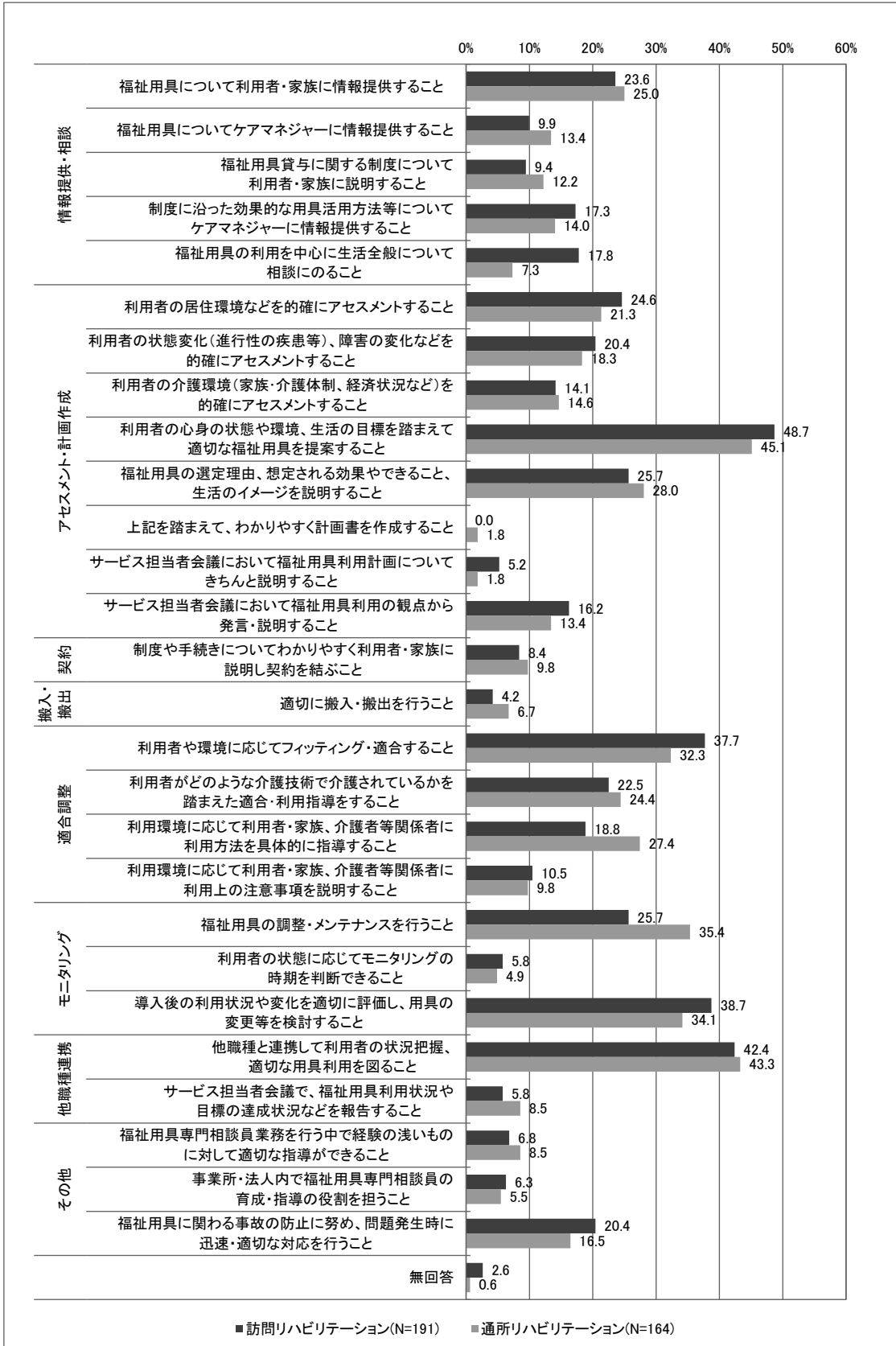
【B. 福祉用具専門相談員】



【C. 介護支援専門員専門員】



【D. リハビリテーション専門職票】



3) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる実務経験について

「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる実務経験は、福祉用具専門相談員（事業所管理者票）と福祉用具専門相談員とともに「実務経験として概ね***年以上必要」が約 8 割、「一概に年数を設定することはできない」が約 2 割程度となっている。

図表 122 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる実務経験

【A. 福祉用具専門相談員（事業所管理者票）】

全体	実務経験として概ね***年以上必要	一概に年数を設定することはできない	無回答
718 100.0%	563 78.4%	128 17.8%	27 3.8%

全体	～1年	2年	3年	4年	5～9年	10年以上	無回答	平均
563 100.0%	61 10.8%	74 13.1%	253 45.0%	7 1.2%	154 27.4%	13 2.3%	1 0.2%	3.4 -

【B. 福祉用具専門相談員】

全体	実務経験として概ね***年以上必要	一概に年数を設定することはできない	無回答
663 100.0%	522 78.7%	120 18.1%	21 3.2%

全体	～1年	2年	3年	4年	5～9年	10年以上	無回答	平均
522 100.0%	51 9.8%	70 13.4%	245 46.8%	5 1.0%	134 25.7%	16 3.1%	1 0.2%	3.4 -

「一概に年数を設定することはできない」とした場合の年数以外の目安については、以下のような回答があった。

※○は管理者からの回答、●は管理者、福祉用具専門相談員の両方からあがった回答

【知識・スキルに関するもの】

知識・技術	・ 利用者の動作方法の予測 ○ ・ 福祉用具の構造などの理解 ○ ・ セラピストに近い技術 ○ ・ 基礎知識、応用知識 ・ 福祉用具の全般の知識 ・ 介護保険サービスの内容 ・ 介護技術等の知識 ・ 貸与、販売、住宅改修の制度 ○ ・ 介護保険制度や疾患に関する十分な知識 ○
業務プロセスの遂行能力	・ 利用者、介護者の生活をイメージできて用具の提案、相談が出来る ○ ・ 適切な提案、モニタリング ○ ・ 必要な書類を整備と説明を的確に実施 ○ ・ 一人で搬入・搬出、契約が出来る ○ ・ 定期的に訪問し、利用者の身体の変化に合わせて調整するなど、適切なサービス提供 ○ ・ 住環境・アセスメント、用具選定、計画作成、契約等が問題なくできる ○
アセスメント・利用者の状態の把握の能力	・ 利用者や介護環境の把握、判断が的確にできる ● ・ 実際に利用者様と向き合い(ヘルパー等)使用状況や安全面を理解し、配慮できるか ○
選定能力	・ その場、その場での状況判断等で適切な選定ができる ・ 利用者、家族の声を聴き、適切に選定ができる ○ ・ 実務経験に基づく選定その他の判断が可能になる ○ ・
説明力・コミュニケーション力	・ 他職種と意見交換ができる ○ ・ 適切なアセスメントに基づき環境のアドバイスができる ○ ・ コミュニケーションスキル・発言力 ○ ・ 利用者、家族等へ適切な選定理由が説明出来る ・ 利用者に対して専門的知識の説明 ・ 電話相談なども含め、きめ細やかな対応が出来る ○
状況判断・問題解決	・ 問題解決が出来る ○ ・ 色々なケースに対して対応出来る ・ 一人で考えて動ける ○ ・ 困難事例が対応できる ○ ・ 様々な状況に対して対処できる ○ ・ 柔軟な発想を持つ事 ○
信頼関係の構築	・ ケアマネジャーからの依頼が一定以上の獲得 ○ ・ 他職種と連携した際の信頼 ○ ・ 顧客との信頼 ○ ・ 事業所内、他職種(他社)から共に信頼が厚いこと
仕事に対する姿勢	・ 商品に精通し、利用者へ分かり易く説明を行う事が出来、かつ積極的に新しい情報を得ようとする努力 ○ ・ 利用者への情熱 ○ ・ 専門的に福祉用具に関わっているか

【経験に関するもの】

多様なケース の経験	・ 様々なケースを経験すること ○ ・ どれだけの利用者と会うか、どれだけ問題ケースを対応するか
担当利用者数	・ のべ利用者人数 300 人以上(管)／100 人以上(相) ○ ・ 50 件程度/月 ○
担当利用者数 ×年数	・ 担当 50 ケース以上で 5 年以上の実務経験 ・ 担当利用者 100 人以上で 5 年 ○
その他	・ 担当者会議の出席数 ○ ・ サービス計画の作成数 ○ ・ 配送 1 年、営業経験 3 年 ○ ・ 福祉用具導入～サービス提供日数 ○ ・ 件数と経験の深さ ○

【客観的評価・資格の取得に関するもの】

他の資格	・ 介護支援専門員 ○ ・ 介護福祉士の取得 ・ 関連する資格取得 ・ ふくせんテストやランキングなどの外部の評価を活用
資格の設定	・ 資格(できれば国家レベル)を有し、経験と知識を元に迅速な対応が可能なレベル ○
研修	・ 指定用具研修、定期的な受講義務等 ・ 事例検討、フォローアップ ○
試験・評価	・ 試験をするなど、個人の能力を客観的に判断する● ・ 実技試験・検定試験 ○ ・ 日々の中できちんと確認し、管理者が判断 ○ ・ 得意先、他業者からの評価
資格×経験	・ 実務 1 年以上、住環境 2 級以上 ○ ・ 一定の知識(プランナーや選定士等)、更に 2 年程度の経験 ○

【その他】

- ・ 社内外において研修会などで講師が出来る ○
- ・ 介護、リハビリでの現場経験 ○
- ・ 総合力 ○
- ・ 先見の目と人望と実力 ○

4) その他、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」としての役割を果たす上で、
重要だと思うこと

「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」としての役割を果たす上で重要だと思うこと」については、以下のような回答があった。

【福祉用具専門相談員の資質に関するもの】

人間性	・ 人間性、人としての経験・知識等(人が好きかどうか) ・ 人間力、観察力、傾聴力、向上心、交渉力、企画力、論理性と情緒性のバランス力、明るさと笑顔、専門性 ・ ①発想力 ②共感的理解力 ③創造力 の能力向上 ・ まずは人としての当り前のことが一番大切。挨拶、応対など。その上で、福祉用具専門相談員全体が社会で活躍できる所まで考えられること ・ 福祉に対するその人の資質 ・ 利用者やその家族の方の不安を和らげる役割が大きい。そのためにも、人間としての力を高めていくことが必要(まじめさ、謙虚さ…)
知識	・ 最新情報や用具のメンテナンス技術。 ・ 用具に対する幅広い知識医学的知識、洞察力 ・ 専門的な知識や最新の情報をとらえる能力 ・ リスクマネジメント。介護保険制度を十分理解する ・ きちんと書類を作成し記録できる力 ・ 選定基準と計画書作成判断 ・ リフォームの知識 ・ 介護保険制度の現況、最新の福祉用具の知識情報の勉強を積み重ねて、本人、家族がより良い生活を暮らすために知識情報を提供する ・ 貸与商品のみでなく他の自助具など細かな商品についての知識 ・ 介護支援専門員に近い知識 ・ 身体の介護についてのある程度の技術
アセスメント能力	・ 介護保険制度の中だけの提案にとどまらず、あらゆる角度、手法等にも精通しておくこと。また、それに向かうための視野・アセスメント力 ・ 高齢者の心身の知識、疾病疾患、障害に関する知識に基づくアセスメント能力 ・ 在宅で利用者が生活してゆく上で福祉用具が如何に本人に適合し、より良い生活が送れるようになるのか、見極める能力 ・ ご利用者様の日常生活の把握がポイント ・ 各利用者の日常の動きを知ること ・ 利用者、家族との関係構築をベースに住環境の評価、利用者の状態把握を行い、その人らしい生活を継続できるためのお手伝い(支援者)

	・ デマンドとニーズの違い・生活のアセスメント及び評価
福祉用具 の選定能力 ・提案力	・ 住環境と福祉用具をうまく組合せ、本人の能力を引き出したり、介護負担の軽減が図れる提案を実施していくこと ・ 福祉用具の観点から、動作の向上、生活の向上、安全が保たれ、利用者、介護者の希望に沿った相談ができ、制度や決まりごとにとらわれなくて、希望をかなえる実行力 ・ 福祉用具レンタル・住改・介保購入全ての提案の中で、利用者・家族の環境・ADL に合った提案をすることで QOL の向上を目指す ・ 常に進化している機器や情報を取り入れた提案 ・ 利用者や環境に応じて適切な福祉用具の選定・フィッティング技術 ・ 適切な用具の選定とともに、正しい活用の継続ができるよう助言 ・ 本人の身体の状態、介護を受けるための環境を考慮した上で、福祉用具を選定 ・ 現在の状況(心身及び介護状況)や今後考えられる状態変化を踏まえた質の高い提案力 ・ 商品に対して的確に選定できる能力 ・ 利用者が自宅で安全に、快適に過ごせるようにするための用具の利用について十分な知識と情報の把握、さらには的確な計画力及び提案力 ・ 新しい用具が次々と出てくる中で、それぞれの利用者に合わせた提案 ・ 利用者、家族に求めるものと、身体・環境状況を判断し適切な用具の提供をし、身体の一部として使用して頂けるような選定 ・ 適切な用具が選定されていないと事故につながる可能性もあるため ・ 利用者の状況、福祉用具利用による目的などを的確に捉えた用具選定 ・ ①利用者の側面に立った福祉用具の選定②介護保険の制度を十分理解した上での対応 ・ 利用者の立場で物事を考え指導する(提案) ・ マニュアル的な利用方法などを理解するだけでなく、利用者の ADL の維持、向上にむけて色々な提案が出来る ・ ADL・居住環境・介護環境のアセスメントを取り、適切な商品を選定し、迅速にお届けし介護負担を軽減する事
接遇・コミュニケーション・傾聴など	・ 利用者、家族とのコミュニケーション能力 ・ 利用者及び介護者の隠した本質を見極める ・ 利用者の隠されたニーズ・声に耳を傾ける、気付くことができる ・ ・利用者家族の何を求めているかの優先順位を考える ・ 利用者、家族に対して販売・営利が先行しないような接し方 ・ 人間観察力、他者の心理的な部分を想像、理解できる力。言語能力(いかに適切な言葉で意思を伝えられるか)

	・ 広い視野、洞察力・適切な表現力、説明力、コミュニケーションスキル ・ 利用者とケアマネジャーとの間に立ち、行なう調整能力 ・ 接遇マナー、調整能力 ・ 傾聴力 ・ 場の空気を読める、キーパーソンを見極める ・ 利用者家族と信頼関係を築き、何でも話が出来るようになる ・ 福祉用具の有効性を伝えられる
現場経験	・ 様々なケースにおいて、利用者と生活環境に応じて最も適切な福祉用具と住宅改修の提案ができるためには、座学ではなく現場経験数が必要 ・ 利用者の身体能力と個々の福祉用具が持つ利便性をスピーディーに提案するためには経験必要。経験の少ない相談員には多くのケースワークを通じて様々な利用者像を経験し、結果について検証するトレーニングが望ましい。 ・ 数多くの症例をこなし、経験値を上げる ・ 地域によって、環境やサービス利用状況も変化するため、様々な地域での経験
対応力	・ 利用形態に応じた対応 ・ 柔軟な対応と説得力 ・ フットワークの良さ
多職種との連携・チームケア	・ OT、PT、看護師、介護職等との連携 ・ 利用者に関わる事業所との連携を図り、福祉用具専門の立場から提案、意見を言えるようになる ・ 団体の枠を超えて、日常福祉の分野で行われている他職種研修に参加し、仕事の上で連携を取れること ・ 他職種と連携し、その方その環境に合ったサービスの提案、提供をしていく ・ 様々な情報や知識を有して、他職種のサービス事業所の方達と連携を図りながら、お客様の ADL 及び QOL が向上するように努める ・ 地域密着が大切。 ・ 他職種(特に医療)との連携。地域包括ケアとの係わり ・ 他職種従事者との共通言語を持つ。他の職種との連携、交流、情報共有 ・ 常に新しい知識が必要であり、自己研鑽することを常に念頭に置きながら、様々な職種の方々とのコミュニケーションを積極的にとること ・ 保険者や役所の窓口との連絡ややり取りが出来る存在 ・ 利用者様の状況を把握し、家族、ケアマネジャー、他の担当者と連携する事 ・ 一人の利用者に対して各サービス提供者が一つのチームとして機能する意識を持つこと ・ セラピストと対等に話が出来、将来を見据えた対応が出来ること ・ 福祉用具専門相談員として在宅で生活を送るため、他事業所との連携を図り、

	安全に暮らせるチーム作りに力を合わせる ・ チームケアの一員として、チームから求められる専門領域についてニーズにこたえる ・ ケースによっては、用具がヘルパー代わりになることを CM や利用者に適切に伝える
業務に対する心構えなど	・ 価格に見合ったサービスを提供すること。競合や価格公表に惑わされることなく、本来の役割を果たすべき ・ 利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める ・ 常に介護を受けられる方と介護をされる方の立場に立って物事を考え、安全且つ安心して福祉用具をお使いできるよう意識して業務に努める ・ 利用者の為の福祉用具専門相談員を忘れずに行動する事 ・ 心から利用者、家族の身になって業務に携わる ・ 利用者の個別性を尊重し、自立(心身)を促す ・ 相手の立場、目線に立っての判断力、理解力と行動 ・ 利用者にとって福祉用具は生活の一部。利用者が快適に生活が出来るように福祉用具専門相談員としての自覚を持ち、専門性を高める ・ 介護保険制度、福祉用具にとらわれずに、利用者を中心に置き、総合的な支援についての見識を持ち、利用者、家族、ケアマネジャーへの提案 ・ 福祉用具という立場から、その専門性を自身でしっかりと把握し、それを関係ある方々へきちんと伝えていく事が大切。 ・ 相談援助職として、人的サービスであるという意識を持つ事が重要 ・ 知識の向上性への姿勢 ・ 職業倫理。 ・ 福祉用具にこだわらず、柔軟な思考、幅広い知識・経験を専門知識につなげる
業務に対する姿勢	・ 1 段クオリティの高い技能と精度をもち、総合的な判断からの用具の選定が出来る、幅広い横の連携がとれ、指導、育成が出来る人材。待遇も改善すべき。 ・ ①利用者にとって、福祉用具を使う事により、日常生活動作が少しでも改善できるようベストを尽くすこと ②問題があれば、何度でも足を運ぶこと ③誠意をもって対応し、信頼関係を築き上げる ・ ねじ1本でも素早く対応すること ・ 何事も一つずつ誠実に仕事に向かう姿勢。利用者や家族の立場になった提案力とフォローを考えた動き、行動力。説明責任の重要さの理解が出来ること
福祉用具専門相談員として	・ ケアマネジャーの意向で選定が出来ない場合が多い。専門相談員として経験を積み、地位の向上を図る ・ 福祉用具専門相談員としての自立、自信

の専門性 向上	- 商品の運び屋に甘んじない気持ち。自分は「専門職」という強い気持ち - 福祉用具専門相談員として、プライドを持って専門性の高いサービスを提供して、環境改善に努めること
------------	---

【資格について】

資格のあり方	- 検定試験等の導入 - 専門相談員には、講習を受ければなれるが、役割を果たすには講習だけでは足りない。 - 受講さえすれば得られる資格では質の向上にならない。 - 配置基準としては実務 2 年以上とされている選定士やプランナー等の資格保有者をもって該当が良いが、実際の格上相談員としては「知識が無いのに経験はある」や「知識はあるのに困難事例の経験がない」では該当しない - 他の専門職に比べ、資格としての質の高さがなく、専門性も低い - 資格を取るのが容易だが、実務ではハードな場面が多い。特に実地指導、算定に関することは全く資格取得段階では触れられず、また独習についてのアドバイスや指針もない。資格取得の入口をもっとしっかりしたものにすべきである。
資格の取得	- プランナーや選定士や住環境コーディネーター等の関連資格などを併せ持つ - 国家資格の取得

【育成や事業所運営について】

育成	- 経験から学んだことを次世代に伝えていく事 - 新人育成期間中のケアマネジャーの受け入れ - 後輩の育成。(口頭で伝えるだけでなく、資料に残す) - 一人の担当相談員として、利用者・家族・ケアマネ・他のサービス担当者・リハビリ担当者等と、福祉用具・住環境について専門的な話全般が出来るだけでなく、指導者として同業種、他の職種に関わることができる - 指導的役割を果たす上で各相談員の技量等の状況の的確な把握が出来る事(客観的に) - 制度、自分の領域だけでなく、全般を理解、情報収集し、教育出来る事。一般の企業でも仕事できるように教育する - 親切、やさしさのある人間味のある人物に育てること
事業所運営	- きちんとした処遇ができる環境、給与が支払えること - 運営・経営上のビジネス感覚

【社会や制度における問題点、要望など】

研修機会	・ 地方での外部研修の機会が少ない ・ もっと研修に出て知識を入れて、利用者家族の相談に応じるようにしたい ・ 障害者施設やリハビリテーションセンターにて研修を受け、看護師や OT、PT、MSW などと病気の進行を学び、サービスに生かしたい。特に医療機器の提供を出来る知識を身につけたい。 ・ 体系的な研修を継続して受講したい。 ・ 定期的な更新研修を行い、専門知識を広げること ・ 福祉用具は日々進化し、介護技術も新しいやり方が考えられたり、福祉用具によって変化したりと変わっていく。「専門的知識・経験」は常に新しいものを取り入れるためにケアマネジャーのように、定期的な研修が必要。
情報共有	・ 住環境・身体状況・介護状況等を勘案しながら選定するため、総合的な知識・情報が必要。チーム内での各職種の最新の情報をいくつでも共有できる仕組みにより適時・適切な福祉用具の提供が可能になる。
事務負担の軽減	・ 書類が多く利用者の署名に時間がかかりすぎる。担当省会議での内容説明の時間より署名にかかる時間の方が多く、利用者にとっても署名が苦痛に思われる。 ・ 個別援助計画書はケアマネ情報と重なるので必要性を感じない。事務量を他に向けるのが効果的。 ・ 計画書が義務付けられたことにより業務が増え、少人数の事業所では事務業務にとられる時間がとられ、研修等の時間をなかなか作れなくなった ・ 作成する書類が多すぎるため、書類作成に時間や力が入り、アセスメント・選定・メンテナンスがおろそかになる。書類の数を減らし、本来行うべきことに力が注げられることが重要。
福祉用具の重要性の認識・福祉用具専門相談員の地位向上	・ デイサービス・ヘルパーなど、人に関するサービスが主体になりがちだが、用具の重要性を認識してほしい ・ 制度上はケアマネジャーと対等な関係だが、実際は上下関係がある。福祉用具の提案をすると、プランの変更や担当省会議の開催等仕事が増えるため、次回から新規利用者の依頼が来ないことがある。福祉用具専門相談員の役割はこれから益々増えてくるが、言いなり相談員にならない地位向上が必要。以前、国立社会保障・人口問題研究所所長京極高宣先生が厚生労働省に提言した福祉用具と住宅改修の両方に強い福祉住環境整備士(ハードケアマネジャー)創設を再考してほしい。 ・ 現状では、ケアマネジャーが家族と話を進め用具を決めているが、用具の打ち合わせは専門相談員が優先して行なうべき ・ 住宅環境の全体的な整備(用具などで)は在宅介護継続には必要なサービスであるが、保険外の利用と位置付けられることもある。

	・ 自立支援と言いながら、福祉用具を使用するのを抑え、他サービスを優先する現状を打破したい。もっと地位向上させるべく尽力したい。
その他	・ 価格だけで用具を決めてしまわれることが残念。 ・ 所属する組織の意向により、利用者の利益を優先するかはわからない。 ・ 低価格競争の中、福祉用具だけ市場原理が導入され、質の向上を求められても無理がある。価格の統一がないかぎり、利益のみを結果と評価される現状は変わらない ・ 福祉用具は自由価格になっているので、ケアマネジャーも利用者も、専門相談員の質より、価格重視になってきている。レンタル価格の下限を決めて価格より人で選択する習慣を作ってから考えるべき。

5) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に今後どのような場面でどのような役割を期待しますか。

介護支援専門員、リハ専門職からの回答を場面別に整理したものを以下に示す。

【C. 介護支援専門員専門員】

■全般

- ・ 福祉用具を利用する事でどのように効果が表れるか、具体的な説明をしてほしい。
- ・ 適切な時期にアセスメントを行い予後予測や福祉用具等の変更が必要な時に情報提供してほしい。
- ・ 豊富な知見で専門職としてトータルでアドバイスできる様な相談員が望ましい。
- ・ 信頼できる福祉用具専門相談員〇〇から助言を受けて借りた△△というように、個人レベルで信頼感があり、何でも相談できるような役割を担ってほしい。
- ・ 利用者、家族へ十分な説明、家族と信頼関係を築く。
- ・ 危険を感じられる判断力、洞察力を身に付けてほしい。用具の危険性についてもきっちりと伝える役割を期待。

■相談、アセスメント、介護サービス開始に際して

- ・ ケアマネと自宅訪問を一緒にしてサービス開始前に敏速に動いてほしい。
- ・ 住環境及び生活行動を想定したアドバイスを発言できる様な役割を期待したい。
- ・ 生活全体をとらえ、住環境整備についての助言をしてほしい。
- ・ 多くの情報があり環境や本人に合った福祉用具の選定に迷うとき適切な福祉用具の情報を提供し一緒に考えてもらいたい。
- ・ 福祉用具の使い方を具説明体的に説明し、どのような状況になった場合、再検討が必要か具体的に提案してほしい。
- ・ 福祉用具の柔軟な活用方法の提案(規定どおりの使用方法だけではなく、利用者個々の状態に合わせ、アレンジした利用の方法など)。

■ケアプラン作成時

- ・ 一般的に高齢者に多い疾患や障害以外にも希少ニーズにも対応できる。
- ・ ケアマネジャーのアセスメントをしのぐ、適切なアセスメントと用具の選択。
- ・ 利用者が望む暮らしを支援者が連携しチームになって関わる中で、それぞれが専門性を発揮すると他の支援者との調整、調和を図っていく必要があり、積極的に参加してほしい。
- ・ 廃用、褥創に関連した環境設定の提案。

■サービス担当省会議、用具の選定

(担当省会議への参加姿勢)

- ・ 生活の課題点改善に向けて積極的に福祉用具の提案をしてほしい
- ・ 用具の宣伝ではなく制度や介護技術に関するしっかりとした知識、技術を持ち、アドバイスや

情報提供していただけることを望みます。

- 適切な発言が出来るように利用者一人一人の状態を把握し、積極的に提案、臨機応変に対応する。
- 利用者の自立支援、安全確保の観点から人による介護にかわる用具や誰にも容易に利用できるような制度の活用など提案してほしい。

(期待する専門性)

- 身体状況に応じた高齢者の身体変化や病状経過の知識を高め、適切な用具や変更について提案頂きたい。
- 利用者の状況や ADL、家族の状況、経済状況、介護状況、家族関係を把握し、用具の適切なアドバイス、提案していただくこと。
- 残存機能を損なう事なく、機能の維持・向上、生活の質の向上ができる新たな福祉用具の提案ができることを期待する。それを利用者にわかりやすく説明できるようにする役割も期待する。
- 用具が自立のさまたげになっているかいないかアセスメントし、ケアマネに意見が言えること。
- 予後が不安な方でも、ある程度予後を見越した選定や説明ができ、在宅をイメージした事がしつかり提案できることを期待する。
- 生活状況、介護状況、住環境、利用サービスをふまえ、自立に向け福祉用具を利用することでの効果や評価(モニタリング、変更の必要性)など適切な意見がほしい
- 本人の環境、状態をふまえ、自立支援に向けた目標達成のため意見を出してほしい。

■退院時あるいは利用者の居宅での対応

- 院内のセラピストや訪問リハスタッフまたはデイケアセラピスト等と協同して福祉用具の選定提案ができる。
- 限られたアセスメント状態であっても適切に福祉用具を提案し、搬入が行える力量を期待。
- そうした環境調整について迅速かつ適確な対応を行う。
- ご本人の状態、体調などに見合った福祉用具を選択、提案し、環境を整えることで自立を促す役割を期待する。本人が安心して在宅生活が送れるようにアドバイスできること。
- 例えば、皮膚の状態や病状などを説明し、予後予想も含め進行する症状に対してその時々に適したより良い用具を提案する。
- 利用者や家族の希望と適合を調整、説明し、安心感を持たせる。一方的に押し付けない。
- 家族は在宅介護が遂行できるか不安な状態。ケアマネと一緒に色々な方法論を提案し、在宅でも介護できる事を家族に理解してもらう。その一助になってもらいたい。
- 購入品、レンタル品の利用状況をきちんと把握してケアマネに報告すること。
- 専門家としてより専門的な提案、OT や PT との連携などの役割を期待する

■利用者に変化があった時

- ・ アセスメント、用具の選定、搬入・搬出等迅速、適切な対応。
- ・ すぐに利用者宅を訪問し確認を取り、ケアマネと共に用具の選定を行う。ケアマネ自身わからない時はリハ専門職と共に関わり、今の状態に適した用具の選定をして介護負担や本人の負担を減らす。
- ・ 利用者の状態や介護者の介護技術や生活環境を踏まえ、利用者様にどの様な福祉用具の選定が望ましいのか指南してもらいたい。
- ・ ケアマネ、家族に福祉用具の変更や適切な利用方法をアドバイス、適切な悪化防止等を提案。
- ・ 専門性を生かし、ケアマネ不在でも本人、家族、関係者に安心していただける対応を期待。
- ・ 状態に応じて選択肢をいくつか挙げ、それに対してメリット、デメリットを説明し、見通しを持った発言がほしい(専門職としての意識を持ってほしい)。
- ・ 今後おきる状態変化についての福祉用具変更や使い方の予測などのアドバイスできることを期待。
- ・ 様々なリスクを避ける用具選定のアドバイス、本人の残存機能を活用するような選定のアドバイス。
- ・ ケアマネジャーよりも利用者とコミュニケーションを取り、福祉用具選定以外にも対応してほしい
- ・ ケアマネジャーから言われた事以外でも、ヘルパー等のサービスではなく福祉用具でも日常生活が安全に行える提案を出してほしい。

■モニタリング

- ・ 定期的に訪問して福祉用具の点検をし、安全性を確認すると同時に福祉用具専門員自体への信頼を持ってもらい、ケアマネでは知りえない情報を提供。チームケアの一員として力を発揮してほしい。
- ・ ただ調整メンテナンスするだけでなく、利用者についてアセスメントを行い、家族や事業者等に適切な情報提供、提案などする役割。
- ・ 選定した用具が適しているか状態確認し、より安全性の高いものを提案するなどを期待する。
- ・ モニタリングの内容を適切な時期に具体的に伝えることができる。

■住宅改修

- ・ 利用者の身体的特徴を理解し、改修箇所や各々の内容(手すりの高さ等)を判断する。利用者の意向を尊重し、柔軟な対応をする
- ・ 居住環境に適した改修についてのアドバイス、改修の内容について具体的な提案。

- 適切な改修説明を行い、改修することにより、生活面における改善点を的確に伝える役割。

■ 困難対応

- 在宅介護で困った(行き詰った)場面で、福祉用具活用で介護支援、介護負担の軽減を提案できる。
- 家族と利用者の意見が一致していない場面(またはケアマネとサービス事業所の意見不一致の場面など)で利用者の状態や家族の介護能力をきちんと把握し、今後の生活を予測しての説明や指導をお願いしたい。
- 利用者に必要な福祉用具を家族が了解せず事故が想定される時、福祉用具専門相談員の方々の専門的知識、経験から、適切な助言や福祉用具の選定などについて支援していただきたい。

■ その他

- 在宅での支援の経験を元により求められる製品の開発の提案や要望など、メーカーなどに積極的に働きかける。
- 自治体での医療介護の連携の研修のパネリスト等になる。医療退院後、在宅で生活するということはどういうことか、在宅生活での福祉用具の重要性をもっと医療従事者に理解してもらう。

【D. リハビリテーション専門職票】

■全般

- ・ 利用者の身体状況や生活環境、生活習慣に応じた福祉用具の詳しいアドバイスいただきたい。
- ・ 家族、利用者、ケアマネ、施設職員等へ情報の提供、物品を使つての実習など行う役割を期待する。
- ・ 実際に生活の場を確認して必要と考えられる福祉用具を複数検討し、アフターケアを充実させる。より良い福祉用具があればその更新も提案してほしい。
- ・ 利用者の状態変化や介護環境を的確にアセスメントし、利用者への適合、利用方法を具体的に指導し、その後の利用状況・変化を評価し、変更を検討できれば理想
- ・ 福祉用具についても幅広い選択肢を提案し、積極的に多職種と連携して頂きたい
- ・ 利用者の状況を確認し、必要時には通所リハ等の事業所等にも積極的に提案してほしい
- ・ ケアマネジャーやセラピスト(PT、OT)などとコミュニケーションできる人材育成が必要。事務所の経営的な事よりも利用する人の事(ADL など)を考えた行動をしてほしい
- ・ 福祉用具の種類、使い方など、ケアに関わる方々に知ってもらうことにより、多職種の視点から用具の提案が出てくる。リハビリスタッフだけでなく、介護者、介護士、ケアマネへの情報発信をしてほしい。

■退院時カンファレンス、サービス提供担当者会議、居宅訪問指導に際して

- ・ 退院前より関わりを持ち、本人の心身や生活環境などを他職種とアセスメントし、福祉用具専門相談員としての必要用具の提案を行う。
- ・ 病院や医院から要望があれば、退院・自宅復帰を控えた患者、家族に対し福祉用具の説明をしてほしい。
- ・ 経験による幅広い知識をサービス担当者会議等の場面で提案してほしい。PT、OT の専門知識も生かして協働できることが大切。
- ・ 福祉用具、貸与に関する制度、経験に基づいてサービス担当者会議、退所時カンファレンス、家屋訪問指導で具体的な助言、提案をして頂きたい
- ・ 先々の変化の見通しとそれに伴う福祉用具利用の変化に関しての見解を発信し、利用者、家族から信頼を得られるような存在になってほしい
- ・ 貸与やメンテナンスだけでなく、利用者の変化に応じて福祉用具専門の観点から一緒に検討し、福祉用具を使用した介助方法などについても家族に指導、アドバイスすることが必要。
- ・ リハ専門職が居宅でイメージしていることが可能なのか、他の手段があるのかなど、話し合いがしやすい。
- ・ 担当者会議等リハ、ケアマネと協同の場では、導入対象者の背景、因子、能力を十分に情報

提供できるように努めてほしい。

- その用具を使用することによる利点や使用上の注意点を「福祉用具の専門(家)」という立場を持って説明する役割を期待。
- 身体状況や ADL 能力などリハ専門職が伝える情報に基づいて最良の用具を選定してほしい。
- 福祉用具を利用することでどのような生活ができるかを利用者、家族、他職者へ伝える。

■ 用具の選定に際して

- 身体機能の低下により生活状況が変化した場合、環境改善により介護負担軽減を求められた場合、適確に心身の状況を把握し適した福祉用具の選択、利用方法の指導、利用者に適合しているかを評価する。
- 推奨する用具を1つではなく複数提案してほしい。利用者の要望だけでなく、他サービスの状況も踏まえて提供してほしい
- 福祉用具で対応できることを最大に活かしてほしい。利用者の個性に合わせ、安全に生活を過して頂けるように相談できる人がいてほしい

■ 退院、退所後、居宅での対応

- 利用者の身体変化に応じた福祉用具の選出と、それに関する詳しい説明をしてもらいたい。
- 一緒に同行してもらい住宅改修や必要な福祉用具を検討してほしい。
- 福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを説明すること。
- 福祉用具にのみ頼るのではなく、利用者の状態に応じて、能力が生かして必要最小限の住宅改修や福祉用具の使用を提案する。
- 家族の介護負担を軽減でき、安全に在宅生活を過せるような福祉用具の使用を提案する。
- 住環境、同居家族の生活の支障の有無、デメリットがないかどうかを福祉用具の視点で考えてほしい(利用者本人の状態はケアマネはじめリハ職が情報提供できる)。
- 利用者の予後を予測した住宅改修や福祉用具の選定。
- 必要に応じて本人、家族とリハ職の間に入って頂き、利用者の状態変化、福祉用具の使用状況など情報の橋渡しをしてほしい。
- リハ専門職と共同でより良い生活環境を整える。さらにその経験をもとに単独でも生活環境整備に関する支援が実施でき、必要に応じて連携、調整が行えることを期待する。
- 常に専門的に判断を提供し、他職種と連携して今まで以上に利用者が安心して安全に生活できるようにする。他職種もスキルアップが必要。
- 他職種と連携して選択した福祉用具の利用目的を適確に把握し、選択、フィッティングできる。
- 利用者の状態を他職種より情報収集し、その方に一番合った福祉良具を福祉用具専門職と

して主体的に検討、提案してほしい。

- ・ リハビリテーション及び医学的な知識を有し、専門的な用語でコミュニケーションでき、利用者様の状態に合わせて福祉用具の選定ができる事
- ・ リハ専門職と一緒に身体、能力を評価した上で、家屋調査を実施し、協働して福祉用具の選定やフィッティングを行う
- ・ 通所事業所内でのリハビリテーション、生活場面で外出先と自宅の利用状況の評価で違いを確認し、画一的ではなく生活場面に応じた多様な福祉用具の情報を提供する
- ・ 定期的な福祉用具の講習、操作の説明など

■事業所向けの情報提供

- ・ 施設職員に福祉用具の利用事例、新しい福祉用具の情報などを情報提供する。周知することで、その施設に関わる利用者の福祉用具の適否を評価できる。施設から事業所への相談も円滑に行え、多くの方に対応しやすくなるのではないかと

■困難事例対応

- ・ 進行性疾患や神経難病等、動作能力の向上が難しく、一般的な用具の利用がしづらい利用者への対応では、利用者の残存能力に合わせて、効果的な用具の使用や指導を期待する。

2-3. アンケート調査結果のまとめ

(1) 職員の能力開発や育成について

- ・ 職員の能力開発や育成については、「外部の研修を受講させている」が 73.7%と最も多く、次いで「業務マニュアルを整備している」が 65.6%、「事業所・法人内での研修を受講させている」が 62.4%であった。利用者数別に見ると、利用者数が多い事業所のほうが、いずれの項目についても実施している割合が高かった。
- ・ 実施している研修テーマは、「福祉用具の新製品に関する情報」が 86.8%と最も多く、次いで「福祉用具の取り扱い方法」が 71.7%、「認知症に関する研修」が 63.2%であった。利用者数別に見ると、利用者数が多い事業所のほうがいずれのテーマについても実施している割合が高かった。

(2) 福祉用具専門相談員に対する評価について

1) 管理者の評価と福祉用具専門相談員の評価

- ・ 全般的に、管理者による評価と福祉用具専門相談員による自己評価では大きな差はないが、管理者による評価のほうがやや高かった。
- ・ 職業倫理・役割については、管理者、福祉用具専門相談員ともに、「福祉用具専門相談員の役割の理解」「職業倫理の理解・実践」については、「十分出来ている」「概ね出来ている」の合計が 8 割を超えていた。
- ・ 専門知識については、管理者、福祉用具専門相談員ともに、「十分できている」「概ね出来ている」の合計の割合が比較的高いのは「介護保険サービス」「福祉用具」に関する知識、比較的低いのは「リハビリテーション」「介護技術」「疾病・疾患」に関する知識であった。
- ・ 業務遂行能力については、管理者、福祉用具専門相談員ともに、「十分できている」「概ね出来ている」の合計の割合はほぼ 8 割～9 割であるが、「リハ専門職との連携」「その他の職種との連携」は 5 割程度と低かった。

2) 介護支援専門員からの評価（平均的な福祉用具専門相談員と信頼できる福祉用具専門相談員）

- ・ 専門知識については、介護支援専門員から見た平均的な相談員では、「十分知識がある」「概ね知識がある」と評価されている割合が高いのは、「福祉用具」「新製品」に関する知識であり、低いのは「リハビリテーション」「認知症」「疾病・疾患」に関する知識であった。
- ・ 信頼できる相談員の場合、特に「福祉用具に関する知識」は「十分に知識がある」が約 7 割、「住環境と住宅改修」は約 6 割と高い。比較的低いのは、「認知症」「疾病疾患」

に関する知識であるが、「十分知識がある」が約 2 割、「概ね知識がある」まで含めると 6 割を超えていた。

- ・ 業務遂行能力については、介護支援専門員から見た平均的な相談員では、「十分できている」「概ねできている」の合計の割合はほぼ 6 割～7 割であるが、「リハ専門職との連携」「その他の職種との連携」は 4 割程度と低い。
- ・ 信頼できる相談員は、「十分できている」の割合が「リハ専門職との連携」「その他の職種との連携」では 25%程度である以外は、4 割～6 割程度と高い評価になっている。「概ね知識がある」まで含めると全体的に 8 割を超えているが、「リハ専門職との連携」「その他の職種との連携」では 7 割未満であった。

(3) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる知識及び経験について

1) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる知識について

- ・ 管理者と福祉用具専門相談員はほぼ同様の結果であり、「福祉用具の種類、役割、機構、適用に関する幅広く正確な知識」「介護保険制度や福祉用具貸与サービスに関する最新かつ正確な知識」の割合が高かった。
- ・ 介護支援専門員の回答もほぼ同様であるが、「高齢者の日常生活の基本動作、個別性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識」の割合が他の職種よりもやや高かった。
- ・ リハ専門職の回答は、他の職種とほぼ同様であるが、「新製品に関する最新の詳細な知識」の割合が高かった（特に訪問リハが高かった）。

2) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる役割（能力）について

- ・ 管理者と福祉用具専門相談員はほぼ同様の結果であり、「利用者の心身の状態や環境、生活の目標を踏まえて適切な福祉用具を提案すること」「利用者や環境に応じてフィッティング・適合すること」「導入後の利用状況や変化を適切に評価し、用具の変更等を検討すること」の割合が高かった。
- ・ 介護支援専門員の回答は、上位 2 項目は福祉用具貸与事業所管理者と同じであるが、「制度に沿った効果的な用具活用方法等についてケアマネジャーに情報提供すること」「利用者の介護環境（家族・介護体制、経済状況など）を的確にアセスメントすること」「サービス担当者会議において福祉用具利用の観点から発言・説明すること」「利用者がどのような介護技術で介護されているかを踏まえた適合・利用指導をすること」など、説明や発言、情報提供をより強く求めていた。
- ・ リハ専門職の回答は、上位 1 項目は福祉用具貸与事業所管理者と同じであるが、2 番目

に「他職種と連携して利用者の状況把握、適切な用具利用を図ること」を求めている。

- ・ 通所リハに勤務するリハ専門職は、「福祉用具の調整・メンテナンスを行うこと」を重視していた。

3) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に他職種が期待する場面と役割

【介護支援専門員からの意見・要望】

場面に関わらず福祉用具専門相談員への全般的な要望として、福祉用具の専門職として包括的なアドバイスができることが期待されている。「包括的」には適切な用具の選定・利用指導だけではなく、提案した福祉用具利用の効果がどのように合わられるか具体的に説明できる、予後予測に基づく用具変更に関する情報提供ができる、用具の危険性についても説明できる、といったことまで含むことが想定されている。こうした領域までカバーすることを含めて、福祉用具専門家として信頼できる存在であることが期待されている。

個別の場面における要望を見ても、介護支援専門員と緊密に連携しつつ専門性に裏打ちされた提案をすることで介護支援専門員を支える役割が期待されている。その役割発揮のしかたについても、単にケアプラン作成時に提案するだけではなく、サービス担当者会議など多職種が意見交換する場面で主体的に提案、情報発信することが求められている。また、困難事例への対応などについても専門的知見あるいは豊富な経験に基づく解決策の提案まで期待する意見もある。

従来は福祉用具専門相談員の役割とは想定されていなかった領域まで期待が広がっており、その意味では職域拡大の環境条件が形成されつつあると考えられる。その期待に応えるためには専門職として大幅な実力向上を果たす必要があるが、従来からの看護職・介護職的な専門性とは異なる視点での専門的知見の体系化が期待されるところである。

【リハ専門職からの意見・要望】

場面に関わらず福祉用具専門相談員への全般的な要望として、利用者の福祉用具の専門職として身体状況や生活環境、生活習慣に応じた福祉用具利用について実際的なアドバイスができることが期待されている。「实际的」のスコープには、利用者の状態変化や介護環境のアセスメント、状況に応じた複数の代替案の提示、利用者への適合・利用方法の指導、利用者の状態変化への対応までが含まれている。

さらに、リハ専門職など関連する他の職種と円滑にコミュニケーションできる価値観と基礎知識を共有していること、また福祉用具専門相談員の専門性である福祉用具関連の幅広い知見を、リハ専門職、さらに介護支援専門員、介護スタッフにまで積極的に情報発信していくことが期待されている。

個別の場面における意見・要望を見ると、他の専門職に対してより利用者の生活場面に寄り添った情報を入院・入所の前から蓄積し利用者の生活を充分理解した上で、自立した

生活を福祉用具・住宅改修を用いて再構築する手法を提案することが期待されている。

その大きな役割イメージの中で、身体状況や ADL 能力の評価、目標設定はリハ専門職が行い、それを居宅で実現する手段の提案を福祉用具専門相談員に期待する約割分担がイメージされている。また、介護支援専門員からの意見・要望と同様であるが、こうした役割に即した専門性発揮として、退院前カンファレンス、サービス提供担当者会議など多職種が意見交換し方針を協議する場で、主体的、積極的な意見と提案の発信が期待されている。

居宅介護の現場経験に基づいた実践的な知見を基盤とした福祉用具利用に関する専門性はリハ専門職からも期待されている領域であり、この領域の専門性を深耕し人材の層を厚くすることは、チームケアの体制を強化し、サービスの質を高めることに資する方向と考えられる。

3. ヒアリング調査

3-1. ヒアリング調査概要

(1) 目的

介護保険サービスの提供において福祉用具専門相談員と関わりを持つ職種として、介護支援専門員、リハビリテーション専門職を対象として、福祉用具専門相談員との連携の状況や原状の課題、今後期待する役割等について把握することを目的とした。

(2) 対象と日時

	日時	場所	参加者
介護支援専門員	平成 27 年 2 月 16 日 15 時 30 分～16 時 15 分	船橋市ケアリハビリセンター 地下 1 階 会議室	助川委員ほか 9 名 (地域包括支援センター 3 名、居宅介護支援事業所 5 名、グループホーム 1 名)
リハビリテーション専門職	平成 27 年 2 月 3 日 18:00～19:15	TKP 横浜ビジネスセンター ミーティングルーム 7 A	渡邊委員長他 8 名 (理学療法士 4 名、作業療法士 4 名)

(3) ヒアリング項目

福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員との関わりについて	・ 関わりのある事業所・福祉用具専門相談員 ・ 特によく相談する(信頼できる)事業所・福祉用具専門相談員 ・ 両者の違いについて(関わり方の違い、なぜ相談するのかなど)
福祉用具専門相談員に対する評価について	・ 平均的な福祉用具専門相談員に対する評価 ・ 信頼できる福祉用具専門相談員に対する評価 ・ 両者の違いについて(信頼する基準、重視するポイント、具体的なエピソードなど)
専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員に求められる知識、能力	・ 重視していること・具体的な内容・その理由 ・ 他に求められる知識・能力とその理由
「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」への期待	・ 期待する場面・役割
その他	

3-2. ヒアリング調査結果

(1) 介護支援専門員

Q 2 : 福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員との関わりについて

- ・ 主として3事業所に依頼。他との違いは、選定の際にアドバイスをもらえる、スピーディーに対応してもらえる点。地域の中でかかわりを持つことで地域のために連携ができる。
- ・ 緊急時に対応してもらえるので近くの事業所に依頼している。
- ・ 緊急退院などがあった場合に、休日でも動いてもらえると助かる。
- ・ 信頼できる場所は4箇所。緊急時に対応してくれる。土日でも2,3時間で来てくれる。
- ・ 本人の身体状況と福祉用具のマッチングを適切に教えてくれる相談員がいるところ助かる。例えば、ドアの手すりをつけるとき、両方から手が入れられる手すりのつけ方や、本人の指先がきかない場合のグリップの形など、身体状況にあった提案力が高いほうがよい。
- ・ 利用者に紹介したときに、その場でアドバイスいただいたことがよかった。本人にも満足できるものが取り付けられた。
- ・ (地域包括支援センター) 身体状況、環境、動線を見てアドバイスをもらえるとうい。よくないのは、家族の言いなりやアイディアがないもの。がん末期など急いでいるとき、状況や要望を汲み取ってくれて、プラスアルファの提案がある場合などがありがたい。
- ・ 予測していたもの、考えられることをいくつか用意してくれるとうい方を選べる。相談がある方は、早い対応を求めている。
- ・ 介護保険が始めてで、書類や手続きがわからない利用者に、何度もやさしく説明してもらえるとう助かる。
- ・ たくさんつければ家族が安心するが、専門家として自立に向けたアドバイスがほしい。
- ・ 住宅改修と福祉用具の両方に知識が必要
- ・ 緊急性、専門的知識の2つがある。対応力の中で、お願いする中で予後予測ができる専門性が求められる。プラスの提案、代替案が提示できる能力。制度が複雑になるので説明能力も重要。

Q 3 . 福祉用具専門相談員に対する評価について

- ・ 相手の言った言葉通りではなく、その裏を読める人がよい。表現できない高齢者、本当のところは何に困っているのかを汲み取れる。ケアマネジャーにも共通する。接遇、コミュニケーション、生活の動線、トイレ、お風呂など何をするためにどう動いていくのか、アセスメント能力があるとよい。

- ・ 現状の疾病だけではなく、今後の進行を踏まえて、今はこれ、次はこれという予測をして提案してくれる、本人のADLを見てくれる、本人の能力を活かしながらやりましょう、一緒に話し合えるとよい。リハの知識があり、ここまでやればこれが使える、立ち方を変えればこれが使えるなど提案してもらえるとよい。
- ・ やりすぎてしまう人もひる。担当者会議を開いたにも関わらず過剰な提案をするのはよくない。商品売るのとは違う。熱意も重要。一緒に考える姿勢も重要。気持ち。
- ・ 在庫がなければ他社からもとりよせてくれる。がんばってくれるとありがたい。

Q 4・5 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる知識・能力

- ・ 事業所間のネットワークがあるとよい。自分のところになくても対応ができる。
- ・ 福祉用具の事業所は小さいと横との連携をとるひまもなく動いていることが多く、最新情報が入っていないところもある。これから求められるのは、そういう人にもアドバイスして引っ張りあげられること。単体の事業所とネットワークをとって、他事業所と連携して人材育成を行うこと。スーパーバイズ、教育的機能を意識して動いてもらいたい。
- ・ 悪い意味で事業所が横並びしてしまっていると困る。
- ・ 福祉系のケアマネジャーは、動作等に関するアドバイスをもらえるほうがよい。
- ・ ケアマネジャーも自立支援を考える中で、そういう知識、技術能力が望ましい。
- ・ 担当者会議に来てほしい。業務の都合上という理由や音沙汰もないこともある。
- ・ 案内時に福祉用具の持つ意味が大きい利用者であるということを伝えているかどうかはケアマネジャーの問題でもある。
- ・ 初回は必ずいく、変化があったときに行くなどの判断もつける必要がある。
- ・ 意見照会で済むケースもあるが。
- ・ （担当者が複数いる場合はどうか？）担当者以外が来ても差しさわりのない場合もあるが、議題による。調整をつけてくれる業者もいる。
- ・ 出てもらえる状況にはなっている。重要性、状況の変化に応じて福祉用具の選定も入るので来てもらうようにしている。
- ・ 機種変更、利用者の状態が進んだ場合の見直しのときには率先して来てくれる。
- ・ 要支援2でベッドを自費レンタルしているが価格が異なることが気になる。ベッドに関しては安いほうを紹介するようにしている。古いもの、在庫などを安くしてくれる。
- ・ 1利用者に1業者と言われているが、複数になることもある。
- ・ 介護保険は9割があるから成り立っている。自費は9割分がないので事業所はつらい。見えない経費もある。
- ・ 自費はモニタリングが少ない。
- ・ 老老介護、独居高齢者など、事前準備として、ベッドを入れられる環境をつくる必要がある。この部分を福祉用具事業者にもやってもらっている現状がある。住宅改修に

いたらない環境整備。ヘルパーはやってくれない。福祉用具貸与事業所がやっている。気持ちよくやってくれるかどうか。場所を作れないから、家族がもういいと言ってあきらめるケースもある。

- ・（福祉用具専門相談員が利用者の身体に触れることができないケースについてはどうか？）リスクがある場合にはヘルパーと一緒にというケースはある。福祉用具専門相談員がヘルパー2級を持っていない場合には、対応できないというルールにしている事業所もある。ヘルパー等との同行はケアマネジャーが調整している。

参考：グループホームにおける福祉用具貸与事業所との関わり

- ・ 重度化に伴い福祉用具の利用者が増えている。センサーマットや、転倒により車いすが必要となるケースなど。
- ・ 福祉用具貸与事業所とは、1ヶ所と連携しメンテナンスなどもしてもらっている。値段、サービス、即時対応等の面でその事業所に頼んでいる。

まとめ：福祉用具専門相談員に求められる知識・能力

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ アセスメント力（身体状況、ADL、状態の進行・予後予測、動作、環境、動線）・ 接遇・コミュニケーション、利用者の気持ちを汲み取る力・ 選定・提案、アドバイス力（状況を読んだプラスアルファの提案、先を見越した提案、複数の選択肢の提示、自立に向けたアドバイス、リハの知識に基づくアドバイス）・ 福祉用具と住宅改修の両方の知識・ 制度等の丁寧な説明・ 地域の他事業所とのネットワーク、支援・ チームの一員としての主体的な参加（担当者会議出席、熱意、一緒に取り組む姿勢） |
|---|

（２）リハビリテーション専門職

Q1. 通常の業務において、福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員と関わりをもつことがありますか。関わりがある場合は、具体的な内容と、現状の課題や福祉用具専門相談員に期待することなどをお知らせください。

- ・ 急性期病院では福祉用具貸与事業所との接点がない。
- ・ 老健、訪問リハでは在宅訪問の調整、施設内カンファレンスなどで接点がある。かなり頻繁に接触している。
- ・ 訪問看護 ST では、サービス担当者会議、利用者宅への訪問や通所時の利用者の心身の状況や、福祉用具の利用状況などに関する情報を共有している。CM に提案する情報を訪問時に共有し、連携して協働している。
- ・ 法人内に福祉用具サービスを行う部門もあり、日常的に連携している。法人外の福祉用具事業者ともリハビリテーションの時間に来てもらって協議する機会がある。
- ・ 訪問リハサービスでは福祉用具事業者との地区担当者とは会う機会が次第に増える。
- ・ 福祉用具を利用することに関してはケアマネ経由では話が通じないことが多い。ケアプランの方針内であればケアマネも（リハ専門職と福祉用具専門相談員に）任せてくれるケースも多い。
- ・ 利用する用具を最終的に決めるのは現場であることが多い。カンファレンスは開催調整が難しく、開催できても利用者の詳細な現状が把握できない。日々の変化を踏まえて福祉用具を選定するには、現場で調整する方がのぞましい。さらにその場にケアマネも来てもらえればそこが担当者会議となることも少なくない。
- ・ 一方、リハビリテーションの必要性がないと判断されたケースではケアマネ判断で用具が選択されていることもある。
- ・ ただし最近は訪問事業所にリハスタッフがいることが少なくないので、そのようなケースは減ってきた。
- ・ 地域ケア会議は困難事例、認知症ケース会議の色彩が強く、リハ専門職が呼ばれるケースは少ない。

- ・ 福祉用具専門相談員のスタンスは、基本的にはリハ専門職の提案方針を踏まえて具体的な用具の選択肢を示してくれる。
- ・ 通常はリハ専門職の方針（注文）にもとづいて具体的な用具の選択肢を提案してもらっている。方針のない状態から方針も含めて提案してくることはあまりない。
- ・ 車いす調整時などはリハ専門職側で行う。特に個別性が高い、微調整が必要な場合はリハスタッフが対応している。
- ・ 今は、リハ専門職側から目標を提示すると具体的な用具を提案してくれるようになってきている。

Q2.「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には、どのような知識が求められていると思いますか。

- ・ 豊富な製品情報を有していること。日々新しいものが出ていることをフォローし、提案してくれることを期待している。
- ・ 利用者の状態の把握とその情報共有については、わかりやすい言葉を選びながら伝えるようにしている。そのような伝え方をすることで状況を理解し代替案を提示してくれる。

【技術レベルが高いと感じた祉用具専門相談員の例】

- ・ 例えば座位をとった時の傾斜傾向の強い方に対して視野検査をして状態確認した専門相談員もいる。
- ・ リハ専門職として意見を出すと、その趣旨を汲み取って解釈してくれる人もいる。
- ・ ベストポジションバーの設置に際して適切な設置位置が発見できたが、固定方法に困ったときに具体的な手法を提案してくれた。用具の構造的な理解の上で提案してくれた。
- ・ 電装車いす検討したとき、まずはリスク要素について確認された。事故事例とあわせてリスク要素について説明してくれた。リスク意識は重要と思う。居宅での利用に際しては、居宅環境でのリスク、用具自体が変わったときのリスクなど多様なリスクに留意する必要がある。

Q3.「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には、どのような役割（能力）が求められていると思いますか。

- ・ 移乗用リフトについては、情報提供・相談の段階で利用者・介護者の理解が進まない状況がある。その点を専門相談員からも説明、アピールしてもらってよいのではないかな。協力して人力移乗の文化を変えて行きたい。
- ・ 機器を使っの介護に抵抗感があり、居宅で試しても導入に至らないケースある。
- ・ 制度に沿った効果的な用具利用方法をリハ専門職にも情報提供してもらいたい。
- ・ HCR でよいと思った福祉用具でも置いていない事業所も多い。
- ・ 在宅復帰して機能が落ちてきてからリハ対応になるケースが多い。そうした場合は既に福祉用具が入っているケースが多いが、リハビリテーション対応も含めたアセスメント能力を高めることが望まれる。リハ専門職がいない場面でのアセスメント能力向上を期待したい。
- ・ パーキンソン病の対応でクワッドケイン（四脚つえ）を導入するなど、移動に関しては身体機能の理解が薄いケースある。
- ・ ケアマネと福祉用具専門相談員だけのペアリングでは方向違いの適用が多い印象があ

る。

- ・ 福祉用具専門相談員からリハ専門職へ相談するのはハードルが高いといわれるが、福祉用具選定時に医師の直接的指示なしでもリハ専門職が介入することが可能になればそのハードルは下がる。
- ・ 家族への説明のしかたが不十分なケースがある。相手の理解力に応じた伝達の高めてもらいたい。
- ・ 同じ地域では一緒に働き易い相談員が絞られてくる。そういう相談員には方針指示だけで満足できる用具選定をしてくれる。リハビリテーションに関する知識、アセスメント能力、さらにそれを説明する力が揃っていることが望まれる。
- ・ 技術レベルの高い相談員のなかには既にオペ室にも入れる相談員もいる。
- ・ 身近に2、3人はいる。そういう相談員とは積極的に仕事したい。

Q4.「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に、今後どのような場面でどのような役割を期待しますか。

- ・ 現場では技術力のある専門相談員とそうでない（育成途上）相談員とのペアリングで対応しているパターンがある。
- ・ 基本的に、2人組みで動いている。福祉用具専門相談員を8人位知っているが技術が高いと思うのは2人くらい。ある程度会話ができるようになるには半年くらいの経験が必要。
- ・ 福祉用具専門相談員が技術を高められかは貸与事業所の営業方針によるところもある。よい事業所は3割程度との感触がある。
- ・ ケアマネと福祉用具専門相談員のペアで対応するケースでの課題としては、神経難病などでざっくりと機能支持で福祉用具を当てはめてしまう場合などがあげられる。
- ・ 日常生活が流れるレベルで選定されているケースがあるので、リハビリ訓練効果にも留意したレベルアップを期待する。
- ・ 福祉用具専門相談員からケアマネへ意見を出すことは少ない印象がある。提案をしにくい環境もありそう。業者はCMに選んでもらう立場なので遠慮がある。
- ・ ケアマネは医療系専門職出身者が減っているので、医療的観点からの福祉用具適用が少ない。
- ・ 日常生活では使わない用具をリハビリテーション視点で求めてしまうリハ専門職もいる。そこはリハスタッフ側での教育課題でもある。

4. 福祉用具分野の既存研修・資格の現状について

福祉用具専門相談員の人材育成に資すると考えられる研修等として、以下に示す関連各団体が実施している研修、人材育成カリキュラムの内容に関する情報を収集した。

・

- 福祉用具専門相談員指定講習（都道府県知事が研修機関を指定）
- 福祉用具供給事業従事者研修（シルバーサービス振興会）
- 福祉用具供給事業従事者現任研修（シルバーサービス振興会）
- 福祉用具プランナー研修（テクノエイド協会、介護実習・普及センター、教育機関等）
- 福祉用具プランナー管理指導者研修（テクノエイド協会）
- 福祉用具選定士認定研修（A研修・B研修）（日本福祉用具供給協会）
- 福祉住環境コーディネーター（1～3級）（東京商工会議所）
- 福祉用具専門相談員の研修ポイント制度（福祉用具専門相談員協会）

収集した情報の一覧を図表 123 に示す。

特に、一般的な研修・講習とより専門性の高い上位の研修・講習について整理し、上位の研修・講習の目標とする知識・能力について把握した。

図表 123 福祉用具分野の

研修名	実施主体	対象	
福祉用具専門相談員指定講習	都道府県知事が研修機関を指定	制限なし	介護保険における福祉用具貸与等事業所に勤務し、指定を支援する福祉用具士（※1）
福祉用具供給事業従事者研修	シルバーサービス振興会	制限なし	「シルバーマーク制度」の普及・充実した 50 時間の研修
福祉用具供給事業従事者現任研修	シルバーサービス振興会	シルバーサービス振興会が運用する「福祉用具供給事業従事者研修(50 時間)」を修了してから 5 年以内の方のみを対象	多様化するニーズに対応するため、福祉用具供給事業に従事して福祉に関する研修を受けることを目的とする
福祉用具プランナー研修	テクノエイド協会、介護実習・普及センター、教育機関等	1)以下のいずれかの条件を満たし、現在も福祉用具専門相談員として 2 年以上その業務に従事している方 ●厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した方もしくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める方 ●指定福祉用具貸与または販売に当る福祉用具専門相談員として、その業務に従事している下記の方:保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士 2)その他福祉用具関連業務に 2 年以上従事している下記の方:介護支援専門員、建築士 3)上記(1)～(2)のほか福祉用具関連業務に 2 年以上従事し、特に研修受講の有効性を認められる方	介護の現場等において、福祉用具の取扱い方法などの専門知識・福祉用具供給に携わる取扱いについての共に、総合的に生活支援（※2）
福祉用具プランナー管理指導者研修	テクノエイド協会	福祉用具プランナーの資格を有する方	福祉用具プランナー・インナーのさらなる質の向上（講師）の養成、指導者の人材を養成する（※3）
福祉用具選定士認定研修（A 研修）（B 研修）	日本福祉用具供給協会	指定福祉用具貸与事業所等に勤務し、福祉用具専門相談員としての実務経験 2 年以上を有する方	指定福祉用具貸与事業所等に勤務し、福祉用具等に関する知識・技能の習得してもらい、利用者の選定、利用に関する高い福祉用具専門知識・技能を有する
福祉住環境コーディネーター（1～3 級）	東京商工会議所	1 級を受けられるのは 2 級取得者のみ。2、3 級の対象制限はなし	高齢者や障がい者に配慮した住環境を提案するアドバイザー（※5）

研修名	実施主体	対象
福祉用具専門相談員の研修ポイント制度	福祉用具専門相談員協会	● 介護保険制度上で、福祉用具専門相談員の資格保持者として位置づけられている方 ・ 福祉用具専門相談員指定講習を修了した方 ・ 以下の資格を保有している方：介護福祉士／義肢装具士／保健師／看護師／准看護師／理学療法士／作業療法士／社会福祉士／ホームヘルパー 2 級以上 ● 現在、福祉用具専門相談員として業務に従事している方 ● ウェブサイト上で、氏名、会社名、研修ポイント実績等が公表されることに同意した方

既存研修、資格の現状把握

目的・内容	時間数	修了・認定
福祉用具サービスを提供する指定福祉用具 、利用者の相談に応じ、福祉用具の選 具専門相談員を養成する。	40 時間 (H27.4 月 より 50 時 間)	試験なし 講習を受講し、所定の課程を修了
「1年度」に定める研修として、実習等がより カリキュラムを採用	50 時間	
に対応した適切な福祉用具を提供するた 事業従事者研修を修了して実際に福祉用具 している方に対して、追加的に保健・医療・ を実施し、さらにその資質を向上させるこ	45 時間	試験なし 両研修を合わせた 95 時間の研修課程を修了した方で、かつ 5 年(900 日)以上の相談援助業務の実務経験を有する方は、 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格を得られる
て適切な福祉用具の利用が促進されるよ いに関する知識や個々の福祉用具の利用 を有する人材の育成を図るための研修。 つる様々な職種の方に、福祉用具の適正な 通認識を育て、その共通認識を基盤とし を行うための知識・技術を習得する。	集合研修とe ラーニング を合わせて 100.5 時間 (7 日間)	試験あり 下記の条件とともに満たした受講者を研修修了者とし、公益 財団法人テクノエイド協会理事長名による「福祉用具プラン ナー研修修了証書」を交付。 ①所定の履修期間内に e ラーニング全科目を履修の上、各科 目修了試験に合格すること。 ②集合研修において全科目を履修の上、修了試験で一定以上 の成績を修めること。
の上級的位置づけとして、福祉用具プラ の向上、福祉用具プランナー研修等の指 福祉用具レンタル事業者等の管理者とし ための研修。	210 時間	試験なし 各コースを修了者に「コース別証書」交付 全過程の 80 %以上の出席が修了条件 全 4 コース修了し申請手続き後、認定証交付
事業所に勤務する福祉用具専門相談員等を 率についてのより高度な専門知識、技術を 利用者やケアマネジャーに適切な福祉用具 する情報提供を行うことのできる、専門性 相談員の育成を目的とした研修(※4)	5 日間	試験あり A 研修・B 研修の両方を修了した後、修了証を発行
に対し、自立していきいきと生活できる住 バイザーを認定。	受験対策講 座があるが 任意	100 点満点中 70 点以上で合格

	概要
る方 性看護師／理学療 意いただける方	- 福祉用具専門相談員がスキルを習得していく過程のうち、研修を受講した実績をポイントに換算して公表し、利用者や介護支援専門員等に、サービス選択の判断材料の一つとして活用。 - 福祉用具専門相談員としてのキャリアパスと、それに基づく研修体系を提示することで、福祉用具専門相談員がスキルアップを図り、専門職としてのキャリアを形成することを支援する。

※ 1 福祉用具専門相談員指定講習 現行カリキュラムと見直し案の比較

【現行カリキュラム】			【新カリキュラム(案)】		
区分	科目名	内容	科目名	区分	ねらい
講義	老人保健福祉に関する基礎知識(2時間)		福祉用具と福祉用具専門相談員の役割(2時間)		
	老人保健福祉制度の概要	・老人保健福祉の基本制度 ・老人保健福祉サービス ・関連法規の理解	福祉用具の役割(1時間)	講義	・福祉用具の定義と、高齢者等のくらしを支える上で果たす役割を理解する。
	介護と福祉用具に関する知識(20時間)		福祉用具専門相談員の役割と職業倫理(1時間)	講義	・介護保険制度における福祉用具専門相談員の役割を理解する。 ・福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性について気づきを得る。
	介護に関する基礎知識	・介護の目的、機能と基本原則 ・在宅介護の特徴と基本的対応 ・福祉サービスに関わる者としての倫理及び責務	介護保険制度等に関する基礎知識(4時間)		
	介護技術	・食事、排泄、入浴等の基本的な介護技術 ・体位変換、移動時等の基本的な介護	介護保険制度等の考え方と仕組み(2時間)	講義	・介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。 ・地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。 ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。
	介護場面における福祉用具の活用	・介護場面における福祉用具利用についての理解 ・一般的機器の操作方法、安全のための諸注意、点検方法、消毒方法等の理解 ・福祉用具の選定相談及び適合性の確認	介護サービスにおける視座(2時間)	講義	・介護サービスを提供するにあたって基本となる視座を身に付ける。 ・ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置づけや、多職種連携の重要性を理解する。
	関連領域に関する基礎知識(10時間)		高齢者と介護・医療に関する基礎知識(16時間)		
	高齢者等の心理	・高齢者の生活・行動と心理 ・高齢者の家族に対する理解	からだとかころの理解(6時間)	講義	・高齢者等の心身の特徴と、日常生活上の留意点を理解する。 ・認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。
	医学の基礎知識	・人体の基礎的構造 ・高齢期に見られる疾病と障害	リハビリテーション(2時間)	講義	・リハビリテーションの考え方を理解する。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関わりについて理解する。
	リハビリテーション概要	・理学療法、作業療法を中心としたリハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションにおける福祉用具の役割及びその活用	高齢者の日常生活の理解(2時間)	講義	・高齢者等の日常生活の個別性や、家族との関係など、生活全般を捉える視点を身に付ける。 ・基本的動作や日常生活動作・手段的日常生活動作の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。
演習	福祉用具の活用に関する実習(8時間)		介護技術(4時間)	講義	・日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合にあたって着目すべき動作のポイントを理解する。
合計	(40時間)		住環境と住宅改修(2時間)	講義	・高齢者の住まいにおける課題や、住環境の整備の考え方を理解する。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。
			個別の福祉用具に関する知識・技術(18時間)		
			福祉用具の特徴(6時間)	講義	・福祉用具の種類、機能、構造について理解する。 ・基本的動作、日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。
			福祉用具の活用(6時間)	演習	・福祉用具の基本的な選定・適合技術、整備方法を習得する。 ・高齢者の状態に応じた福祉用具の利用方法を習得する。
			福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識(7時間)		
			福祉用具の供給の仕組み(2時間)	講義	・福祉用具の供給の流れや整備方法を理解する。
			福祉用具貸与計画等の意義と活用(5時間)	講義	・福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置づけを理解する。 ・福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。 ・利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。 ・モニタリングの意義や方法について理解する。
			福祉用具の利用の支援に関する総合演習(5時間)		
			福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成(5時間)	演習	・事例を通じて、福祉用具による支援の手順の具体的なイメージを得るとともに、福祉用具貸与計画等の基本的な作成・活用技術を習得する。
			(合計50時間)		

※ 上記とは別に、筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施すること。

※ 到達目標に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

出典:「平成 25 年度老人保健事業推進費等補助金 福祉用具専門相談員の質の向上に向けた調査研究事業報告書」(一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会) http://zfssk.rgr.jp/h26_pdf/report_all.pdf

※ 2 福祉用具プランナー研修カリキュラム

福祉用具プランナー研修カリキュラム（100.5 時間）

履修科目及び時間数

① e ラーニング履修科目(48.0 時間)②集合研修履修科目（52.5 時間）

e ラーニング科目	履修時間	集合研修科目	履修時間
福祉用具専門職の役割	1.5H	最新情報【講義】	1.5H
福祉用具概論	1.5H	相談援助のためのプランニングの実際【演習】	1.5H
福祉用具の情報提供・相談技術	1.5H	相談援助のためのプランニング演習【演習】	9.0H
相談援助のためのプランニングの理解	1.5H	対人援助技術【演習】	3.0H
相談援助のためのプランニングの実際	1.5H	職業倫理【演習】	1.5H
介護保険におけるケアマネジメント	1.5H	高齢者の身体特性【演習】	1.5H
対人援助技術	1.5H	生活における基本動作・ADLの理解【実技】	1.5H
職業倫理	1.5H	起居関連用具【実技】	3.0H
認知症の理解	1.5H	移乗関連用具【実技】	3.0H
福祉用具供給の業務	3.0H	移動関連用具(車いす/杖・歩行器)【実技】	3.0H
福祉用具供給に係わる法律関係	1.5H	床ずれ防止関連用具【実技】	3.0H
介護保険制度と福祉用具	1.5H	入浴関連用具【実技】	3.0H
福祉用具供給のリスクマネジメント	1.5H	排泄関連用具【実技】	3.0H
高齢者の身体特性	1.5H	食事・更衣・整容の活動と用具【実技】	1.5H
生活における基本動作・ADLの理解	1.5H	社会参加関連用具【実技】	
起居関連用具	1.5H	コミュニケーション関連用具【実技】	
移乗関連用具	1.5H	住宅改造【演習】	9.0H
移動関連用具(車いす/杖・歩行器)	3.0H	構造とメンテナンス【実技】	3.0H
床ずれ防止関連用具	1.5H	修了試験	1.5H
入浴関連用具	1.5H	合 計	52.5H
排泄関連用具	1.5H	総 合 計	100.5H
食事・更衣・整容関連用具	1.5H		
社会参加関連用具(自助具含む)	1.5H		
コミュニケーション関連用具	1.5H		
住宅改造総論	7.5H		
構造とメンテナンス	1.5H		
合計	48.0H		

出典:平成 26 年度 福祉用具プランナー研修開催要項(公益財団法人 テクノエイド協会)

<http://www.techno-aids.or.jp/senmon/media/youkou140411.pdf>

※ 3 福祉用具プランナー管理指導者養成研修カリキュラム

単位：時間

領域	科目	時間数	コース			
			起居移乗	車いすシーティング	福祉用具工学	管理・指導
基礎領域	社会福祉の基礎 社会福祉と福祉用具制度	6				●
	工学の基礎 福祉用具と住宅	22.5			●	
	医学の基礎 医学一般	10.5		● (9h)		
			● (1.5h)			
	指導の基礎 対人援助と指導技術	22.5				●
専門領域	市場の理解 福祉用具市場と経営	18				●
	計画の理解 個別援助計画	7.5				●
		18		●		
	福祉用具の理解	12	●			
		12	●			
		12	●			
		22.5		●		
	環境の理解 福祉住環境学—住宅改造	6			●	
	製品の理解 福祉用具整備方法	22.5			●	
	総合 多職種連携のためのワークショップ	10.5	●			
研修時間総合計		202.5	48.0	49.5	51.0	54.0

出典：福祉用具プランナー管理指導者養成研修開催要項（公益財団法人 テクノエイド協会）

<http://www.techno-aids.or.jp/senmon/media/kanrikaisai140411.pdf>

※4 福祉用具選定士 研修カリキュラム

(1) A 研修（ベッド・車いす編）3 日間研修

1日目

ベッドの利点、欠点、ベッドと起居動作、ベッドの安全対策、ベッドの実習
 ・起居動作、介護動作の一般的な動きの学習
 ・臥位と寝返り・起き上がりの動作とベッドとの関連把握

2日目

マットレス概論、ベッドの構造(実習)、車いすの基本事項、車いすの構造
 車いすのメンテナンス、車いすの採寸方法、車いすと関係のある福祉用具、車いすの
 種類での駆動の違い(実習)

3日目

車いすの付属パーツの活用方法・移乗への応用
 車いす利用者の疾患別注意点、車いす利用者の二次障害とリスクマネジメント
 筆記試験

(2) B 研修（歩行器、床ずれ防止、リフト編）2 日間研修

1日目

床ずれ防止(講義)
 ・褥創対策に関する取り組みと変化
 ・褥創と発生要因
 ・体圧分散式マットレスの選定方法・不適切な選定事例
 床ずれ防止(実習)
 ・体圧分散式マットレスの特性と用途 ・ポジショニング手法
 歩行器(講義)
 ・杖・歩行器・歩行車の種類と歩行
 歩行器(実習)
 ・お年寄りの疑似体験・杖の実習 ・歩行者の正しい乗り方
 歩行器(実習)
 (評価スケールについて)

2日目

移動リフト(講義)
 ・身体機能から見たリフトの移乗方法 ・リフトの種類・吊り具の種類
 移乗リフト(実習)
 筆記試験

出典:福祉用具選定士 研修カリキュラムについて（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

<http://www.fukushiyogu.or.jp/ginoushi/cur.html>

※5 福祉住環境コーディネーター出題範囲の比較

3 級	2 級	1 級
● マークシート方式 1.少子高齢社会と共生社会への道 2.福祉住環境整備の重要性・必要性 3.在宅生活の維持とケアサービス 4.高齢者の健康と自立 5.障害者が生活の不自由を克服する道 6.バリアフリーとユニバーサルデザインを考える 7.生活を支えるさまざまな用具 8.住まいの整備のための基本技術 9.生活行為別に見る安全・安心・快適な住まい 10.ライフスタイルの多様化と住まい 11.安心できる住生活 12.安心して暮らせるまちづくり	● マークシート方式 1.高齢者・障害者を取り巻く社会状況と住環境 2.福祉住環境コーディネーターの役割と機能 3.障害のとらえ方 4.リハビリテーションと自立支援 5.高齢者・障害者の心身の特性 6.在宅介護での自立支援のあり方 7.高齢者に多い疾患別にみた福祉住環境整備 8.障害別にみた福祉住環境整備 9.福祉住環境整備とケアマネジメント 10.福祉住環境整備の進め方 11.福祉住環境整備関連職への理解と連携 12.相談援助の実践的な進め方 13.福祉住環境整備の共通基本技術 14.生活行為別福祉住環境整備の手法 15.福祉住環境整備の実践に必要な基礎知識 16.福祉用具の意味と適用 17.生活行為別にみた福祉用具の活用	● マークシート方式、マークシート方式 ＜マークシート＞ 1.これからの社会に求められる福祉住環境整備 2.福祉住環境コーディネーター1 級の目標と役割 3.地域で支える高齢者ケア 4.地域で支える障害者ケア 5.地域福祉の推進と福祉コミュニティ 6.福祉コミュニティづくり 7.ユニバーサルデザインの概念および沿革 8.ユニバーサルデザイン環境の整備手法 9.高齢者・要介護者向け住宅・施設の流れ 10.高齢者住宅・施設の種類と機能 11.障害者向け住宅および施設の種類の機能 12.福祉住環境のコーディネートの実際 ＜記述＞ 実務能力（課題に対する提案力）など実践力、応用力、総合的判断力を問う

出典：福祉住環境コーディネーター検定試験 出題範囲・合格基準を基に作成 <http://www.kentei.org/fukushi/testinfo.html>

5. 他の介護サービスの資格基準と人材育成方針について

介護保険サービスの提供において福祉用具専門相談員と関わりを持つ他の職種における資格基準、特に上級資格に留意してそれらの基準と人材育成の考え方についての情報を収集し、整理した。

【対象とする職種等】

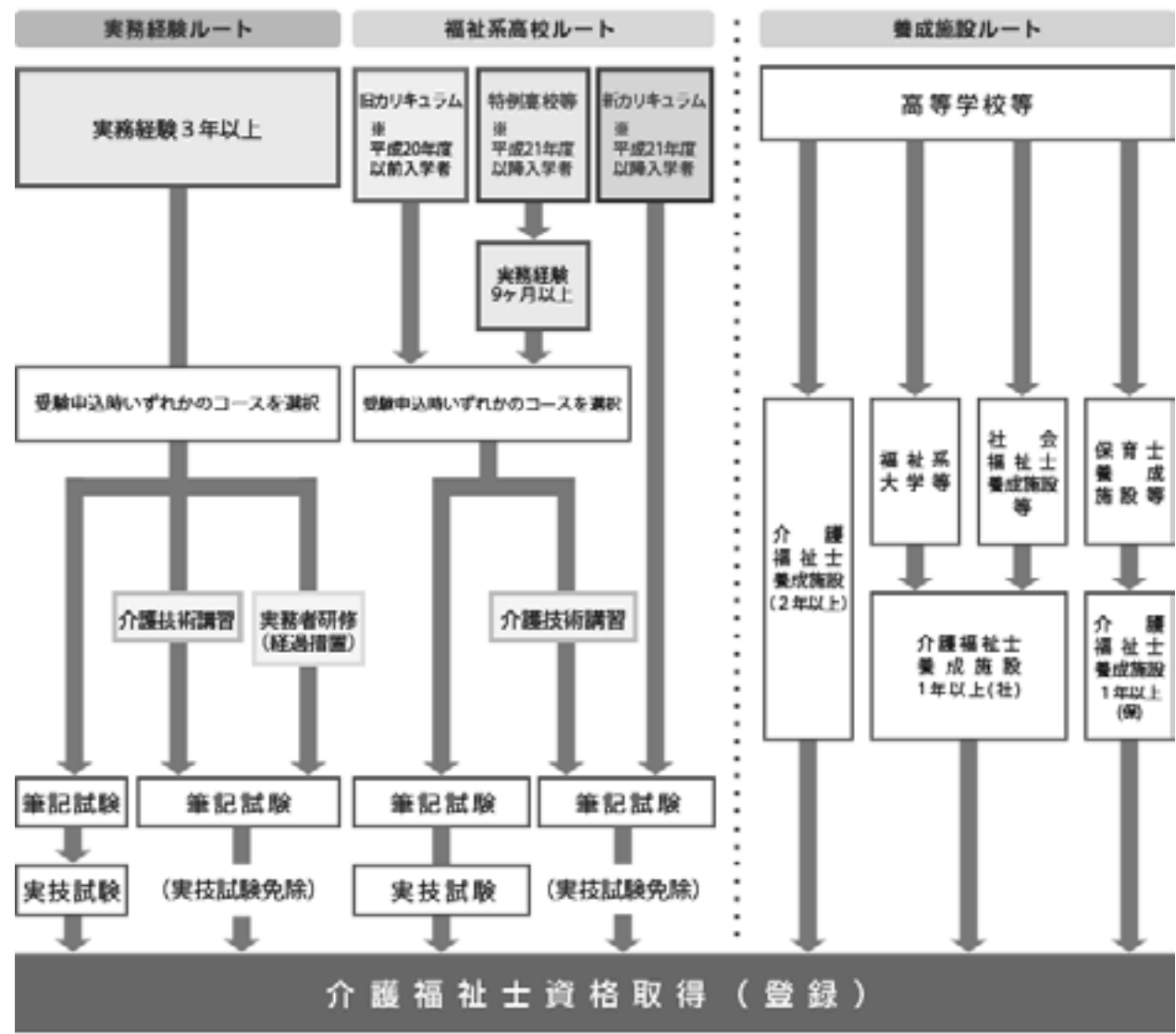
- ・ 介護支援専門員、主任介護支援専門員
- ・ ホームヘルパー、介護福祉士
- ・ リハビリテーション専門職

(1) 介護福祉士

資格制度の根拠	社会福祉士及び介護福祉士法
資格の概要	・ 介護福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格。 ・ 介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行う。 ・ 並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。 (出典：厚生労働省 HP)
今後の方向性	身の回りの世話をするだけの介護から、高齢者や障害者等の生き方や生活全体にかかわることで利用者の暮らしを支え、自立に向けた介護利用者や家族と共に実践することへと変わってきています。 国民の福祉サービスの充実・向上の中心的役割を担っている資格者として、 1)豊かな感性、 2)洞察力・情報分析能力、 3)介護目標・計画の立案能力等 求められ、チームケアの一員として高い評価が得られることが必要。 (出典：日本介護福祉士会 HP)
資質向上方針	2007年の法律改正 「社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」と資質向上の責務も明記。
認定介護福祉士の検討	法改正に伴う付帯決議等を踏まえて、下記を指向した検討を行っている。 ○重度の認知症や障害を持つ者等への対応ができ、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成 ○高い専門性を認証する仕組みの構築 ○介護福祉士資格取得後のキャリアパスの仕組みの構築

	○幅広い知識・技術を身につけ、質の高い介護サービスの提供 ○他の現場職員の指導を行う ○検討は、関係団体や学識経験者の参画を求めて、介護福祉士の職能団体が主体となり行う （「認定介護福祉士制度構築に向けて平成25年度検討結果の概要」）
--	--

■資格取得ルート（平成 26 年度）



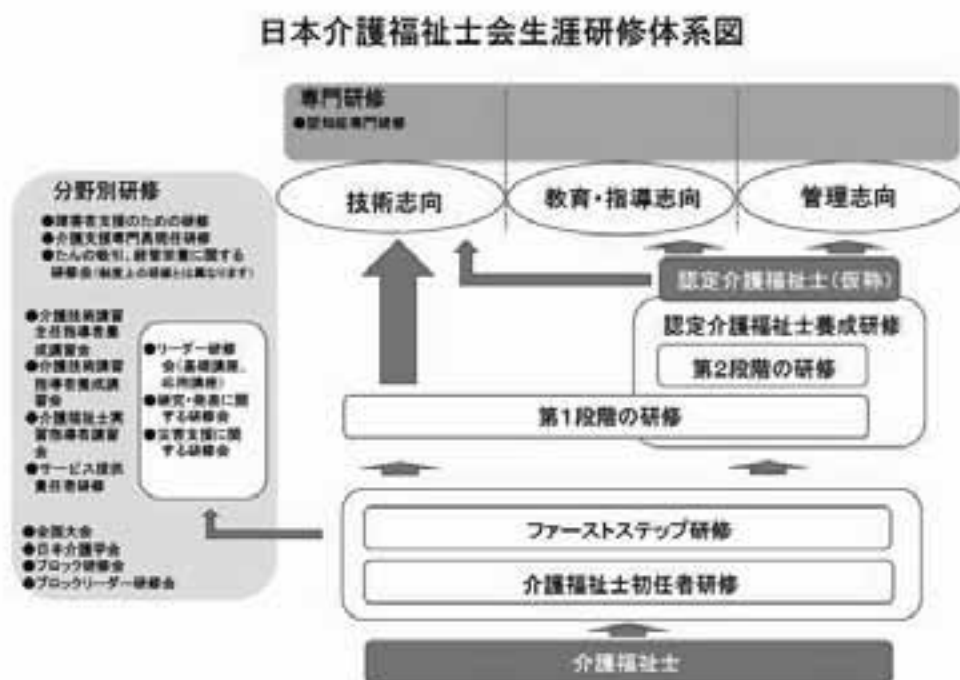
■筆記試験の出題基準（平成 26 年度）

領域	大項目（科目）
人間と社会	人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会の理解
介護	介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ
総合問題	3 領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題する。
実技試験	

合格基準は下記 2 条件を満たすこと。

- ア 問題の総得点の 60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者。
 イ アを満たした者のうち、試験科目群すべてにおいて得点があった者。

■研修体系



出典:公益社団法人 日本介護福祉士会 <http://www.jaccw.or.jp/kenshu/>

（ポイント制）

研修受講実績はポイント換算され、一定のポイント数がたまると研修受講料が割引かれる。

【参考】認定介護福祉士の検討案（「認定介護福祉士制度構築に向けて平成25年度検討結果の概要」）http://www.jaccw.or.jp/pdf/chosakenkyu/H25/H25_nintei_gaiyo.pdf

1. 認定介護福祉士のねらい

○生活を支える専門職としての介護福祉士の資質を高め、

- ①利用者のQOLの向上
- ②介護と医療の連携強化と適切な役割分担の促進
- ③地域包括ケアの推進など

介護サービスの高度化に対する社会的な要請に応える。

【社会から期待される成果】

- ・生活機能の維持・改善により、要支援・要介護度が改善される
 - ・障害に応じた生活環境が整備され、地域での自立生活、社会参加ができる
 - ・重度の認知症となっても地域生活を継続することができる
 - ・医療の必要性が高くても、早期に退院し、施設や在宅で生活できる
 - ・口腔機能の維持向上、排泄の自立、BPSDの減少などがはかられる
 - ・地域生活を継続しながらその人らしい終末期を迎えることができる
- 介護の根拠を言語化して他職種に説明し共有したり、他職種からの情報や助言の内容を適切に介護職チーム内で共有することで、他職種との連携内容をより適切に介護サービスに反映することに寄与する。
- 介護福祉士の資格取得後の継続的かつ広がりを持った現任研修の受講の促進と資質の向上を図る。つまり、介護福祉士資格取得後も介護業界で努力し続け、継続的に自己研鑽する拠り所となる。（このことにより人材の定着率を高める）
- 介護福祉士の資格取得後のキャリアパスの形成

2. 期待される役割

- 介護職チーム（ユニット等、5～10名の介護職によるサービス提供チーム）に対する教育指導、介護サービスマネジメントを行い、介護職チームのサービスの質を向上させる役割
- （施設・事業所の介護サービスマネージャー）
- 地域包括ケアを推進するため、介護サービス提供において他職種（医師、看護師、リハビリ職等）との連携・協働を図る役割
- （介護サービス提供における連携の中核となる者）
- 地域における、施設・事業所、ボランティア、家族介護者、介護福祉士等の介護力を引き出し、地生きの介護力の向上を図る役割
- （地域における介護力向上のための助言・支援をする者）

3. 認定介護福祉士が獲得できる総合的な力量

居宅・居住（施設）系サービスを問わず、多様な利用者・生活環境、サービス提供形態等に対応して、下記を実践でき、介護サービスマネジメントを行い、地域包括ケアに対応できる。

○十分な介護実践力

- ・どのような利用者に対しても、最善の個別ケアの提供ができる。
- ・リハビリテーション等の知識を応用した介護を計画・提供でき、利用者の生活機能を維持・向上させることができる。
- ・認知症のBPSDを軽減させることができる。
- ・障害特性に応じた介護が提供できる。
- ・心理的ケア、終末期ケアを実践できる。

○介護職チームへの教育・指導、介護サービスのマネジメントを行う力

- ・介護職チームの管理・運用を行い、介護サービスマネジメントや人材育成に責任を持ち、上司等にも働きかける。
- ・介護計画に利用者や家族のニーズが反映されるようアドバイスをするとともに組織的に介護サービスが提供できるように取り組む。
- ・介護の根拠を説明し、指導するとともに内省を習慣づける。
- ・記録様式などサービス管理に必要なツールを改善・開発できる。
- ・介護職チームの意識改革、サービスの提供方法や提供体制の改善、研修プログラムの編成等を行い、新しい知識・技術・実践をチームに浸透させることができる。

○他職種やそのチームと連携・協働する力

- ・他職種からの情報や助言を適切に理解し、介護職チーム内で共有し、適切な介護に結びつける。
- ・利用者の日ごろの生活状況と、それを踏まえた介護の実践内容を、論理立てて他職種に伝える。
- ・利用者の状態像の変化に気づき、その状況を適切に他職種に伝え、連携を図ることで、利用者の状態像の悪化を最小限に止めることに寄与する。

○地域とかかわる力

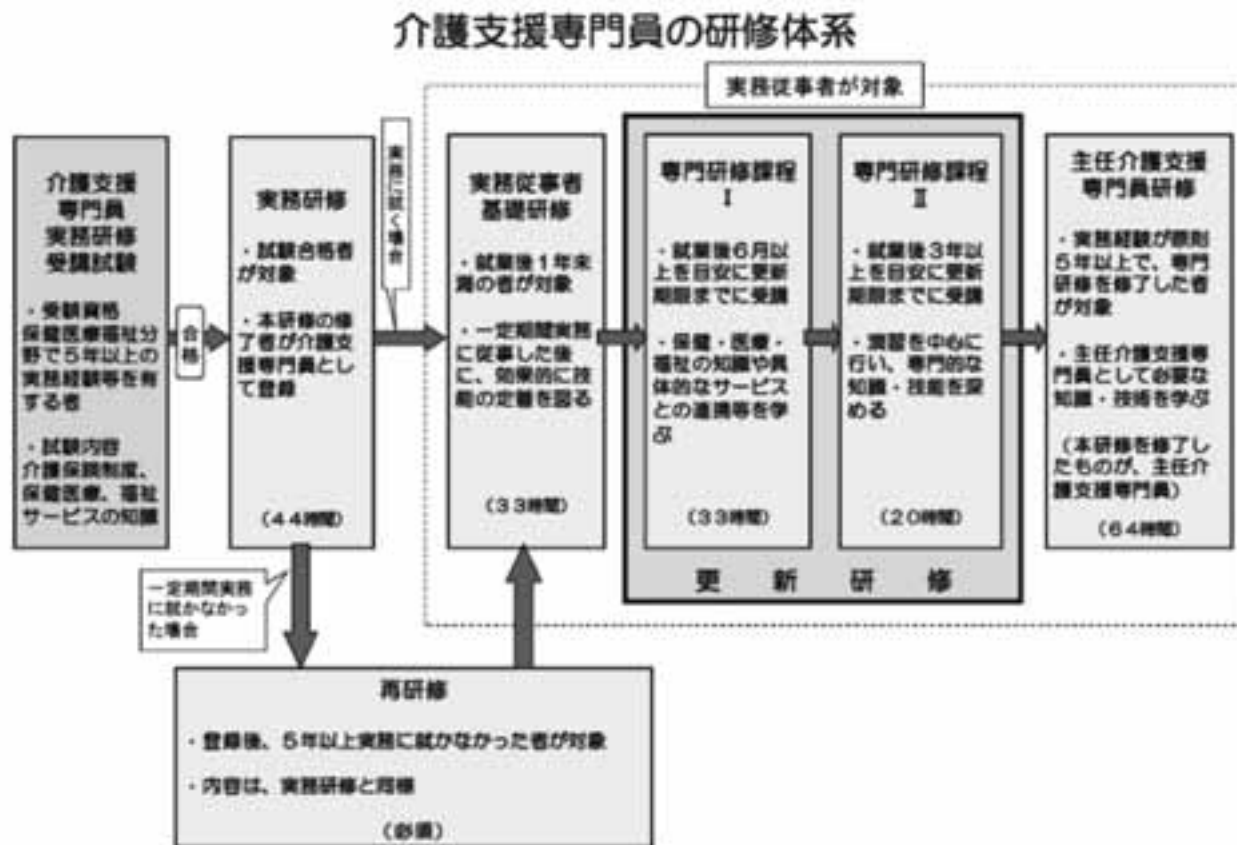
- ・家族に対して、生活環境の整備、相談援助等ができることで、家族の不安を軽減し、適切なかわりを支援する。
- ・地域におけるボランティア、家族介護者、介護福祉士等への介護に関する助言・支援ができる。
- ・施設・事業所の介護力を地域の人々のために活用できる。
- ・介護に関する地域ニーズを把握・分析することができる。

(2) 介護支援専門員

資格制度根拠	介護保険法
資格の概要	- 同法第7条第5項において『要介護者又は要支援者（以下、要介護者等）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ各種サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたもの。』と位置づけられている。 - 居宅介護支援事業所や介護保険施設に必置とされている専門職種。
今後の方向性	- 介護サービスの量から質への転換や介護予防重視型システムへの転換など、地域を重視した新たな仕組みづくりが求められている。 - 介護支援専門員の果たす役割は、地域における介護予防の推進、ケアの継続性及び包括性の確保、保健・医療・福祉の多職種協働の推進など、ますます重要になる。 一般社団法人日本介護支援専門員協会 http://www.jcma.or.jp/corp/what/index.html ○ 介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者として、介護保険制度を運用する要として重要な役割を担っている。介護保険制度は、利用者本位の介護サービスの提供を基本理念の一つとして創設された。介護支援専門員は、その理念を実現する中心となる資格であり、利用者の立場に立って、その生活全般に寄り添って支援を行う機能を果たしてきており、制度創設から10年以上が経過した現在、国民の間にも定着し、要介護者等にとって欠かせない存在となってきた。介護保険制度においては、利用者の尊厳の保持を旨とした自立支援を実現していくことが重要であり、そのためには、介護支援専門員による適切なケアマネジメントは必要不可欠であり、その質の向上は不断に求められるものである。 ○ 平成18年の制度改正においては、介護支援専門員の専門性の確立という観点から、研修の強化を図るとともに、資格の更新制を導入し、更新時の研修を義務付けるといった見直しを行ったが、その後も、医療の必要性が高い利用者や独居世帯の利用者、認知症の利用者が増加するなど、ケアマネジメントの質をより高くすることが求められるようになってきている。 ○ また、国の政策においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提

	供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めており、各地域におけるその実現に向けても、これらのサービスが有機的・包括的に機能していくための橋渡しをするケアマネジメントへの期待が高まっている。 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002s7f7-att/2r9852000002s7go.pdf
資質向上方針	○実務研修の充実や、実務に就いた後の早い段階での研修である実務従事者基礎研修の必修化について検討すべきである。 ○研修カリキュラムを見直す際には、「認知症」、「リハビリテーション」、「看護」、「福祉用具」等の課目について、必修化も含めて研修内容の充実を図るべきである。 ○その他、ケアマネジメントに求められる内容の変化に応じ、研修内容を充実していくことが適当である。 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002s7f7-att/2r9852000002s7go.pdf
主任介護支援専門員	○主任介護支援専門員には、介護支援専門員に対するスーパーバイズ、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割が求められており、そのような役割を担うことができる者を養成することを目的として主任介護支援専門員研修が位置付けられている。 ○主任介護支援専門員となるための研修修了後に修了評価を導入することを検討すべきである。また、主任介護支援専門員についても更新制を導入し、更新時においては、研修を実施することを検討すべきである。 ○さらに、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員に求められる役割にかんがみ、例えば地域の小規模な居宅介護支援事業所等で、ケアマネジメント業務に従事し、未だ実務に就いて間もない初任段階の介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員が現場での実務研修により、指導・支援する仕組みの導入を検討すべきである。 ○また、介護支援専門員が日常的に学びの場を共有していくことはその資質向上にとっても重要であることを踏まえ、主任介護支援専門員は、地域の介護支援専門員のネットワークを構築するといったことに努めることが適当である。 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会における議論の中間的な整理 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002s7f7-att/2r9852000002s7go.pdf

■研修体系



- ・ 今後求められる地域包括ケアの推進に向けての知識・技能を高め、多職種連携をより推し進めていくことが重要である。
- ・ このため、研修の企画・立案、実施、評価、そして、その後の研修への反映といった研修実施サイクルを都道府県において効果的に実行できるような PDCA サイクルを構築することにより、研修内容の見直しを実施し、介護支援専門員の更なる資質向上を図ること、また、研修実施主体である都道府県による研修実施を支援することにより、研修の質について平準化を図る観点からガイドラインが作成されている。

出典：介護支援専門員専門(更新)研修ガイドラインより

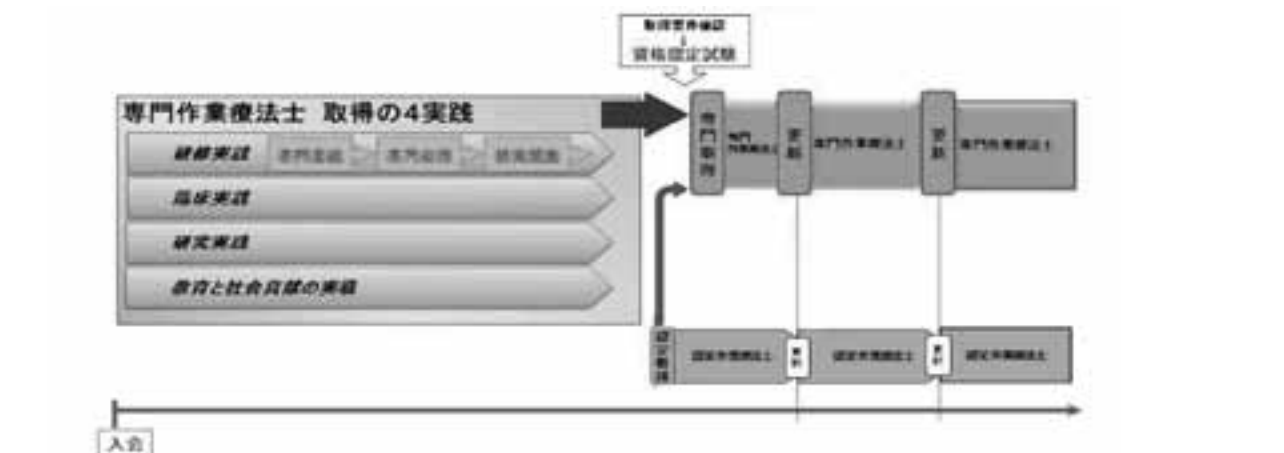
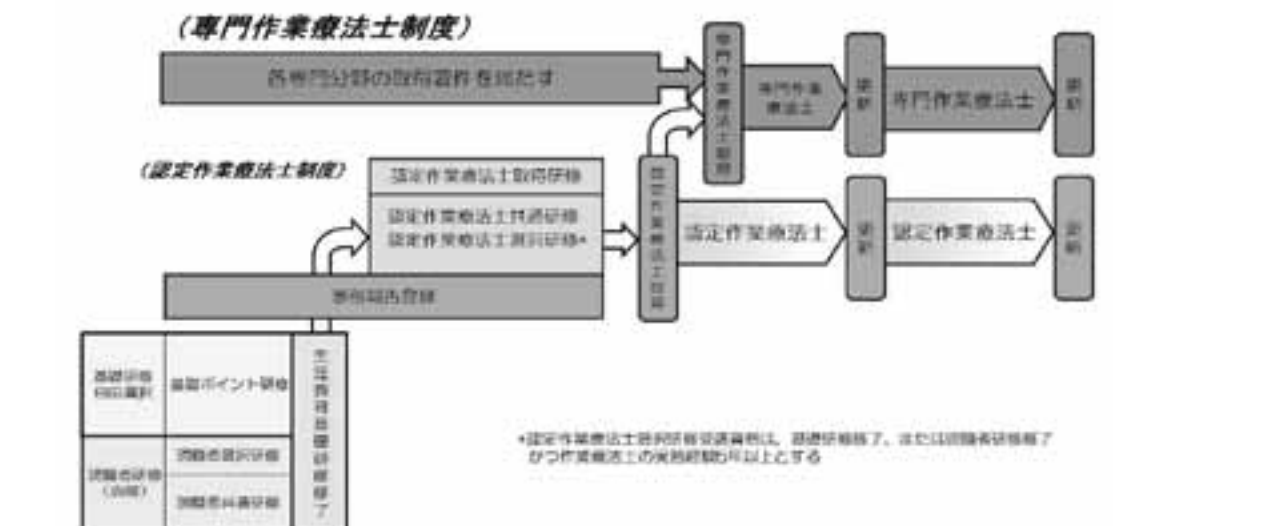
(3) 作業療法士

資格制度の根拠	理学療法士及び作業療法士法
資格の概要	・ 作業療法士は、同法に基づく名称独占の国家資格。 ・ 作業療法とは、身体または精神に障害のある者、又はそれが予測される者に対してその主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復・維持開発を促す作業活動を用いて行う治療、訓練、指導および援助をいいます。 (出典：日本作業療法士協会 HP)
福祉用具貸与サービスとの関係	作業療法士はその資格をもって福祉用具専門相談員を務めることができる。 また、介護給付費分科会などでの議論では介護給付サービスの質を高める観点から、福祉用具の選定、適用、利用指導などにおいて作業療法士の専門性に基づいた関与の機会を高めることが求められている。
認定作業療法士	日本作業療法士協会は、作業療法士の質の向上を目的として平成10年に「生涯教育単位認定制度」を創設している。その後、第三次長期計画を踏まえ、平成15年に「生涯教育制度」へ改正を行い、同時に「認定作業療法士制度」を創設した。 「社団法人日本作業療法士協会認定作業療法士とは、作業療法の臨床実践、教育、研究及び管理運営に関する一定水準以上の能力を有する作業療法士を本会が認定したものをいう。(認定作業療法士規程 第3 条)」 【必要とされる能力】 ・ 臨床実践能力：各病期、各領域などにおける対象者に対する作業療法の評価、介入、効果判定の一連の流れを実践する能力はもとより、他職種との連携や社会資源の活用、職場や行政などの制度の利用を含めた、総合的かつ継続的に作業療法を提供していく過程や予後（将来的展望）に立った作業療法の展開を実践する能力。 ・ 教育能力：作業療法士養成課程での教育能力としては、養成施設や学校における教員としての教育能力である。臨床実習指導者として、また職場での指導者としての教育能力は、後輩への知識・技術のなどの伝達者としての能力。 ・ 研究能力：日常の臨床実践経験をもとに実践報告や作業療法学の発展のための研究が行える能力。 ・ 管理運営能力：職務に関わる関連諸制度を理解し、職場での管理運営を執行できる能力。 また、日本作業療法士協会の役割を理解し、協会発展に寄与する能力も含める。
専門作業療法士制度	専門作業療法士制度は、認定作業療法士である者のうち、特定の専門作業療法分野において「高度かつ専門的な作業療法実践能力」を有する者を専門作業療法士として認定することとしている。

	専門作業療法士とは作業療法の中のある分野をより深く知り、その分野における高度な課題解決能力を有する人たちです。つまり、この専門作業療法士は次の3つの役割を果たす能力を満たします。 (1) 専門作業療法士分野において、高い見識（物事を見通す優れた判断力）と優れた技術力（技術の向上・洗練と新しい技術の開発応用能力）によって卓越した作業療法を実践することができる能力 (2) 専門作業療法士分野において、困難な事例に対応できる能力 (3) 認定作業療法士のもつ能力を専門作業療法士分野で応用できる能力。 すなわちその能力とは、作業療法士の実戦能力を向上させるため教育能力、専門家集団を率いて統率・指導を行う能力、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるために実践の場における研究活動を行う能力を求めている。
--	---

- すなわちその能力とは、作業療法士の実戦能力を向上させるため教育能力、専門家集団を率いて統率・指導を行う能力、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるために実践の場における研究活動を行う能力を求めている。

認定作業療法士制度と専門作業療法士制度の構造

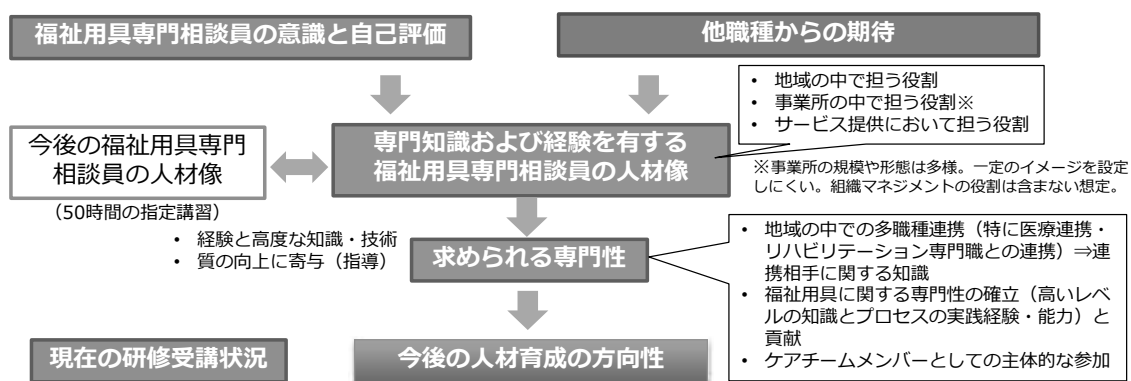


(4) 理学療法士

資格制度の根拠	理学療法士及び作業療法士法
資格の概要	- 作業療法士は、同法に基づく名称独占の国家資格。 - 理学療法士はケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職です。 - 治療や支援の内容については、理学療法士が対象者ひとりひとりについて医学的・社会的視点から身体能力や生活環境等を十分に評価し、それぞれの目標に向けて適切なプログラムを作成します。 （出典：日本理学療法士協会 HP）
福祉用具貸与サービスとの関係	理学療法士はその資格をもって福祉用具専門相談員を務めることができる。 また、介護給付費分科会などでの議論では介護給付サービスの質を高める観点から、福祉用具の選定、適用、利用指導などにおいて理学療法士の専門性に基づいた関与の機会を高めることが求められている。
認定・専門理学療法士制度	専門・認定理学療法士制度は、新人教育プログラム修了者を対象に、自らの専門性を高め、良質なサービスを提供する臨床能力を備え、理学療法の学問的発展に寄与する研究能力を高めていくことを目的としています。 新人教育プログラム修了者は7分野（基礎理学療法、神経理学療法、運動器理学療法、内部障害理学療法、生活環境支援理学療法、物理療法、教育・管理理学療法）のいずれかひとつ以上の分野に登録し、認定理学療法士、専門理学療法士を目指します。 （出典：日本理学療法士協会 HP）

6. 調査結果のまとめと考察

- 本事業においては、他職種と連携しつつ介護サービス全体の質を高めることに資する「専門的知識及び経験を有する者」の具体的な人材像を検討するために、アンケート調査、ヒアリング調査を行い、現在の福祉用具専門相談員の業務の実態、他の職種との連携において果たしている役割、それに対応できる人材育成の実態を把握した。
- その結果を踏まえ、今後の福祉用具専門相談員に求められる専門性の検討に向けた整理を行った。

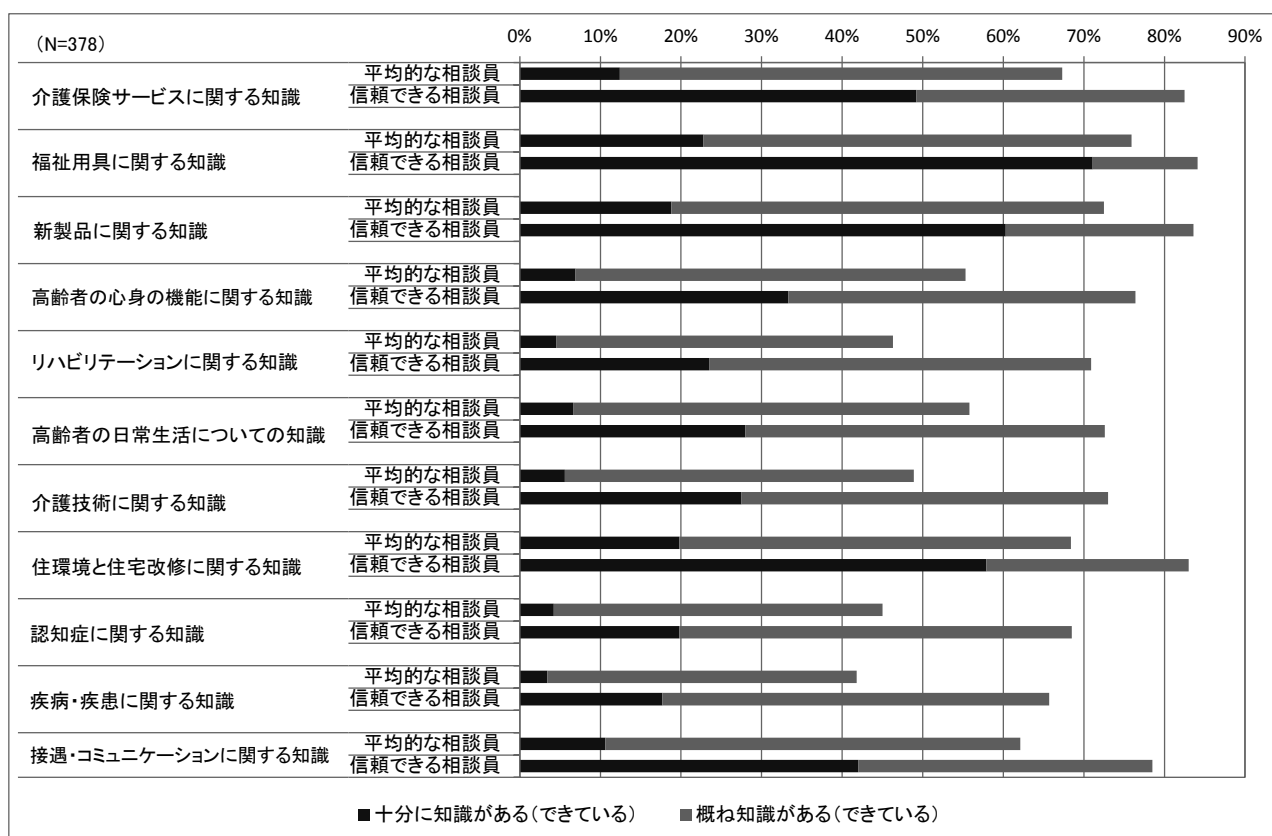


6-1. 福祉用具専門相談員に対する評価と「専門的知識及び経験を要する福祉用具専門相談員」の像

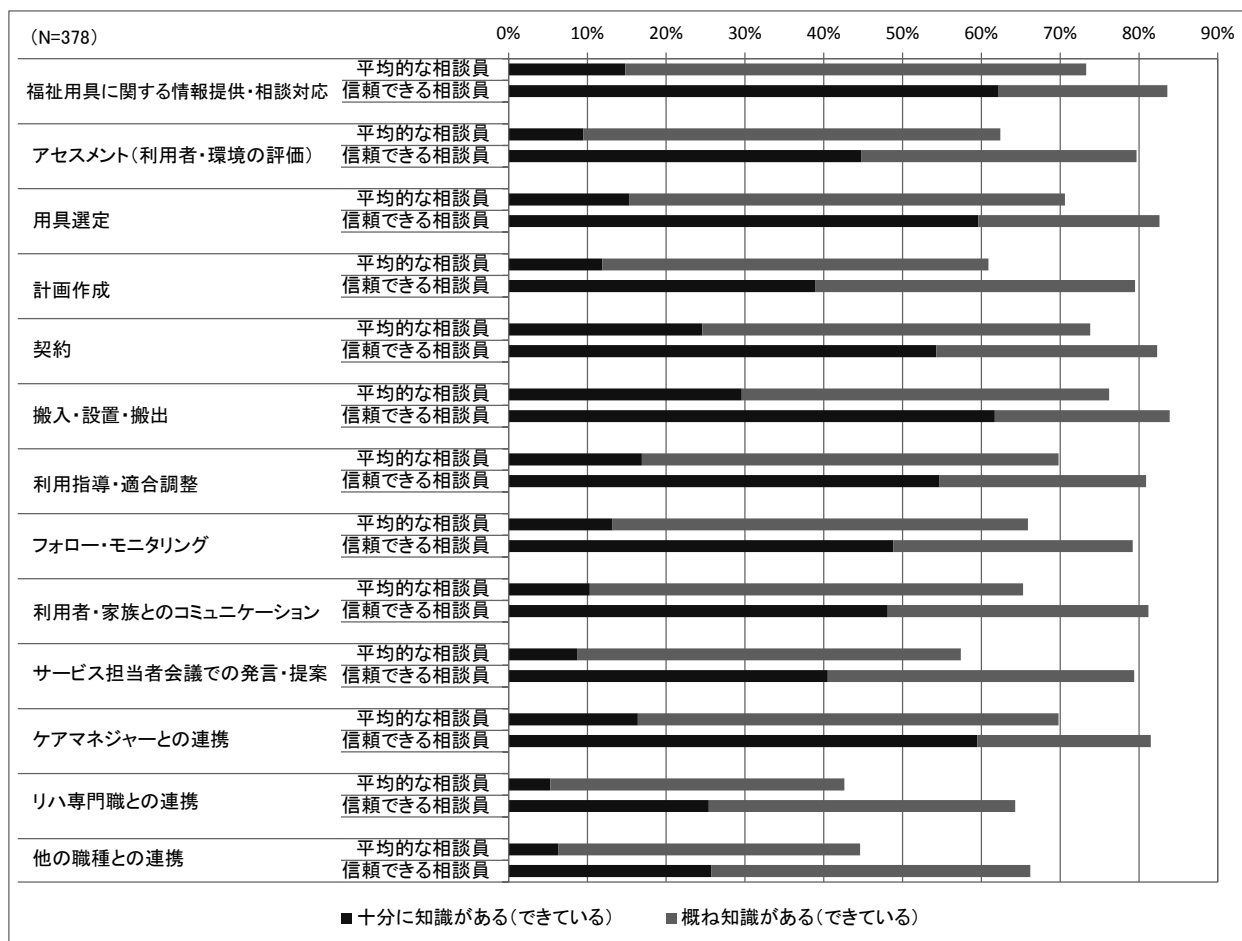
- (アンケート調査結果より) 介護支援専門員による「平均的な福祉用具専門相談員」「信頼できる福祉用具専門相談員」に対する評価を比較し、信頼されている福祉用具相談員が備えている知識や能力について把握した。

ここでは、専門知識と業務遂行能力の各項目について、「十分に知識がある(できている)」と評価されている割合、および「概ね知識がある(できている)」を合計した割合を比較して、その差の大きさについて、分析した。

介護支援専門員による評価【専門知識】



介護支援専門員による評価【業務遂行能力】



信頼できる福祉用具専門相談員と平均的な福祉用具専門相談員の差が大きい（30%以上）のは、以下の項目であった。

知識	業務遂行能力
- 介護保険サービス - 福祉用具 - 新製品 - 住環境と住宅改修 - 接遇・コミュニケーション	- 福祉用具に関する情報提供・相談対応 - アセスメント（利用者・環境の評価） - 用具選定 - 搬入・設置・搬出 - 利用指導・適合調整 - フォロー・モニタリング - 利用者・家族とのコミュニケーション - サービス担当者会議での発言・提案 - ケアマネジャーとの連携

すなわち上記のような知識・業務遂行能力を備えた福祉用具専門相談員が「信頼できる」と評価されていると考えられる。福祉用具サービスの基本のプロセスを確実に実施でき、介護支援専門員から信頼されている福祉用具専門相談員の像が把握できる。

また、「十分に知識がある（できている）」「概ね知識がある（できている）」を合計して信頼できる福祉用具専門相談員と平均的な福祉用具専門相談員の差を比較すると、差が大きい（20%以上）のは、「高齢者の心身の機能に関する知識」「リハビリテーションに関する知識」「介護技術に関する知識」「認知症に関する知識」「疾病・疾患に関する知識」「サービス担当者会議での発言・提案」「リハ専門職との連携」「他の職種との連携」であった。これらの項目は、福祉用具そのものに関する専門性というよりも、関連する領域の専門性や多職種と連携する上で求められる知識、能力である。介護支援専門員から信頼を得ている福祉用具専門相談員は、こうした領域の知識、能力についても概ね満足される知識、能力を備えていることがわかる。

- 参考として、福祉用具専門相談員の自己評価結果を、経験年数別に比較したところ、多くの項目では年数とともに十分にできていると自己評価する割合が高くなるが、その中でも特に10年以上の場合に3人に1人以上の福祉用具専門相談員が十分にできていると自己評価しているのは、以下の項目であった。

知識	役割（能力）
・福祉用具専門相談員の役割 ・福祉用具に関する知識 ・住環境と住宅改修に関する知識	・福祉用具に関する情報提供・相談対応 ・用具選定 ・契約 ・搬入・設置・搬出 ・利用指導・適合調整

これらの項目は、上記の介護支援専門員が信頼する福祉用具専門相談員の評価が高い項目と共通しており、経験を積むことで知識、能力を備えていることがわかる。

6-2. 「専門的知識及び経験を要する福祉用具専門相談員」に求められる知識と役割（能力）

- アンケート調査結果より、今後、「専門的知識及び経験を要する福祉用具専門相談員」に求められる知識、能力を職種別に比較すると以下のとおりであった（図表 118 および図表 121 参照）。

	知識	役割（能力）
福祉用具専門相談員	・ 介護保険制度や福祉用具貸与サービスに関する最新かつ正確な知識 ・ 福祉用具の種類、役割、機構、適用に関する幅広く正確な知識 ・ 高齢者の心身の機能や変化の特徴に関する経験に基づいた幅広く具体的な知識 ・ 高齢者の住環境の課題や住宅改修の目的、仕組みに関する経験に基づく具体的な知識	・ 利用者の心身の状態や環境、生活の目標を踏まえて適切な福祉用具を提案すること ・ 利用者や環境に応じてフィッティング・適合すること ・ 導入後の利用状況や変化を適切に評価し、用具の変更等を検討すること ・ <u>福祉用具に関わる事故の防止に努め、問題発生時に迅速・適切な対応を行うこと</u>
介護支援専門員	・ 介護保険制度や福祉用具貸与サービスに関する最新かつ正確な知識 ・ 福祉用具の種類、役割、機構、適用に関する幅広く正確な知識 ・ 高齢者の心身の機能や変化の特徴に関する経験に基づいた幅広く具体的な知識 ・ <u>高齢者の日常生活の基本動作、個別性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識</u> ・ 高齢者の住環境の課題や住宅改修の目的、仕組みに関する経験に基づく具体的な知識	・ 利用者の心身の状態や環境、生活の目標を踏まえて適切な福祉用具を提案すること ・ <u>福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを説明すること</u> ・ 導入後の利用状況や変化を適切に評価し、用具の変更等を検討すること
リハ専門職	・ 介護保険制度や福祉用具貸与サービスに関する最新かつ正確な知識 ・ 福祉用具の種類、役割、機構、適用に関する幅広く正確な知識	・ 利用者の心身の状態や環境、生活の目標を踏まえて適切な福祉用具を提案すること ・ 利用者や環境に応じてフィッティング・適合すること ・ <u>福祉用具の調整・メンテナンスを行うこと</u> ・ 導入後の利用状況や変化を適切に評価し、用具の変更等を検討すること ・ 他職種と連携して利用者の状況把握、適切な用具利用を図ること

（下線は他の職種と共通していないもの）

ただし、この調査項目では、知識については上位3項目、役割（能力）については上位5項目までを選択する形となっている。調査結果からは、知識については、多くの回答者の回答は、「介護保険制度や福祉用具貸与サービスに関する最新かつ正確な知識」と「福祉用具の種類、役割、機構、適用に関する幅広く正確な知識」の2つに集中し、3つめとして選択する項目は、その他の項目の中であまり大きな差がなかったことが読み取れる。

「専門的知識及び経験を要する福祉用具専門相談員」に求められる知識は、いずれの職種にも共通して、介護保険や福祉用具サービス、福祉用具、住宅改修に関する専門的な知識が求められている。また役割（能力）としては、適切な用具の提案、フィッティング・適合、再評価と変更の検討に関する高い能力が求められている。

介護支援専門員は上記に加えて「福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを説明すること」、リハ専門職は「福祉用具の調整・メンテナンスを行うこと」を重視している。福祉用具専門相談員は、福祉用具に関わる事故の防止に努め、問題発生時に迅速・適切な対応を行うこと」を重視している。

- 他職種へのヒアリング調査より、福祉用具分野に関する専門的知識や能力に加えて、それらを発揮して専門職としてチームの一員として貢献する姿勢が期待されていることが把握された。

介護支援専門員	・ 利用者の気持ちを汲み取ろうとする姿勢 ・ 選定・提案、アドバイス（状況を読んだプラスアルファの提案、先を見越した提案、複数の選択肢の提示、自立に向けたアドバイス） ・ 制度等の丁寧な説明 ・ チームの一員としての主体的な参加（担当者会議出席、発言、熱意、一緒に取り組む姿勢）
リハ専門職	・ リハ専門職の意図を解釈した提案

- 他職種の人材養成プログラムでは、上級者に求められる能力として初級者へのスーパーバイズ能力が共通して求められている。例えば、認定介護福祉士では、「他の現場職員の指導を行う」とされており、介護職チームへ教育・指導、介護サービスのマネジメントを行う力の獲得が志向されている。また、主任介護支援専門員では、「介護支援専門員に対するスーパーバイズ、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割」が求められている。認定作業療

法士に必要とされる能力として、教育能力があり、職場での指導者としての教育能力は、後輩への知識・技術の伝達者としての能力であるとしている。

専門性に基づく職能として福祉用具専門相談員においてもこの能力を考慮する必要がある。「専門的知識及び経験を要する福祉用具専門相談員」に求められる役割（能力）としては、他の項目に比べると相対的に回答割合は低いが、管理者のほうが福祉用具専門相談員よりも高く、福祉用具専門相談員自身の認識よりも管理者の期待のほうが大きいと考えられる。

6-3. まとめ

調査結果より、「専門的知識及び経験を要する福祉用具専門相談員」に求められる役割について、以下のように整理することができる。

- 介護支援専門員から信頼を得ている経験豊富な福祉用具専門相談員が備えている知識・能力が明らかになった。介護保険や福祉用具、住宅改修に関する十分な知識に基づいて、福祉用具に関する一連のサービス提供プロセスを確実に実施し、福祉用具の専門職としての役割を果たすことが前提となっている。
- こうした知識、能力に加えて、多職種との連携を実現するためには、さらに高度な知識、能力が期待されている。ケアマネジャーやリハ専門職等、各職種との接点において、連携相手の専門領域を一定程度理解したうえで、福祉用具に関する専門職としての知見に基づく情報提供、提案などが重視されているといえる。
- 上記の知識、能力を備え、こうした知識、能力を十分に発揮して、利用者への説明や相談対応、サービス担当者会議など多職種による協議の場やケアプラン作成の支援の場に際して主体的に意見を述べ、積極的に福祉用具を用いた生活のあり方を提案するなど、ケアチームのメンバーとして主体的に関わる姿勢が求められている。
- すなわち、「専門的知識及び経験を要する福祉用具専門相談員」には、単に専門的知識と経験に基づいた知見を蓄積するだけでなく、それをベースにして福祉用具を用いた生活のあり方、それを実現するための福祉用具の選択、利用者への適合、他の介護サービスとの摺合せなどを提案し、実現させる「実践力」が求められていると言える。
- 福祉用具専門相談員自身も、「専門的知識及び経験を要する福祉用具専門相談員」としての役割を果たすためには、福祉用具専門相談員としての資質として、人間性をも含めて、専門領域および医療、介護技術等の関連領域に関する知識、アセスメントや選定・提案能力、コミュニケーション能力、他職種との連携やチームケアにおける貢献、福祉用具に関する専門職としての心構え、仕事に取り組む姿勢などの重要性を認識している。

福祉用具専門相談員に求められる知識・能力

今後さらに期待される知識・能力	- 専門性や経験に基づく積極的な選定・提案、アドバイスの提供（状況を読んだプラスアルファの提案、先を見越した提案、複数の選択肢、自立に向けたアドバイスなど） - 利用者の気持ちを汲み取ろうとする姿勢や制度等に関する相手に合わせたわかりやすく丁寧な説明など - チームの一員としての主体的な参加（担当者会議出席、発言、熱意、一緒に取り組む姿勢）
専門性の高い知識・能力	- 高齢者の心身の機能や変化の特徴に関する経験に基づいた幅広く具体的な知識 - 高齢者の日常生活の基本動作、個性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識 - リハビリテーションの考え方や福祉用具との関係に関する知識 - 高齢者に多い疾患・疾病とその症状・進行に関する知識 - チームケアに関する知識
基本的な知識・能力	- 介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識 - 多様な福祉用具に関する知識 - 新製品に関する詳細な知識 - 機種別の構造、機能の違い、適用に関する知識 - 住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識 - 接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識 - 認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識
知識	能力

7. 今後の課題

本事業では、福祉用具専門相談員、及び連携する他職種として、介護支援専門員とリハ専門職を対象としたアンケート調査およびヒアリング調査を行い、福祉用具専門相談員に対する評価や、「専門的知識及び経験を要する福祉用具専門相談員」に求められる知識、役割（能力）について、把握した。また、福祉用具関連の現行の研修や資格制度、他の介護サービスの資格基準と人材育成方針についての調査を行った。

これらの結果を踏まえ、今後の福祉用具専門相談員に求められる専門性の検討を行い、「基本的な知識・能力」「専門性の高い知識・能力」「今後さらに期待される知識・能力」について整理した。

今後、福祉用具に関する専門性を発揮して多職種の信頼を得て円滑な連携を行い、利用者の在宅生活を支える「専門的知識および経験を要する福祉用具専門相談員」を育成していく上では、以下のような課題に対応する必要があると考えられる。

- 専門性を養成する知識、能力の体系的整理
 - 目標とする専門性を養成するためには、養成すべき分野、その分野で求められる知識、能力などを体系的に整理する必要がある。
 - 特に知識と経験に基づく知見の体系化と併せて、それを実践の場での提案力、実践力としてアウトプットする能力を重視する必要がある。
- 専門性を養成する手法の検討
 - 体系化された専門性の知識、能力を養成する具体的な手法（研修、OJT など）を検討する必要がある。その際、事業所規模等にも配慮し、小規模な事業所であってもこうした研修やOJTを取り入れることが可能となるような仕組みを検討する必要がある。また、知識、能力を養成する手法と併せて、そうした知識、能力の到達度を評価する手法も検討することが重要である。また、一定レベルに到達した場合に、資格として認定する制度を導入する可能性についても検討する必要がある。
- 長期継続的に専門性を維持する仕組みの検討
 - 福祉用具は継続的に技術進歩しており、機器の利用方法、取り扱い方法も継続的に変化する。これに対応して専門性を維持する仕組みを検討しておく必要がある。
 - 例えば、一定の年数を経るごとに資格更新のための研修を受講する仕組みなどが考えられる。

参 考 資 料

「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」

福祉用具専門相談員調査票（管理者用）

■ 記入にあたってのご注意

- ・ この調査票は福祉用具貸与事業所の「管理者」の方がご記入下さい。
- ・ 社会保障審議会介護保険部会において、今後は「専門的知識及び経験を有する」福祉用具専門相談員の配置を促進することを検討するという方針が示されていることを踏まえ、この調査では、専門的知識及び経験を有する福祉用具専門相談員に求められる役割について検討することを目的としています。
- ・ 特に指定の無い限り、**2014年12月1日時点**の状況についてご回答下さい。
- ・ 特に指定の無い限り、選択肢の番号1つを選んで○印をお付け下さい。
- ・ （ ）の箇所には、具体的に言葉や数字をご記入下さい。
- ・ 数字を記入する欄が0（ゼロ）の場合は「0」とご記入下さい。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で **2014年12月26日（金）まで**にご返送下さい。

■ 調査に関するお問い合わせ先・返送先

一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局 担当：淡路、四谷
〒105- 0013 東京都港区浜松町2-7-15 三電舎ビル4階
TEL：03-6721-5222（平日 9：00～17：00）
FAX：03-3434-3414
メール：jimukyoku@fukushiyogu.or.jp

事業所の基本情報について

事業所の所在地	() 都・道・府・県	一般社団法人日本福祉用具 供給協会の会員ですか	1. 会員である 2. 会員ではない		
事業所の開設年	西暦 () 年	事業所の福祉用具レンタル の利用者数（実人数）	人		
同一法人の持つ福祉用具貸 与事業所数	1. 1事業所（貴事業所のみ） 2. 2～10事業所 3. 11事業所以上				
事業所に併設しているサー ビス（○はいくつでも）	1. 病院・診療所・歯科診療所 2. 訪問看護事業所 3. 訪問介護事業所 4. 訪問リハビリテーション事業所 5. 通所リハビリテーション事業所 6. 訪問入浴介護事業所 7. 通所介護事業所 8. 介護老人保健施設 9. 居宅介護支援事業所 10. その他 ()				
事業所における福祉用具の 調達方法（○はひとつ）	1. 主に自社で調達・保有している 2. 主にレンタル卸を利用している 3. 「1」と「2」を併用している				
事業所の職員体制		常勤 実人数	非常勤 実人数	うち福祉用具 専門相談員資 格保有者数	うちリハ専門職 （PT・OT・S T）資格者数
	現場担当職（営業職）	人	人	人	人
	事務専門職	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人

1. あなた自身のことや業務の状況について

(1) 福祉用具専門相談員としての業務経験年数	年	(2) 管理者としての経験年数	年
(3) 「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格（○はいくつでも）	1. 社会福祉士 2. 介護福祉士 3. 義肢装具士 4. 作業療法士 5. 理学療法士 6. ヘルパー1級・2級 7. 介護支援専門員 8. その他（ ）		
(4) 現在履修済みの研修や取得している民間資格（○はいくつでも）	1. 福祉用具プランナー 2. 福祉用具選定士 3. 福祉住環境コーディネータ 4. 福祉用具供給事業従事者現任研修 5. その他（ ）		
(5) あなたは、管理者としての業務以外に、福祉用具専門相談員としての業務を行っていますか。	1. 福祉用具専門相談員として利用者を担当している ⇒ 担当数（ ）人 2. 個別の利用者を担当していないが福祉用具専門相談員としての業務を行っている ⇒ 具体的に（ ） 3. 管理者としての業務のみを行っている		

2. 貴事業所における研修内容や福祉用具専門相談員に対する評価について

(1) あなたの事業所では、どのようにして職員の能力開発や育成を行っていますか。（○はいくつでも）	1. 業務マニュアルを整備している 2. 事業所内または法人の本部等に指導担当者を配置している 3. 1対1の指導担当者を配置している 4. 事業所・法人内での研修を受講させている 5. 外部の研修を受講させている 6. 定期的に管理者や上司に相談できる機会を確保している（ 回/月） 7. 本人の育成を考えた人材交流や異動を行っている 8. 担当利用者の状況把握を行い、育成方針の基礎的資料としている 9. その他（ ） 10. 特に何も行っていない			
(2) あなたの事業所では、事業所内で次のような研修を計画・実施していますか。 1年間のおよその回数と1回あたりの時間をご記入ください。 （計画・開催していない場合は0とご記入ください） 外部研修を受講させている場合には、該当欄に○をつけてください。	研修テーマ	回数	1回あたり時間数	外部研修
	1. 福祉用具の新製品に関する情報	回	時間	
	2. 福祉用具の取り扱い方法	回	時間	
	3. アセスメントに関する研修	回	時間	
	4. 福祉用具サービス計画作成に関する研修	回	時間	
	5. 多職種との連携に関する研修	回	時間	
	6. 認知症に関する研修	回	時間	
	7. 疾病や疾患に関する研修	回	時間	
	8. コミュニケーション・接遇	回	時間	
	9. リーダーシップ・スーパービジョン等	回	時間	
	10. 介護保険等制度に関すること	回	時間	
	11. その他 1（ ）	回	時間	
	12. その他 2（ ）	回	時間	

	職業倫理・役割				強化したい項目
	福祉用具専門相談員の役割の理解	1	2	3	4
	職業倫理の理解・実践	1	2	3	4
(3) あなたは事業所内の福祉用具専門相談員としての能力をどのように評価していますか。福祉用具専門相談員全体の平均的な状況について、各項目のもっとも近い番号に○をつけてください。 1. 十分にできている 2. 概ねできている 3. あまりできていない 4. ほとんどできていない また、今後、強化したい（特に力を入れて育成したい）項目があれば○をつけてください。	専門知識				
	介護保険サービスに関する知識	1	2	3	4
	福祉用具に関する知識	1	2	3	4
	新製品に関する知識	1	2	3	4
	高齢者の心身の機能に関する知識	1	2	3	4
	リハビリテーションに関する知識	1	2	3	4
	高齢者の日常生活についての知識	1	2	3	4
	介護技術に関する知識	1	2	3	4
	住環境と住宅改修に関する知識	1	2	3	4
	認知症に関する知識	1	2	3	4
	疾病・疾患に関する知識	1	2	3	4
	接遇・コミュニケーションに関する知識	1	2	3	4
	業務遂行能力				
	福祉用具に関する情報提供・相談対応	1	2	3	4
	アセスメント（利用者・環境の評価）	1	2	3	4
	用具選定	1	2	3	4
	計画作成	1	2	3	4
	契約	1	2	3	4
	搬入・設置・搬出	1	2	3	4
	利用指導・適合調整	1	2	3	4
	フォロー・モニタリング	1	2	3	4
	利用者・家族とのコミュニケーション	1	2	3	4
	サービス担当者会議での発言・提案	1	2	3	4
	ケアマネジャーとの連携	1	2	3	4
	リハ専門職との連携	1	2	3	4
	その他の職種との連携	1	2	3	4

3. 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」※に求められる役割・知識【能力】について

※ここでは「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」とは、事業所に配置される福祉用具専門相談員のうち、特に専門性が高く、指導的な役割を果たす福祉用具専門相談員を想定しています。

(1) あなたは、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には、どのような知識が求められていると思いますか。特に重要なものを3つまで○をつけてください	特に重要なものに○(3つまで)
介護保険制度や福祉用具貸与サービスに関する最新かつ正確な知識	
福祉用具の種類、役割、機構、適用に関する幅広く正確な知識	
新製品に関する最新の詳細な知識	
高齢者の心身の機能や変化の特徴に関する経験に基づいた幅広く具体的な知識	
リハビリテーションの考え方や内容、福祉用具との関係に関する専門性の高い知識	
高齢者の日常生活の基本動作、個別性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識	
日常生活に関連する介護技術と、福祉用具の関わりについての経験に基づく具体的な知識	
高齢者の住環境の課題や住宅改修の目的、仕組みに関する経験に基づく具体的な知識	
認知症の症状、心理・行動の特徴、それを踏まえた関わり方に関する経験に基づく具体的な知識	
高齢者に多い疾病・疾患の種類や症状やその進行・予後に関する経験に基づく具体的な知識	
その他 ()	

(2) あなたは、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には、どのような役割(能力)が求められていると思いますか。特に重要なものを5つまで○をつけてください		特に重要なものに○(5つまで)
情報提供・相談	福祉用具について利用者・家族に情報提供すること	
	福祉用具についてケアマネジャーに情報提供すること	
	福祉用具貸与に関する制度について利用者・家族に説明すること	
	制度に沿った効果的な用具活用方法等についてケアマネジャーに情報提供すること	
	福祉用具の利用を中心に生活全般について相談にのること	
アセスメント・計画作成	利用者の居住環境などを的確にアセスメントすること	
	利用者の状態変化(進行性の疾患等)、障害の変化などを的確にアセスメントすること	
	利用者の介護環境(家族・介護体制、経済状況など)を的確にアセスメントすること	
	利用者の心身の状態や環境、生活の目標を踏まえて適切な福祉用具を提案すること	
	福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを説明すること	
	上記を踏まえて、わかりやすく計画書を作成すること	
	サービス担当者会議において福祉用具利用計画についてきちんと説明すること	
	サービス担当者会議において福祉用具利用の観点から発言・説明すること	
契約	制度や手続きについてわかりやすく利用者・家族に説明し契約を結ぶこと	
搬出入	適切に搬入・搬出を行うこと	
適応調整	利用者や環境に応じてフィッティング・適合すること	
	利用者がどのような介護技術で介護されているかを踏まえた適合・利用指導をすること	
	利用環境に応じて利用者・家族、介護者等関係者に利用方法を具体的に指導すること	
	利用環境に応じて利用者・家族、介護者等関係者に利用上の注意事項を説明すること	
グモニタリン	福祉用具の調整・メンテナンスを行うこと	
	利用者の状態に応じてモニタリングの時期を判断できること	
	導入後の利用状況や変化を適切に評価し、用具の変更等を検討すること	
連携職種	他職種と連携して利用者の状況把握、適切な用具利用を図ること	
	サービス担当者会議で、福祉用具利用状況や目標の達成状況などを報告すること	
その他	福祉用具専門相談員業務を行う中で経験の浅いものに対して適切な指導ができること	
	事業所・法人内で福祉用具専門相談員の育成・指導の役割を担うこと	
	福祉用具に関わる事故の防止に努め、問題発生時に迅速・適切な対応を行うこと	

(3) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」にはどの程度の実務経験が求められると思いますか。	1. 実務経験として概ね()年以上必要 2. 一概に年数を設定することはできない ↓ どのような目安が考えられますか()
(4) その他、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」としての役割を果たす上で、重要だと思うことがありましたら自由にご記入ください。	

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

福祉用具専門相談員調査票

■記入にあたってのご注意

- ・ 貴事業所内で福祉用具専門相談員として一定の経験を有する方（1名を選定）がご記入下さい。（概ね3年以上を想定していますが、該当者がいない場合には福祉用具専門相談員業務の経験が最も長い方がお答えください）。
- ・ 社会保障審議会介護保険部会において、今後は「専門的知識及び経験を有する」福祉用具専門相談員の配置を促進することを検討するという方針が示されていることを踏まえ、この調査では、専門的知識及び経験を有する福祉用具専門相談員に求められる役割について検討することを目的としています。
- ・ 特に指定の無い限り、**2014年12月1日時点**の状況についてご回答下さい。
- ・ 特に指定の無い限り、選択肢の番号1つを選んで○印をお付け下さい。
- ・ （ ）の箇所には、具体的に言葉や数字をご記入下さい。
- ・ 数字を記入する欄が0（ゼロ）の場合は「0」とご記入下さい。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で、**2014年12月26日（金）**
までにご返送下さい。

■調査に関するお問い合わせ先・返送先

一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局 担当：淡路、四谷
〒105- 0013 東京都港区浜松町2-7-15 三電舎ビル4階
TEL：03-6721-5222 **（平日 9：00～17：00）**
FAX：03-3434-3414
メール：jimukyoku@fukushiyogu.or.jp

1. あなた自身のことや業務の状況について

(1) 福祉用具専門相談員としての業務経験年数	年	(2) 現在の担当利用者数	人
(3) 「福祉用具専門相談員」以外に保有している資格（○はいくつでも）	1. 社会福祉士 2. 介護福祉士 3. 義肢装具士 4. 作業療法士 5. 理学療法士 6. ヘルパー1級・2級 7. 介護支援専門員 8. その他（ ）		
(4) 現在履修済みの研修や取得している民間資格（○はいくつでも）	1. 福祉用具プランナー 2. 福祉用具選定士 3. 福祉住環境コーディネータ 4. 福祉用具供給事業従事者現任研修 5. その他（ ）		
(5) あなたは、通常の業務で福祉用具貸与サービスのうちどの段階のサービスを担当していますか。（○はいくつでも）	1. 福祉用具に関する情報提供・相談対応 2. 福祉用具貸与事業者として行うアセスメント・用具選定・計画作成 3. 契約 4. 搬入・設置・搬出 5. 利用指導・適合調整・フォロー・モニタリング 6. その他（ ）		
(6) あなたは通常の業務において、他の職種とどのように連携していますか。実施していることに○をつけてください。	サービス担当者会議	1.アセスメント結果報告 2.用具選定理由および計画の説明 3.他職種との意見交換 4.その他()	
	ケアマネジャーとの連携	1.アセスメント結果報告 2.利用者に合った福祉用具の提案 3.モニタリング結果の報告 4.福祉用具に関する情報提供 5.その他（ ）	
	リハ専門職との連携	1.アセスメント結果報告 2.福祉用具の適切な利用に関する意見交換 3.モニタリング結果の報告 4.福祉用具に関する情報提供 5.その他（ ）	
	その他の職種との連携	具体的に記入ください：	

2. あなた自身の研修受講状況や福祉用具専門相談員としての自己評価について

(1) あなたが過去1年以内に受講した研修についてお答え下さい。 ※内部研修（事業所・法人の研修）と外部研修に分けてお答えください。 ※受講した回数と1回あたりのおよその時間数を記入してください。（受講していない場合は0とご記入ください）	研修テーマ	内部研修		外部研修	
		回数	1回あたり時間数	回数	1回あたり時間数
	1. 福祉用具の新製品に関する情報	回	時間	回	時間
	2. 福祉用具の取り扱い方法	回	時間	回	時間
	3. アセスメントに関する研修	回	時間	回	時間
	4. 福祉用具サービス計画作成に関する研修	回	時間	回	時間
	5. 多職種との連携に関する研修	回	時間	回	時間
	6. 認知症に関する研修	回	時間	回	時間
	7. 疾病や疾患に関する研修	回	時間	回	時間
	8. コミュニケーション・接遇	回	時間	回	時間
	9. リーダーシップ・スーパービジョン等	回	時間	回	時間
	10. 介護保険等制度に関すること	回	時間	回	時間
	11.その他1（ ）	回	時間	回	時間
	12.その他2（ ）	回	時間	回	時間

(2) あなたはご自身の福祉用具専門相談員としての能力をどのように評価していますか。各項目について、もっとも近い番号に○をつけてください。 1. 十分に知識がある（できている） 2. 概ね知識がある（できている） 3. あまり知識がない（できていない） 4. ほとんど知識がない（できていない） 5. 実施していない	職業倫理・役割					
	福祉用具専門相談員の役割の理解	1	2	3	4	
	職業倫理の理解・実践	1	2	3	4	
	専門知識					
	介護保険サービスに関する知識	1	2	3	4	
	福祉用具に関する知識	1	2	3	4	
	新製品に関する知識	1	2	3	4	
	高齢者の心身の機能に関する知識	1	2	3	4	
	リハビリテーションに関する知識	1	2	3	4	
	高齢者の日常生活についての知識	1	2	3	4	
	介護技術に関する知識	1	2	3	4	
	住環境と住宅改修に関する知識	1	2	3	4	
	認知症に関する知識	1	2	3	4	
	疾病・疾患に関する知識	1	2	3	4	
	接遇・コミュニケーションに関する知識	1	2	3	4	
	業務遂行能力					
	福祉用具に関する情報提供・相談対応	1	2	3	4	5
	アセスメント（利用者・環境の評価）	1	2	3	4	5
	用具選定	1	2	3	4	5
	計画作成	1	2	3	4	5
	契約	1	2	3	4	5
	搬入・設置・搬出	1	2	3	4	5
	利用指導・適合調整	1	2	3	4	5
	フォロー・モニタリング	1	2	3	4	5
	利用者・家族とのコミュニケーション	1	2	3	4	5
	サービス担当者会議での発言・提案	1	2	3	4	5
	ケアマネジャーとの連携	1	2	3	4	5
	リハ専門職との連携	1	2	3	4	5
	他の職種との連携	1	2	3	4	5

3. 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」※に求められる役割・知識【能力】について

※ここでは「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」とは、事業所に配置される福祉用具専門相談員のうち、特に専門性が高く、指導的な役割を果たす福祉用具専門相談員を想定しています。

(1) あなたは、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には、どのような知識が求められていると思いますか。特に重要なものを3つまで○をつけてください	特に重要なものに○(3つまで)
介護保険制度や福祉用具貸与サービスに関する最新かつ正確な知識	
福祉用具の種類、役割、機構、適用に関する幅広く正確な知識	
新製品に関する最新の詳細な知識	
高齢者の心身の機能や変化の特徴に関する経験に基づいた幅広く具体的な知識	
リハビリテーションの考え方や内容、福祉用具との関係に関する専門性の高い知識	
高齢者の日常生活の基本動作、個別性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識	
日常生活に関連する介護技術と、福祉用具の関わりについての経験に基づく具体的な知識	
高齢者の住環境の課題や住宅改修の目的、仕組みに関する経験に基づく具体的な知識	
認知症の症状、心理・行動の特徴、それを踏まえた関わり方に関する経験に基づく具体的な知識	
高齢者に多い疾病・疾患の種類や症状やその進行・予後に関する経験に基づく具体的な知識	
その他（ ）	

(2) あなたは、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には、どのような役割（能力）が求められていると思いますか。特に重要なものを5つまで○をつけてください		特に重要なものに○(5つまで)
情報提供・相談	福祉用具について利用者・家族に情報提供すること	
	福祉用具についてケアマネジャーに情報提供すること	
	福祉用具貸与に関する制度について利用者・家族に説明すること	
	制度に沿った効果的な用具活用方法等についてケアマネジャーに情報提供すること	
	福祉用具の利用を中心に生活全般について相談にのること	
アセスメント・計画作成	利用者の居住環境などを的確にアセスメントすること	
	利用者の状態変化（進行性の疾患等）、障害の変化などを的確にアセスメントすること	
	利用者の介護環境（家族・介護体制、経済状況など）を的確にアセスメントすること	
	利用者の心身の状態や環境、生活の目標を踏まえて適切な福祉用具を提案すること	
	福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを説明すること	
	上記を踏まえて、わかりやすく計画書を作成すること	
	サービス担当者会議において福祉用具利用計画についてきちんと説明すること	
	サービス担当者会議において福祉用具利用の観点から発言・説明すること	
契約	制度や手続きについてわかりやすく利用者・家族に説明し契約を結ぶこと	
搬出・搬入	適切に搬入・搬出を行うこと	
適応調整	利用者や環境に応じてフィッティング・適合すること	
	利用者がどのような介護技術で介護されているかを踏まえた適合・利用指導をすること	
	利用環境に応じて利用者・家族、介護者等関係者に利用方法を具体的に指導すること	
	利用環境に応じて利用者・家族、介護者等関係者に利用上の注意事項を説明すること	
モニタリング	福祉用具の調整・メンテナンスを行うこと	
	利用者の状態に応じてモニタリングの時期を判断できること	
	導入後の利用状況や変化を適切に評価し、用具の変更等を検討すること	
連携職種	他職種と連携して利用者の状況把握、適切な用具利用を図ること	
	サービス担当者会議で、福祉用具利用状況や目標の達成状況などを報告すること	
その他	福祉用具専門相談員業務を行う中で経験の浅いものに対して適切な指導ができること	
	事業所・法人内で福祉用具専門相談員の育成・指導の役割を担うこと	
	福祉用具に関わる事故の防止に努め、問題発生時に迅速・適切な対応を行うこと	

(3) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」にはどの程度の実務経験が求められると思いますか。	1. 実務経験として概ね（ ）年以上必要 2. 一概に年数を設定することはできない ↓ どのような目安が考えられますか（ ）
(4) その他、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」としての役割を果たす上で、重要だと思うことがありましたら自由にご記入ください。	

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

介護支援専門員調査票

■記入にあたってのご注意

- ・ この調査票は「貴事業所内で3年以上の経験を有する介護支援専門員」を選定いただき、その方がご記入下さい。
- ・ 社会保障審議会介護保険部会において、今後は「専門的知識及び経験を有する」福祉用具専門相談員の配置を促進することを検討するという方針が示されていることを踏まえ、この調査では、専門的知識及び経験を有する福祉用具専門相談員に求められる役割について検討することを目的としています。
- ・ 特に指定の無い限り、2014年12月1日時点の状況についてご回答下さい。
- ・ 特に指定の無い限り、選択肢の番号1つを選んで○印をお付け下さい。
- ・ （ ）の箇所には、具体的に言葉や数字をご記入下さい。
- ・ 数字を記入する欄が0（ゼロ）の場合は「0」とご記入下さい。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で、2014年12月26日（金）までにご返送下さい。

■調査に関するお問い合わせ先・返送先

一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局 担当：淡路、四谷

〒105- 0013 東京都港区浜松町2-7-15 三電舎ビル4階

T E L : 03-6721-5222 (平日 9:00~17:00)

F A X : 03-3434-3414

メール：jimukyoku@fukushiyogu.or.jp

事業所の基本情報について

事業所の所在地	() 都・道・府・県		事業所の開設年	西暦 () 年
給付管理を行っている 実利用者数	居宅介護支援	人	介護予防支援	人
事業所に併設している サービス (○はいくつでも)	1. 病院・診療所・歯科診療所 2. 訪問介護 (介護予防含む) 3. 訪問看護 (介護予防含む) 4. 訪問リハビリテーション (介護予防含む) 5. 通所介護 (介護予防含む) 6. 通所リハビリテーション (介護予防含む) 7. 福祉用具貸与・販売 (介護予防含む) 8. 認知症対応型通所介護 (介護予防含む) 9. 地域包括支援センター 10. 介護老人福祉施設 (地域密着型を含む) 11. 介護老人保健施設 12. 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (介護予防含む) 13. その他 ()			
事業所の職員体制		常勤実人数	非常勤実人数	常勤換算数
	ケアマネジャー	人	人	人
	事務職員・その他	人	人	人

1. あなた自身のことについて

(1) 介護支援専門員としての業務経験年数	年	(2) 現在の担当利用者数	人
(3) 現在、「介護支援専門員」のほかに保有している資格 (○はいくつでも)	1. 医師 2. 歯科医師 3. 薬剤師 4. 保健師 5. 助産師 6. 看護師 7. 准看護師 8. 理学療法士 9. 作業療法士 10. 社会福祉士 11. 介護福祉士 12. 視能訓練士 13. 義肢装具士 14. 歯科衛生士 15. 言語聴覚士 16. 栄養士 17. 精神保健福祉士 18. ホームヘルパー-1級 19. ホームヘルパー-2級 20. 福祉用具専門相談員 21. その他 ()		
(4) 主任介護支援専門員資格の有無	1. あり 2. なし		

2. 福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員との関わりについて

(1) あなたの通常の業務において関わりのある福祉用具貸与事業所および福祉用具専門相談員についてお答えください。	日常的に関わりのある福祉用具貸与事業所数	約	事業所
	福祉用具専門相談員の数	約	人
	うち、新しい福祉用具に関する情報や利用者に適した福祉用具の選定について相談できる事業所数	約	事業所
	相談できる福祉用具専門相談員の数	約	人
(2) 普段、通常業務では福祉用具専門相談員とどのような連携をしていますか。(○はいくつでも)	1. 新製品等の情報提供を受けている 2. 福祉用具貸与事業所等が主催する勉強会に参加している 3. 福祉用具の導入の必要性について相談する 4. 福祉用具を導入したい利用者について、適切な用具について意見を求める 5. 導入したい福祉用具をあらかじめ選定した上で、調達を依頼する 6. 福祉用具の導入を検討する際、一緒に利用者宅を訪問する 7. その他 ()		

3. 福祉用具専門相談員に対する評価について

(1) あなたは、日ごろ関わりのある福祉用具専門相談員の能力をどのように評価していますか。各項目について、「平均的な福祉用具専門相談員」と、「信頼できる福祉用具専門相談員」について、以下の選択肢の中からそれぞれもっとも近い番号に○をつけてください。 1. 十分に知識がある（できている） 2. 概ね知識がある（できている） 3. あまり知識がない（できていない） 4. ほとんど知識がない（できていない） 5. 把握していない・わからない 6. 信頼できる福祉用具専門相談員はいない	専門知識	平均的な福祉用具専門相談員	信頼できる福祉用具専門相談員
	介護保険サービスに関する知識	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	福祉用具に関する知識	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	新製品に関する知識	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	高齢者の心身の機能に関する知識	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	リハビリテーションに関する知識	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	高齢者の日常生活についての知識	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	介護技術に関する知識	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	住環境と住宅改修に関する知識	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	認知症に関する知識	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	疾病・疾患に関する知識	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	接遇・コミュニケーションに関する知識	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	業務遂行能力		
	福祉用具に関する情報提供・相談対応	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	アセスメント（利用者・環境の評価）	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	用具選定	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	計画作成	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	契約	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	搬入・設置・搬出	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	利用指導・適合調整	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	フォロー・モニタリング	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	利用者・家族とのコミュニケーション	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	サービス担当者会議での発言・提案	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	ケアマネジャーとの連携	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	リハ専門職との連携	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6
	他の職種との連携	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6

4. 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」※に求められる役割・知識【能力】について

※ここでは「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」とは、事業所に配置される福祉用具専門相談員のうち、特に専門性が高く、指導的な役割を果たす福祉用具専門相談員を想定しています。

(1) あなたは、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には、どのような知識が求められていると思いますか。特に重要なものを3つまで○をつけてください	特に重要なものに○(3つまで)
介護保険制度や福祉用具貸与サービスに関する最新かつ正確な知識	
福祉用具の種類、役割、機構、適用に関する幅広く正確な知識	
新製品に関する最新の詳細な知識	
高齢者の心身の機能や変化の特徴に関する経験に基づいた幅広く具体的な知識	
リハビリテーションの考え方や内容、福祉用具との関係に関する専門性の高い知識	
高齢者の日常生活の基本動作、個別性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識	
日常生活に関連する介護技術と、福祉用具の関わりについての経験に基づく具体的な知識	
高齢者の住環境の課題や住宅改修の目的、仕組みに関する経験に基づく具体的な知識	
認知症の症状、心理・行動の特徴、それを踏まえた関わり方に関する経験に基づく具体的な知識	
高齢者に多い疾病・疾患の種類や症状やその進行・予後に関する経験に基づく具体的な知識	
その他（ ）	

(2) あなたは、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には、どのような役割（能力）が求められていると思いますか。特に重要なものを5つまで○をつけてください		特に重要なものに○(5つまで)
情報提供・相談	福祉用具について利用者・家族に情報提供すること	
	福祉用具についてケアマネジャーに情報提供すること	
	福祉用具貸与に関する制度について利用者・家族に説明すること	
	制度に沿った効果的な用具活用方法等についてケアマネジャーに情報提供すること	
	福祉用具の利用を中心に生活全般について相談にのること	
アセスメント・計画作成	利用者の居住環境などを的確にアセスメントすること	
	利用者の状態変化（進行性の疾患等）、障害の変化などを的確にアセスメントすること	
	利用者の介護環境（家族・介護体制、経済状況など）を的確にアセスメントすること	
	利用者の心身の状態や環境、生活の目標を踏まえて適切な福祉用具を提案すること	
	福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを説明すること	
	上記を踏まえて、わかりやすく計画書を作成すること	
	サービス担当者会議において福祉用具利用計画についてきちんと説明すること	
	サービス担当者会議において福祉用具利用の観点から発言・説明すること	
契約	制度や手続きについてわかりやすく利用者・家族に説明し契約を結ぶこと	
搬入・搬出	適切に搬入・搬出を行うこと	
適合調整	利用者や環境に応じてフィッティング・適合すること	
	利用者がどのような介護技術で介護されているかを踏まえた適合・利用指導をすること	
	利用環境に応じて利用者・家族、介護者等関係者に利用方法を具体的に指導すること	
	利用環境に応じて利用者・家族、介護者等関係者に利用上の注意事項を説明すること	
モニタリング	福祉用具の調整・メンテナンスを行うこと	
	利用者の状態に応じてモニタリングの時期を判断できること	
	導入後の利用状況や変化を適切に評価し、用具の変更等を検討すること	
連携職種	他職種と連携して利用者の状況把握、適切な用具利用を図ること	
	サービス担当者会議で、福祉用具利用状況や目標の達成状況などを報告すること	
その他	福祉用具専門相談員業務を行う中で経験の浅いものに対して適切な指導ができること	
	事業所・法人内で福祉用具専門相談員の育成・指導の役割を担うこと	
	福祉用具に関わる事故の防止に努め、問題発生時に迅速・適切な対応を行うこと	

(3)「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に今後どのような場面でどのような役割を期待しますか。自由にご記入ください。	どのような場面	どのような役割

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

リハビリテーション専門職調査票

■記入にあたってのご注意

- ・ この調査票は「貴事業所内でリハビリテーション専門職（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士）として一定の経験を有する方（1名を選定）」がご記入下さい。（概ね3年以上を想定していますが、該当者がいない場合にはリハビリテーション専門職業務の経験が最も長い方がお答えください）。
- ・ 社会保障審議会介護保険部会において、今後は「専門的知識及び経験を有する」福祉用具専門相談員の配置を促進することを検討するという方針が示されていることを踏まえ、この調査では、専門的知識及び経験を有する福祉用具専門相談員に求められる役割について検討することを目的としています。
- ・ 特に指定の無い限り、2014年12月1日時点の状況についてご回答下さい。
- ・ 特に指定の無い限り、選択肢の番号1つを選んで○印をお付け下さい。
- ・ （ ）の箇所には、具体的に言葉や数字をご記入下さい。
- ・ 数字を記入する欄が0（ゼロ）の場合は「0」とご記入下さい。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で、2014年12月26日（金）までにご返送下さい。

■調査に関するお問い合わせ先・返送先

一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局 担当：淡路、四谷

〒105- 0013 東京都港区浜松町2-7-15 三電舎ビル4階

T E L : 03-6721-5222 （平日 9:00~17:00）

F A X : 03-3434-3414

メール：jimukyoku@fukushiyogu.or.jp

事業所の基本情報について

事業所の所在地	() 都・道・府・県	事業所の開設年	西暦 () 年	
提供するサービス	1. 訪問リハビリテーション 2. 通所リハビリテーション	利用者数	人	
事業所に併設しているサービス (○はいくつでも)	1. 病院・診療所・歯科診療所 2. 居宅介護支援事業所 3. 訪問介護 (介護予防含む) 4. 訪問看護 (介護予防含む) 5. 訪問リハビリテーション (介護予防含む) 6. 通所介護 (介護予防含む) 7. 通所リハビリテーション (介護予防含む) 8. 福祉用具貸与・販売 (介護予防含む) 9. 認知症対応型通所介護 (介護予防含む) 10. 地域包括支援センター 11. 介護老人福祉施設 (地域密着型を含む) 12. 介護老人保健施設 13. 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (介護予防含む) 14. その他 ()			
事業所の職員体制		常勤実人数	非常勤実人数	常勤換算数
	作業療法士	人	人	人
	理学療法士	人	人	人
	言語聴覚士	人	人	人

1. あなた自身のことについて

(1) リハ専門職としての業務経験年数	年	(2) 現在の担当利用者数	人	
(3) 保有している資格 (○はいくつでも)	1. 医師	2. 歯科医師	3. 薬剤師	4. 保健師
	5. 助産師	6. 看護師	7. 准看護師	8. 理学療法士
	9. 作業療法士	10. 社会福祉士	11. 介護福祉士	12. 視能訓練士
	13. 義肢装具士	14. 歯科衛生士	15. 言語聴覚士	16. 栄養士
	17. 精神保健福祉士	18. ホームヘルパー - 1 級	19. ホームヘルパー - 2 級	20. 介護支援専門員
	21. 福祉用具専門相談員	22. その他 ()		

2. 福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員との関わりについて

(1) 通常の業務において、福祉用具貸与事業所や福祉用具専門相談員と関わりをもつことがありますか。関わりがある場合は、具体的な内容と、現状の課題や福祉用具専門相談員に期待することなどをご記入ください。

場面	関わりの有無	具体的な内容	現状の課題・期待
サービス担当者会議	1. あり 2. なし		
利用者宅への訪問時や通所時の利用者の心身の状況に関する情報共有	1. あり 2. なし		
利用者宅への訪問時や通所時の福祉用具の利用状況に関する情報共有	1. あり 2. なし		
地域ケア会議	1. あり 2. なし		
その他 (退院時カンファレンス等)			

3. 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」※に求められる役割・知識【能力】について

※ここでは「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」とは、事業所に配置される福祉用具専門相談員のうち、特に専門性が高く、指導的な役割を果たす福祉用具専門相談員を想定します。

(1) あなたは、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には、どのような知識が求められていると思いますか。特に重要なものを3つまで○をつけてください	特に重要なものに○(3つまで)
介護保険制度や福祉用具貸与サービスに関する最新かつ正確な知識	
福祉用具の種類、役割、機構、適用に関する幅広く正確な知識	
新製品に関する最新の詳細な知識	
高齢者の心身の機能や変化の特徴に関する経験に基づいた幅広く具体的な知識	
リハビリテーションの考え方や内容、福祉用具との関係に関する専門性の高い知識	
高齢者の日常生活の基本動作、個別性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識	
日常生活に関連する介護技術と、福祉用具の関わりについての経験に基づく具体的な知識	
高齢者の住環境の課題や住宅改修の目的、仕組みに関する経験に基づく具体的な知識	
認知症の症状、心理・行動の特徴、それを踏まえた関わり方に関する経験に基づく具体的な知識	
高齢者に多い疾病・疾患の種類や症状やその進行・予後に関する経験に基づく具体的な知識	
その他 ()	

(2) あなたは、「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」には、どのような役割（能力）が求められていると思いますか。特に重要なものを5つまで○をつけてください		特に重要なものに○(5つまで)
情報提供・相談	福祉用具について利用者・家族に情報提供すること	
	福祉用具についてケアマネジャーに情報提供すること	
	福祉用具貸与に関する制度について利用者・家族に説明すること	
	制度に沿った効果的な用具活用方法等についてケアマネジャーに情報提供すること	
	福祉用具の利用を中心に生活全般について相談にのること	
アセスメント・計画作成	利用者の居住環境などを的確にアセスメントすること	
	利用者の状態変化（進行性の疾患等）、障害の変化などを的確にアセスメントすること	
	利用者の介護環境（家族・介護体制、経済状況など）を的確にアセスメントすること	
	利用者の心身の状態や環境、生活の目標を踏まえて適切な福祉用具を提案すること	
	福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを説明すること	
	上記を踏まえて、わかりやすく計画書を作成すること	
	サービス担当者会議において福祉用具利用計画についてきちんと説明すること	
	サービス担当者会議において福祉用具利用の観点から発言・説明すること	
契約	制度や手続きについてわかりやすく利用者・家族に説明し契約を結ぶこと	
搬入・搬出	適切に搬入・搬出を行うこと	
適応調整	利用者や環境に応じてフィッティング・適合すること	
	利用者がどのような介護技術で介護されているかを踏まえた適合・利用指導をすること	
	利用環境に応じて利用者・家族、介護者等関係者に利用方法を具体的に指導すること	
	利用環境に応じて利用者・家族、介護者等関係者に利用上の注意事項を説明すること	
モニタリング	福祉用具の調整・メンテナンスを行うこと	
	利用者の状態に応じてモニタリングの時期を判断できること	
	導入後の利用状況や変化を適切に評価し、用具の変更等を検討すること	
連携職種	他職種と連携して利用者の状況把握、適切な用具利用を図ること	
	サービス担当者会議で、福祉用具利用状況や目標の達成状況などを報告すること	
その他	福祉用具専門相談員業務を行う中で経験の浅いものに対して適切な指導ができること	
	事業所・法人内で福祉用具専門相談員の育成・指導の役割を担うこと	
	福祉用具に関わる事故の防止に努め、問題発生時に迅速・適切な対応を行うこと	

(3) 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に、今後どのような場面でどのような役割を期待しますか。自由にご記入ください。		
	どのような場面	どのような役割

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

平成 26 年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

専門的知識を有する福祉用具専門相談員の
養成に向けた研修内容に関する調査研究事業

調査結果の概要

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

はじめに

本調査は平成 26 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）の補助を得て、一般社団法人日本福祉用具供給協会が実施したものです。

現在、介護保険制度の改正について社会保障審議会介護保険部会で検討されていますが、福祉用具貸与サービスについては介護給付費分科会において「専門的知識及び経験を有する者の配置を促進していくことについて検討」との方針が示されています。しかし「専門的知識及び経験」の具体的な内容は示されておらず、配置すべき人材の具体的な内容は今後の検討課題となっています。

一方、現在の福祉用具専門相談員の研修カリキュラムは平成 26 年 6 月に変更されており、福祉用具専門相談員の役割への期待も変化すると考えられます。介護保険制度の円滑な運用の観点からは、居宅介護にかかわる他職種が参加してサービス内容について協議するサービス担当者会議での検討の質を高めることが重要であり、福祉用具専門相談員もそうした場において専門性を確立することが期待されています。

他職種と連携しつつ介護サービス全体の質を高めることに資する「専門的知識及び経験を有する者」の具体的な人材像を検討するためには、現在の福祉用具専門相談員の業務の実態、他の職種との連携において果たしている役割、それに対応できる人材育成の実態を併せて把握しておくことが重要です。

こうした問題意識に基づき、本調査では、全国の福祉用具専門相談員の人材育成の実態を業務の実態との関連から把握するための実態調査を行いました。その結果、介護支援専門員から信頼を得ている経験豊富な福祉用具専門相談員が数多くいることが把握され、評価されている知識、能力がどのようなものであるかを整理しました。また、今後のケアマネジメントでさらに重視される多職種との連携の場において、福祉用具に関する専門職としての知見に基づく情報提供、福祉用具選定の主体的な提案が期待されていることも把握されました。これらの結果をまとめた本報告書が、今後さらに福祉用具専門相談員に求められる専門性について検討を進める際の資料として活用されることを期待するものです。

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

目 次

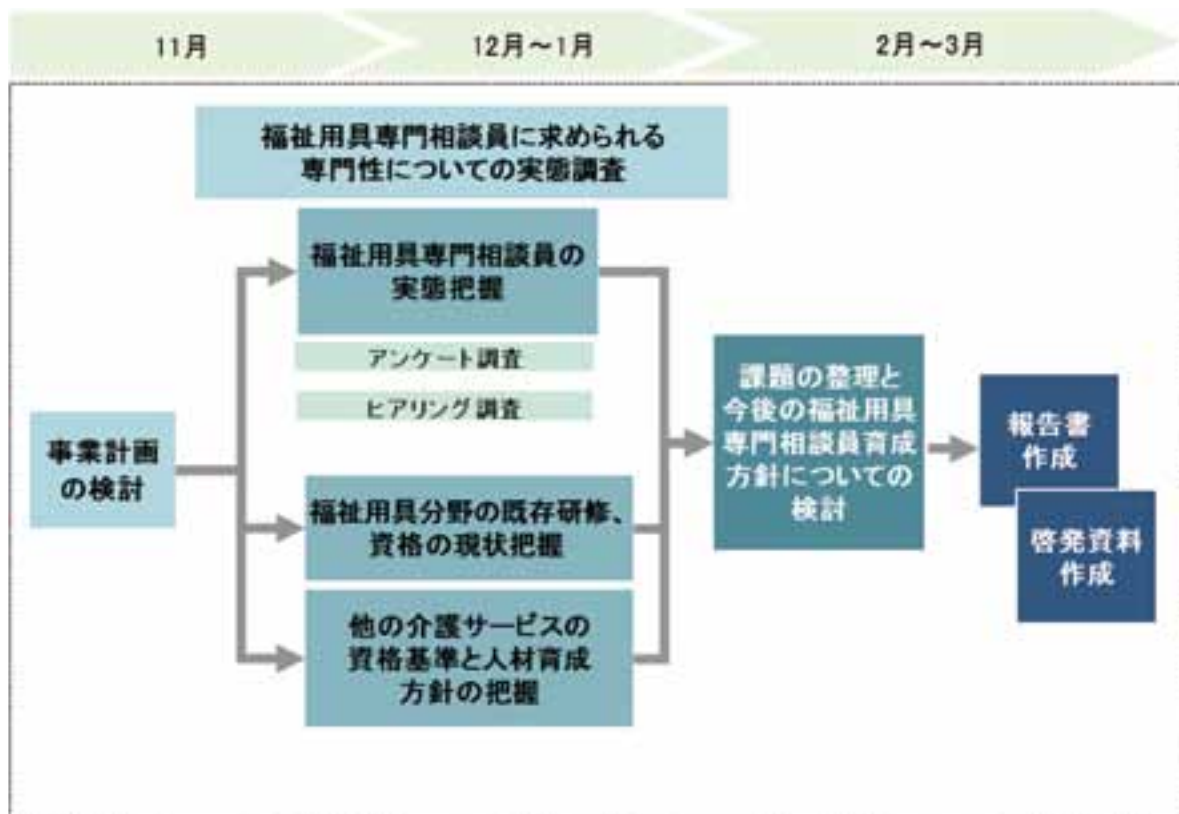
1 調査の進め方	1
2 アンケート調査について	2
3 まとめ	19
4 今後の課題	21

1 調査の進め方

「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業は以下のとおりに実施しました。

この概要版では、福祉用具専門相談員の実態把握のために行ったアンケート調査の結果を中心にご紹介します。

(調査研究事業の全体については、日本福祉用具供給協会ホームページをご覧ください)



2 アンケート調査について

アンケート調査の概要は以下のとおりです。福祉用具貸与事業所の管理者、福祉用具専門相談員のほか、ケアマネジャーやリハビリテーション専門職の皆さんにもご協力いただき、多くの方から回答を得ることができました。

(1) 調査対象

福祉用具貸与事業所	管理者および福祉用具専門相談員 ※福祉用具供給協会会員事業所 ※介護サービス情報公表システムのデータより無作為抽出
居宅介護支援事業所	介護支援専門員 ※介護サービス情報公表システムのデータより無作為抽出
通所リハビリテーション事業所	リハビリテーション専門職 ※介護サービス情報公表システムのデータより無作為抽出
訪問リハビリテーション事業所	リハビリテーション専門職 ※介護サービス情報公表システムのデータより無作為抽出

(2) 調査方法

自記式調査票の郵送配布・回収

(3) 調査時期

2014年12月～2015年1月

(4) 回収状況

		発送数	回収数	有効回答数	有効回答率
福祉用具専門相談員		2000	664	663	33.2%
福祉用具専門相談員（管理者）		2000	718	718	35.9%
介護支援専門員		1000	379	378	37.8%
リハビリテーション専門職	通所リハ	500	164	164	32.8%
	訪問リハ	500	191	191	38.5%
	計	1000	355	355	35.5%

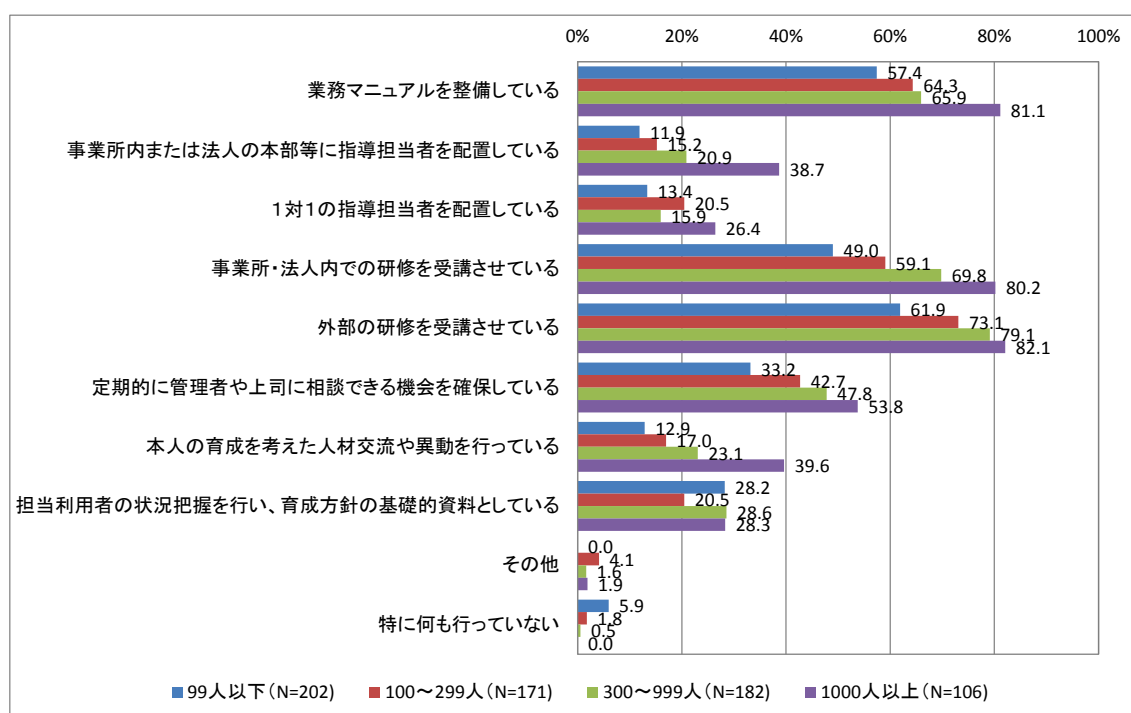
主な調査結果は以下にご紹介します。

事業所における人材育成・研修について

職員の能力開発や育成

「外部の研修を受講させている」「業務マニュアルを整備している」「事業所・法人内での研修を受講させている」の順に多くなっています。利用者数が多い事業所のほうが能力開発・育成内容が充実していることがわかります。

図表 1 職員の能力開発や育成（福祉用具貸与事業所 管理者）

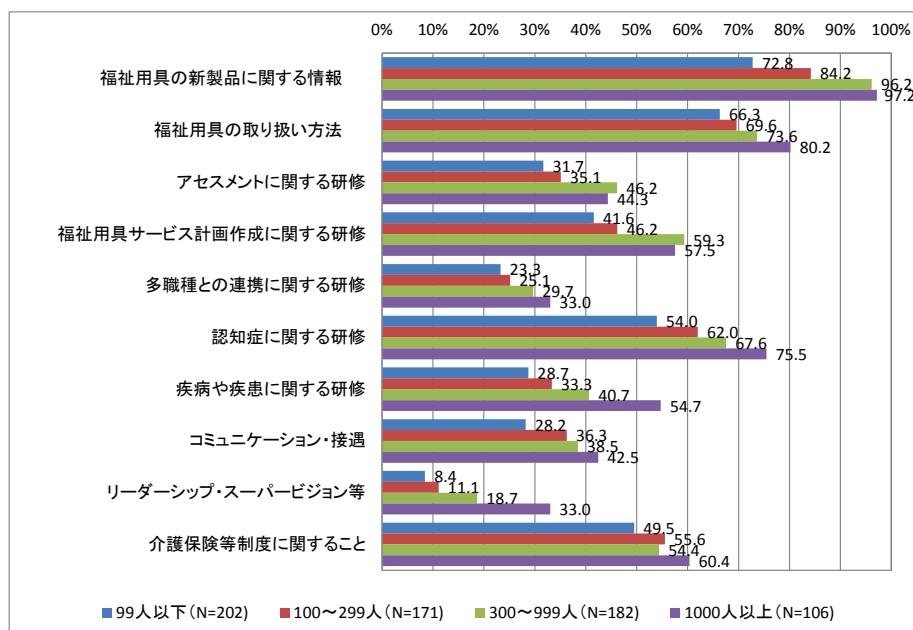


研修の計画・実施

① 実施している研修テーマ

「福祉用具の新製品に関する情報」が最も多く、次いで「福祉用具の取り扱い方法」、「認知症に関する研修」の順に多くなっています。利用者数が多い事業所のほうがいずれのテーマについても実施している割合が高くなっています。

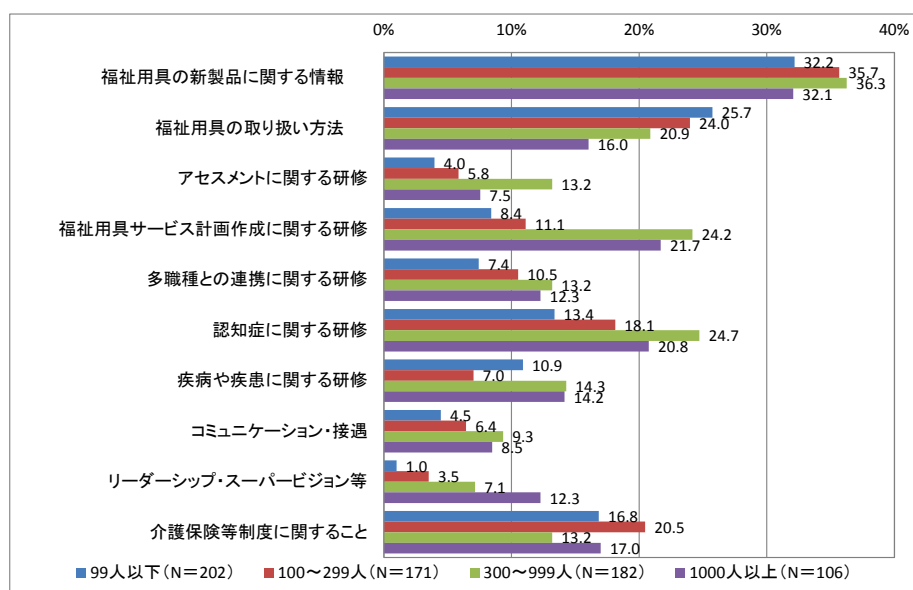
図表 2 実施している研修テーマ



② 外部研修している研修テーマ

外部研修している研修テーマは、「福祉用具の新製品に関する情報」が最も多く、次いで「福祉用具の取り扱い方法」、「認知症に関する研修」の順に多くなっています。

図表 3 外部研修している研修テーマ



福祉用具専門相談員に対する評価

福祉用具専門相談員の「職業倫理・役割についての理解」「専門知識」「業務遂行能力」について、事業所管理者による評価、福祉用具専門相談員による自己評価、そして介護支援専門員による評価を行いました。

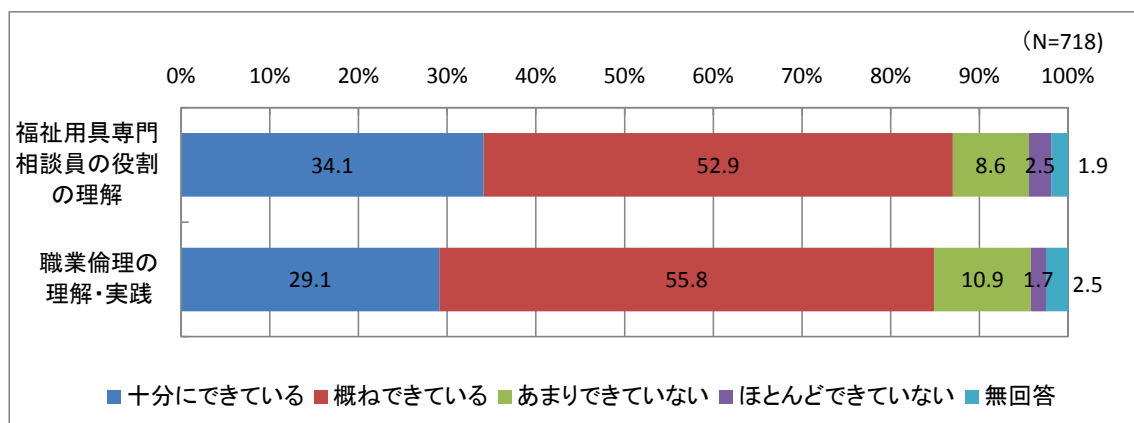
福祉用具専門相談員の評価

事業所管理者による評価、福祉用具専門相談員による自己評価の結果は以下のようになりました。

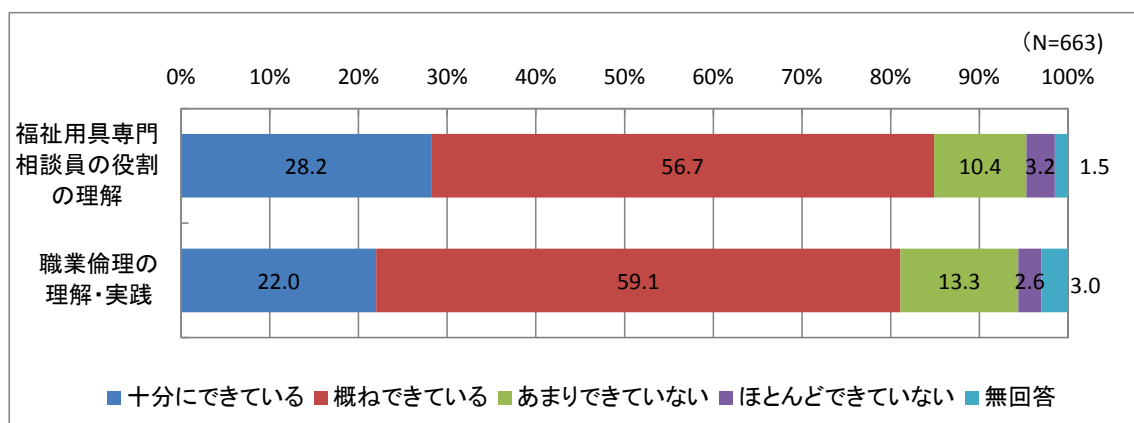
① 職業倫理・役割

事業所管理者による評価、福祉用具専門相談員による自己評価はともに、「福祉用具専門相談員の役割の理解」「職業倫理の理解・実践」のいずれについても、「十分出来ている」「概ね出来ている」の合計が8割を超えています。事業所管理者のほうが少し高く評価しています。

図表 4 職業倫理・役割（事業所管理者による評価）



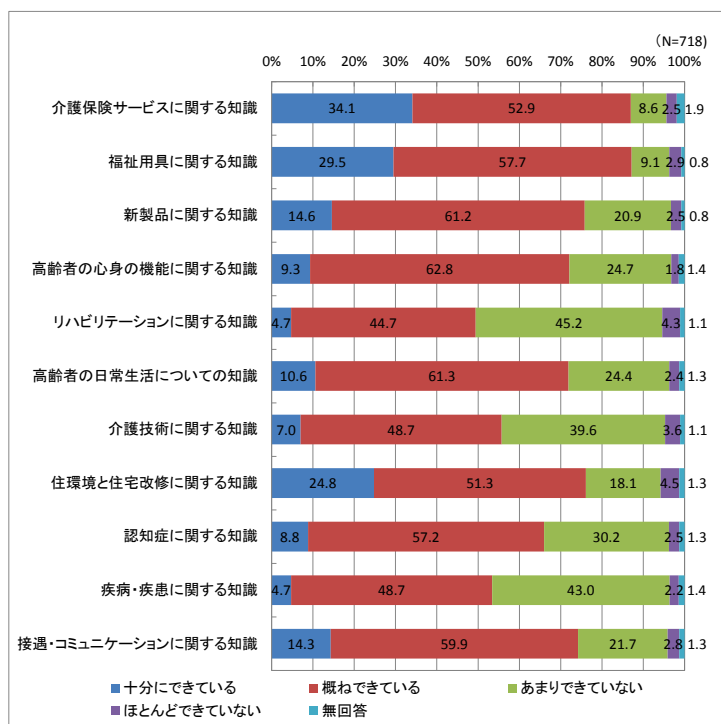
図表 5 職業倫理・役割（福祉用具専門相談員の自己評価）



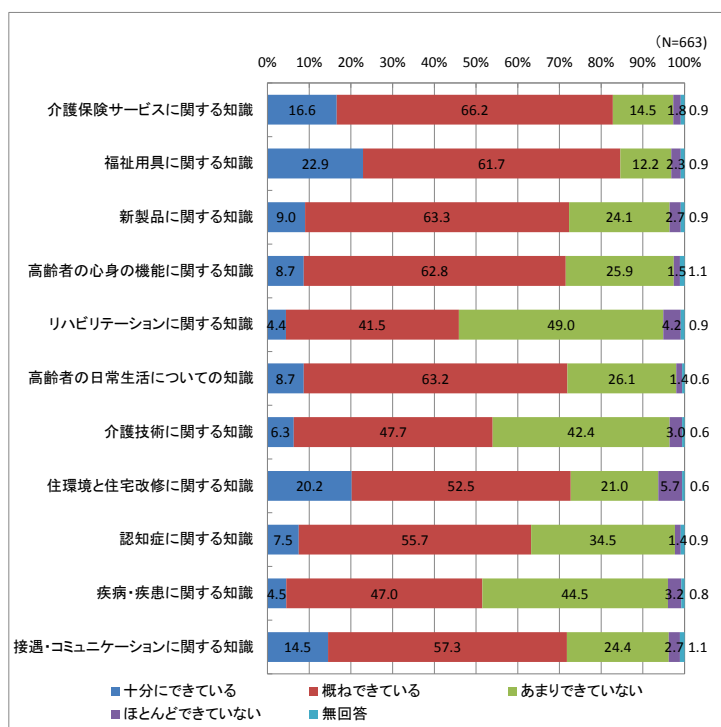
② 専門知識

事業所管理者による評価、福祉用具専門相談員による自己評価はともに、「十分できている」「概ね出来ている」の合計の割合が比較的高いのは「介護保険サービス」「福祉用具」に関する知識、比較的低いのは「リハビリテーション」「介護技術」「疾病・疾患」に関する知識となっています。ほとんどの項目について、事業所管理者のほうが少し高く評価しています。

図表 6 専門知識（事業所管理者による評価）



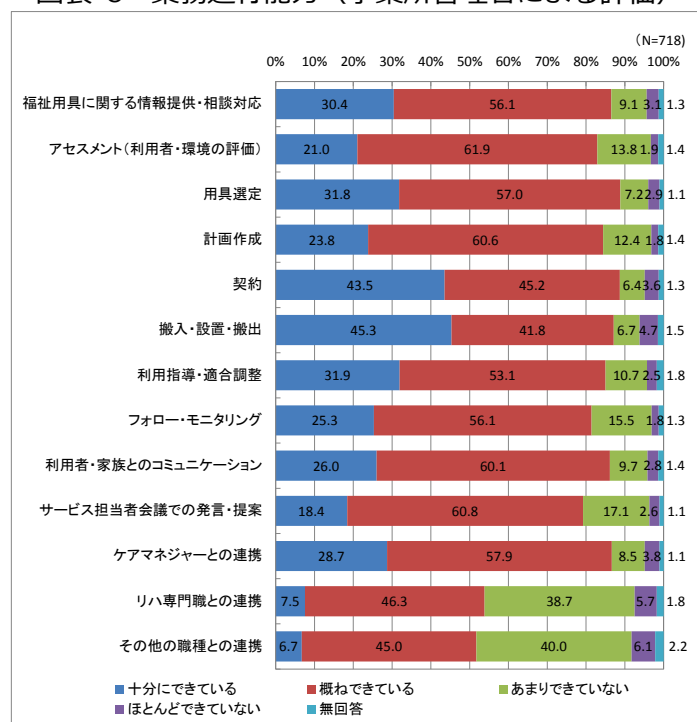
図表 7 専門知識（福祉用具専門相談員の自己評価）



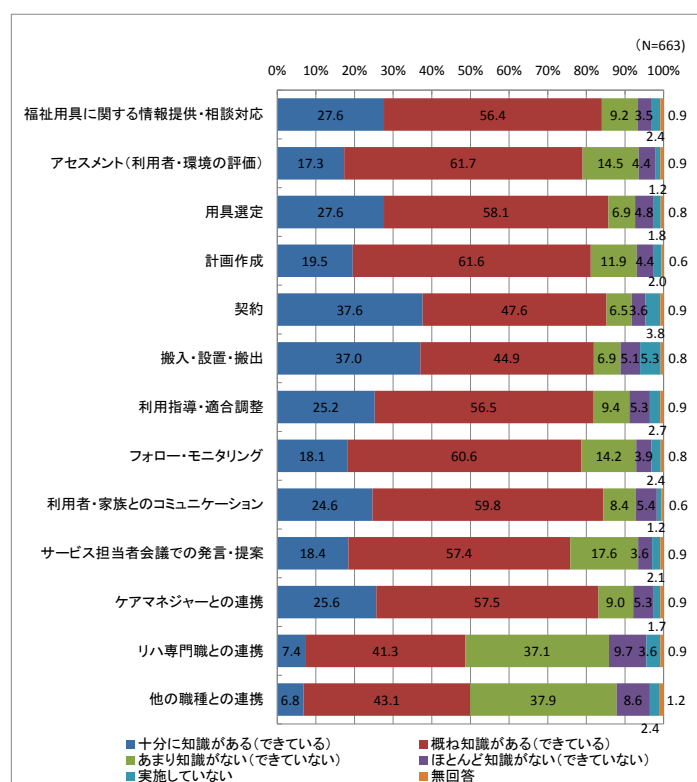
③ 業務遂行能力

事業所管理者による評価、福祉用具専門相談員による自己評価はともに、「十分できている」「概ね出来ている」の合計の割合はほぼ 8 割～9 割で、「リハ専門職との連携」「その他の職種との連携」は 5 割程度と低くなっています。

図表 8 業務遂行能力（事業所管理者による評価）



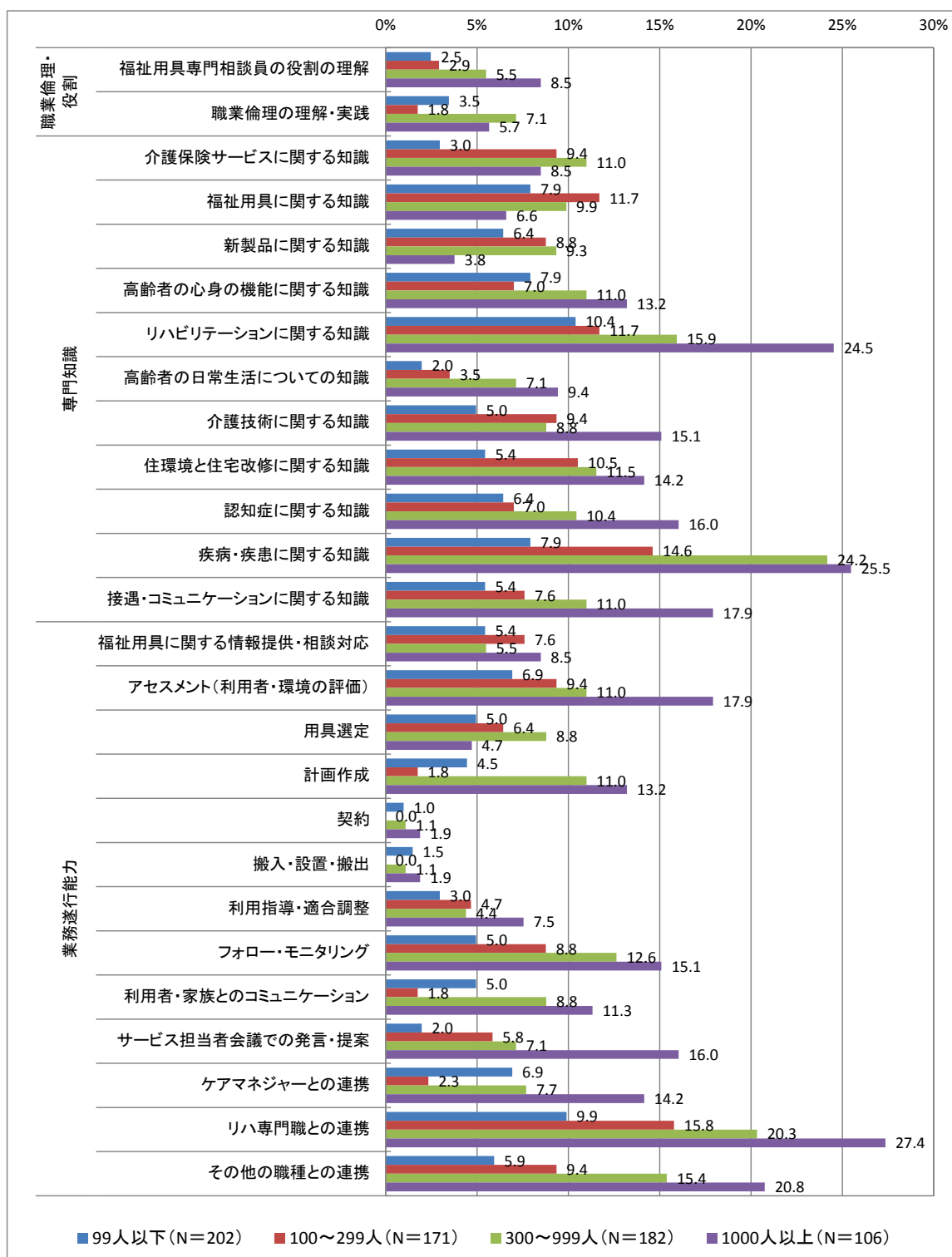
図表 9 業務遂行能力（福祉用具専門相談員の自己評価）



今後、強化したい（特に力を入れて育成したい）項目

「疾病・疾患に関する知識」「リハ専門職との連携」が比較的多くなっています。利用者数の多い、規模の大きな事業所のほうが、全般的に強化したいと回答する割合が高く、介護保険サービス、福祉用具、新製品に関する知識は、中規模の事業所が多く回答しています。

図表 10 今後、強化したい（特に力を入れて育成したい）項目

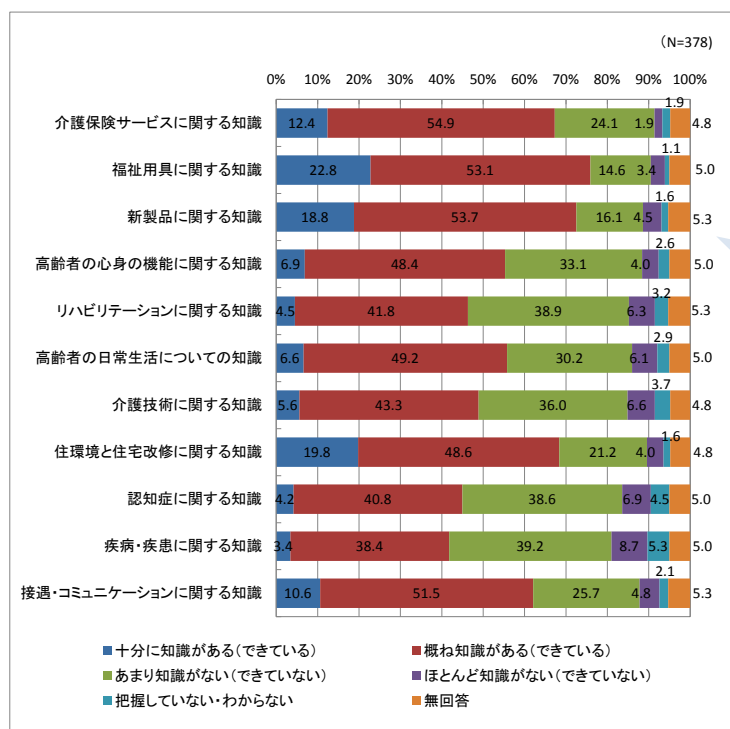


介護支援専門員による福祉用具専門相談員の評価

介護支援専門員には、日ごろ関わりのある福祉用具専門相談員について、「平均的な福祉用具専門相談員」と「信頼できる福祉用具専門相談員」の2つに分けて、専門知識と業務遂行能力を評価していただきました。

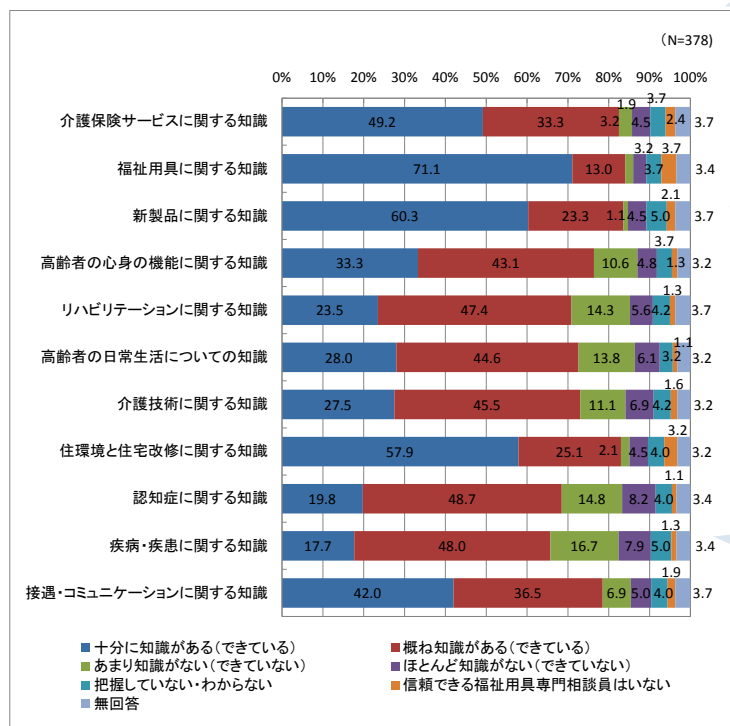
① 専門知識

図表 11 専門知識（平均的な福祉用具専門相談員）



「介護保険サービスに関する知識」「福祉用具に関する知識」「新製品に関する知識」「住環境と住宅改修に関する知識」「接遇・コミュニケーションに関する知識」では、「十分に知識がある（できている）」「概ね知識がある（できている）」の合計が6割を超えています。

図表 12 専門知識（信頼できる福祉用具専門相談員）



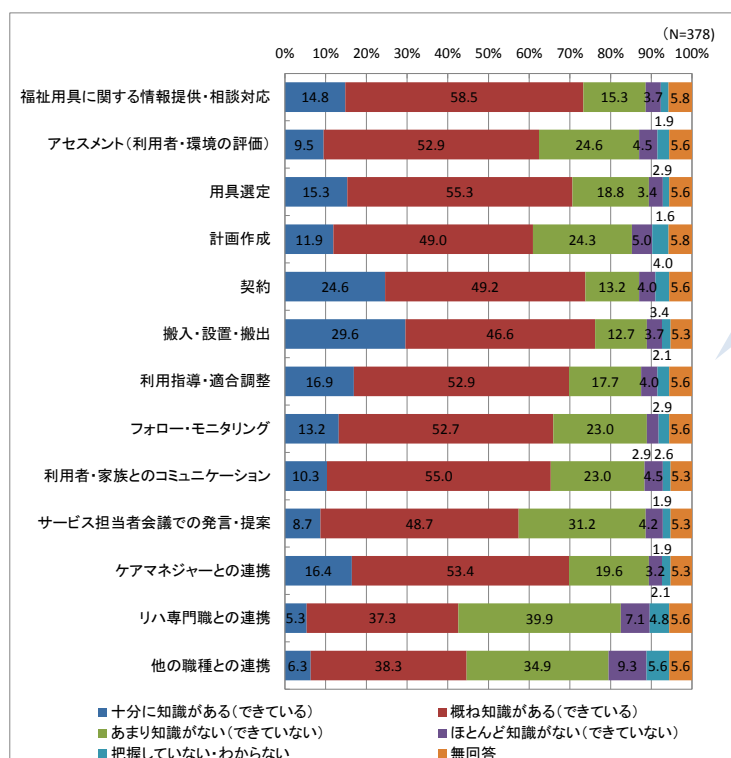
「介護保険サービスに関する知識」「福祉用具に関する知識」「新製品に関する知識」「住環境と住宅改修に関する知識」では、「十分に知識がある（できている）」「概ね知識がある（できている）」の合計が8割を超えています。

特に「福祉用具に関する知識」は「十分に知識がある」が約7割、「住環境と住宅改修」は約6割と高く評価されています。

比較的低いのは、「認知症」「疾病・疾患」に関する知識ですが、「十分知識がある」が約2割、「概ね知識がある」まで含めると6割を超えていました。

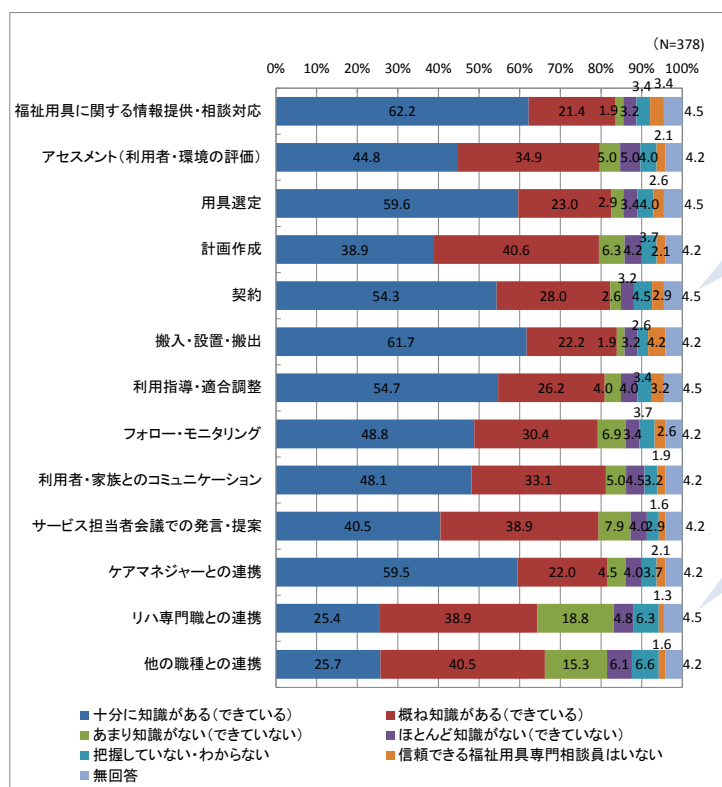
② 業務遂行能力（平均的な福祉用具専門相談員）

図表 13 業務遂行能力（平均的な福祉用具専門相談員）



「福祉用具に関する情報提供・相談対応」「用具選定」「契約」「搬入・設置・搬出」「利用指導・適合調整」「ケアマネジャーとの連携」では、「十分に知識がある(できている)」「概ね知識がある(できている)」の合計が約7割を超えています。

図表 14 業務遂行能力（信頼できる福祉用具専門相談員）

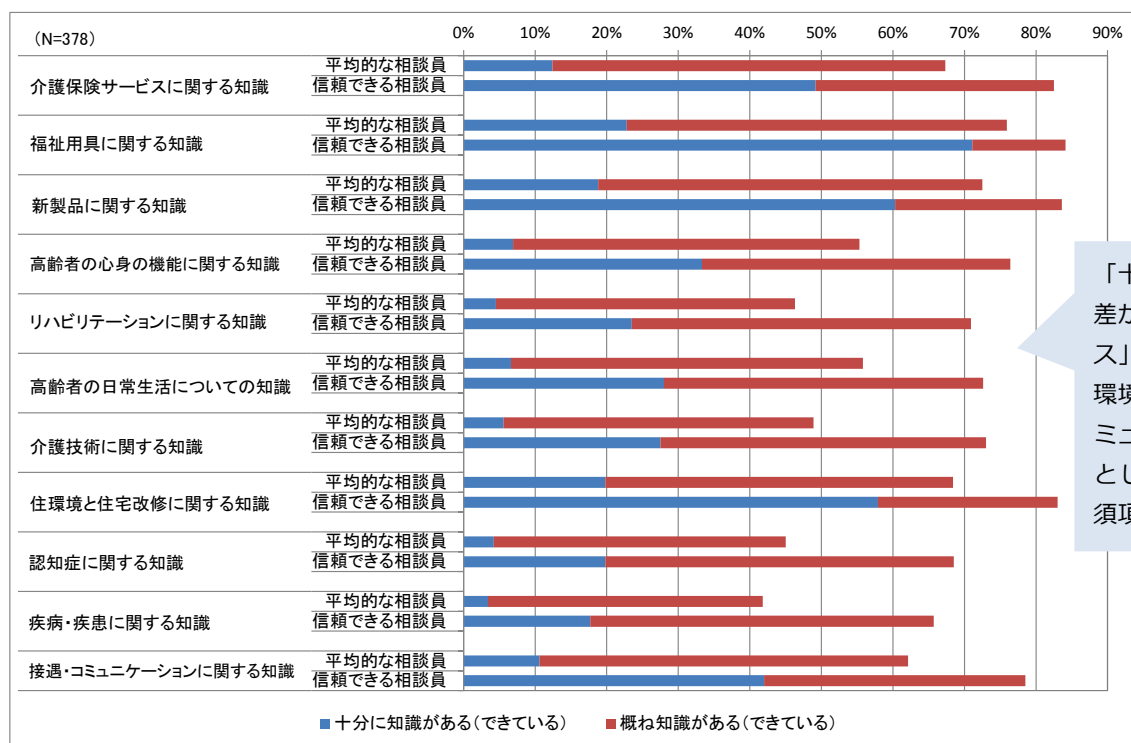


ほとんどの業務において、「十分に知識がある(できている)」「概ね知識がある(できている)」の合計が約8割を超えていますが、「リハ専門職との連携」「他の職種との連携」では7割未満となっています。

「十分にできている」の割合が「リハ専門職との連携」「その他の職種との連携」では25%程度とやや低いものの、その他の項目については4割～6割程度と高い評価になっています。

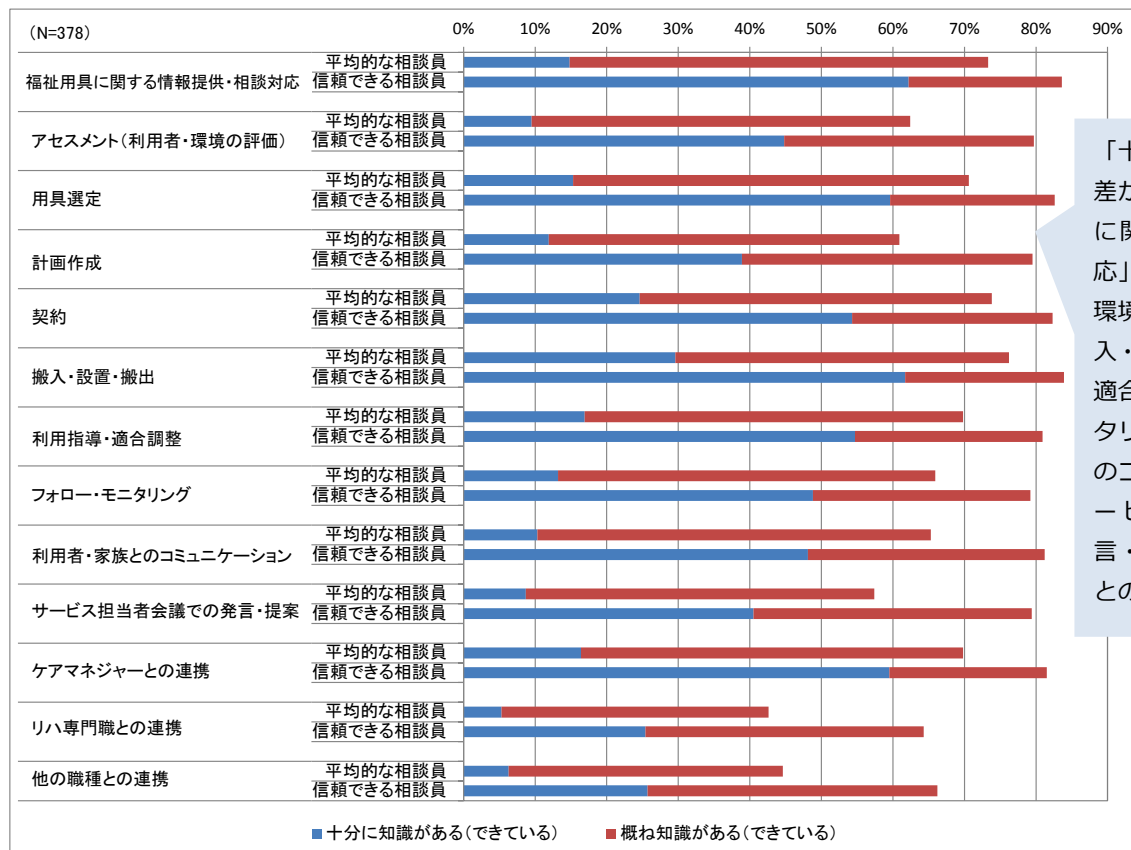
介護支援専門員による「平均的な福祉用具専門相談員」「信頼できる福祉用具専門相談員」に対する評価を比較して、信頼されている福祉用具相談員が備えている知識や能力について把握しました。

【専門知識】



「十分できている」の割合の差が大きい「介護保険サービス」「福祉用具」「新製品」「住環境と住宅改修」「接遇・コミュニケーション」は専門職として信頼を得るための必須項目と考えられます。

【業務遂行能力】



「十分できている」の割合の差が大きいのは、「福祉用具に関する情報提供・相談対応」「アセスメント(利用者・環境の評価)」「用具選定」「搬入・設置・搬出」「利用指導・適合調整」「フォロー・モニタリング」「利用者・家族とのコミュニケーション」「サービス担当者会議での発言・提案」「ケアマネジャーとの連携」です、

「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」について

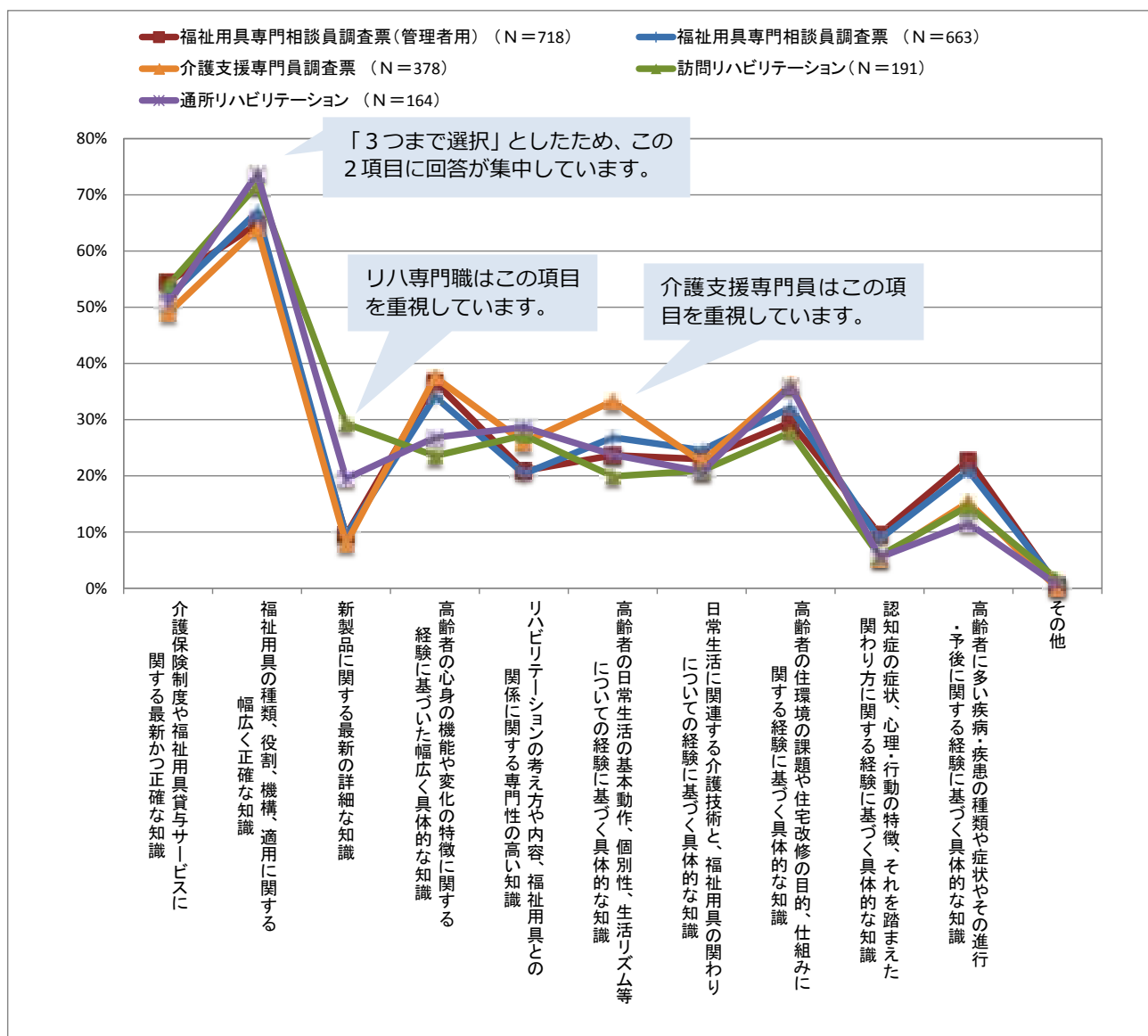
「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」として、「事業所に配置される福祉用具専門相談員のうち、特に専門性が高く、指導的な役割を果たす福祉用具専門相談員」を想定し、求められる知識や役割【能力について、福祉用具専門相談員のほか、介護支援専門員、リハ専門職の方々にご意見を求めました。

「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる知識

管理者と福祉用具専門相談員の回答はほぼ同様の結果となっています。

介護支援専門員もほぼ同様に、「高齢者の日常生活の基本動作、個別性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識」の割合がやや高くなっています。

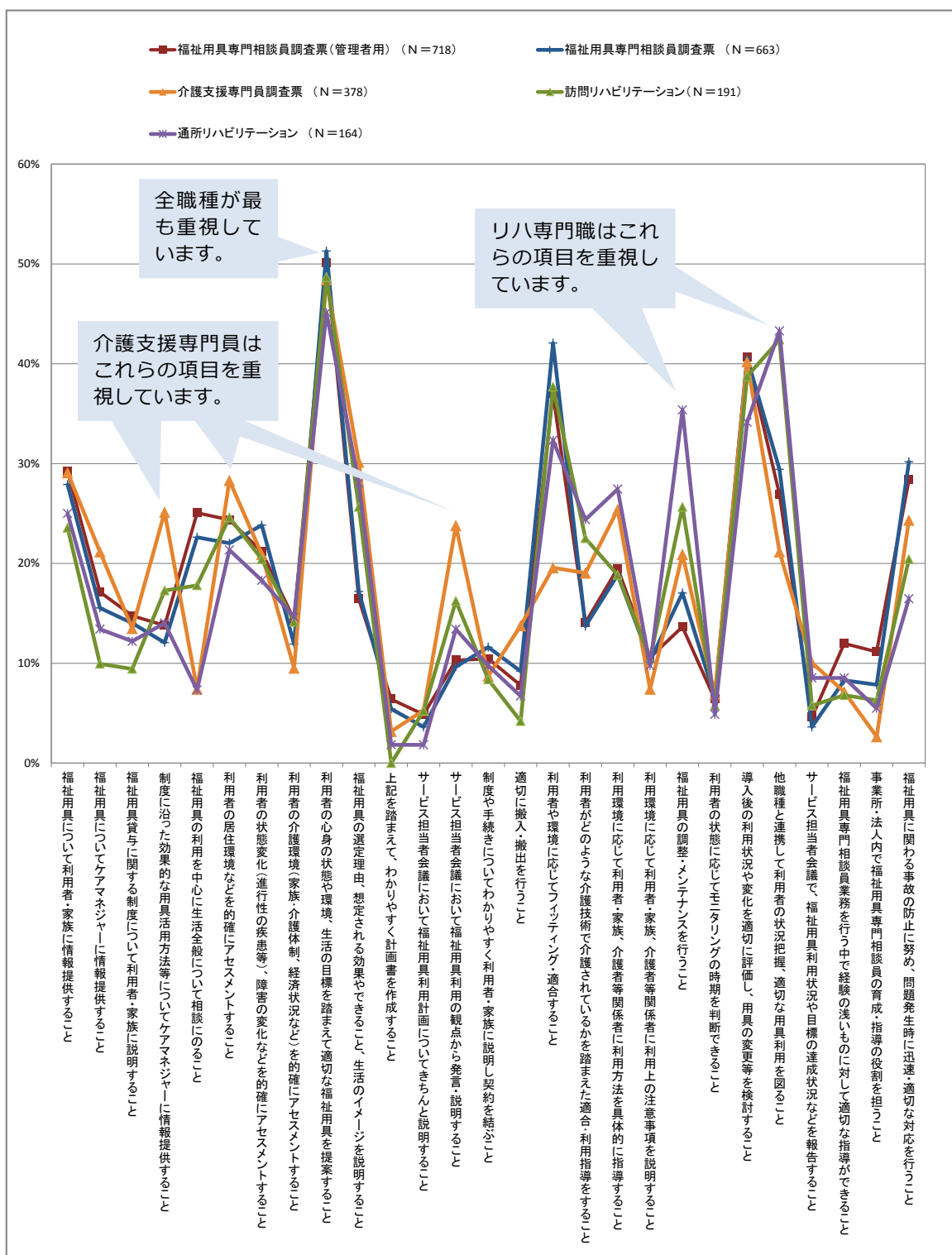
図表 15 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる知識



「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる役割（能力）

「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる役割（能力）は、いずれも「利用者の心身の状態や環境、生活の目標を踏まえて適切な福祉用具を提案すること」が、5割程度で多くなっています。

図表 16 「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に求められる役割（能力）



「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に期待する役割

介護支援専門員、リハ専門職は、3)「専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員」に対して、どのような場面でどのような役割を期待しているのか尋ねたところ、以下のような回答が寄せられました。

【介護支援専門員専門員からのコメント】

■全般

- ・ 福祉用具を利用する事でどのように効果が表れるか、具体的な説明をしてほしい。
- ・ 適切な時期にアセスメントを行い予後予測や福祉用具等の変更が必要な時に情報提供してほしい。
- ・ 豊富な知見で専門職としてトータルでアドバイスできる様な相談員が望ましい。
- ・ 信頼できる福祉用具専門相談員〇〇から助言を受けて借りた△△というように、個人レベルで信頼感があり、何でも相談できるような役割を担ってほしい。
- ・ 利用者、家族へ十分な説明、家族と信頼関係を築く。
- ・ 危険を感じられる判断力、洞察力を身に付けてほしい。用具の危険性についてもきっちりと伝える役割を期待。

■相談、アセスメント、介護サービス開始に際して

- ・ ケアマネジャーと自宅訪問を一緒にしてサービス開始前に敏速に動いてほしい。
- ・ 住環境及び生活行動を想定したアドバイスを発言できる様な役割を期待したい。
- ・ 生活全体をとらえ、住環境整備についての助言をしてほしい。
- ・ 多くの情報があり環境や本人に合った福祉用具の選定に迷うとき適切な福祉用具の情報を提供し一緒に考えてもらいたい。
- ・ 福祉用具の使い方を具説明体的に説明し、どのような状況になった場合、再検討が必要か具体的に提案してほしい。
- ・ 福祉用具の柔軟な活用方法の提案（規定どおりの使用方法だけではなく、利用者個々の状態に合わせ、アレンジした利用の方法など）。

■ケアプラン作成時

- ・ 一般的に高齢者に多い疾患や障害以外にも希少ニーズにも対応できる。
- ・ ケアマネジャーのアセスメントをしのぐ、適切なアセスメントと用具の選択。
- ・ 利用者が望む暮らしを支援者が連携しチームになって関わる中で、それぞれが専門性を発揮すると他の支援者との調整、調和を図っていく必要があり、積極的に参加してほしい。
- ・ 廃用、褥創に関連した環境設定の提案。

■担当者会議（参加姿勢）

- ・ 生活の課題点改善に向けて積極的に福祉用具の提案をしてほしい
- ・ 用具の宣伝ではなく制度や介護技術に関するしっかりと知識、技術を持ち、アドバイスや情報提供していただけることを望みます。
- ・ 適切な発言が出来るように利用者一人一人の状態を把握し、積極的に提案、臨機応変に対応する。
- ・ 利用者の自立支援、安全確保の観点から人による介護にかわる用具や誰にも容易に利用できるような制度の活用など提案してほしい。

■ サービス担当者会議、用具の選定（専門性）

- ・ 身体状況に応じた高齢者の身体変化や病状経過の知識を高め、適切な用具や変更について提案頂きたい。
- ・ 利用者の状況や ADL、家族の状況、経済状況、介護状況、家族関係を把握し、用具の適切なアドバイス、提案していただくこと。
- ・ 残存機能を損なう事なく、機能の維持・向上、生活の質の向上ができる新たな福祉用具の提案ができることを期待する。それを利用者にわかりやすく説明できるようにする役割も期待する。
- ・ 用具が自立のさまたげになっているかいないかアセスメントし、ケアマネに意見が言えること。
- ・ 予後が不安な方でも、ある程度予後を見越した選定や説明ができ、在宅をイメージした事がしっかり提案できることを期待する。
- ・ 生活状況、介護状況、住環境、利用サービスをふまえ、自立に向け福祉用具を利用することでの効果や評価（モニタリング、変更の必要性）など適切な意見がほしい
- ・ 本人の環境、状態をふまえ、自立支援に向けた目標達成のため意見を出してほしい。

■ 退院時あるいは利用者の居宅での対応

- ・ 院内のセラピストや訪問リハ、デイケアのセラピスト等と協同して福祉用具の選定提案ができる。
- ・ 限られたアセスメント状態であっても適切に福祉用具を提案し、搬入が行える力量を期待。
- ・ そうした環境調整について迅速かつ適確な対応を行う。
- ・ ご本人の状態、体調などに見合った福祉用具を選択、提案し、環境を整えることで自立を促す役割を期待する。本人が安心して在宅生活が送れるようにアドバイスできること。
- ・ 例えば、皮膚の状態や病状などを説明し、予後予想も含め進行する症状に対してその時々に適したより良い用具を提案する。
- ・ 利用者や家族の希望と適合を調整、説明し、安心感を持たせる。一方的に押し付けない。
- ・ 家族は在宅介護が遂行できるか不安な状態。ケアマネと一緒に色々な方法論を提案し、在宅でも介護できる事を家族に理解してもらう。その一助になってもらいたい。
- ・ 購入品、レンタル品の利用状況をきちんと把握してケアマネに報告すること。
- ・ 専門家としてより専門的な提案、OT や PT との連携などの役割を期待する

■ 利用者に変化があった時

- ・ アセスメント、用具の選定、搬入・搬出等迅速、適切な対応。
- ・ すぐに利用者宅を訪問し確認を取り、ケアマネジャーと共に用具の選定を行う。ケアマネジャー自身わからない時はリハ専門職と共に関わり、今の状態に適した用具を選定し介護者や本人の負担を減らす。
- ・ 利用者の状態や介護者の介護技術や生活環境を踏まえ、利用者様にどの様な福祉用具の選定が望ましいのか指南してもらいたい。
- ・ ケアマネジャー、家族に福祉用具の変更や適切な利用方法をアドバイス、適切な悪化防止等を提案。
- ・ 専門性を生かし、ケアマネジャー不在でも本人、家族、関係者に安心していただける対応を期待。
- ・ 状態に応じて選択肢をいくつか挙げ、それに対してメリット、デメリットを説明し、見通しを持った発言がほしい（専門職としての意識を持ってほしい）。
- ・ 今後おきる状態変化についての福祉用具変更や使い方の予測などのアドバイスできることを期待。
- ・ 様々なリスクを避ける用具選定のアドバイス、本人の残存機能を活用するような選定のアドバイス。
- ・ ケアマネジャーよりも利用者とのコミュニケーションを取り、福祉用具選定以外にも対応してほしい
- ・ ケアマネジャーから言われた事以外でも、ヘルパー等のサービスではなく福祉用具でも日常生活が安全に行える提案を出してほしい。

■モニタリング

- ・ 定期的に訪問して福祉用具の点検をし、安全性を確認すると同時に福祉用具専門員自体への信頼を持ってもらい、ケアマネジャーでは知りえない情報を提供。チームケアの一員として力を発揮してほしい。
- ・ ただ調整メンテナンスするだけでなく、利用者についてアセスメントを行い、家族や事業者等に適切な情報提供、提案などする役割。
- ・ 選定した用具が適しているか状態確認し、より安全性の高いものを提案するなどを期待する。
- ・ モニタリングの内容を適切な時期に具体的に伝えることができる。

■住宅改修

- ・ 利用者の身体的特徴を理解し、改修箇所や各々の内容（手すりの高さ等）を判断する。利用者の意向を尊重し、柔軟な対応をする
- ・ 居住環境に適した改修についてのアドバイス、改修の内容について具体的な提案。
- ・ 適切な改修説明を行い、改修することにより、生活面においての改善点を的確に伝える役割。

■困難対応

- ・ 在宅介護で困った（行き詰った）場面で、福祉用具活用で介護支援、介護負担の軽減を提案できる。
- ・ 家族と利用者の意見が一致していない場面（またはケアマネジャーとサービス事業所の意見不一致の場面など）で利用者の状態や家族の介護能力をきちんと把握し、今後の生活を予測しての説明や指導をお願いしたい。
- ・ 利用者に必要な福祉用具を家族が了解せず事故が想定される時、福祉用具専門相談員の方々の専門的知識、経験から、適切な助言や福祉用具の選定などについて支援していただきたい。

■その他

- ・ 在宅での支援の経験を元により求められる製品の開発の提案や要望など、メーカーなどに積極的に働きかける。
- ・ 自治体での医療介護の連携の研修のパネリスト等になる。医療退院後、在宅で生活するということはどういうことか、在宅生活での福祉用具の重要性をもっと医療従事者に理解してもらう。

【リハビリテーション専門職からのコメント】

■全般

- ・ 利用者の身体状況や生活環境、生活習慣に応じた福祉用具の詳しいアドバイスいただきたい。
- ・ 家族、利用者、ケアマネジャー、施設職員等へ情報の提供、物品を使つての実習など行う役割を期待する。
- ・ 実際に生活の場を確認して必要と考えられる福祉用具を複数検討し、アフターケアを充実させる。より良い福祉用具があればその更新も提案してほしい。
- ・ 利用者の状態変化や介護環境を的確にアセスメントし、利用者への適合、利用方法を具体的に指導し、その後の利用状況・変化を評価し、変更を検討できれば理想
- ・ 福祉用具についても幅広い選択肢を提案し、積極的に多職種と連携して頂きたい
- ・ 利用者の状況を確認し、必要時には通所リハ等の事業所等にも積極的に提案してほしい
- ・ ケアマネジャーやセラピスト（PT、OT）などとコミュニケーションできる人材育成が必要。事務所の経営的な事よりも利用する人の事（ADL など）を考えた行動をしてほしい
- ・ 福祉用具の種類、使い方など、ケアに関わる方々に知ってもらうことにより、多職種の視点から用具の提案が出てくる。リハビリスタッフだけでなく、介護者、介護士、ケアマネへの情報発信をしてほしい。

■退院時カンファレンス、サービス提供担当者会議、居宅訪問指導に際して

- ・ 退院前より関わりを持ち、本人の心身や生活環境などを他職種とアセスメントし、福祉用具専門相談員としての必要用具の提案を行う。
- ・ 病院や医院から要望があれば、退院・自宅復帰を控えた患者、家族に対し福祉用具の説明をしてほしい。
- ・ 経験による幅広い知識をサービス担当者会議等の場面で提案してほしい。PT、OT の専門知識も生かして協働できることが大切。
- ・ 福祉用具、貸与に関する制度、経験に基づいてサービス担当者会議、退所時カンファレンス、家屋訪問指導で具体的な助言、提案をして頂きたい
- ・ 先々の変化の見通しとそれに伴う福祉用具利用の変化に関しての見解を発信し、利用者、家族から信頼を得られるような存在になってほしい
- ・ 貸与やメンテナンスだけでなく、利用者の変化に応じて福祉用具専門の観点から一緒に検討し、福祉用具を使用した介助方法などについても家族に指導、アドバイスすることが必要。
- ・ リハ専門職が居宅でイメージしていることが可能なのか、他の手段があるのかなど、話し合いがしやすい。
- ・ 担当者会議等リハ、ケアマネジャーと協同の場では、導入対象者の背景、因子、能力を十分に情報提供できるように努めてほしい。
- ・ その用具を使用することによる利点や使用上の注意点を「福祉用具の専門（家）」という立場を持って説明する役割を期待。
- ・ 身体状況や ADL 能力などリハ専門職が伝える情報に基づいて最良の用具を選定してほしい。
- ・ 福祉用具を利用することでどのような生活ができるかを利用者、家族、他職者へ伝える。

■ 用具の選定に際して

- ・ 身体機能の低下により生活状況が変化した場合、環境改善により介護負担軽減を求められた場合、適確に心身の状況を把握し適した福祉用具の選択、利用方法の指導、利用者に適合しているかを評価する。
- ・ 推奨する用具を1つではなく複数提案してほしい。利用者の要望だけでなく、他サービスの状況も踏まえて提供してほしい
- ・ 福祉用具で対応できることを最大に活かしてほしい。利用者の個性に合わせ、安全に生活を過して頂けるように相談できる人がいてほしい

■ 退院、退所後、居宅での対応

- ・ 利用者の身体変化に応じた福祉用具の選出と、それに関する詳しい説明をしてもらいたい。
- ・ 一緒に同行してもらい住宅改修や必要な福祉用具を検討してほしい。
- ・ 福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを説明すること。
- ・ 福祉用具にのみ頼るのではなく、利用者の状態に応じて、能力が生かして必要最小限の住宅改修や福祉用具の使用を提案する。
- ・ 家族の介護負担を軽減でき、安全に在宅生活を過せるような福祉用具の使用を提案する。
- ・ 住環境、同居家族の生活の支障の有無、デメリットがないかどうかを福祉用具の視点で考えてほしい（利用者本人の状態はケアマネはじめリハ職が情報提供できる）。
- ・ 利用者の予後を予測した住宅改修や福祉用具の選定。
- ・ 必要に応じて本人、家族とリハ職の間に入って頂き、利用者の状態変化、福祉用具の使用状況など情報の橋渡しをしてほしい。
- ・ リハ専門職と共同でより良い生活環境を整える。さらにその経験をもとに単独でも生活環境整備に関する支援が実施でき、必要に応じて連携、調整が行えることを期待する。
- ・ 常に専門的に判断を提供し、他職種と連携して今まで以上に利用者が安心して安全に生活できるようにする。他職種もスキルアップが必要。
- ・ 他職種と連携して選択した福祉用具の利用目的を適確に把握し、選択、フィッティングできる。
- ・ 利用者の状態を他職種より情報収集し、その方に一番合った福祉良具を福祉用具専門職として主体的に検討、提案してほしい。
- ・ リハビリテーション及び医学的な知識を有し、専門的な用語でコミュニケーションでき、利用者様の状態に合わせて福祉用具の選定ができる事
- ・ リハ専門職と一緒に身体、能力を評価した上で、家屋調査を実施し、協働して福祉用具の選定やフィッティングを行う
- ・ 通所事業所内でのリハビリテーション、生活場面で外出先と自宅の利用状況の評価で違いを確認し、画一的ではなく生活場面に応じた多様な福祉用具の情報を提供する
- ・ 定期的な福祉用具の講習、操作の説明など

■ 事業所向けの情報提供

- ・ 施設職員に福祉用具の利用事例、新しい福祉用具の情報などを情報提供する。周知することで、その施設に関わる利用者の福祉用具の適否を評価できる。施設から事業所への相談も円滑に行え、多くの方に対応しやすくなるのではないかと

■ 困難事例対応

- ・ 進行性疾患や神経難病等、動作能力の向上が難しく、一般的な用具の利用がしづらい利用者への対応では、利用者の残存能力に合わせて、効果的な用具の使用や指導を期待する。

3 まとめ

調査の結果から、「専門的知識及び経験を要する福祉用具専門相談員」に求められる役割について、以下のように整理することができます。

【信頼を得るための前提となる知識・能力】

- 介護支援専門員から信頼を得ている経験豊富な福祉用具専門相談員が備えている知識・能力が明らかになりました。**介護保険や福祉用具、住宅改修に関する十分な知識に基づいて、福祉用具に関する一連のサービス提供プロセスを確実に実施し、福祉用具の専門職としての役割を果たすことが前提となっています。**



【他職種との連携を実現するための高度な知識・能力】

- こうした知識、能力に加えて、多職種との連携を実現するためには、さらに高度な知識、能力が期待されています。**ケアマネジャーやリハ専門職等、各職種との接点において、連携相手の専門領域を一定程度理解したうえで、福祉用具に関する専門職としての知見に基づく情報提供、提案などが重視されている**といえます。



【知識や能力を発揮し、主体的に関わる姿勢】

- 上記の知識、能力を備え、こうした知識、能力を十分に発揮して、**利用者への説明や相談対応、サービス担当者会議など多職種による協議の場やケアプラン作成の支援の場に際して主体的に意見を述べ、積極的に福祉用具を用いた生活のあり方を提案するなど、ケアチームのメンバーとして主体的に関わる姿勢**が求められています。

- すなわち、「専門的知識及び経験を要する福祉用具専門相談員」には、単に専門的知識と経験に基づいた知見を蓄積するだけでなく、それをベースにして福祉用具を用いた生活のあり方、それを実現するための福祉用具の選択、利用者への適合、他の介護サービスとの組み合わせなどを提案し、実現させる「実践力」が求められていると言えます。
- 福祉用具専門相談員自身も、「専門的知識及び経験を要する福祉用具専門相談員」としての役割を果たすためには、福祉用具専門相談員としての資質として、人間性も含めて、専門領域および医療、介護技術等の関連領域に関する知識、アセスメントや選定・提案能力、コミュニケーション能力、他職種との連携やチームケアにおける貢献、福祉用具に関する専門職としての心構え、仕事に取り組む姿勢などの重要性を認識しています。

＜福祉用具専門相談員に求められる知識・能力のイメージ＞

今後さらに期待される知識・能力	・ 専門性や経験に基づく積極的な選定・提案、アドバイスの提供（状況を読んだプラスアルファの提案、先を見越した提案、複数の選択肢、自立に向けたアドバイスなど） ・ 利用者の気持ちを汲み取ろうとする姿勢や制度等に関する相手に合わせたわかりやすく丁寧な説明など ・ チームの一員としての主体的な参加（担当学会議出席、発言、熱意、一緒に取り組む姿勢）
専門性の高い知識・能力	・ 高齢者の心身の機能や変化の特徴に関する経験に基づいた幅広く具体的な知識 ・ 高齢者の日常生活の基本動作、個性、生活リズム等についての経験に基づく具体的な知識 ・ リハビリテーションの考え方や福祉用具との関係に関する知識 ・ 高齢者に多い疾患・疾病とその症状・進行に関する知識 ・ チームケアに関する知識 ・ 福祉用具に関わる事故の防止に努め、問題発生時に迅速・適切な対応を行う能力 ・ 福祉用具の選定理由、想定される効果やできること、生活のイメージを利用者・家族やケアチームに対してわかりやすく説明する能力 ・ 適切に福祉用具の調整・メンテナンスを行う能力 ・ チームの他職種の要望に対応したサービス提供 ・ 事業所や地域内で、経験の浅い福祉用具専門相談員に対する育成・指導、業務におけるスーパービジョンを行う能力 ・ 介護保険サービスに関する最新かつ正確な知識 ・ 多様な福祉用具に関する知識 ・ 新製品に関する詳細な知識 ・ 機種別の構造、機能の違い、適用に関する知識 ・ 住環境と福祉用具の関連に関する経験に基づく具体的な知識 ・ 接遇・コミュニケーションに関する豊富な知識 ・ 認知症の症状や特徴を踏まえた関わり方に関する知識 ・ 福祉用具に関する情報提供・生活全般についての相談対応能力 ・ 的確なアセスメント（利用者・環境の評価）能力 ・ 利用者や環境の状況に応じた適切な用具選定能力 ・ 搬入・設置・搬出のきめこまかい調整能力 ・ 利用者や環境の状況に応じた利用指導・適合調整能力 ・ 状況変化をとらえるフォロー・モニタリング能力 ・ 状況に応じた利用者・家族とのコミュニケーション能力 ・ サービス担当学会議での発言・説明・提案能力 ・ ケアマネジャーと円滑に連携する能力
基本的な知識・能力	・ 介護保険制度の基本的な知識 ・ 福祉用具サービスに関する基本的な知識 ・ 福祉用具の種類・機構・特性等に関する基本的な知識 ・ サービス提供の基本的な手順 ・ 住環境と住宅改修に関する基本的な知識 ・ （基本的な）用具選定能力 ・ （基本的な）搬入・設置・搬出の能力 ・ （基本的な）利用指導・適合調整の能力 ・ （基本的な）フォロー・モニタリング能力 ・ （基本的な）利用者・家族とのコミュニケーション能力
知識	能力

4 今後の課題

本事業では、福祉用具専門相談員、および連携する他職種として、介護支援専門員とリハ専門職を対象としたアンケート調査およびヒアリング調査を行い、福祉用具専門相談員に対する評価や、「専門的知識および経験を要する福祉用具専門相談員」に求められる知識、役割（能力）について、把握しました。また、福祉用具関連の現行の研修や資格制度、他の介護サービスの資格基準と人材育成方針についての調査を行いました。

これらの結果を踏まえ、今後の福祉用具専門相談員に求められる専門性の検討を行い、「基本的な知識・能力」「専門性の高い知識・能力」「今後さらに期待される知識・能力」について整理しました。

今後、福祉用具に関する専門性を発揮して多職種の信頼を得て円滑な連携を行い、利用者の在宅生活を支える「専門的知識および経験を要する福祉用具専門相談員」を育成していく上では、以下のような課題に対応する必要があると考えられます。

● 専門性を養成する知識、能力の体系的整理

→目標とする専門性を養成するためには、養成すべき分野、その分野で求められる知識、能力などを体系的に整理する必要があります。

特に知識と経験に基づく知見の体系化と併せて、それを実践の場での提案力、実践力としてアウトプットする能力を重視する必要があります。

● 専門性を養成する手法の検討

→体系化された専門性の知識、能力を養成する具体的な手法（研修、OJT など）を検討する必要があります。その際、事業所規模等にも配慮し、小規模な事業所であってもこうした研修やOJTを取り入れることが可能となるような仕組みを検討する必要があります。

また、知識、能力を養成する手法と併せて、そうした知識、能力の到達度を評価する手法も検討することが重要である。また、一定レベルに到達した場合に、資格として認定する制度を導入する可能性についても検討する必要があります。

● 長期継続的に専門性を維持する仕組みの検討

→福祉用具は継続的に技術進歩しており、機器の利用方法、取り扱い方法も継続的に変化します。これに対応して専門性を維持する仕組みを検討しておく必要があります。

例えば、一定の年数を経るごとに資格更新のための研修を受講する仕組みなどが考えられます。

専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業

調査結果の概要

平成 27 年 3 月 発行

発行者 一般社団法人日本福祉用具供給協会
〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-15
TEL 03-6721-5222
FAX 03-3434-3414

本事業は、平成 26 年度 老人保健事業推進費等補助金の助成を受け、行ったものです。

専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業

報告書

平成 27 年 3 月 発行

発行者 一般社団法人日本福祉用具供給協会

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-15

TEL 03-6721-5222

FAX 03-3434-3414

本事業は、平成 26 年度 老人保健事業推進費等補助金の助成を受け、行ったものです。

